

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和元年9月30日

【発行者名】 UTI インターナショナル（シンガポール）プライベート・リミテッド
(UTI International(Singapore)Private Ltd.)

【代表者の役職氏名】 最高経営責任者兼取締役 プラヴィーン・ジャグワニ
(Praveen Jagwani, CEO and Director)

【本店の所在の場所】 シンガポール 048617、#08 - 02 プハラト・ビルディング、ラッフルズ・プレース 3
(3 Raffles Place, #08-02 Bharat Building, Singapore 048617)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三浦 健

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号
丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三浦 健

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号
丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03 (6212) 8316

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 ホライズン・トラスト - 南アフリカ・ランド・マネー・マーケット・ファンド
(Horizon Trust - South African Rand Money Market Fund)

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】 200億ランド（約1,528億円）を上限とする。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

（注1）以下、本書において南アフリカ・ランドを「ランド」ということがある。

（注2）ランドの円貨換算は2019年7月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ランド＝7.64円）による。

（９）【払込期日】 投資者は取引日の日本における翌営業日までに外国証券取引口座約款および累積投資約款の定めるところに従って、販売会社に申込金を支払う。申込金額の総額は、販売会社によって、ファンドの保管銀行であるスミトモ・ミツイ・トラスト（ユーケー）リミテッドのファンドの口座に取引日の翌営業日までにランド貨で払い込まれる。

（１０）【払込取扱場所】 各販売会社が定める場所

（１１）【振替機関に関する事項】 該当事項なし。

（１２）【その他】

申込証拠金はない。

引受等の概要

（ａ）販売会社は、管理会社との間の日本におけるファンド証券の販売および買戻に関する受益証券販売・買戻契約に基づきファンド証券の募集を行う。

（ｂ）販売会社は、直接または他の販売・買戻取扱会社を通じて間接に受けたファンド証券の買付注文、買戻請求等を管理会社へ取次ぐ。

（ｃ）管理会社は新生銀行を日本における管理会社の代行協会員に指定している。

（注）代行協会員とは、外国投資信託証券の発行者と契約を締結し、受益証券一口当たり純資産価格の公表を行い、またファンド証券に関する目論見書、決算報告書その他の書類を他の販売・買戻取扱会社（以下、販売会社と合わせて「販売取扱会社」という。）に交付する等の業務を行う会社をいう。

申込みの方法

ファンド証券の申込みを行う投資者は、販売取扱会社と外国証券の取引に関する契約を締結する。このため、販売取扱会社は「外国証券取引口座約款」その他の約款を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨の申込書を提出する。投資者はまた販売取扱会社と累積投資約款に基づく累積投資契約を締結する。申込金額は、円貨で支払う場合は、ランドと円貨との換算はすべて各申込日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、販売取扱会社が決定するレートによるものとする。申込金額は、販売取扱会社が応じ得る範囲内でランドで支払うこともできるが、その場合は販売取扱会社のランド預金口座への振込等により行うものとする。

申込金額は、販売会社により通常取引日の日本における翌営業日に保管銀行であるスミトモ・ミツイ・トラスト（ユーケー）リミテッドのファンド口座に、ランドで払込まれる。

日本以外の地域における発行

該当事項なし。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

南アフリカ・ランド・マネー・マーケット・ファンド（以下「ファンド」という。）は、アンブレラ・ファンドとしてケイマン諸島の法律に基づき構成されているユニット・トラストであるホライズン・トラスト（以下「トラスト」という。）のシリーズ・トラストである。

トラストは、受託会社と管理会社の間で締結された2008年10月17日付基本信託証書に基づき設定されたオープン・エンド型アンブレラ型ユニット・トラストである。

トラストはアンブレラ型ユニット・トラストとして設定されており、これに基づき個別のシリーズ・トラストを創設および設定することができ、関係するシリーズ・トラストに帰属する資産および負債は、トラストの勘定で当該シリーズ・トラストに充当される。各シリーズ・トラストにのみ関係する受益証券が発行される。シリーズ・トラストに関係するかまたはシリーズ・トラストの創設、運用もしくは清算に関連して発生した受益者および債権者の権利は、当該シリーズ・トラストの資産に限定される。受益者相互の関係について、各シリーズ・トラストは別々の機関とみなされる。信託証書に基づき設立されるシリーズ・トラストの数に制限はない。

ファンドは、STeFI（短期固定金利）3 か月物短期金融市場指標に準拠する利回り（税および費用込み。1 年間で測定される。）の獲得を目標とする。

ファンドは、南アフリカの短期金融市場商品の範囲内で投資を行うことによりその投資目的を達成することを追求する。かかる資産には、銀行引受手形、社債、譲渡性預金、コマーシャル・ペーパー、短期国債、コール預金、定期預金、固定金利譲渡性預金、変動金利譲渡性預金、および約束手形を含むが、これらに限られない。

ファンドの投資目的が達成されるとの保証はない。

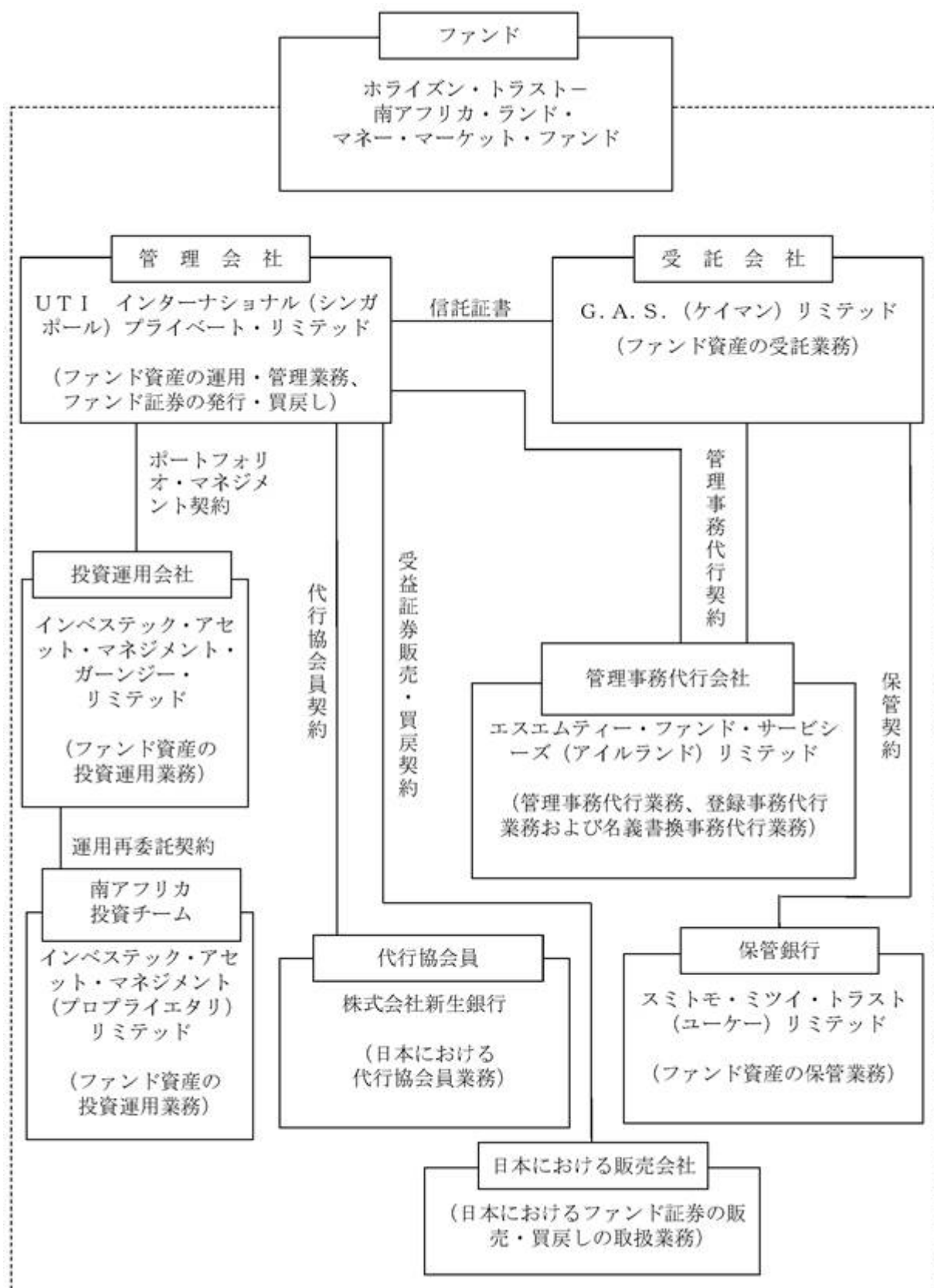
ファンドにおける信託金の限度額については、特に定められていない。

（２）【ファンドの沿革】

2006年11月15日	管理会社設立
2008年10月17日	信託証書締結
2008年12月 3 日	ファンドの募集開始
2008年12月 4 日	ファンドの運用開始
2015年 9 月15日	改訂および再録補遺信託証書締結

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
UTI インターナショナル （シンガポール）プライベート・リミテッド （UTI International （Singapore）Private Ltd.）	管理会社	受託会社との間の2008年10月17日付基本信託証書および2008年10月17日付補遺信託証書（2015年9月15日付修正および再録補遺信託証書により修正済）（以下総称して「信託証書」という。）に基づき、ファンド資産の運用、管理、ファンド証券の発行買戻し業務を行う。
G.A.S.（ケイマン）リミテッド （G.A.S.（Cayman）Limited）	受託会社	信託証書に基づき、ファンド資産の受託会社としての業務を行う。
インベストック・アセット・マネジメント・ガーンジー・リミテッド （Investec Asset Management Guernsey Limited）	投資運用会社	管理会社との間の2008年11月17日付ポートフォリオ・マネジメント契約（注1）に基づき、ファンド資産の投資運用業務を行う。
インベストック・アセット・マネジメント（プロプライエタリ）リミテッド （Investec Asset Management （Proprietary）Limited）	南アフリカ投資チーム	投資運用会社との2008年3月11日付運用再委託契約（注2）に基づき、ファンド資産の投資運用業務を行う。
エスエムティー・ファンド・サービスズ（アイルランド）リミテッド （SMT Fund Services（Ireland） Limited）	管理事務代行会社	管理事務代行会社、管理会社および受託会社との間の2008年10月17日付管理事務代行契約（注3）に基づき、ファンドの管理事務代行業務、登録事務代行業務および名義書換事務代行業務を行う。
スミトモ・ミツイ・トラスト （ユーケー）リミテッド （Sumitomo Mitsui Trust（UK） Limited）	保管銀行	受託会社との間の2008年10月17日付保管契約（注4）に基づき、ファンド資産の保管業務を行う。
株式会社新生銀行	代行協会員	管理会社との間の2008年11月7日付代行協会員契約（2015年9月15日付変更契約により修正済）（注5）に基づき、代行協会員業務を行う。

（注1）ポートフォリオ・マネジメント契約とは、管理会社によって任命された投資運用会社が、ファンド資産の投資運用業務を行うことを約する契約である。

（注2）運用再委託契約とは、投資運用会社によって任命された南アフリカ投資チームが、ファンド資産の投資運用業務を行うことを約する契約である。

（注3）管理事務代行契約とは、管理会社および受託会社によって任命された管理事務代行会社が計算および評価ならびにその他の管理事務代行業務をファンドに提供することを約する契約である。

（注4）保管契約とは、受託会社によって任命された保管銀行がファンドの資産の保管銀行として行為することを約する契約である。

（注5）代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、ファンドに対し、受益証券一口当たり純資産価格の公表およびファンド証券に関する目論見書、決算報告書その他の書類の販売会社への交付等代行協会員業務を提供することを約する契約である。

管理会社の概要

（イ）設立準拠法

管理会社は、シンガポール会社法チャプター50に基づき、シンガポールにおいて2006年11月15日に設立された。

管理会社は、シンガポール通貨局による規制を受けており、ファンド運営について、シンガポールの証券先物法チャプター289に基づく規制行為であるキャピタル・マーケット・サービスにかかる免許（以下「CMS免許」という。）を付与されている。CMS免許の保有に基づき、管理会社はシンガポールの投資顧問業法チャプター110第23条（１）（d）に基づく免除投資顧問業者とみなされる。

「海外投資家」（シンガポール国外の個人で、「シンガポール国民」、「シンガポール永住者」もしくは「シンガポール国民または永住者に完全にまたは多少でも依存している者」のいずれでもないか、または「その他の場合において、シンガポールにおいて商業上もしくは物理的に存在しない者」をいう。）に対して投資顧問業者としてサービスを提供する場合、管理会社は、とりわけクライアントに対する商品情報および証券の持分の開示に関する投資顧問業法第25条ないし第29条、第32条、第34条および第36条が適用されない旨を定める投資顧問業規則第36号に基づく免除にかかるものとする。

管理会社は、基本信託証書に基づき、特に各シリーズ・トラストの資産の投資および再投資につき責任を負う。管理会社は、管理会社に対して付与されているあらゆる権利、特権、権限、義務および裁量を他の者に委託する権限を有する。ただし、管理会社は委託先または再委託先の選任には合理的な注意を払うものとし、管理会社は、委託先または再委託先の行為を監督する責任を負わない。管理会社は、管理会社の側に詐欺行為、故意の不履行または過失がない限り、委託先または再委託先の作為もしくは不作為の結果としてまたはこれらから生じる損失につき責任を負わない。管理会社は、自らが適切であると考ええる情報源から、かつ自らが適切であると考ええる条件で、投資その他に関する助言を得る権利（上記の一般性を損なうことなく、シリーズ・トラストの投資対象の投資および再投資につき助言を行う一または複数の投資顧問を任命する完全な権限を含む。）を有する。

（ロ）事業の目的

管理会社の目的は、投資信託および投資法人の管理、運用、勧誘および販売活動を行うこと、資産運用業務を行うこと、シンガポールで現在効力を有する法律により禁止されていない他の業務を行うことである。

（ハ）資本金の額

管理会社の資本金は600万シンガポール・ドル（約4億7,556万円）で、2019年7月末日現在、全額払込済である。なお、1株1万シンガポール・ドル（約792,600円）で記名株式600株を発行済である。

（注）シンガポール・ドルの円貨換算は、2019年7月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1シンガポール・ドル＝79.26円）による。以下、別段の表示がない限り、シンガポール・ドルの金額表示はすべてこれによる。

（二）会社の沿革

2006年11月15日に設立。

（ホ）大株主の状況

（2019年7月末日現在）

名称	住所	所 有 株式数	比率
UTI インターナショナル・リミテッド	ガーンジー GY1 3 FN、セント・ピーター・ポート、ハヴィランド・ストリート、キングスウェイ・ハウス私書箱393	600株	100%

（４）【ファンドに係る法制度の概要】

準拠法の名称

ファンドは、ケイマン諸島の信託法（改正済）（以下「信託法」という。）に基づき設立された。ファンドは、また、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改正済）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）により規制される。

準拠法の内容

（ ）信託法

ケイマン諸島の信託の法律は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、信託に関する英国判例法のほとんどを採用している。さらに、信託法は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託会社に対して資金を払い込み、投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託会社は、一般的に保管銀行としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。

受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務を負う。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。

大部分のユニット・トラストは、ケイマン諸島において免税信託として登録申請される。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を、（限られた一定の場合を除き、）受益者とししない旨宣言した受託会社の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に届出される。

免税信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産がケイマン諸島において50年間課税に服さないとの約定を取得することができる。

信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。

免税信託は、信託証書の変更を信託登記官に提出しなければならない。

免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

（ ）ミューチュアル・ファンド法

後記「（６）監督官庁の概要」の記載を参照。

（５）【開示制度の概要】

（１）ケイマン諸島における開示

ケイマン諸島金融庁への開示

ファンドは、目論見書を発行しなければならない。目論見書は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資者となろうとする者がファンドに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をなしうるために必要なその他の情報を記載しなければならない。目論見書は、ファンドについての詳細を記載した申請書とともにケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）に提出しなければならない。

ファンドは、CIMAが承認した監査人を選任し、会計年度終了後６か月以内に監査済会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程において、ファンドに以下の事由があることを知ったとき、または以下の事由があると信じるに足る理由があったときは、CIMAに報告する法的義務を負っている。

- （ａ）弁済期に債務を履行できないか履行できないであろうこと。
- （ｂ）投資者または債権者に有害な方法で自発的にその事業を遂行しもしくは事業を解散し、またはその旨意図していること。
- （ｃ）会計を適切に監査しうる程度に十分な会計記録を備置せずに事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
- （ｄ）詐欺的または犯罪的手法で事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
- （ｅ）ミューチュアル・ファンド法または同法に基づく規則、金融庁法（改訂済）、マネー・ロンダリング防止規則（改訂済）または認可条件に違反する方法で事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。

ファンドの監査人は、ケーピーエムジー ケイマン諸島である。ファンドの会計監査は、アイルランドにおいて一般に公正妥当と認められる国際財務報告基準に基づいて行われる。

ファンドは、毎年９月末日までには同年３月31日に終了する会計年度の監査済会計書類をCIMAに提出する。

受益者に対する開示

監査済年次報告書は、決算日から180日以内に、管理事務代行会社により受益者に送付される。

ファンドの会計年度は、毎年３月31日に終了する。ファンドの第一期の年次報告書は、2009年３月31日に終了する期間に対して作成された。

（２）日本における開示

監督官庁に対する開示

（ ）金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本において１億円以上のファンド証券の募集をする場合、有価証券届出書を日本国関東財務局長に提出しなければならない。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。）（以下「金融商品取引法」という。）に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子システム（EDINET）等において、これを閲覧することができる。

ファンド証券の販売取扱会社は、交付目論見書（金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいう。）を投資者に交付する。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書（金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいう。）を投資者に交付する。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各事業年度終了後６か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後３か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合には

そのつど臨時報告書を、それぞれ日本国関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をEDINET等において閲覧することができる。

（ ）投資信託及び投資信託に関する法律上の開示

管理会社は、ファンド受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」という。）に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また、管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければならない。さらに、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき交付運用報告書および運用報告書（全体版）を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

日本の受益者に対する開示

管理会社は、信託証書を変更しようとする場合であって、その変更の内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければならない。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知される。

上記のファンドの運用報告書に記載すべき事項のうち重要なものを記載した書面（交付運用報告書）は、日本の知れている受益者に交付される。運用報告書（全体版）は、管理会社のために代行協会のホームページに掲載される。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付する。

ホームページ アドレス <https://www.shinseibank.com/>

（ 6 ）【監督官庁の概要】

ファンドはミューチュアル・ファンド法に定める「ミューチュアル・ファンド」の定義に該当する。ファンドは、投資信託免許の取得に代えて、ミューチュアル・ファンド法第4条（1）（b）項に基づき登録された規制投資信託である。したがって、ケイマン諸島の一般投資家向け投資信託（日本）規則（改訂済）の適用は受けない。規制投資信託として、ファンドは、ミューチュアル・ファンド法に基づきCIMAの監督に服し、CIMAは、いつでもファンドに、財務書類の監査を行い、同書類をCIMAが特定する一定の期日までにCIMAに提出するよう指示することができる。さらに、CIMAは、受託会社にCIMAがミューチュアル・ファンド法上の義務を遂行するために合理的に必要とするファンドに関する情報または説明を提出するよう求めることができる。

CIMAは、必要であると考えられる場合はいつでも、ミューチュアル・ファンド法および適用されるマネーロンダリング防止規則が遵守されていることを確認するため、立入検査またはその他CIMAが決定する方法により、ファンドの業務または事業の検査を行う。

受託会社は、ファンドに関するすべての記録を、合理的な期間に、CIMAに提出または開示しなければならない。CIMAは、開示された記録の写しを作成し、抄本を備置することができる。CIMAの要求を遵守しない場合、受託会社は、高額の罰金に服し、CIMAは、裁判所にファンドの解散を請求することができる。

規制投資信託が、その義務を履行できなくなる可能性がある場合、また投資者や債権者の利益を害する方法で業務を遂行もしくは遂行を企図し、または任意解散を行おうとしている場合、規制投資信託の運営および管理が適正かつ正当な方法で実行されていない場合、または規制投資信託の管理者としての地位を有するものが、その地位を占めるのに適正かつ正当なものでない場合、CIMAは、一定の措置を取ることができる。CIMAの権限には、受託会社の交替を要求すること、ファンドの登録を抹消すること、ファンドの適切な業務遂行についてファンドに助言を与える者を任命すること、またはファンドの業務

監督者を任命すること等が含まれる。CIMAは、その他の権限（その他措置の承認をケイマン諸島の裁判所に申請する権限を含む。）を行使することができる。

ファンドの受託会社は、ケイマン諸島の会社として登録されており、かつ信託会社としてケイマン政府の認可を受けている。受託会社は、CIMAの監督下にある。受託会社はまた、ミューチュアル・ファンド法に基づく投資信託管理会社として認可されている。

2【投資方針】

（１）【投資方針】

ファンドは、STeFI（短期固定金利）3 か月物短期金融市場指標に準拠する利回り（税および費用込み。1 年間で測定される。）を目標とする。

ファンドは、南アフリカの短期金融市場商品の範囲内で投資を行うことによりその投資目的を達成することを追求する。かかる資産には、銀行引受手形、社債、譲渡性預金、コマーシャル・ペーパー、短期国債、コール預金、定期預金、固定金利譲渡性預金、変動金利譲渡性預金、および約束手形を含むが、これらに限られない。

ファンドは、日本証券業協会のガイダンスに定められた「特化型運用ファンド」である。特化型運用ファンドとは、支配的な銘柄が存在するか、または存在することとなる可能性が高いファンドをいう。ある特定の発行体が発行する銘柄の時価総額がファンドの投資対象候補銘柄の時価総額の10%を超える場合、かかる特定の発行体が発行する銘柄は支配的な銘柄に該当する。下記「投資制限」の項に記載される基準を満たす短期金融商品の発行体は限定されているため、ファンドには支配的な銘柄が存在するか、または存在することとなる可能性が高い。したがって、ファンドは純資産額の10%を超えて特定の銘柄を組み入れる可能性があり、特定の銘柄への投資が集中する可能性が高い。特定の銘柄への投資が集中する結果、その銘柄のパフォーマンスが悪かった場合、または当該発行体の経営破綻や財務状況の悪化が生じた場合には、ファンドの総収益に重大な悪影響が発生することがある。

ファンドの投資目的が達成されたとの保証はない。

（２）【投資対象】

上記「（１）投資方針」の項を参照。

（３）【運用体制】

インベストック・アセット・マネジメント（以下「IAM」という。）は、専門的アクティブ運用の投資運用会社である。IAMは、専門化の能力、および少人数の集中的投資チームが、優れたパフォーマンスをもたらすための理念の創造および迅速な実現にとって理想的な環境を提供することを確信している。IAMの専門的手法により、各投資チームは自らの哲学およびプロセスをコントロールすることができる。

IAMの短期金融市場戦略は、南アフリカの幅広い種類の短期金融商品を用いて、中期にわたり安定的なリターンの見通しを提供するものである。この戦略では、短期金融市場ポートフォリオおよび短期の定期預金を超えるリターンを提供することを目指しつつ、高度な流動性の維持および元本の確保ならびに投資者に対する即時の換金性の提供を目指している。その目的は、短期固定金利（STeFI）3 か月物指標（税および費用込み。1 年間で測定される。）を上回ることである。

この戦略は、投資者に最小限のボラティリティで元本の確保を提供することを目指している。この戦略は、過去のボラティリティが従来型の債券および社債ファンドよりも低いため、当座勘定および積立預金勘定の有力な代替商品である。

（１）管理会社の運用体制

管理会社は、ファンドの運用について投資運用会社（インベストック・アセット・マネジメント・ガーンジー・リミテッド）に委任する。

（２）投資運用会社の運用体制

投資運用会社は、ファンドの運用について、さらにインベストック・アセット・マネジメント（プロプライエタリ）リミテッド（以下「南アフリカ投資チーム」という。）に委任する。

（３）南アフリカ投資チームの運用体制

南アフリカ投資チームは、投資能力によって編成され、各チームは、先に合意されたリスク変数の範囲内で顧客の資金を運用する権限を有しかつ明確に投資責任を負うリーダーを擁する。共同チーフ投資責任者らは、IAMのすべての戦略に基づく投資運用の監督および管理について最終的な責任を負っている。IAMの専門家投資チームの責任者ら、投資リスク・チームの責任者および取引チームの責任者は、全員、共同チーフ投資責任者らに報告を行っている。

（４）投資チームの概要

短期金融市場戦略は、57名の債券の投資専門家から構成される（2019年6月30日現在）グローバルな統合チームである債券チーム内で運用される。このチームには、南アフリカ債券ポートフォリオならびに南アフリカおよびアフリカ債券チームについて責任を負う23名の投資専門家が含まれている（2019年6月30日現在）。ポートフォリオ・マネジャーであるリサ・マクレオド（Lisa MacLeod）およびヴィヴィアン・タバレー（Vivienne Taberer）は、同氏らが専門とする南アフリカ債券の担当者と緊密に協力している。

（５）投資運用方針の意思決定プロセス

インベステック・短期金融市場投資プロセス

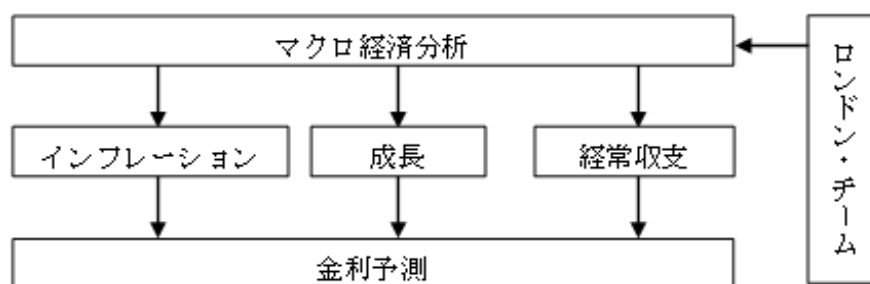
経済の基礎リサーチおよび基礎分析は、IAMの投資プロセスの基礎となっている。ポートフォリオ・マネジャーおよびリサーチ・アナリストは、ともにリサーチ業務、かかる経済データの収集および分析につき責任を負っている。投資チームは、限定的な外部リサーチを利用しており、その情報は分析された上でIAMの投資プロセスに組み入れられる。

マクロ経済分析に基づく意思決定

投資プロセスは、図1に示すとおり、南アフリカ経済および世界経済のマクロ経済分析からスタートする。GDPの構成要素、インフレーション、予算ポジション、為替レートおよび金利等の主要な経済変数を予測するために、独自モデルおよび主観的推論を使用する。これらは今後1～2年にかかる絶対的な予測ならびに公表されたコンセンサスおよび市場が織り込んでいると見られるコンセンサスに関連する予測を示している。かかる予測は、定量的モデルおよび主観的分析に基づいている。

投資チームは、マクロ経済的予測を用いて、起こりうる3本の主たる金利シナリオを予測する。かかるシナリオは、IAMの短期金融市場最適化モデルの主要要素として利用される。

図1：金利予測のためのマクロ経済分析

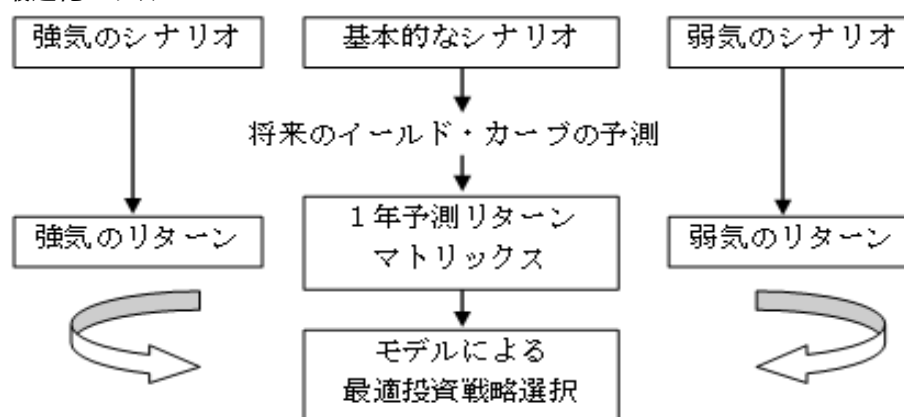


（出所）インベストエック・アセット・マネジメント

戦略的ポートフォリオ・ポジショニング

図2に示すIAM独自の最適化モデルは、戦略的な短期金融市場プロセスの中核を構成するものである。かかるモデルは、短期金融市場の利回り曲線に存在する最適な価値を判断する際に役立つ。

図2：最適化モデル



（出所）インベストエック・アセット・マネジメント

かかるモデルの主要要素である3本の主たる金利シナリオによる予測は、一連の3か月の利回り曲線の予測を算出するために利用され、これにより、先渡短期金融市場証券の利回り曲線の勾配が導き出される。次にリターン・マトリックスが計算され、特定の期間にわたって利用可能な投資戦略毎に予測リターンが導き出される。かかるモデルは、1年にわたって、シナリオ毎に考えられる2,500組近くの投資の組合せについてリターンを導き出す。各プライム・レートのシナリオに基づいてリターンを導き出し、最適化することにより、最も魅力あるリスクとリターンのトレード・オフを見極めることが可能となる。

これにより、各ポートフォリオの要請に適した戦略的デュレーションは、投資チームの予測に沿って決定される。最適な戦略的ポートフォリオは、インカム要件を満たし、かつ当該デュレーションにかかるリターンを最大化するように設定される。かかるポートフォリオは、投資チームの長期的観点を反映することを確実にする。

戦術的ポートフォリオ・ポジショニング

投資チームの長期予測が正確であったとしても、投資チームは、短期金融市場が短中期で乱高下する可能性があること、およびこれにより価値を付加する更なる機会を提供することになることを認識している。このプロセスの戦術パートは、数日、数週または数か月後に生じる機会の探求に焦点を当てる。

投資チームは、金利は最終的に経済のファンダメンタルズの変化を反映して変動すると考えているが、短期的な市場の非効率性により、無数の戦術的な取引機会がもたらされる。戦術的なポートフォリオ・ポジショニングは、リターンを向上させ、ボラティリティおよび一時的なミスプライシングを利用することを目指している。これには、様々な短期金融市場の利回り曲線全体について裁定取引の機会の綿密な監視も伴っている。

投資チームの戦略的なポートフォリオ・ポジションおよび戦術的なポートフォリオ・ポジションは、国内マクロ経済変数の短期的な動向、ロンドン・チームの債券担当者により分析される世界規模の影響、金融市場債券の需給、ランドの動向予想、テクニカル指標といった、中期的に短期金融市場の利回りの方向を決定付けると考える広範な要因と関連付けて、見直しがなされる。かかる影響の分析により、ポートフォリオのデュレーションおよび利回り曲線のポジショニングの調整規模および調整方向を見極める。ポジションは、継続的に見直しがなされる。

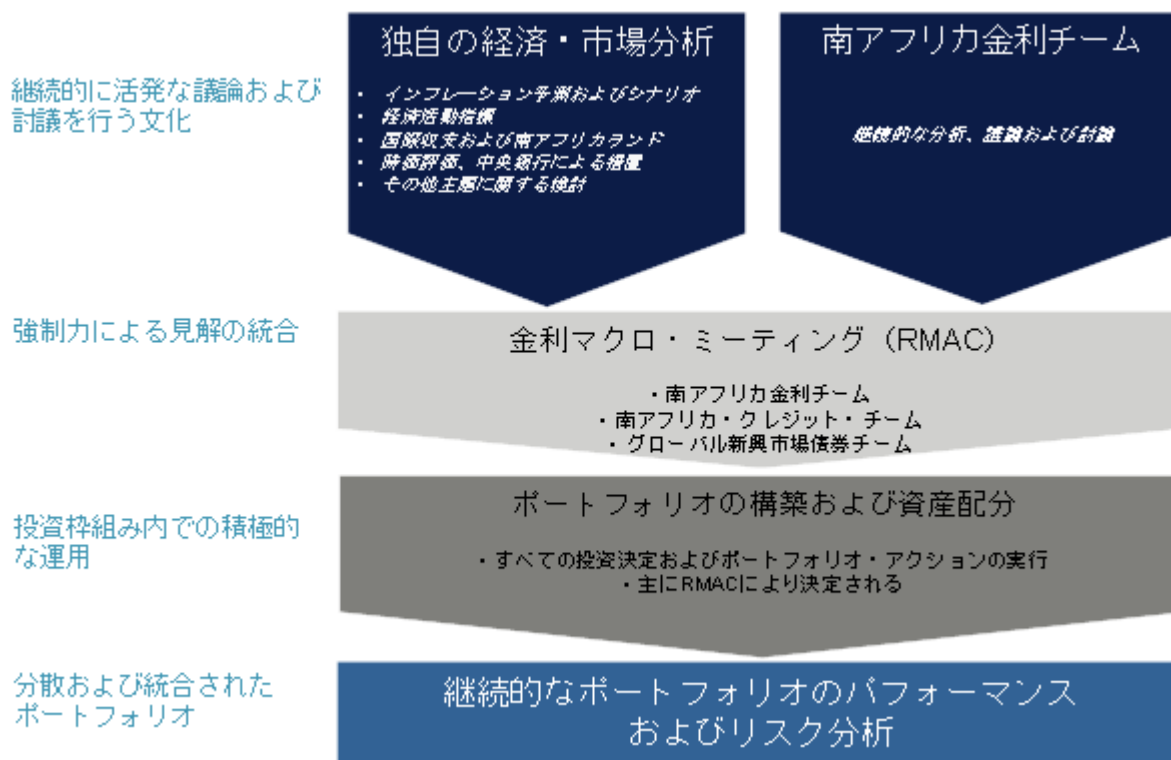
議論および討議

IAMIは、投資チーム内で継続的に議論および討議を行う文化を有している。投資チームは、市場の動向およびファンダメンタルズの変化が発生する都度継続して評価を行っている。これはプロセスにとって非常に重要な文化であるが、かかる討議中に投資チームのデスクで多くの意見が出されるため、投資チームの正式な会議において協議内容を統合することが困難となる。

これを達成するため-投資チームの意見を検証し、投資チームの見解を統合し、かつ、投資チームのスコアカードを中心とした綿密で反復可能なプロセスを通じた討議を行うため、投資チームは月に1回以上金利マクロ・ミーティング（RMAC）を開催している。

図3は、投資プロセスおよび当該プロセスにおいて各種の構成要素がどのように組み合わせるかについて概説している。

図3：構成要素の組み合わせ方法



（出所）インベストック・アセット・マネジメント

クレジット・プロセス

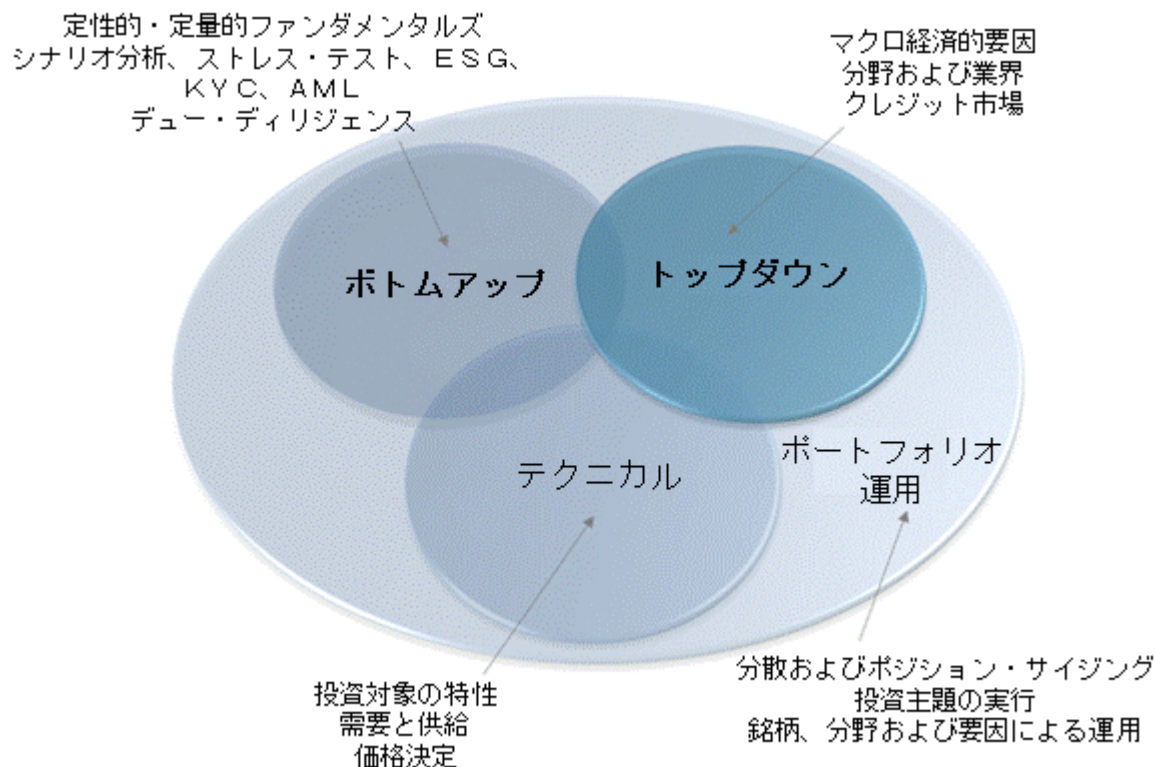
IAMのクレジット投資プロセスは、経済サイクルに対して耐性があり、かつ、説得力および競争力のあるリスク調整後リターンをもたらすソリューション／ポートフォリオを提供するという目的を達成するように設計されている。IAMのクレジット投資プロセスは、以下に掲げる個別であるが相関関係にある3要素から構成される。

- ボトムアップの基礎信用分析
- トップダウンのマクロ経済分析
- 市場要因分析およびポートフォリオの構築（リスク管理を含む。）

図4に概説するとおり、これらの相関関係にある要素は全体で以下のようなクレジット投資プロセスを構成する。

- 基本的に、現行のマクロ経済条件やその他の市場条件の影響を過度に受けにくい強いクレジットを選択しようとする。
- 十分分散されており、魅力的なリスク調整後リターンをもたらすソリューション／ポートフォリオを提供する。

図4：クレジット・プロセス



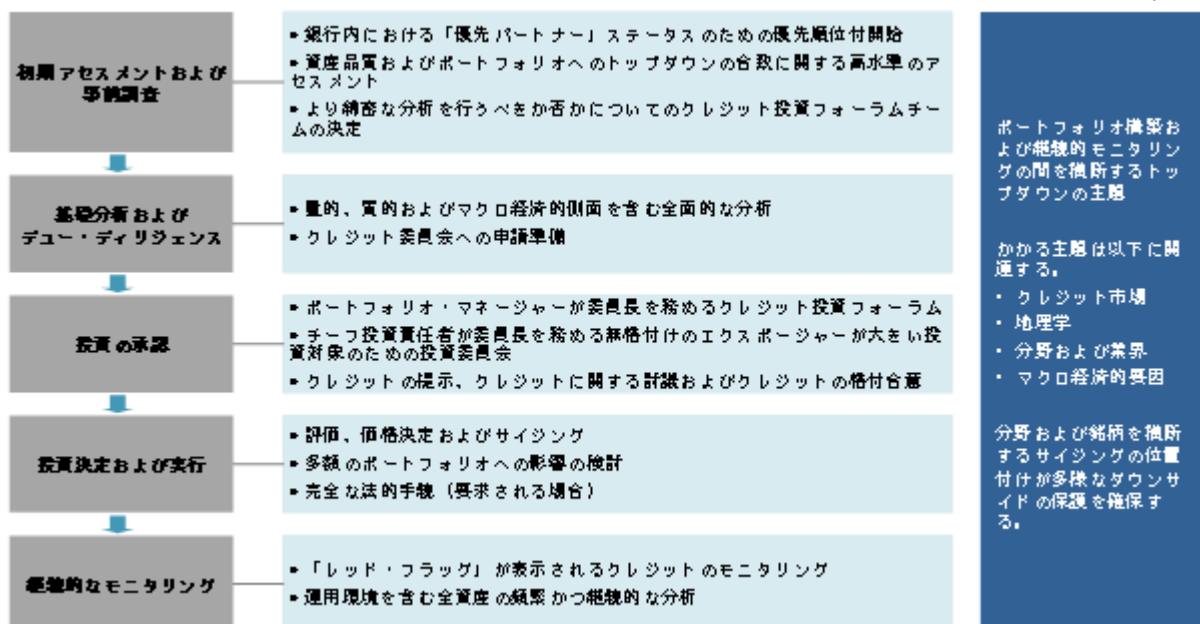
（出所）インベストエック・アセット・マネジメント

ステップ1：ボトムアップの基礎分析

- （1）新たな潜在的投資対象については、全面的な分析を行う価値があるか否かを確認するため、投資チームが取引を審査する。かかる取引の審査においては、事業の定量的側面の高度な精査（財務面の精査）に加え、市場におけるポジショニング、競争および運用の質といった要素を含む定性的精査が行われる。また、投資チームは、マクロ経済環境に関するトップダウンの見解およびファンドの現在のポジションを考慮した上で、当該投資対象が適当であるか否かについても検討する。ポートフォリオ・マネジャーがより詳細に調べる価値があると判断した場合、アナリストに全面的な精査が命じられる。
- （2）全面的な精査には、より詳細な投資対象の基礎分析が含まれる。IAMに影響を及ぼす重要な要素やマクロ経済的要因が特定される。すべての価格下落リスクを把握し、測定可能なものとするため、株主、取締役会、経営陣、業界、競争的ポジションおよび財務の分析に加え、モデルが構築され、シナリオが想定される。分析の範囲と深さは、投資対象のリスク特性に適したものでなければならない。
- （3）全面的な精査においては、クレジット投資フォーラムに基づくチームおよび／またはクレジット委員会の検討用に、またこれらの承認を得るため、クレジット・レポートが提出される。クレジット投資フォーラムおよびクレジット委員会は、全会一致の同意を原則として運営される。
- （4）このクレジット・プロセスに従って承認された投資対象はすべて、潜在的投資可能範囲となる。
- （5）承認済みの投資対象／取引相手方は、継続的にモニタリングされる-投資チームが満足でなくなった銘柄は除外される。

投資チームのボトムアップのプロセスは、以下の表のとおりまとめられる。

図5：ボトムアップのプロセス



（出所）インベストメント・アセット・マネジメント

ステップ2：トップダウンのプロセス

トップダウンのプロセスは、ポートフォリオに影響を及ぼす可能性のある各マクロ経済的要因を体系的に評価し、数値化する。このプロセスは、重要なマクロ経済的テーマ（かかる主題における変動）が適時に特定されるよう、またポートフォリオ・ポジションに及ぼす潜在的な影響の把握という観点からかかる主題が適切に評価されるよう確保するものである。これにより、とりわけ予測やストレス・ケースにおいて十分に検討された情報の利用が可能となるよう確保する投資プロセスに、適度な厳格さがもたらされる。

（1）トップダウンのマクロ経済分析プロセス：

- 投資チームは、IAMの投資対象すべてを分析し、IAMのポートフォリオに影響を及ぼす可能性のあるあらゆるマクロ経済的要因を決定している。
- 投資チームは、各マクロ経済的要因を正式に精査し、数値化する。
- 投資チームは、以下の2通りの方法でマクロ経済的要因に関する見解を利用する。
 - ボトムアップの基礎分析の要素として利用。
 - 投資、回避又はエクスポージャーの減少を希望する分野や業界を決定するための利用。

（2）トップダウンの技術および評価：

- 投資チームは、ボトムアップおよびトップダウンのマクロ経済的観点から自らの見解に適合するクレジットを決定した場合、以下のような投資チームが技術とみなすものについても検討する：需要と供給の力学および銀行規制等の問題（例えば、パーゼル が銀行に対してより長期の債券を発行するよう圧力をかけ、それにより供給圧力が生み出される状況）。
- 投資対象の評価は、通常、最後のフィルターである：ある投資対象が価格を提示していない場合、投資チームはあらゆる面において非常に積極的になる可能性があるが、当該投資対象を現在の投資可能範囲に含めることはない。投資チームは、クレジット・スプレッドの拡大可能性が低いクレジット・リスクおよび流動性リスクに関しては過度な補償を提供することが重要だと考える。

投資チームは、ファンダメンタルズ、バリュエーションおよび市場動向についての投資チームの見解を統合するため、クレジット市場の主要なセグメント（すなわち、社債、証券化および国営企業）ごとのスコアカードを開発した。

以下のスコアカードは、投資チームが考慮する変動要素および社債の査定時に関連づけられるウェイトを示している。

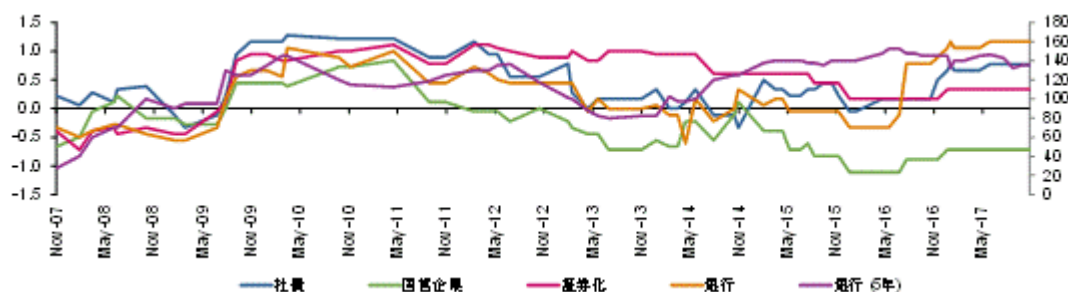
図6：スコアカード

社債 2017年9月21日				
カテゴリ	要因	ウェイト	スコア	貢献
ファンダメンタルズ	マクロ	16.7%	-1	-0.17
	ボトムアップ	16.7%	-1	-0.17
バリュエーション	ヒストリック	22.3%	1	0.22
	グローバル	11.0%	2	0.22
市場動向	発行	11.1%	2	0.22
	需要	22.2%	2	0.44
合計		100.0%		0.78

国営企業 2017年9月21日				
カテゴリ	要因	ウェイト	スコア	貢献
ファンダメンタルズ	マクロ	16.7%	-1	-0.17
	ボトムアップ	16.7%	-2	-0.33
バリュエーション	ヒストリック	22.3%	1	0.22
	グローバル	11.0%	2	0.22
市場動向	発行	11.1%	-2	-0.22
	需要	22.2%	-2	-0.44
合計		100.0%		-0.72

証券化 2017年9月21日				
カテゴリ	要因	ウェイト	スコア	貢献
ファンダメンタルズ	マクロ	16.7%	-1	-0.17
	ボトムアップ	16.7%	-1	-0.17
バリュエーション	ヒストリック	22.3%	2	0.45
	グローバル	11.0%	1	0.11
市場動向	発行	11.1%	1	0.11
	需要	22.2%	0	0.00
合計		100.0%		0.33

銀行 2017年9月21日				
カテゴリ	要因	ウェイト	スコア	貢献
ファンダメンタルズ	マクロ	16.7%	-1	-0.17
	ボトムアップ	16.7%	0	0.00
バリュエーション	ヒストリック	22.3%	2	0.45
	グローバル	11.0%	2	0.22
市場動向	発行	11.1%	1	0.11
	需要	22.2%	2	0.44
合計		100.0%		1.17



（出所）インベステック・アセット・マネジメント。スコアカードは例示である。

重要なことは、トップダウンのクレジット・プロセスは、ファンドの全体的なエクスポージャーにも影響を及ぼし、売買の決定を強く左右するという点である。

ステップ3：ポートフォリオの構築

ポートフォリオの構築において、投資チームは、ボトムアップおよびトップダウンの基礎分析プロセスを利用する。投資決定は、特定のリスク枠組みの範囲内で行われる。

ポートフォリオ構築の第一の要素は、投資チームのトップダウンのプロセスにより決定されるマクロ経済環境に関する見解である。クレジットに内在する価格下落リスクを考慮すると、影響を受けやすい分野に対するエクスポージャーを制限することが非常に重要である。比較的影響を受けにくい分野または強固なポジションを取る分野が好まれる。しかしながら、重要なことは、トップダウンのプロセスは、各分野の分析よりもはるかに役立つものであり、またかかるプロセスにより投資チームが各クレジットのマクロ経済的要因を特定することから、各マクロ経済的要因に対する実際のエクスポージャーを検討することができるという点である。これにより、分野間の相関関係を正確に検討することができる。

投資チームのリスク枠組みは、取引相手方および分野ごとに最大エクスポージャーを定める。取引相手方エクスポージャーの上限は、戦略ごとに、かつ、債務不履行の可能性および予想回復水準（債務不履行となった場合の残留損）に基づき設定される。基本的に、信用格付が高く、予想回復水準が高いほど、与信限度額が大きくなる。

投資チームは、リスク枠組みを、投資決定を行うことができる枠組みとみなす。上限額は、市場環境に影響されないため、リスク枠組みがポートフォリオ構築の指針となることは避けられない。

プロセスにより、IAMは、実際のポートフォリオ構築の基準となるモデル・ポートフォリオを構築する。

取引相手方および投資対象の選定においては、投資チームのボトムアップおよびトップダウンのプロセスが用いられ、ファンダメンタルズ、バリュエーションその他の重要な市場要因（銀行規制等）が検討される。

短期金融市場ポートフォリオ全体におけるポートフォリオの構築

IAMのキャッシュ戦略のデュレーション、利回り曲線、クレジット及び満期に関する制約は、ポートフォリオ構築プロセスにおいて慎重に管理される。投資チームは、これらの各要素を継続的に評価し、これに従い投資方針を変更する。IAMは、リターンを増加させるために様々な期間にわたる投資機会を利用する場合があると考えている。

資産の配分には、銀行、政府および国営企業間の証券ならびに固定金利商品および変動金利商品間の配分に関する正しい決定が含まれる。

投資チームは、ファンドの流動性要件を考慮して、取るポジションの規模が適切となることを確保するためにポートフォリオ保有資産の組入比率を定期的に監視する。かかる保有資産を削減し、または追加する最適時期は、金利サイクルおよび経済情勢に応じて決定される。

（６）責務および権限

ファンドのポートフォリオ運用責任者は、リサ・マクレオド（Lisa MacLeod）およびヴィヴィアン・タバレー（Vivienne Taberer）である。両氏は、短期金融市場ポートフォリオの運用に関して、高い能力と経験を有している。以下の略歴を参照のこと。

リサ・マクレオド（Lisa MacLeod）

1997年 IAM入社

1995年 投資運用業界に入る

マクレオド氏は、IAMの南アフリカ金利チームにおけるポートフォリオ・マネジャーであり、短期デュレーション戦略の運用に責任を負っている。同氏のポートフォリオ運用責務には、インベステック・マネーマーケット・ユニット・トラストおよびインベステック・マネー・ファンド（ライフ・ポートフォリオ）の運用を含む。インベステック入社以前、同氏は２年間ロンドンで勤務しており、SBCウォーバークにおいて債券分野で認知された後、ドイチェ・モルガン・グレンフェルで勤務した。同氏は、ケープタウン大学において経営学学士号（ファイナンスおよび経済学専攻）優等学位を取得し、公認証券アナリスト資格を保有している。

ヴィヴィアン・タバレー（Vivienne Taberer）

2002年 IAM入社

1990年 投資運用業界に入る

タバレー氏は、IAMのグローバル新興市場債券チームの投資スペシャリスト兼ポートフォリオ・マネジャーであり、中南米債券および為替市場について責任を負っている。同氏は、2002年にIAMに参加する以前は、ロンドンのスタンダード・バンクに７年間勤務し、当初は南アフリカ債券を専門にしており、その後、新興市場債券全般の取引に従事した。同氏はそれ以前にもロンドンのみずほインターナショナルおよびファースト・ナショナル・バンクに勤務し、南アフリカ国債、債券オプション、FRAおよびスワップ取引に従事していた。同氏は、ヴィトヴァーテルスラント大学で商学学士号および法学学士号を取得し、ロンドン・スクール・オブ・ビジネス投資運用プログラムを修了している。

（７）委員会および内部組織等

投資チームのミーティング

短期金融市場を担当する投資チームは、戦略的な資産配分の決定およびポジショニングの検討を目的とした経済動向および投資案に関する議論を行うために、定期的なミーティングを行っている。かかる枠組みの中で、各分野の投資に関する意見は、相互に検討され、吟味される。当該チームの定期的なミーティングのスケジュールは、以下のようにまとめられる。

フォーラム	議題	頻度
南アフリカレート		
金利マクロ・ミーティング	デュレーションの決定の基礎となるすべての戦略的および戦術的要素の検討	毎月
南アフリカおよびアフリカのクレジット		
クレジット投資フォーラム	新規の投資対象および更新に対して要求される全会一致の決定 新規取引の審査 アナリストによるカバレッジ範囲の議論 アナリストによる売買の提案	毎週
クレジット・トップダウン	金利および新興市場債券の担当者からの意見により数値化される要因 マクロ経済的要因（トップダウンの見解） クレジット市場	毎月
クレジット委員会	非公開市場の投資対象は、クレジット委員会による追加の合理性検査を要する。 非公開市場（高利回りかつ未上場）の投資対象の承認および検討 エクスポージャーが大きい投資対象の承認および検討	隔週
新興市場債券		
新興市場債券 トップダウン・ソブリン債および外国為替	新興市場の動向についての協議および検討 新興市場債券の資産クラスに関する見解の構築 関連する新興市場債券ファンドにおける資産配分の決定	毎月
全社的		
マクロ・ミーティング - すべての投資チームが出席する全社会議	主なマクロ経済的変動要素に関する予測の議論および見直し（必要に応じて）。IAMは、特に以下について議論する。 - 主要先進国および新興国に関して検討される経済指標および政策シグナル - 金利シナリオの議論および各主要経済に起こりうる可能性 - 各投資チームは、それぞれの特定の投資哲学および投資プロセスを補完する形で、経済調査の結果を利用する。	毎月

フォーラム	議題	頻度
構造化報告ミーティング - 各投資戦略チームが個別に会する	このミーティングで投資リスク報告書が提出される。 IAMは、事業の上級管理者とともに投資プロセスの定量的特性の事後分析を行う。これにより、優れたパフォーマンスの要因がIAMの予想と一致しているか否かを確認することができ、弱みのある分野を特定することができる。この検討により、プロセスについて広範囲かつ多様な監督が行われるだけでなく、IAMの顧客の期待に継続的に応えられるようにするための各チームおよびプロセスの進化も促進される。	四半期ごと

出所：インベストック・アセット・マネジメント

リスクおよび監督

リスク管理は、IAMの各事業および運営チームの不可欠な責務であり、かつ、IAMのジェネラル・カウンセルであるアダム・フレッチャーが委員長を務めるグローバル・リスク委員会の責務である。

IAMは、リスク管理の監督に「三線の防御」アプローチを用いる。

- 防御の第一線は、チームリーダー（投資チームの権限を有する主任者らを含む。）である。
- 防御の第二線は、IAMが監督するチームから独立した3つの専門的チーム（コンプライアンス、オペレーショナル・リスクおよび投資リスク）である。
- 防御の第三線は、独立した社内監査部門である。IAMは、親会社であるインベストック・ピーエルの社内監査能力を利用する。

加えて、IAMの主要なリスク管理は、外部の専門サービス会社による監査を年に一回受けている。かかる監査の性質は、国際基準であるISAE 2402、UK AAF 01/06およびUS SAS 70に従うものである。監査意見書およびマネジメント陣の回答を含む完全な報告書は、要請に基づき顧客に対し提供される。

下記は、防御の第二線である3つの専門家チームの概要である。

コンプライアンス

IAMは専任コンプライアンス・チームを擁しており、その主な機能は、規制の遵守を監視することならびに、規制の変更およびプロジェクトが受ける影響に関する方針上の管理について助言することである。チームのシニア・メンバーは、商品と規制の変更および商品開発についてより広範囲の事業と緊密に協力する一方、チームの他のメンバーは、運営および投資業務を独立して精査および監視する。すべてのスタッフが同意して順守すべき倫理規定が存在する。

IAMは、ロンドン、ケープタウン、ニューヨーク、アジア、ガーンジー、ルクセンブルグなど、IAMが事業を行う各管轄区域にコンプライアンス責任者を置いている。この構造により、地域の知見と専門性を活かすことができる。

コンプライアンス統括責任者は、直接、ジェネラル・カウンセルのアダム・フレッチャーに報告し、アダム・フレッチャーはその後、財務ディレクターのキム・マクファーランドに報告する。

コンプライアンス統括責任者（またはそれぞれの副責任者）は、グローバル監査委員会やグローバル・リスク委員会をはじめとするさまざまなマネジメント委員会に出席し、事業内のすべての新しい取り組みや高レベルの問題について十分な情報を得ている。

コンプライアンス上の問題は、IAMグループやインベストック・グループにも報告されている。

インベストック・ピーエルシー / エルティーディー取締役会、グローバル監査委員会およびグローバル・リスク委員会を含むすべてのIAM取締役会および主要委員会に、コンプライアンス報告書が提出されている。

コンプライアンス・チームは、投資プロセスから独立しており、コンプライアンスに関連する事項以外に責任を負わない。

オペレーショナル・リスク

IAMは、オペレーショナル・リスクを、不適当なまたは機能しない内部プロセス、人員、システムまたは外部事由から生じる損失または利益のボラティリティに係るリスクと定義する。

IAMのかかるリスク管理アプローチは、各チームにより事業全体において完遂される全面的なオペレーショナル・リスク・アセスメントを含む。このプロセスは、オペレーショナル・リスク・マネジャーのジェームス・ハドフィールドが率いる専門の内部オペレーショナル・リスク・チームにより管理および運用される。リスク・アセスメントには、「固有」ベースおよび「管理」（純額）ベースで行われるリスクの状況の評価が含まれる。「管理された」リスクが一定の水準を上回る場合、当該リスクは、上級管理者または関連する委員会 / フォーラム（該当する方）に報告される。

事業部門の上級責任者が出席し、IAMのジェネラル・カウンスルが委員長を務めるIAMのグローバル・リスク委員会は、主要なリスク監視機関である。リスク・アセスメントは、内部事由もしくは外部事由または事業プロセスの変更がリスク特性に影響を及ぼす可能性がある場合に更新され、またオペレーショナル・リスクに関する年に一度の正式な見直しの対象にもなる。一定の水準を上回るリスクは、グローバル・リスク委員会で審議される。

管理が機能しない場合、状況、効果および必要な救済の現れであるリスク・イベントが発生する。このプロセスは、専門のオペレーショナル・リスク・チームが有する。

投資リスク

IAMの投資リスク部門は投資チームから独立しており、「3 投資リスク、（2）リスクに対する管理体制」の項で説明されている。

（注）上記の運用体制は今後変更されることがある。

（４）【配分方針】

受託会社は、管理会社の助言に基づき、各取引日にファンドに関する分配を宣言することを意図する。分配は、受益証券一口当たり純資産価格が当該取引日に閾値（受益証券一口当たり0.01ランド）を上回る場合にのみ宣言されるものとする。分配に利用できる金額は、管理事務代行会社が受益証券一口当たり純資産価格を計算することにより各取引日に決定するものとする。ファンドから分配される受益証券一口当たりの金額は、関連の取引日に受益証券一口当たり純資産価格を閾値に相当する金額まで減額するのに必要な金額とする。分配は、各取引日の最後に終了する関連する市場における営業の終了の直前、または管理会社が受託会社と協議の上で随時決定する当該日におけるその他の時点に宣言されたとみなされるものとする。

受益証券一口につき分配される金額が計算され、小数点第8位未満は四捨五入される。受益者に支払われる総額は、0.01ランド未満は四捨五入される。すべての端数は、ファンドに帰属する。

分配は、ファンドの純投資利益（即ち、利息または配当による利益、実現および未実現の純キャピタル・ゲインから未払費用を控除した金額）から行うことができる。ファンドにおけるすべての受益者は、当該受益者が保有する受益証券数に比例して、ファンドが分配可能な分配金を請求する権利を有するものとする。

分配は、投資者から申込金が受領される日付から毎日発生する。したがって、受益者は、決済日に宣言される分配を受領する権利を有する。分配再投資日において、分配再投資日当日またはそれ以前のすべての宣言された発生済みかつ未払いの分配（源泉徴収税および受益者が居住する国で支払いが要求されるその他の税金（もしあれば）を控除したものは、分配再投資日に決定される受益証券一口当たり純資産価格における追加の受益証券の発行に対して自動的に再投資される。再投資における申込金の決済は、翌取引日に実行される。分配の再投資に支払われるべき当初手数料はない。また、端数受益証券は発行されない。

分配再投資日当日またはそれ以前に受益証券の買戻しを請求する受益者については、買戻しが行われる当該受益証券（受益証券が買い戻される取引日当日またはそれ以前に宣言されたもの）に関する受益者の分配が、買戻代金と併せて現金で支払われる。月の最終取引日に受益証券の買戻しを請求する受益者については、関連の取引日に、その受益証券（受益者の請求により買戻しが行われる受益証券に関する分配金によって前分配再投資日に発行された受益証券を含む。）が買い戻されるものとし、また買戻代金が宣言された分配と併せて支払われるものとする。

前記は、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではない。

（５）【投資制限】

短期金融市場商品は、フィッチ格付けF2以上、ムーディーズ格付けP2以上、フィッチ長期格付けBBB-以上、または同等の格付けを有するものに制限される。格付けクラスに対する総エクスポージャーは、以下のポートフォリオ比率に制限される。

短期	長期	制限
フィッチF1+またはムーディーズP1（長期Aa3以上）	フィッチAA-またはムーディーズAa3以上	100%
フィッチF1またはムーディーズP1（長期A1からA3）	フィッチA+からA-またはムーディーズA1からA3	40%
フィッチF2またはムーディーズP2	フィッチBBB+からBBB-	10%

単一の発行体に対するエクスポージャーもまた、商品の格付け（商品が格付けされない場合は発行体の格付け）に基づき、以下のポートフォリオ比率に制限される。

短期	長期	制限
フィッチF1+またはムーディーズP1（長期Aa3以上）	フィッチAA-またはムーディーズAa3以上	25%
フィッチF1またはムーディーズP1（長期A1からA3）	フィッチA+からA-またはムーディーズA1からA3	10%
フィッチF2またはムーディーズP2	フィッチBBB+からBBB-	2.5%

（ ）本書作成時点において、上記格付会社が発表する南アフリカの国内格付（またはそれに類似する格付）が使用されている。当該格付は、国際比較を可能とするように意図されたものではない。また、今後のファンド運用において必要と認められる場合には、予告なく当該格付以外の格付が使用されることがある。

また、管理会社は、ファンドの資産の50%超が日本国金融商品取引法第2条第1項に定義される「有価証券」に投資されるよう維持しなければならない。「有価証券」の定義は、以下のとおりである。

- （ ）国債証券
- （ ）地方債証券
- （ ）特別の法律により法人の発行する債券（次号及び第（ ）号に掲げるものを除く。）
- （ ）資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）に規定する特定社債券
- （ ）社債券（相互会社の社債券を含む。以下同じ。）

- () 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（次号、第（ ）号及び第（ ）号に掲げるものを除く。）
- () 協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成5年法律第44号）に規定する優先出資証券（本号において「優先出資」とは、議決権を有しないが優先配当を受けられる権利をいう。）
- () 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券又は新優先出資引受権を表示する証券（本号において「優先出資」とは、優先配当又は優先残余財産分配権をいう。）
- () 株券又は新株予約権証券
- () 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に規定する投資信託又は外国投資信託の受益証券
- () 投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資証券若しくは投資法人債券又は外国投資証券
- () 貸付信託の受益証券
- () 資産の流動化に関する法律に規定する特定目的信託（資産の流動化を目的とする。）の受益証券
- () 信託法（平成18年法律第108号）に規定する受益証券発行信託の受益証券
- () コマーシャル・ペーパー
- () 抵当証券法（昭和6年法律第15号）に規定する抵当証券
- () 外国又は外国の者の発行する証券又は証書で第（ ）号から第（ ）号まで又は第（ ）号から前号までに掲げる証券又は証書の性質を有するもの（次号に掲げるものを除く。）
- () 外国の者の発行する証券又は証書で銀行業を営む者その他の金銭の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権又はこれに類する権利を表示するもののうち、内閣府令で定めるもの
- () カバード・ワラント
- () 預託証券
- () 前各号に掲げるもののほか、流通性その他の事情を勘案し、公益又は投資者の保護を確保することが必要と認められるものとして政令で定める証券又は証書

さらに、管理会社は、日本証券業協会の外国証券の取引に関する規則第16条を遵守することを義務づけられている。

- (1) 管理会社は、有価証券の空売りを行わない。
- (2) 管理会社は、借入時の純資産価額の10%を超えない範囲内でのみファンドの計算で借入れを行うことができるものとする。
- (3) 管理会社は、ファンドのために、いかなる種類の株式またはエクイティ持分にも投資しない。
- (4) ファンドの資産が流動性に欠ける証券に対し投資される場合、かかる投資の価格の透明性を確保するため適切な評価方法を設けるものとする。
- (5) 管理会社は、自己または受益者以外の者の利益を図る目的で行う取引等、受益者の保護に欠け、またはファンド資産の運用の適正を害する取引を行わないものとする。
- (6) 上記(3)の制限に服しつつ、ファンドは、一つの発行体の株式または投資信託受益証券を、その価値（以下「株式等エクスポージャー」という。）が純資産価額の35%を超えて保有することはできない（当該株式等エクスポージャーは、日本証券業協会のガイダンスに従い計算される。）。
- (7) ファンドは、一つの取引相手方とのデリバティブのポジションまたはデリバティブ取引の原資産である発行体についてのデリバティブのポジションから生じるネット・エクスポージャー（以下「デリバティブ等エクスポージャー」という。）が純資産価額の35%を超えて、デリバティブのポジションを保有することはできない（当該デリバティブ等エクスポージャーは、日本証券業協会のガイダンスに従い計算される。）。

- （８）ファンドは、一つの主体により発行され、組成されまたは引き受けられた、（ ）有価証券（上記（６）に掲げる株式または投資信託受益証券を除く。）、（ ）金銭債権（上記（７）に掲げるデリバティブを除く。）および（ ）匿名組合出資持分を、その価値（以下「債券等エクスポージャー」という。）が純資産価額の35%を超えて保有することはできない（当該債券等エクスポージャーは、日本証券業協会のガイダンスに従い計算される。）。（注：担保付取引の場合は、担保評価額が控除され、当該主体に対する債務がある場合は、債務額が控除される。）
- （９）上記（３）の制限に服しつつ、ファンドは、一つの主体に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーについて、総額で純資産価額の35%を超えてポジションを有することはできない。

管理会社は、違反が特定されてから可能な限り速やかに、ファンドの受益者の利益を考慮して、ファンドに適用ある上記（１）～（５）に記載された制限を遵守するために合理的に実行可能な措置を講じる。

上記（６）ないし（９）の制限からの逸脱が生じた場合、投資運用会社は、当該逸脱を認識した日から起算して１か月以内に、かかる逸脱を是正するようにする。逸脱の是正を１か月以内に行うことができない場合、受益者の利益を考慮しつつ、実務上できる限り速やかにかかる逸脱の是正を行うものとする。投資運用会社は以下の場合、上記（６）ないし（９）を逸脱することが認められる（以下「認められた逸脱」という）。（i）受益証券について大量の買付申込みまたは買戻請求が行われたと投資運用会社が単独で決定する場合、（ ）ファンドが投資する市場もしくは投資対象について突然もしくは重要な変更または投資運用会社の合理的なコントロールが及ばないその他の事象が生じると投資運用会社が単独の裁量において予測する場合、および／または（ ）（ ）ファンドの終了を準備するため、または（y）ファンドの資産の規模の結果として、かかる逸脱が合理的に必要であると投資運用会社が単独の裁量で判断する場合。認められた逸脱およびその是正は、かかる是正から３か月以内に受益者に開示されるものとする。

3【投資リスク】

（１）リスク要因

投資者は、受益証券の価格が上昇または下落し得ることに留意すべきである。ファンドへの投資は、非常に高いリスクを伴う。受益証券の販売について流通市場が存在する可能性は低いので、受益者は、本書に記載される制限に基づく買戻しによってのみ自己の受益証券を処分することができる。投資者は、ファンドへの投資の大部分または全部を喪失する可能性がある。ゆえに、各投資者は、ファンドへの投資にかかるリスクを負うことができるか否かを慎重に考慮すべきである。ファンドへの投資は、投機的でありかつ高度のリスクを伴い、投資者のポートフォリオのリスク資産区分に基づいてのみ行われるものとする。受益証券の価格が上昇する保証も、投資者がファンドに当初投資した元本を100%受領する保証もない。したがって、投資資本の損失リスクを負うことができる者のみが、ファンドへの投資を行うべきである。ファンドのパフォーマンスは、ファンドが投資を行う国の法律上、規制上および税金上の要件による影響を受けることがある。投資者は、一定の状況において、自己の受益証券の買戻請求権を停止される可能性があること、および自己の受益証券が強制的に買い戻される可能性があることに留意されたい。

以下は、ファンドへの投資に伴うリスクに関する限定的なリストである。受益証券への投資を決定する前に、投資予定者は、本書全体を検討し、また各自の法律顧問およびアドバイザーに相談すべきである。

一般的な投資および取引上のリスク

すべての投資は資本損失のリスクを伴う。一般的な投資対象の取引は、例えば、著しい価格の乱高下、予測困難な市場動向、最も有利な時点または価格で投資対象を売却できない可能性等の著しい市場リスクを伴う。

管理会社への依存

ファンドの成功は、投資対象を選択しそれらのパフォーマンスを監視する際の管理会社の判断および能力にかかっている。投資者は、自己のためにファンドの投資対象に関する経済的、財務的およびその他の情報を評価する機会を持たない。管理会社が成功する保証はない。したがって、ファンドに関する投資活動のすべてを管理会社に委託する意思がない限り、投資者は受益証券を購入すべきでない。なお、管理会社の主要人物の死亡、無能力化または退任は、ファンドの投資実績に悪影響を及ぼす可能性がある。

為替リスク

投資者は、かかる投資対象およびファンドの基準通貨の為替レートの変動リスクならびにかかる基準通貨および投資者の用いる基準通貨（異なる場合）間の為替レートの変動リスクを負う可能性がある。管理会社は為替リスクのヘッジを図る場合があるが、これは義務ではない。

非流動的投資対象の可能性

時に、ファンドのために管理会社が投資対象の売買を行う市場は「不活発」もしくは流動性に欠ける可能性があり、希望価格または希望数量での売買が困難または不可能となることがある。また、ファンドは、市場が存在しない私募商品およびその他の有価証券へ投資する可能性があり、いかなる期間においても、販売価格にかかわらず販売が不可能となる。このため、管理会社は、時としてファンドのポジションの清算、買戻請求の履行または買戻代金の支払を行えないことがある。

金利リスク

ファンドが（格付けの有無を問わず）債務証券を保有する場合、投資者は、一般的に債券の市場価格が発行体の金利および財務状況の変化に応じて変わることがあることを認識すべきである。通常、金利の下落期間中には債券の価格は上昇する。反対に、金利の上昇期間中には、通常、債券の価格は下落する。これらの市場価格の変動は、ファンドの純資産価額に反映される。

ファンドのために管理会社が購入する債券および確定利付債券は、従来の利回りと同程度の利回りを回収し続ける保証はなく、またファンドが取得した債券の発行体が、支払期限の到来時に当該支払を行う保証もない。

為替レートの変動

ファンドの基準通貨およびその取引が行われた通貨間の為替レートの変動に対するポジションがヘッジされない限り、為替レートの不利な変動の結果、かかる取引でファンドが実現し得る収益は消滅する可能性があり、またファンドが当該変動による損失を被る可能性もある。

倒産リスク

ファンドまたはその取引相手が保有する証券の発行体によるデフォルト、倒産またはその他の事業上の失敗は、ファンドのパフォーマンスおよび投資目的達成能力に悪影響を及ぼす可能性がある。

グローバルな投資に関するリスク

ファンドは、当該証券から得た所得に対してまたは当該証券に関する収入に対して源泉徴収税が課され得るリスクを負う。また、かかる資本市場の一部は、（ ）一部の外国証券市場における潜在的な価格の乱高下および相対的流動性を含む市場間の差異、（ ）統一された会計・監査・財務報告基準、慣行および開示要件の不存在ならびに政府による監督および規制の欠如、および、（ ）潜在的為替管理規制ならびに外国への投資および資本の本国送金に関する潜在的規制を含む一定の経済的および政治的リスクに関するリスクを含む、確立した証券市場への投資には概して付随しない特定の要因を伴う。

AEOIによる投資者への影響

ファンドは、AEOIを含むが、これに限られない関連する法令により、投資者の保有金額または買戻代金に関して必要と考える措置を講じることができる。当該措置は、以下を含むが、これらに限られない。

1. ファンド、管理事務代行会社またはファンドのその他のサービス提供会社または受任者による投資者に関連する特定の情報のケイマン諸島税務情報機関もしくはその受任者（以下「TIA」という。）または同様の機関およびAEOIが要求するその他の外国政府機関への開示。当該情報は、ファンドへの投資者の投資に関する財務情報等の機密情報および株主、プリンシパル、パートナー、（直接的または間接的）実質所有者または当該投資者の（直接的または間接的）支配者に関する情報を含むが、これらに限られない。
2. ファンドは、目論見書の条件に従って、投資者が保有する受益証券を強制的に買い戻すことができ、非協力的投資者（当該投資者の行為または不作為は、（直接的または間接的に）税金、経費または債務を発生させるまたはこれらの要因となる）からファンドが支払う源泉徴収税または（ファンド内外の）関連する経費、借入、費用、負債または債務を回収できるよう、非協力的投資者から関連する金額を控除することができる。AEOIに基づき義務を履行するために投資者がファンドに出資しない場合、当該投資者は金銭的損失を被ることがある。

担保に関する取り決め

ファンドは、ファンドまたはファンドの取引相手方に適用される法令に基づく場合を含め、担保に関する取り決めの実行を要求されることがある。

取引相手方がファンドの勘定に現金担保を提供した場合、当該現金担保は、保管会社における分別された担保勘定または当該担保に関する取り決めの当事者間で合意されるその他の銀行勘定（以下「担保勘定」という。）に預託され、再投資目的では利用されない。担保勘定の受取利息（もしあれば）は、クレジット・サポート・アネックス（CSA）に従い取引相手方から要求される利息の支払いに不足する可能性がある。かかる利息の差額は、純資産価額に影響を及ぼす。現金以外の受取担保は、売却、再投資または質権設定されない。

また、ファンドは、取引相手方の利益のために担保提供を要求される場合もある。かかる場合、トラストの投資目的のために利用可能なファンドのポートフォリオが本来よりも少なくなる。その結果、ファンドの全収益は、担保に関する取り決めにより減少する可能性がある。

ファンドの勘定で受領した担保は、関係する取引の相手方による不履行がない限り、ファンドの資産として取り扱われず、純資産価額の計算から除外される。

担保リスク

取引相手方からの担保の取得および実施されている担保管理システムは、取引相手方の債務不履行または支払不能に対するファンドの潜在的なエクスポージャーの軽減を助けることを意図しているが、かかるリスクを完全に取り除くことはできない。提供される担保は、多くの理由により、当該取引相手方の債務を返済するのに十分ではないことがある。また、取引相手方により提供される担保は毎日個別に評価されるが、担保として提供される一部の確定利付証券および／または持分証券が常に有効な相場価格を有するとは限らない。

担保が正確かつ精密に評価される保証はない。担保が正確に評価されない限りにおいて、ファンドは損失を被ることがある。担保が正確に評価されたとしても、取引相手方の債務不履行または支払不能の

時点と当該担保が換金される時点の間に担保の価値が減少することがある。担保の価値の減少のリスクは、非流動資産の場合により大きくなり得るが、これは当該資産を換金するまでにかかる時間のためであり、当該資産は提供される担保の全部または大部分を構成することがある。

担保のオペレーショナルリスク

取引相手方の支払債務および取引相手方により供与される担保は、各営業日に個別に評価され、担保の金額および構成は、担保要件を満たすために調整される。担保方針は投資運用会社により監視されるが、当該方針が正しく遵守および実施されない限りにおいて、ファンドは、取引相手方の債務不履行または支払不能の場合に損失を被ることがある。

先行投資

管理事務代行会社がファンドの受益証券の申込みを受領した場合、申込金が受領される前に、当該申込金の決済を見越して、投資運用会社がファンドの勘定において投資を行うことがあることに受益者は留意すべきである（以下「先行投資」という。）。かかる先行投資は、ファンドの利益となることが意図されているが、決済に失敗した場合、ファンドは損失にさらされることがある。かかる損失には、取引の手仕舞い費用（その時までに相場も不利に変動している可能性がある。）および先行投資の資金が取得されたファンドの銀行預金口座または関連するファシリティ契約が借り越された場合の罰則的な利息の支払が含まれるが、これらに限られない。結果として、先行投資により生じるファンドの損失は、受益証券一口当たり純資産価格に悪影響を及ぼす可能性がある。受託会社および投資運用会社のいずれも、当該損失が発生した場合に責任を負わないものとする。

買戻しおよび申込みの潜在的な影響

買戻しまたは申込みは、ファンドにおけるエクスポージャーをそれぞれ増減させる目的で行うファンド注文の価格設定と注文の実行との間に不一致が生じることにより、既存の受益者に悪影響を及ぼす可能性がある。

投資運用会社が、ある取引日に関して申込みが受領された旨の通知を受け、当該取引日における受益証券の発行の前に、ファンドの勘定において投資を行う場合、当該投資からの利益（または損失）は、既存の受益者が保有する受益証券に割り当てられ、かかる割当は、当該取引日における受益証券一口当たり純資産価格を上昇または下落させることがある。

同様に、投資運用会社が、ある買戻日における買戻しに関して、当該買戻日の後に決済するように投資対象を清算する場合、当該清算からの利益（または損失）は、残存する受益者が保有する受益証券に割り当てられる。

また、受益者の請求による受益証券の大量の買戻しにより、投資運用会社は、当該買戻しの資金を賄うために必要な現金を集めるために、その他の場合に望ましいとされる時期よりも早く、また、その他の場合に取得可能な価格よりも不利な価格で、ファンドの投資対象を清算することを求められる可能性がある。

例外的な場合、例えばある一日に多数の投資者が買戻しを請求した場合において、買戻しについて期待されるスケジュールでのすべての受益者への支払が遅延する可能性がある。

投資対象の評価

管理事務代行会社が、ファンドが取引を行うかまたは現金を保有する取引相手方から、ファンドの勘定において締結された取引および保有される現金または証券を調整できるよう十分な期間内に、取引明細書またはその他の必要な情報を受領しないという状況が生じることがある。これは、不完全な情報または計算時に検証できない情報に基づいて純資産価額が計算されることを意味し、純資産価額の計算の不正確さにつながる可能性がある。受託会社、管理事務代行会社および投資運用会社のいずれも、結果として損失が発生した場合に責任を負わないものとする。

多額の報酬および費用

ファンドは、設立費用および募集費用、投資関連費用ならびに継続的な管理事務および運営費用（ファンドの関係法人に支払われる報酬等）を含む、一定の固定費用を支払うことを要求される。これらの報酬および費用は多額となる場合があり、ファンドが利益を実現したか否かにかかわらず、各シリーズ・トラストによって支払われるものである。

非流動性

受益証券の再販売のための市場は現在のところ存在せず、またそれを開拓する見込みもない。受益証券は、制限付きの買戻権の対象となる。さらに、一定の状況下では、受託会社は管理会社と協議の上受益証券の買戻しを停止するか、ファンドに関する買戻代金の支払を遅らせるか、または関連する取引日に買い戻されるファンドの受益証券口数を制限することができる。

大量の買戻し

ファンドの受益証券の大量の買戻しは、（ ）ファンド中の投資対象を間接的に一括清算することになり、それにより当該ファンドに残存する受益証券の価格もしくは残存する投資対象のリスク因子に悪影響を及ぼす可能性があるか、または（ ）受託会社がファンドの終了を決定することになる可能性がある。

受益者の運営への不参加

受益者はいかなるファンドの運営およびその事業の遂行にも参加しない。

利益相反

管理会社およびその関係法人（ならびにそれぞれの役員、取締役および従業員）間には、随時、潜在的な利益相反が存在する可能性がある。また、管理会社およびその関係法人（ならびにそれぞれの役員、取締役および従業員）は、随時、ファンドと類似の投資目的を有する他のファンドまたは投資スキームに対し類似の資格において業務を行ったり、またはファンドと類似の投資目的を有する他のファンドまたは投資スキームに関与したりする可能性がある。したがって、各当事者は、ファンドに関し引き受けた業務と他の投資者または他の口座に関し引き受けたまたは引き受ける予定がある業務との間の管理のための時間、サービスおよびその他の業務の配分について、相反する要求を受ける可能性がある。したがって、これらの各当事者がその業務の遂行中にファンドとの間に潜在的な利益相反が生じる可能性がある。受託会社は、利益相反が公正に解決されるよう努める。管理会社およびその関係法人（ならびにそれぞれの役員、取締役および従業員）ならびにファンドの投資活動および事業運営に関与

する者を含むその他の関連会社は、ファンドに加えて、またはファンドとは無関係の事業に従事することができ。これはファンドの投資者が認識すべき事項である。

クラス間債務

基本信託証書において、受託会社は関連するシリーズ・トラストの会計帳簿上で各クラスの資産を分離すること、および当該シリーズ・トラストの債務をクラス間で配分することを要求され、一つのクラスの資産が他のクラスの債務を弁済するために利用されないようにしているが、この取決めは、受益者間および受益者と受託会社との間でのみ拘束力を有する。シリーズ・トラスト全体として取引するシリーズ・トラストの外部の債権者を拘束するものではない。よって、外部の債権者については、一つのクラスが債務を負担した場合、関連するシリーズ・トラストの全資産は当該債務を弁済するために利用されることがある。ただし、外部の債権者が特定のクラスに対する自己の償還請求権を制限することに同意する場合はこの限りではない。本書の日付現在、受託会社はかかる債務または偶発債務を認識していない。

分散投資の不存在

ファンドは、少数の相対取引される投資対象に投資する可能性がある。投資対象が少数であるため、ファンドが実現するリターンの合計額が、かかる投資対象のうち一部のパフォーマンス不振により著しい悪影響を被る可能性がある。さらに、ファンドは分散投資に関するガイドラインを整備しておらず、投資がごく少数の産業、法域、または商品に集中する可能性がある。

流通市場の不在

受益証券に関する流通市場を用意することは想定していない。したがって、受益者は、日々の買戻しの方法によってのみその受益証券の処分を行うことができる。いずれかの取引日に受益証券の買戻しを実行する関連の販売会社の能力は、受益証券の買戻しを実行する受託会社の能力または裁量に依拠する。管理会社（またはその適法に授權された代理人）が、受益証券の買戻しを実行するためにファンドのポートフォリオにおいて保有する投資対象を換金することができない場合、受託会社は、その裁量においてまたは管理会社と協議の上、純資産価額の決定および受益証券の買戻しを停止することがある。

投資目的および取引リスク

ファンドへの投資には重大なリスクが伴う。管理会社は、損失の可能性を最小化することを企図する投資戦略を実行する意向であるが、かかる投資戦略が成功するとの保証はない。

ファンドに関するリスク

短期金融市場への投資には、重大なリスクが伴う。この種類の投資に伴うリスクは、ファンドが投資を提案する投資対象が突然の予期しない重大な価格変動にさらされる可能性があるため、その他の種類の投資に通常関連するリスクより大きいものであることに留意すべきである。結果として、かかる投資対象の取引は、短期間で受益証券一口当たり純資産価格に重大な損失および利益をもたらす可能性がある。したがって、投資は、かかる投資における損失を被ることのできる者によってのみ行われるべきである。

ファンドがその目的を達成しまたは重大な損失を回避するとの保証はない。海外の投資には、国際的な為替相場の変動から生じるリスクが追加される。

南アフリカのマネー・マーケット・ファンドとしてのファンドに関する政治および経済リスク

投資予定者は、ファンドに対する投資には、南アフリカの政治および経済状況より生じる高度のリスクが含まれ、これが投資の価値に影響を与える可能性があることに留意すべきである。特に、南アフリカのマネー・マーケット・ファンドに対する投資は、南アフリカの金利変動、ポートフォリオ・デュレーションのリスクおよび投資される短期金融市場商品の対象発行体の信用性に依拠する。

南アフリカのマネー・マーケット・ファンドとしてのファンドに関する価格変動リスク

その他の新興市場と同様、南アフリカの市場は、取引量が相対的に低く、流動性の欠如または著しい価格変動の期間に直面する可能性がある。南アフリカのマネー・マーケット・ファンドは、通常、0.01ランドの安定した閾値を維持することを追求するが、投資対象に信用問題が存在する場合、または金利の急激な上昇および大量の買戻しが同時に発生し、その結果として投資対象が取得原価にポートフォリオに記録されるその後の含み益を下回る市場価格で売却されなければならない場合、かかる安定閾値が「破壊される」可能性がある。

南アフリカのマネー・マーケット・ファンドとしてのファンドに関する流動性リスク

南アフリカの市場は、発達した市場に比べて流動性が低い。投資者は、支払いおよび買戻しが必ずしも予定期間内に行われるものではないことを認識すべきである。

ファンドの対象ポートフォリオに関する信用リスク

ファンドは、ポートフォリオを構成する対象短期金融市場商品の発行体の信用リスクにさらされる。ファンドへの投資に関する為替変動リスク

管理会社（またはその適法に授權された代理人）がファンドの利益のために行う投資およびファンドが受領する収益の大部分は、ランド建てである。投資者は、かかる通貨の突然の平価切下げまたは平価切上げの可能性を認識すべきである。

純資産価額の計算

投資者は、分配金の計算が日々行われるようにするため、管理事務代行会社が受益証券一口当たり純資産価格を評価日の前営業日に計算することに留意すべきである。南アフリカの短期金融市場は同日決済で稼働しているため、管理事務代行会社は、評価日時点で決済されるポートフォリオ投資取引にかかる発生利息を認識することができない。その結果、評価日に決済されるポートフォリオ投資取引にかかる利息は、受託会社の承認を受けた管理会社により、同日の予測市場金利によって見積もられ、保守的に割り引かれる。このため、見積発生利息と実際の発生利息との間に差異が生ずることがある。

一度計算された受益証券一口当たり純資産価格については、実際の発生利息と見積発生利息との差異に関する調整は行われない。

ファンドへの投資に関する租税要因

投資者は、南アフリカの税体制が急速な変動を特徴とすることに留意すべきである。かかる変動は、突然発生し、また遡及的効力を伴う可能性がある。ファンドの収益および利益は、税金、租税、賦課金または南アフリカの政府により課せられるその他の行政関係手数料の対象となる場合がある。これにより純資産価額が悪影響を受ける可能性がある。また、ファンドへの投資による利益は、現在または将来の税金、租税、賦課金または南アフリカの税務当局により課せられるあらゆる性質のその他の行政関係手数料に関してまたはその利益のために源泉徴収または控除の対象となる場合がある。

キャッシュ・スウィープ・リスク

保管会社が保有するオーバーナイト現金残高は、キャッシュ・スウィープ・プログラム（以下「キャッシュ・スウィープ・プログラム」という。）の対象となる可能性がある。キャッシュ・スウィープ・プログラムは、第三者たる取引相手方（以下「キャッシュ・スウィープ・カウンターパーティー」という。）における単一または複数の顧客オムニバス口座に資金を入れることが含まれる。キャッシュ・スウィープ・プログラムの結果、ファンドはキャッシュ・スウィープ・カウンターパーティーに対する取引相手方エクスポージャーを負う。取引相手方リスクの説明は、下記「取引相手方リスク」を参照されたい。

取引相手方リスク

ファンドは、契約条件に関する紛争（正当な根拠に基づくものであるか否かにかかわらず。）または信用もしくは流動性の問題を理由に取引相手方が取引をその条件に従って決済しないリスクにさらされ、その結果、ファンドが損失を被ることになる場合がある。満期までの期間が長く、何らかの出来事が決済を妨げる可能性がある契約の場合、または単独もしくは少数の取引相手方との間で取引が行われた場合には、このような「取引相手方リスク」が大きくなる。

受託会社および投資運用会社は、取引を特定の取引相手方との間に限定すること、または、すべてもしくはいずれかの取引を同一の取引相手方に集中させることを制限されていない。受託会社および投資運用会社がいかなる取引相手方とも取引可能であること、ならびにかかる取引相手方の財務能力に関する有意かつ独立した評価がないことにより、ファンドが損失を被る可能性が高まる場合がある。

また、ファンドは、非上場デリバティブ商品に関して、取引所決済機関の履行保証など組織化された取引所におけるかかる商品の取引参加者に適用されるものと同様の保護を受けることができないことにより、受託会社または投資運用会社がファンドに関して取引を行う取引相手方の信用リスクにさらされる場合がある。非上場デリバティブ取引の取引相手方は、公認取引所ではなく取引に従事する特定の会社または企業であり、よって、受託会社または投資運用会社がファンドに関して取引を行う取引相手方の支払不能、破産または債務不履行の場合には、ファンドに多額の損失が生じる可能性がある。受託会社または投資運用会社は、特定のデリバティブ取引に関する契約に基づく債務不履行時には契約上の救済が得られることがある。しかし、引き当てとなる担保またはその他の資産が不足する場合には、かかる救済では十分ではない可能性がある。

投資者は、回収口座キャッシュ・スウィープ・プログラムに関連する回収口座キャッシュ・スウィープ・カウンターパーティーの取引相手方リスクにさらされる可能性がある。またファンドは、キャッシュ・スウィープ・プログラムに関連するキャッシュ・スウィープ提供者の取引相手方リスクにさらされる可能性がある。

世界的な金融危機の間、複数の大手金融市場参加者（店頭取引およびディーラー間取引の取引相手方を含む。）が、支払期限の到来した契約上の債務を履行することができず、または不履行に近い状態に陥り、金融市場において不確実性の認識が高まるとともに、先例のない政府の介入、信用および流動性の縮小、取引および金融取り決めの早期解約、ならびに支払いおよび受渡しの停止および不履行がもたらされた。受託会社、ファンドに関する受託会社の代理人または投資運用会社がファンドに関して取引を行う取引相手方が債務不履行に陥らない、また、ファンドが結果として取引による損失を被らないという保証はない。

（２）リスクに対する管理体制

管理会社のリスク管理体制

管理会社は、ファンドのリスク管理について投資運用会社に委任する。

投資運用会社のリスク管理体制

投資運用会社は、ファンドのリスク管理について、さらに南アフリカ投資チームに委任する。

南アフリカ投資チームのリスク管理体制

IAMは、事業全体のリスク管理を目的として包括的な管理および監督体制を実施しており、これには、投資リスクに対するIAMのアプローチが含まれる。以下は、IAMにおける以下の投資リスクの監督および軽減につき責任を負う主な組織の概要である。

- グローバル・リスク委員会：全ての事業分野のリスク委員会は、全社的なリスク管理につき全体的な責任を負うグローバル・リスク委員会に対し報告を行う。同委員会は隔月に会合を行い、IAMのジェネラル・カウンセルが委員長を務める。
- 投資リスク委員会：投資リスク委員会は、グローバル・リスク委員会に対し報告を行い、投資リスク・チームの責任者が委員長を務め（代替の委員長は、共同チーフ投資責任者）、事業における投資リスクの管理につき責任を負う。投資リスク委員会の主な責任は、IAMによる投資活動から生じるリスクを特定し、評価し、優先順位を付け、かつ、十分かつ有効な投資リスク軽減活動および戦略が実施されることを確保することである。
- 流動性管理委員会：同委員会は、ポートフォリオにおける流動性および配分を検討する目的で（少なくとも）四半期毎に会合を行う。同委員会はまた、IAMの流動性管理計画の保有および維持についても責任を負い、グローバル・リスク委員会に対し報告を行う。
- 投資リスク・チーム：独立した投資リスク・チームは、IAMの全ての投資戦略においてリスクが継続的に測定され、監視されることを確保することを任務としており、リスク水準が投資の確信レベル、プロセスおよび顧客からの要求レベルと一致するようことを確保することを目標としている。批判的で独立した監督を確保するため、投資リスク・チームの責任者は、そのIAMにおける役割が監督であり、投資決定プロセスへの積極的な参加を伴わない共同チーフ投資責任者であるジョン・マクナブおよびミミ・フェリニと緊密に協力している。
- 投資チーム：IAMの専門的な投資チームにおけるポートフォリオ・マネジャーは、リスク管理につき先を見越すアプローチを採っており、当該アプローチは、各プロセスにおいて構築される監視機能に留まらない。投資チームはまた、IAMの独立した投資リスク・チームと日々緊密に協力している。
- 投資チームおよび投資リスク・チームの双方は、四半期毎に開催される構造化報告フォーラムに参加しており、これには、IAMの上級管理者も参加する。当該フォーラムは、歴史的観点からおおよび成功し続けるために必要となる発展的変化への対応を目的とするIAMの投資プロセスの定性的および定量的な継続的ヘルスチェックとして機能する。

IAMは独立した投資リスク・チームを擁しており、リスクは先を見越して確実に測定および監視される。またこれにより、リスク予算が有効かつ適正に利用されていることの確認が可能になる。リスク予測の頻度および種類は、投資戦略に左右される。しかし、基本的に、プロセスが、リスクのレベルおよび傾向、また関係する場合にはその源泉を監視している。最終目標は、利用されるリスクが投資の確信レベル、プロセスおよび他の顧客からの比較できる指図と確実に一致することである。

投資リスク・チームは、IAMのすべての投資戦略について投資リスク管理者を務める。批判的で独立した監督を確保するため、投資リスク・パフォーマンス部門の責任者は、直接、共同チーフ投資責任者に報告を行う。IAMにおける共同チーフ投資責任者の役割は、ある種の監督であり、投資判断プロセスへの実際の参加を伴わない。

全社的なリスク管理アプローチ

IAMの投資戦略におけるリスク管理は、ポートフォリオ管理プロセスの不可欠な部分であり、投資者のリスクおよびリターン目標を達成するために適切なリスク水準が用いられることを確保するための明示的な制限および追加的措置で構成される。

投資リスクの観点からIAMの主な懸念事項である主要4分野は、以下のとおりである。

- 1．投資哲学およびプロセス：投資能力が投資スタイルおよび投資マンドートを遵守するよう確保すること。
- 2．リサーチおよび分析：適切なリサーチおよび分析が投資決定プロセスの基礎となっていることを確認すること。
- 3．集中および流動性：戦略の集中および流動性を認識すること。
- 4．リスク測定：適正なリスク測定およびストレス・テストを確実に実行すること。

リスクは、戦略に応じて毎日、毎月および四半期毎に監視される。

上記のプロセスの主な特性は、以下のとおりである。

- 毎日：バリュー・アット・リスク（VaR）の監視が、大部分にデリバティブを用いるか、またはより複雑なデリバティブ戦略を用いるポートフォリオにつき毎日行われる。IAMは、リスク・エクスポージャーが予め指定された範囲に収まり、かつ、ソフトおよびハードの制限を統合するものとなることを確保する目的で、予想されるVaR推定値を算定する統計的要因に基づく第三者のリスク管理システムを使用する。
- 毎月：リスク分析が、主なポートフォリオ、調査水準およびリスク・エクスポージャーの動向ならびにリスク因子の全体的な分散につき毎月行われる。投資リスク・チームは、投資プロセスの質を維持するために結果を分析する。見解は、関連するポートフォリオ管理チームとの間だけでなく、顧客と接触する管理者および上級管理者（該当する方）との間でも共有される。その結果によっては、および関連するポートフォリオ・マネジャーとの協議により、ポートフォリオの調整が行われる場合がある。
- 四半期毎：IAMは、事業の上級管理者とともに投資プロセスの定量的特性の事後分析を行う目的で、四半期ごとに検討を行っている。これによりIAMは、優れたパフォーマンスの要因がIAMの予想と一致しているか否かを確認することができ、弱みのある分野を特定することができる。この検討により、プロセスについて広範囲かつ多様な監督が行われるだけでなく、IAMの顧客の期待に継続的に応えられるようにするための各チームおよびプロセスの進化も促進される。

リスクに関する見解のフィードバック

リスクに関する見解は、ポートフォリオ・マネジャーおよびその他の適切な上級管理者に伝達される。さらに、批判的で独立した監督を確保するため、投資リスク責任者は、リスクおよび運用につき共同チーフ投資責任者に対し報告を行う。

リスクに関する上記の全てのプロセスにおいて、リスクに関する関連データを伝達するポートフォリオ・マネジャーに対する効果的なフィードバックループが存在する。ポートフォリオ・マネジャーは、（投資マンドートの条件内の）特定のポートフォリオにおけるリスクにつき最終的に責任を負う。ポートフォリオ・マネジャーは、そのポートフォリオにおけるリスクの検討および監視を支えるリソースを多数用意している。IAMの投資リスク・チームは、継続的に要請されるあらゆるアドホック分析に対応することができる。また、ポートフォリオ・マネジャーは、社内のリスク・プラットフォームに関するブローカーによる相互検討およびその他のリスク研究等の外部の情報源を使用する場合がある。

自動制限監視

自動制限監視は、リスク管理体制の主要部である。ポートフォリオ投資制限は、IAMの取引注文管理システムであるシンクフォリオ（thinkFolio）に記録される。かかる制限は、取引実行前後に検証される。違反の可能性がある場合には、取引前メッセージによりポートフォリオ・マネジャーに対して明示および／または注意喚起される。取引後の報告はすべて、投資運用チームにより追加検証として毎日監視される。違反は、是正のために講じる措置の検討およびIAMの主要違反記録への記載目的でコンプライアンス・チームに転送される。

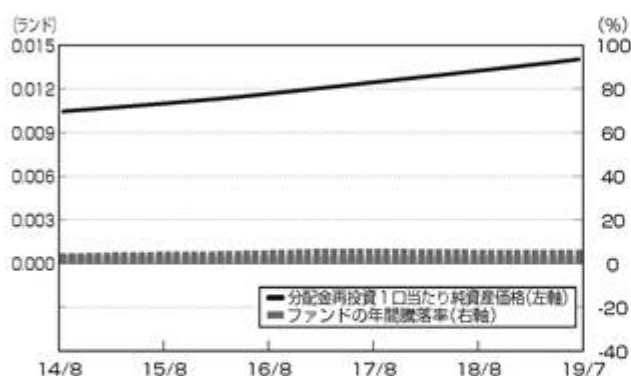
（ ）ファンドはデリバティブ取引を行っていない。

（注）上記のリスク管理体制は今後変更されることがある。

(3) リスクに関する参考情報

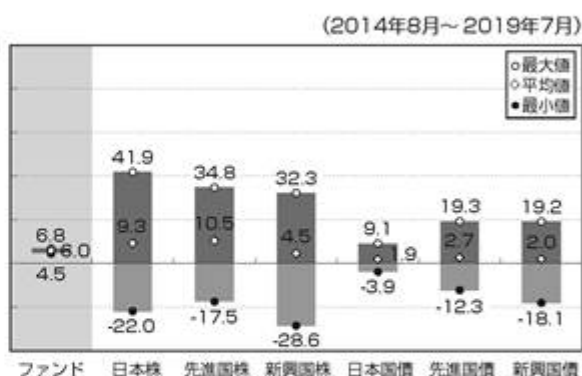
＜ ファンドの分配金再投資 1口当たり純資産価格・年間騰落率の推移 ＞

2014年8月～2019年7月の5年間に於けるファンドの分配金再投資1口当たり純資産価格(各月末時点)と、年間騰落率(各月末時点)の推移を示したものです。



＜ ファンドと代表的な資産クラスとの 年間騰落率の比較 ＞

このグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したもので、左のグラフと同じ期間における年間騰落率(各月末時点)の平均と振れ幅を、ファンドと代表的な資産クラス(円ベース)との間で比較したものです。



出所: Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所が作成

(ご注意)

- ※ 分配金再投資1口当たり純資産価格は、2013年8月末の1口当たり純資産価格(0.01ランド)を起点として、税引前の分配金を分配再投資日にファンドへ再投資したとみなして算出したものです。
- ※ ファンドの年間騰落率(各月末時点)は、各月末とその1年前における分配金再投資1口当たり純資産価格を対比して、その騰落率を算出したものです。
- ※ 代表的な資産クラスの年間騰落率(各月末時点)は、各月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものです。
- ※ ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の5年間の各月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものです。
- ※ ファンドの分配金再投資1口当たり純資産価格および年間騰落率は、実際の1口当たり純資産価格およびそれに基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- ※ ファンドの年間騰落率は、表示通貨建てで計算されており、円貨に換算されておりません。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。
- ※ ファンドは代表的な資産クラスの全てに投資するものではありません。

● 代表的な資産クラスを表す指数

- 日本株……………TOPIX (配当込み)
 - 先進国株……………FTSE先進国株価指数 (除く日本、円ベース)
 - 新興国株……………S&P新興国総合指数
 - 日本国債……………BBGバークレイズE1年超日本国債指数
 - 先進国債……………FTSE世界国債指数 (除く日本、円ベース)
 - 新興国債……………FTSE新興国市場国債指数 (円ベース)
- (注) S&P新興国総合指数は、Bloomberg L.P.で円換算しています。

TOPIX (東証株価指数)は、株式会社東京証券取引所 (以下「(株)東京証券取引所」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、(株)東京証券取引所が有しています。なお、ファンドは、(株)東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、(株)東京証券取引所は、ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

FTSE先進国株価指数 (除く日本、円ベース)、FTSE世界国債指数 (除く日本、円ベース)およびFTSE新興国市場国債指数 (円ベース)に関するすべての権利は、London Stock Exchange Group plcまたはそのいずれかのグループ企業に帰属します。各指数は、FTSE International Limited、FTSE Fixed Income LLCまたはそれらの関連会社等によって計算されています。London Stock Exchange Group plcおよびそのグループ企業は、指数の使用、依存または誤謬から生じるいかなる負債について、何人に対しても一切の責任を負いません。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

海外における申込手数料

該当事項なし。

日本国内における申込手数料

国内における申込手数料の徴収はない。

（２）【買戻し手数料】

海外における買戻し手数料

該当事項なし。

日本国内における買戻し手数料

国内における買戻し手数料の徴収はない。

（３）【管理報酬等】

管理報酬

管理会社は、ファンドの資産から、純資産価額の年率0.05%を上限とした報酬（毎日発生し、四半期毎に後払いで支払われる。）を受領する権利を有する。管理会社はまた、ファンドの資産から管理会社が提供するサービスに関して合理的に発生する立替費用につき払戻しを受ける権利を有する。

管理報酬は、ファンド資産の運用、管理、ファンド証券の発行買戻し業務の対価として、管理会社に支払われる。

2019年３月31日に終了した会計年度中の管理報酬は794,150ランドであった。

投資運用会社報酬

投資運用会社は、ファンドの資産から、純資産価額の年率0.40%を上限とした報酬（毎日発生し、四半期毎に後払いで支払われる。）を受領する権利を有する。投資運用会社はまた、ファンドの資産から投資運用会社が提供するサービスに関して合理的に発生する立替費用につき払戻しを受ける権利を有する。

投資運用会社報酬は、ファンド資産の投資運用業務の対価として、投資運用会社に支払われる。

2019年３月31日に終了した会計年度中の投資運用会社報酬は6,386,663ランドであった。

受託報酬

受託会社は、ファンドの資産から年間170,000ランドの固定報酬（毎日発生し、四半期毎に後払いで支払われる。）を受領する権利を有する。

受託会社は、ファンドの資産から14,000ランドの当初口座開設手数料および非居住者預金口座のための14,000ランドの口座開設手数料を受領する権利を有する。受託会社は、さらに、ファンドの資産からすべての政府によるまたは類似の手数料、料金、税金および適法に発生するファンドに課されるもしくはこれに関するあらゆる行政関係手数料ならびに発生したすべての合理的な立替費用につき払戻しを受ける権利を有する。受託会社は、受託会社および管理会社間で合意された通り、ファンドの終了時に解約手数料を受領する権利を有する。

受託報酬は、ファンド資産の受託業務の対価として、受託会社に支払われる。

2019年３月31日に終了した会計年度中の受託報酬は170,000ランドであった。

販売報酬

販売会社は、ファンドの資産から、販売会社が申込人を斡旋した受益証券に帰属する純資産価額の当該部分の年率0.40%を上限とした報酬（毎日発生し、四半期毎に後払いで支払われる。）を受領する権利を有する。

販売報酬は、ファンド証券の販売・買戻しの取扱業務の対価として、販売会社に支払われる。

2019年3月31日に終了した会計年度中の販売報酬は6,388,964ランドであった。

管理事務代行報酬・保管報酬

管理事務代行会社は、ファンドの資産から以下の料率による管理事務代行会社の報酬を受領する権利を有する。

- 1．各評価日における評価時点に計算された当該部分の純資産価額における10億ランド以下の部分については年率0.10%
- 2．各評価日における評価時点に計算された当該部分の純資産価額における10億ランド超20億ランド以下の部分については年率0.09%
- 3．各評価日における評価時点に計算された当該部分の純資産価額における20億ランド超の部分については年率0.08%

かかる報酬は、ファンドに対する管理事務代行サービスの提供に関して、評価日による日割計算で、年700,000ランドを最低報酬額として、四半期毎に後払いで支払われる。保管銀行の報酬は、管理事務代行会社により負担される。

管理事務代行会社はまた、ファンドに関する各証券決済指示に係る150ランドの手数料およびファンドからの現金の出納に係る100ランドの手数料を受領する権利を有する。

管理事務代行会社はさらに、目論見書の改訂、ファンドに対するサービス・プロバイダーの変更、ファンドのストラクチャーの変更およびファンドの終了を含むがこれらに限られない状況において、ファンドの資産から、管理事務代行契約に定める追加報酬を随時受領する権利を有する。

管理事務代行報酬は、ファンドの管理事務代行業務、登録事務代行業務および名義書換事務代行業務の対価として、管理事務代行会社に支払われる。

保管報酬は、ファンド資産の保管業務の対価として、管理事務代行会社により負担される。

2019年3月31日に終了した会計年度中の管理事務代行報酬および保管報酬は、それぞれ1,231,026ランドおよび960,461ランドであった。

代行協会員報酬

代行協会員は、ファンドの資産から、純資産価額の年率0.10%を上限とした報酬（毎日発生し、四半期毎に後払いで支払われる。）を受領する権利を有する。

代行協会員報酬は、受益証券一口当たり純資産価格の公表およびファンド証券に関する目論見書、決算報告書その他の書類の販売会社への交付等の代行協会員業務の対価として、代行協会員に支払われる。

2019年3月31日に終了した会計年度中の代行協会員報酬は、1,607,807ランドであった。

マネーロンダリング・コンプライアンス・オフィサーの報酬およびレポーティング・オフィサーの報酬

マネーロンダリング・コンプライアンス・オフィサー、マネーロンダリング・レポーティング・オフィサーおよびデュプティ・マネーロンダリング・レポーティング・オフィサーは、それぞれファンドの信託財産から年間報酬を受領する権利を有する。

その他

口座維持費、銀行間振替手数料、電話、書簡、クーリエ、ファクシミリおよび印刷に関する代金および費用を含むがこれらに限られないすべての合理的な現金支出費用はファンドから支払われる。

受託会社、管理事務代行会社および保管会社は、（a）必要な追加作業、（b）英文目論見書または規約の修正、（c）ファンドのサービス提供者の変更、（d）管理事務代行会社／保管会社／受託会社の業務インフラへの変更を要するファンドの他のサービス提供者の業務インフラの変更、（e）管理事務代行会社／保管会社／受託会社の文書または運営の変更を要するファンドのストラクチャー変更、ならびに（f）ファンドの終了を含むがこれらに限定されない状況において、両当事者間で合意される追加手数料を受ける権利を有する。

（４）【その他の手数料等】

設立費用

トラストおよびファンドの設立に関する経費および費用（誤解を避けるために、登録手数料および行政関係手数料ならびに目論見書、補遺目論見書、基本信託証書、補遺信託証書およびファンドに帰属するその他すべての合意の作成に関する専門家報酬を含む。）（以下「設立費用」という。）は、約25万米ドルを計上した。

国際財務報告基準に従えば、設立費用は、償却するのではなく費用として処理すべきである。ただし、受託会社はこの不遵守の影響を考慮はするが、この問題がファンドの純資産価額に重大な影響を及ぼすとは判断しない。ファンドにより採用される会計原則が国際財務報告基準から逸脱するものである場合、その不遵守の性質や重大性のレベルによっては、監査人がファンドの関連する年次監査済財務諸表に対して限定付き意見を述べることとなる可能性がある。

設立費用はすべてファンドが負担した。

変更する可能性がある費用

管理事務代行会社の報酬、保管銀行の報酬、管理会社の報酬、投資運用会社の報酬、販売会社の報酬および代行協会の報酬は、純資産価額の年率1.05%に相当する金額になるが、この金額は上限2%まで増加する可能性があることが予測される。

その他の報酬および費用

追加報酬・費用（監査報酬、法律費用、コンサルタント報酬、取引手数料、広告費用、印刷費用およびその他の継続的な報酬・立替費用を含むが、これらに限られない。）もまた、ファンドからの実費としてファンドの資産から支払われる。ファンドは、すべての適用ある税金についても負担する。ファンドに帰属する追加報酬は、受託会社またはその代理人との協議を経て管理会社が裁量的に、発生費用として計上し、または償却することができる。

国際財務報告基準に従えば、ファンドに帰属する報酬・費用は、償却するのではなく費用として処理すべきである。ただし、受託会社はこの不遵守の影響を考慮はするが、この問題がファンドの純資産価額に重大な影響を及ぼすとは判断しない。ファンドにより採用される会計原則が国際財務報告基準から逸脱するものである場合、その不遵守の性質や重大性のレベルによっては、監査人がファンドの関連する年次監査済財務諸表に対して限定付き意見を述べることとなる可能性がある。

その他費用については、変動するものであり、事前に料率、上限金額等を示すことができない。

2019年3月31日に終了した会計年度中のその他の報酬および費用は、1,860,705ランドであった。

手数料および費用等の合計額およびその上限額ならびにこれらの計算方法については、ファンドの運用状況や受益証券の保有期間等に応じて異なるため表示することができない。

（５）【課税上の取扱い】

日本

本書の日付現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

（イ）受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。

（ロ）国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。

（ハ）国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。

日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されるので原則として確定申告をすることになるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下同じ。）の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

- （二）日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等（所得税法別表第一に掲げる内国法人をいう。以下同じ。）または金融機関等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（2038年1月1日以後は15%の税率となる。）。）。

- （ホ）日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいう。以下同じ。）に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

- （ヘ）日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、（ホ）と同様の取扱いとなる。
- （ト）日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

- （注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

- （イ）受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。

- （ロ）国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。

- （ハ）国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われる。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

- （二）日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（2038年1月1日以後は15%の税率となる。）。）。

- （ホ）日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象とな

り、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

（ヘ）日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、（ホ）と同様の取扱いとなる。

（ト）日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

本書の日付現在では、ファンドは、税法上、公募外国公社債投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

税制等の変更により上記「ないし」に記載されている取扱いは変更されることがある。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

ケイマン諸島

ケイマン諸島政府は、既存の法規に基づき、トラストおよび受益者に関して所得税、法人税、キャピタル・ゲイン税、遺産税、相続税、贈与税または源泉徴収税を課さない。ケイマン諸島は、二重課税条約の当事国ではない。本書の日付現在、ケイマン諸島において為替管理は行われていない。

ファンドは、ケイマン諸島の政府から、信託法第81条に基づき、ファンドの設定日から50年間、所得、または元本資産、収益もしくは価格上昇に対して課せられる税金もしくは賦課金、または遺産税、相続税の性質を有する税金を課するために制定されるいかなるケイマン諸島の法律も、ファンドを構成する財産またはファンドに生じる利益に適用されず、またかかる財産または利益に関し受託会社または受益者に対して適用されないとの保証を受領している。ケイマン諸島において、ファンドの受益証券の譲渡または買戻しに関して印紙税は課されない。

2013年11月29日に、ケイマン諸島政府は、米国外国口座税務コンプライアンス法（以下「FATCA」という。）の実施に関し、米国との間で政府間協定（以下「US IGA」という。）を締結した。US IGAの目的は、FATCAに従い、租税情報を自動的に交換することである。両政府はまた、租税情報を自動的に交換する法的手段を規定した租税情報交換契約に署名した。

2014年7月4日に、ケイマン諸島政府は、税務情報当局法（改訂済）（以下「TIA法」という。）に加え、税務情報当局（国際税務コンプライアンス）（米国）規則（改訂済）（以下「US FATCA規則」という。）を発行した。US FATCA規則は、US IGAの規定を実施するものである。US FATCA規則は、米国人投資者の身元確認および特定の米国人投資者の直接的および間接的な報告を規定し、ファンドおよびその投資者に影響を与える。

ファンドの投資者は、FATCAの目的上、ファンドが投資者を正確に分類するために、ファンドに対し、追加的な身元確認情報の提供を要求されることがあり、また、投資者が要求されたかかる情報の提供に応じない場合には、かかる投資者は「米国の報告対象口座」として分類され、かかる投資者（およびファンドの保有）に関する情報は、ケイマン諸島の税務情報当局（以下「TIA」という。）に報告され、TIAはさらにかかる情報を米国内国歳入庁（以下「IRS」という。）に提供する可能性があることに留意すべきである。各投資者はまた、ファンドにおける直接的または間接的な持分の保有を識別する、ファンドに提供されたいかなる情報もTIAおよび/またはIRSに報告される可能性があることに留意すべきである。

ケイマン諸島およびその他の50の法域が、経済協力開発機構（OECD）が公表した「共通報告基準（以下「CRS」という。）」を導入する意思を示すため、2014年10月29日「多国間協定」に調印した。

新規および既存口座に対して実施されるデュー・ディリジェンスを義務付けるOECDの規制は、当該口座に対する報告義務が2017年中に開始されることを受け、2015年10月16日および2016年12月14日に制定された。CRSは、その他の調印される法域で納税する住民である投資者に対し、米国IGAと同等の報告義務およびその他の義務を課すもので、100を超える国々がCRSの実施に調印している。ファンドは、TIAが世界中の税務当局に広めている口座情報とともに、毎年TIAに報告を行うことを要求される。ケイマン諸島政府は、今後、その他の第三国と追加の政府間契約を締結する場合があります、これは、当該第三国がCRSを導入し、ファンドについてさらなる報告義務および源泉徴収税を課す可能性がある。

各投資者は、AEOIに基づき、ファンドが支払う源泉徴収税および当該投資者が請求された情報をファンドに提供しなかったことによりファンド、管理事務代行会社、その他の投資者、またはこれらの代理人、受任者、従業員、取締役、役員または関連会社が負担した関連経費、利息、罰金ならびにその他の損失および債務が当該投資者によって経済的に負担されることを確保するため、ファンドが当該投資者の持高または買戻代金に関して必要と考える措置を講じる場合があることを認識している。

ファンドへの投資および／またはこれらへの投資の継続により、投資者は、ファンドに対する追加情報の提供が必要となる可能性があること、ファンドのAEOI規則への遵守が投資者情報の開示につながる可能性があること、および投資者情報が海外の財政当局との間で交換される可能性があることを了解したとみなされるものとする。投資者が（結果にかかわらず）要求された情報を提供しない場合、受託会社は、その裁量において、対象となる投資者の受益証券の強制買戻しまたは登録抹消を含むがこれに限られない対応措置を講じおよび／またはあらゆる救済措置を求める権利を留保する。

５【運用状況】

（１）【投資状況】

（2019年７月末日現在）

資産の種類	国名	時価合計（ランド）	投資比率（％）
変動利付債	南アフリカ	1,252,729,192.53	73.56
預金	南アフリカ	310,700,000.00	18.24
社債	南アフリカ	28,003,767.16	1.64
割引債	南アフリカ	12,953,497.67	0.76
小計		1,604,386,457.36	94.20
現金・その他の資産（負債控除後）		98,730,112.28	5.80
合計（純資産総額）		1,703,116,569.64 （約13,012百万円）	100.00

（注１）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

（注２）上記の数値は管理事務代行会社のデータをもとに記載している。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

（2019年７月末日現在）

順位	銘柄	発行地	種類	利率（％）	償還日	額面金額（ランド）	簿価（ランド）	時価（ランド）	投資比率（％）
1.	CALL ACCOUNT SHINSEI HSBC BANK	南アフリカ	預金	6.450%	-	202,100,000.00	202,100,000.00	202,100,000.00	11.87
2.	NEDBANK LTD FRN 07AUG19	南アフリカ	変動利付債	8.033%	2019年 8月7日	128,000,000.00	128,021,513.94	128,021,513.94	7.52
3.	STANDARD BANK OF SA LTD FRN 15AUG19	南アフリカ	変動利付債	8.058%	2019年 8月15日	75,000,000.00	75,026,611.74	75,026,611.74	4.41
4.	ABSA BANK LTD FRN 01NOV19	南アフリカ	変動利付債	7.925%	2019年 11月1日	73,000,000.00	73,079,943.55	73,079,943.55	4.29
5.	STANDARD BANK OF SA LTD FRN 25NOV19	南アフリカ	変動利付債	8.058%	2019年 11月25日	61,000,000.00	61,095,841.90	61,095,841.90	3.59
6.	NEDBANK LTD FRN 13JAN20	南アフリカ	変動利付債	7.508%	2020年 1月13日	60,000,000.00	60,000,000.00	60,000,000.00	3.52
7.	CALL ACCOUNT SHINSEI ABSA BANK	南アフリカ	預金	6.450%	-	57,200,000.00	57,200,000.00	57,200,000.00	3.36
8.	STANDARD BANK OF SA LTD FRN 26NOV19	南アフリカ	変動利付債	8.058%	2019年 11月26日	57,000,000.00	57,082,468.30	57,082,468.30	3.35
9.	NEDBANK LTD FRN 100 14OCT19	南アフリカ	変動利付債	8.008%	2019年 10月14日	56,000,000.00	56,000,000.00	56,000,000.00	3.29
10.	INVESTEC BANK LTD SA FRN 20SEP19	南アフリカ	変動利付債	7.908%	2019年 9月20日	53,000,000.00	53,055,639.39	53,055,639.39	3.12
11.	NEDBANK LTD FRN 04OCT19	南アフリカ	変動利付債	8.200%	2019年 10月4日	52,000,000.00	52,100,809.40	52,100,809.40	3.06
12.	ABSA BANK LIMITED FRN 20AUG19	南アフリカ	変動利付債	8.608%	2019年 8月20日	51,000,000.00	51,000,000.00	51,000,000.00	2.99
13.	CALL ACCOUNT SHINSEI INVESTECBK	南アフリカ	預金	6.500%	-	50,100,000.00	50,100,000.00	50,100,000.00	2.94
14.	INVESTEC BANK LTD SA FRN 23OCT19	南アフリカ	変動利付債	7.325%	2019年 10月23日	50,000,000.00	50,000,000.00	50,000,000.00	2.94
15.	STANDARD BANK OF SA FRN 17OCT19	南アフリカ	変動利付債	7.467%	2019年 10月17日	50,000,000.00	50,000,000.00	50,000,000.00	2.94
16.	STANDARD BANK OF SA LTD FRN 01NOV19	南アフリカ	変動利付債	7.608%	2019年 11月1日	50,000,000.00	50,000,000.00	50,000,000.00	2.94

17.	ABSA BANK LTD FRN 26SEP19	南アフリカ	変動利 付債	8.233%	2019年 9月26日	49,000,000.00	49,059,042.70	49,059,042.70	2.88
18.	STANDARD BANK OF SA LTD FRN 21AUG19	南アフリカ	変動利 付債	8.033%	2019年 8月21日	36,000,000.00	36,019,588.32	36,019,588.32	2.11
19.	NEDBANK LTD FRN 04OCT19	南アフリカ	変動利 付債	7.925%	2019年 10月4日	34,000,000.00	34,050,279.03	34,050,279.03	2.00
20.	STANDARD BANK OF SA LTD FRN 11SEP19	南アフリカ	変動利 付債	7.958%	2019年 9月11日	32,000,000.00	32,031,225.60	32,031,225.60	1.88
21.	STANDARD BANK OF SA LTD FRN 04SEP19	南アフリカ	変動利 付債	8.008%	2019年 9月4日	32,000,000.00	32,027,420.76	32,027,420.76	1.88
22.	ABSA BANK LTD FRN 14OCT19	南アフリカ	変動利 付債	8.458%	2019年 10月14日	32,000,000.00	32,000,000.00	32,000,000.00	1.88
23.	ABSA BANK LTD FRN 20SEP19	南アフリカ	変動利 付債	7.908%	2019年 9月20日	27,000,000.00	27,020,110.91	27,020,110.91	1.59
24.	ABSA BANK LTD FRN 07OCT19	南アフリカ	変動利 付債	8.025%	2019年 10月7日	23,000,000.00	23,000,000.00	23,000,000.00	1.35
25.	ABSA BANK LTD FRN 16SEP19	南アフリカ	変動利 付債	8.500%	2019年 9月16日	23,000,000.00	23,000,000.00	23,000,000.00	1.35
26.	NEDBANK LTD FRN 18OCT19	南アフリカ	変動利 付債	8.283%	2019年 10月18日	20,000,000.00	20,000,000.00	20,000,000.00	1.17
27.	NEDBANK LTD FRN 25OCT19	南アフリカ	変動利 付債	8.142%	2019年 10月25日	20,000,000.00	20,000,000.00	20,000,000.00	1.17
28.	ABSA BANK LTD FRN 11OCT19	南アフリカ	変動利 付債	7.883%	2019年 10月11日	18,000,000.00	18,000,000.00	18,000,000.00	1.06
29.	INVESTEC BANK LTD SA FRN 03JAN20	南アフリカ	変動利 付債	7.965%	2020年 1月3日	15,000,000.00	15,033,293.10	15,033,293.10	0.88
30.	ABSA BANK LTD 8.3 P CT 14AUG19	南アフリカ	社債	8.300%	2019年 8月14日	13,000,000.00	13,001,816.53	13,001,816.53	0.76

【投資不動産物件】

該当事項なし（2019年7月末日現在）。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項なし（2019年7月末日現在）。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

下記会計年度末および2019年7月末日までの1年間における各月末の純資産の推移は次のとおりである。

	純資産総額		一口当たり純資産価格	
	ランド	百万円	ランド	円
第2会計年度末 (2010年3月末日)	598,466,718.00	4,572	0.01	0.0764
第3会計年度末 (2011年3月末日)	1,117,923,334.00	8,541	0.01	0.0764
第4会計年度末 (2012年3月末日)	1,102,164,832.00	8,421	0.01	0.0764
第5会計年度末 (2013年3月末日)	1,230,984,426.00	9,405	0.01	0.0764
第6会計年度末 (2014年3月末日)	1,333,442,661.00	10,188	0.01	0.0764
第7会計年度末 (2015年3月末日)	1,204,828,295.00	9,205	0.01	0.0764
第8会計年度末 (2016年3月末日)	1,289,546,237.00	9,852	0.01	0.0764
第9会計年度末 (2017年3月末日)	1,390,011,237.00	10,620	0.01	0.0764
第10会計年度末 (2018年3月末日)	1,546,917,275.00	11,818	0.01	0.0764
第11会計年度末 (2019年3月末日)	1,645,071,388.00	12,568	0.01	0.0764
2018年8月末日	1,632,855,302.88	12,475	0.01	0.0764
9月末日	1,635,512,837.00	12,495	0.01	0.0764
10月末日	1,631,166,714.97	12,462	0.01	0.0764
11月末日	1,637,582,176.42	12,511	0.01	0.0764
12月末日	1,609,614,779.00	12,297	0.01	0.0764
2019年1月末日	1,620,324,058.20	12,379	0.01	0.0764
2月末日	1,634,409,250.42	12,487	0.01	0.0764
3月末日	1,645,071,388.00	12,568	0.01	0.0764
4月末日	1,646,377,401.97	12,578	0.01	0.0764
5月末日	1,665,418,697.81	12,724	0.01	0.0764
6月末日	1,680,865,314.73	12,842	0.01	0.0764
7月末日	1,703,116,569.64	13,012	0.01	0.0764

(注) 会計年度末(3月末日)および半期末(9月末日)の純資産総額は、財務書類上の純資産価額を記載しており、取引目的のために計算された報告純資産価額とは異なることがある。

【分配の推移】

分配は、受益証券一口当たり純資産価格が当該取引日に閾値（受益証券一口当たり0.01ランド）を上回る場合にのみ宣言される。

分配再投資日において、分配再投資日当日またはそれ以前のすべての宣言された発生済みかつ未払いの分配（源泉徴収税および受益者が居住する国で支払いが要求されるその他の税金（もしあれば）を控除したもの）は、分配再投資日に決定される受益証券一口当たり純資産価格における追加の受益証券の発行に対して自動的に再投資される。

下記は2019年7月末日までの1年間における前月最終取引日から各月最終取引日前日（分配再投資日）まで保有した場合に再投資された月次分配金の額（一口当たりの累計額）を表示した。

最終取引日	一口当たり分配金	
	ランド	円
2018年8月31日	0.00005111	0.0003904804
9月28日	0.00004579	0.0003498356
10月31日	0.00005443	0.0004158452
11月30日	0.00004972	0.0003798608
12月28日	0.00004574	0.0003494536
2019年1月31日	0.00005633	0.0004303612
2月28日	0.00004618	0.0003528152
3月29日	0.00004840	0.0003697760
4月26日	0.00004753	0.0003631292
5月31日	0.00005999	0.0004583236
6月28日	0.00004823	0.0003684772
7月31日	0.00005647	0.0004314308

下記会計年度における上記月次分配金の単純合計は以下のとおりである。

計算期間	一口当たり分配金	
	ランド	円
第2会計年度	0.00061275	0.0046814100
第3会計年度	0.00050663	0.0038706532
第4会計年度	0.00043745	0.0033421180
第5会計年度	0.00041634	0.0031808376
第6会計年度	0.00041763	0.0031906932
第7会計年度	0.00050597	0.0038656108
第8会計年度	0.00055012	0.0042029168
第9会計年度	0.00065228	0.0049834192
第10会計年度	0.00062809	0.0047986076
第11会計年度	0.00060205	0.0045996620

【収益率の推移】

計算期間	収益率（注）
第2会計年度	6.13%
第3会計年度	5.07%
第4会計年度	4.37%
第5会計年度	4.16%
第6会計年度	4.18%
第7会計年度	5.06%
第8会計年度	5.50%
第9会計年度	6.52%
第10会計年度	6.28%
第11会計年度	6.02%

（注）ファンドは、一口当たり純資産価格について変動がないため、本書に開示の収益率は、分配金の各会計年度末における累計額を用いて、以下の算式により算出された。

$$\text{収益率（％）} = 100 \times (\text{a} - \text{b}) / \text{b}$$

a = 当該会計年度末の一口当たり純資産価格（当該期間の分配金の合計金額を加えた額）

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の一口当たり純資産価格（分配落の額）

（４）【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度中の販売及び買戻しの実績ならびに下記会計年度末現在の発行済口数は次のとおりである。

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第２会計年度	57,839,914,572 (57,839,914,572)	16,087,310,665 (16,087,310,665)	60,107,502,688 (60,107,502,688)
第３会計年度	110,522,875,686 (110,522,875,686)	58,651,406,836 (58,651,406,836)	111,978,971,538 (111,978,971,538)
第４会計年度	27,873,936,510 (27,873,936,510)	29,497,200,812 (29,497,200,812)	110,355,707,236 (110,355,707,236)
第５会計年度	50,481,265,836 (50,481,265,836)	37,659,975,926 (37,659,975,926)	123,176,997,146 (123,176,997,146)
第６会計年度	61,091,613,655 (61,091,613,655)	50,924,460,767 (50,924,460,767)	133,344,150,034 (133,344,150,034)
第７会計年度	29,252,332,114 (29,252,332,114)	42,113,709,851 (42,113,709,851)	120,482,772,297 (120,482,772,297)
第８会計年度	40,223,998,573 (40,223,998,573)	31,752,151,342 (31,752,151,342)	128,954,619,528 (128,954,619,528)
第９会計年度	45,160,579,574 (45,160,579,574)	35,114,107,439 (35,114,107,439)	139,001,091,663 (139,001,091,663)
第10会計年度	144,873,819,277 (144,873,819,277)	129,183,287,500 (129,183,287,500)	154,691,623,440 (154,691,623,440)
第11会計年度	75,236,791,178 (75,236,791,178)	65,421,334,118 (65,421,334,118)	164,507,080,500 (164,507,080,500)

（注）（ ）内の数は、本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数である。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（a）海外における申込手続等

投資者は、いずれかの取引日に適用ある購入価格で、最低投資額以上の受益証券の申込みを行うことができる。受益証券の申込人および追加の受益証券の申込みを希望する受益者は、管理事務代行会社によって関連の取引日の午前8時（ダブリン時間）または特定の場合に管理会社が決定するその他の期限までに受領されるように、記入済みの申込書（ならびに管理事務代行会社が要求する申込人の身元を証明する補足文書）を送付しなければならず、また関連の取引日の翌営業日の午後5時（ダブリン時間）または管理会社が特定の場合に決定するその他の期限までに即時利用可能資金がファンドの勘定において受領されなければならず、これが履行されない場合、申込みは、申込書の受領の翌取引日まで繰り越され、申込金および受益証券は、当該取引日に関連の購入価格で発行される。管理会社は、理由にかかわらず、またその理由を提示することなく申込みを拒絶することができる。申込書进行处理する目的において、管理事務代行会社は、申込書が管理会社によって受諾される前に申込金をファンドの口座に移転する。ただし、申込書は、管理事務代行会社によって上記の期限前に受領されるものとする。

申込書は、管理会社が受託会社の同意をもって別段の決定を行わない限り、撤回不能である。管理事務代行会社の営業場所において営業日の営業終了後または営業日以外の日付に受領された申込書は、管理事務代行会社により、翌営業日に受領されたものとみなされることができる。

記入済の申込書は、ファックスまたは電子メール（署名済PDF）または管理事務代行会社と事前に合意したその他の電磁的方法により送付され、申込書原本（各投資者の当初申込みについてのみ）は管理事務代行会社宛に郵便で送付されなければならない。投資者は、受託会社、管理会社、管理事務代行会社またはそれぞれの適法に任命された代理人もしくは代行者のいずれも、ファックス、電子メールまたはその他の電磁的方法で送付された申込書の未受領もしくは判読不能により生じる損失または適切に授權された者により送付されたと誠実に信じられるファックス、電子メールまたはその他の電磁的方法に依拠して行われた行為に関して生じる損失につき一切責任を負わないことに留意すべきである。管理会社は、販売会社に、申込みに関するすべての申込書原本を、管理事務代行会社に対し関連する取引日後一か月以内に送付させる。

追加の受益証券の申込みの場合、受益者は、申込書の代わりに、管理事務代行会社が定める様式による簡潔な申請・取引注文書（「申込・買戻注文書」）を使用することができる。

すべての申込金は、申込人の名義で保有される口座から支払われなければならない。第三者による支払いは、認められない。

投資者が管理事務代行会社および管理会社との間に、その他の通貨による支払いの取決めを行わない限り、支払い（銀行手数料を除く。）は、基準通貨で申込書に指定される投資者の銀行口座から電信送金により行われなければならない。

端数受益証券は発行されず、受益証券の端数を表章するすべての申込金は、ファンドの利益のために留保される。

すべての受益者は、ケイマン諸島の犯罪による手取金に関する法律（修正済）およびアイルランドを含むその他の適用ある法律により要求されるマネーロンダリング防止手続きを遵守しなければならない。

投資者は、受益証券が適用ある取引日まで発行されないことに留意し、これを確認すべきである。

受益証券の発行

管理事務代行会社は、管理事務代行会社により申込人の身元確認のために要求されるすべての文書を受領した後に、申込みが認められた申込人に対して権利証を発行する。管理事務代行会社が、確認書の

発行前に申込人の追加の情報が必要であると決定する場合、管理事務代行会社は、申込人に対して書面で通知を行い、必要な情報を請求する。

疑義を避けるため、管理会社の裁量において、申込人の身元確認のために請求されるすべての情報および文書を管理事務代行会社が受領するまで、受益証券の申込みは処理されず、受益証券を発行することはできない。これに基づき、受益証券は、関連の取引日に発行されたものとみなされる。

適格投資家

受益証券の申込みは、適格投資家からのみ受け付ける。適格投資家とは、以下の（ a ）および（ b ）に該当するいずれかのもの、会社、法人または管理会社が特定するその他の者、会社もしくは法人をいう。（ a ）下記に該当するいずれかのもの、会社または法人：シンガポール証券先物法で定めるところの「認定投資家」もしくは「機関投資家」、または投資運用会社が適宜決定する募集法域の証券法で定められるこれらに相当する種類の投資家。（ b ）下記（ ）ないし（ ）の条件にあてはまらないものの、会社または法人：（ ）米国市民もしくは居住者、米国に設立されたか米国に所在するパートナーシップ、米国の法に基づき設立されたか米国に所在する会社、信託もしくはその他の法主体、または米国人（1933年米国証券法（改正済み）に基づくレギュレーションSにより定義される。）もしくは当該米国人のために受益証券を保有するか保有する意図のある者、会社もしくは法人、（ ）ケイマン諸島の居住者もしくはケイマン諸島を所在地とする者（慈善信託もしくは権限またはケイマン諸島の免除会社もしくはケイマン諸島に所在しない会社を除く。）、（ ）適用法に違反することなく受益証券の申込を行うか受益証券を保有することができる者、（ ）シンガポールの個人居住者、シンガポールに居住する個人以外の者またはシンガポールに恒久的施設を有する個人以外の者、または（ ）上記（ ）ないし（ ）に記載する者、会社もしくは法人に対する保管人、ノミニーもしくは受託者。

マネーロンダリング防止規則

マネーロンダリングの防止を目的とした法律または規則を遵守するために、受託会社はマネーロンダリング防止手続を設定・維持する義務を負い、また、受益証券の購入申込者に対して自身の身元、実質的所有者／支配者の身元（適用ある場合）と資金源を確認するための証拠資料の提供を要求することができる。受託会社は、許容される場合であって、一定の要件を充足する場合には、マネーロンダリング防止手続（デュー・ディリジェンス情報の取得を含む。）を適切な者に委託することができ、これを管理事務代行会社に委託している。

管理事務代行会社は、アイルランド籍の会社であり、また、ケイマン諸島のマネーロンダリング防止規則および規定と同等とされ、かつ、犯罪収益に関する法律（随時改正される）の下でケイマン諸島のマネーロンダリング防止対策グループにより承認された法域である、アイルランドのマネーロンダリング防止規則および規制（随時改正される）に従うものとする。

2010年および2013年アイルランド刑事司法（マネーロンダリングおよびテロ資金供与防止に関する）法（以下、「アイルランド刑事司法法」という。）は、管理事務代行会社に対し、マネーロンダリングおよびテロ資金供与を防止および発見するためのリスク・ベースの適切な措置（すべての受益者および場合によっては実質所有者（受益者がかかる者のために受益証券を保有している）の身元および住所を確認する措置を含む。）をとる義務を課している。受託会社は、管理事務代行契約に基づき、各受益者の身元の確認に必要な書類を取得するために管理事務代行会社を選任した。このリスク・ベースのアプローチにより、管理事務代行会社は、一定の場合に、一定のタイプの投資者（例えば政治的リスクにさらされている者またはリスクの高いカテゴリーに該当するとされる他の投資者）に関し高いレベルの顧客確認を行うことが要求される。管理事務代行会社は、受益証券の申込みの時点および投資者が受益証券を保有する期間において何時でも（当該受益証券の買戻しの時点を含む。）、当該受益者および実質所有者（かかる者のために当該受益証券が保有される。）の身元および住所を確認するために必要な情報を要求する権利を有する。

典型的には、管理事務代行会社は、投資者が最初に受益証券の取得の申込みを行う際に、顧客確認書を要求するものとする。ただし、規制の変更により、または買戻しに関連して、またはその他の場合

に、管理事務代行会社は、継続的に顧客確認を要求することができるものとし、これに応じて、管理事務代行会社は、何時でも、受益者または受益証券の実質所有者の身元を確認するために必要な情報を要求する権利を有するものとする。

受託会社は、申込人の身元および住所を確認するために必要と判断する情報および書類を要求する権利を管理事務代行会社に付与した。申込みが、規制対象仲介機関によって行われている場合で、かつ仲介機関がアイルランドのマネーロンダリング防止規則と同等のマネーロンダリング防止規則を有すると適用法により承認されている国において業務を行っている場合、管理事務代行会社は、当該投資者に対し簡易な顧客確認書を適用することができるものとし、また対象となる投資予定者に関し規制対象仲介機関からの書面による表明に依拠することができるものとするが、マネーロンダリングを防止するために引き続き投資者の監視を行わなければならないものとする。

管理事務代行会社は、必要とされる身元証明の種類について、投資予定者に通知する。例えば、個人は、弁護士または公証人等の特定の個人または団体によって正当に証明されたパスポートまたは身分証明カードの写しおよび住所を証明する書類（公共料金請求書または銀行報告書等）を提出することが必要とされることがある。法人の申込者は、名称の変更を含む設立証明書ならびに基本定款および通常定款（またはこれらに相当するもの）の謄本ならびにすべての取締役および特定の実質保有者（アイルランド刑事司法法において定義されている。）の氏名ならびに住所が記載された書類の提出を必要とされることがある。

上記の詳細は、ほんの一例に過ぎず、管理事務代行会社は、各申込人の身元および住所を確認するために必要と判断する情報および書類を要求するものとする。申込人の身元確認を目的として管理事務代行会社により要求された情報の提出を申込人が遅滞し、または行わなかった場合、管理事務代行会社は、申込みの受理を拒否することができるものとし、受け取った申込金を利息を付さず、申込人の費用負担で、当該申込金が当初払い出された口座に返還することができるものとする。身元確認のために必要な書類を提出していない受益者に対し受益証券が発行された場合、管理事務代行会社は買戻請求の手続きを行うものとするが、当該受益者に帰属する買戻代金の支払いは、留保される。投資予定者は、特に、上記の第三者の身元を確認するための情報を管理事務代行会社に提供していない限り、買戻代金が第三者の口座には支払われないことに留意すべきである。

各申込人は、管理事務代行会社によって必要とされた情報および書類を申込人が提供しなかった場合に、当該申込人の申込みの処理が拒否されたことまたは買戻代金の支払いが遅延したことによって発生した一切の損失について、受託会社および管理事務代行会社が保護されることを承認し、これに同意するものとする。

購入申込者が身元確認のために要求された情報の提供を怠るか、もしくは遅延した場合、受託会社または受託会社のために管理事務代行会社は、申込みを拒絶すること、または申込みが既に約定している場合は、その持分の停止もしくは買戻しを行うことができ、かかる場合、受領された申込金は、利息を付さずに送金元の口座に返金される。

受託会社および受託会社のために管理事務代行会社は、受託会社または管理事務代行会社が受益者に対して買戻代金または分配金を支払うことが適用法令を遵守していないこととなる可能性があるという疑うか、もしくは遵守していない可能性があるという助言されている場合、または受託会社または管理事務代行会社による適用ある法律もしくは規制の遵守を確保するために買戻代金または分配金の支払の拒絶が必要もしくは適切と考えられる場合、当該受益者に対する買戻代金または分配金の支払を拒絶することができる。

ケイマン諸島内の者は、他の者が犯罪行為もしくはマネーロンダリングに従事していること、またはテロ行為もしくはテロリストの資金提供および資産に関与していることを知りもしくはそのような疑惑を抱き、または、知りもしくは疑惑を抱く合理的な理由がある場合であって、かかる認識または疑惑に関する情報を規制されたセクターにおける業務の遂行、その他の取引、職業、業務または雇用の過程において得た場合、当該者は、かかる認識または疑惑を、（ ）犯罪行為もしくはマネーロンダリングに

関するものである場合には、ケイマン諸島の犯罪収益に関する法律（随時改正される）に基づいてケイマン諸島の財務報告当局（以下「FRA」という。）に対して、または、（ ）テロ行為またはテロリストの資金提供もしくは資産に関するものである場合には、ケイマン諸島テロリズム法（随時改正される）に基づいて巡査以上の階級の警察官またはFRAに対して、通報する義務を負う。かかる通報は、法律等で課せられた情報の秘匿または開示制限の違反とはみなされない。

申込みによって、申込者は、ファンドおよび管理事務代行会社が、ケイマン諸島およびその他の法域におけるマネーロンダリングおよび類似の事項に関連する要請に応じて、申込者に関する情報を規制当局その他に開示することに同意する。

ケイマン諸島のマネーロンダリング防止規則

ファンドのマネーロンダリング防止に係る責任の一環として、ファンドおよび管理事務代行会社（これらの関連会社、子会社または関係者を含む。）は、各申込者の身元および申込支払金の資金源について詳細な証明を要求する。各申込みの状況に応じて、以下のいずれかに該当する場合は、詳細な証明が要求されないことがある。

- （ a ）申込者が、マネーロンダリング防止規則（改正済）を遵守することが求められる関係金融事業者である、もしくは当該事業者の過半数所有子会社である場合、または、
- （ b ）申込者が、規制当局の規制機能に関連する業務を行い、かつ、ケイマン諸島マネーロンダリング防止運営委員会のリストに記載された国（以下「同等の法域」という。）に所在する、もしくは当該申込者の過半数所有子会社である場合、または、
- （ c ）申込者が、ケイマン諸島もしくは同等の法域の中央もしくは地方の政府組織、法定組織もしくは政府系機関である場合、または、
- （ d ）申込者が、認可された証券取引所に上場しており、かつ、実質的支配者の十分な透明性を確保することが要求される開示要件が適用される企業である、もしくは当該企業の過半数所有子会社である場合、または、
- （ e ）申込者が、（職能団体のための）年金基金もしくは労働組合である、もしくは上記（ a ）から（ d ）に記載される事業体の従業員を代理して行為している場合、または、
- （ f ）申込みが、上記（ a ）から（ e ）に該当する仲介機関を通じて行われる場合（この場合、ファンドは、（ ）事業およびその実質的支配者に関する申込者についての必要な身元確認・証明手続が実施された旨、（ ）取引関係の性質および意図された目的、（ ）事業に関する資金の源泉を当該仲介機関が確認している旨、ならびに（ ）当該仲介機関は、あらゆる身分証明書および確認資料または情報および関連書類の利用可能なコピーを作成しなければならない旨、を確認する当該仲介機関からの保証書に依拠することができる。）。

また、申込支払金がケイマン諸島の銀行または同等の法域の規制を受ける銀行において申込者の名義で保有されている口座（または共同口座）から送金される場合、申込時に詳細な確認が必要とされないことがある。この場合、ファンドは、当該金銭の送金元の銀行の支店または営業所を特定する証拠の提出を求め、当該口座が申込者の名義であることを確認し、およびかかる詳細についての書面による記録を保持することができる。ただし、買戻しの前に、詳細な確認が実施される必要がある。

ファンドおよび管理事務代行会社は、申込者の身元を確認するために必要な情報を要求する権利を有する。申込者が身元確認のために要求された情報の提供を怠るか、または遅延した場合、管理事務代行会社は、申込みおよび関連する申込金を受理することを拒絶することができる。

ケイマン諸島の居住者（管理事務代行会社を含む。）が、（申込みその他による）ファンドに対する支払いに犯罪行為による収益が含まれているとの疑惑を抱いている場合、当該者は、犯罪収益に関する法律（改正済）に従い、当該疑惑について報告することが義務付けられている。

申込みによって、申込者は、ファンドおよび管理事務代行会社が、ケイマン諸島およびその他の法域におけるマネーロンダリングおよび類似の事項に関連する要請に応じて、申込者に関する情報を規制当局その他に開示することに同意する。

マネーロンダリング防止規則に従って、ファンドは、マネーロンダリング・コンプライアンス・オフィサー、マネーロンダリング・レポーティング・オフィサーおよびデュプティ・マネーロンダリング・レポーティング・オフィサー（以下「AMLオフィサーの役割」という。）として行為する自然人を指名しなければならない。受託会社はケイマン諸島の法律に従って当該AMLオフィサーの役割を担う自然人が指名されていることを確認している。受益者は当該AMLオフィサーの役割についての更なる情報を受託会社のinfoMLRO@sumitrustgas.comに連絡することにより入手することができる。

申込みの中止

ファンドの受益証券一口当たり純資産価格の計算が中止された場合、受益証券の発行および当該取引に関する支払は中止される。

（b）日本における申込手続等

日本においては、有価証券届出書「第一部 証券情報（7）申込期間」に記載される期間中、営業日に同書「第一部 証券情報」に従ってファンド証券の募集が行われる。その場合、販売取扱会社は「外国証券取引口座約款」その他の約款を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出し、販売取扱会社と累積投資約款に基づく累積投資契約を締結する。販売の単位は、1口以上1口単位である。ただし、販売会社によって申込単位が異なる場合がある。

受益証券一口当たりの購入価格は、原則として、管理会社が任命する管理事務代行会社が当該買付注文を受領した取引日に適用される受益証券一口当たり純資産価格である。買付注文がなされた取引日の日本における翌営業日に「外国証券取引口座約款」および累積投資約款に基づき受渡しを行う。

買付代金の支払は、円貨で支払う場合は、ランドとの換算は約定日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、販売取扱会社が決定するレートによるものとする。また、販売取扱会社が応じ得る範囲で販売取扱会社のランド預金口座への振込み等によりランドで支払うこともできる。

申込手数料はない。

なお、上記「（a）海外における申込手続等」中の事項は、日本における申込手続等においても適宜準用される。

なお、日本証券業協会の協会員である日本の販売取扱会社は、ファンドの純資産が1億円未満となる等同協会の定める「外国証券の取引に関する規則」の中の「外国投資信託受益証券の選別基準」にファンド証券が適合しなくなったときは、ファンド証券の日本における販売を行うことができない。

2【買戻し手続等】

（a）海外における買戻し手続等

買戻し

最低買戻額に基づき、各受益者は、管理事務代行会社に対して、その受益証券の全部または一部に関して関連の取引日に買戻価格で買戻しを請求する買戻請求を提出することができる。受益者は、管理事務代行会社によって関連の取引日の午前8時（ダブリン時間）または管理会社が決定するその他の期限までに受領されるように、記入済みの買戻請求（ならびに管理事務代行会社が要求する補足情報および文書）を送付すべきであり、これが履行されない場合、買戻請求は、翌取引日まで繰り越され、受益証券は、当該取引日に関して適用ある買戻価格で買い戻される。

個別に保有される受益証券の一部の買戻しに関する買戻請求は、かかる一部買戻しによって関連の受益者により留保される受益証券数が最低保有額を下回る場合、拒絶されるかまたはその全部につき買い戻されることがある。

管理会社が一般的にまたは特定の場合に決定しない限り、買戻請求は撤回不能である。管理事務代行会社の営業場所において営業日の営業終了後または営業日以外の日付に受領された買戻請求は、管理会社により、翌営業日に受領されたとみなされることができる。買戻請求は、ファックスまたは電子メールにより送付することができる。受益者は、買戻請求をファックスまたは電子メール（署名済PDF）により送付することを選択した場合、かかる買戻請求が受領されないリスクを自ら負担することに留意すべきである。管理会社、受託会社またはそれぞれの適法に任命された代理人もしくは代行人のいずれも、受益者に対して、ファックスまたは電子メールで送付された買戻請求の未受領もしくは判読不能により生じる損失または適切に授權された者により署名されたと誠実に信じられる買戻請求の結果として行われた行為に関して生じる損失につき一切責任を負わない。買戻代金は、申込書の原本および管理事務代行会社が要求する申込人の身元を証明するための付属書類が受領されるまで関連の受益者の口座に支払われない。

管理事務代行会社が、いずれかの取引日に関して、受益証券一口当たり純資産価格の総額がファンドの純資産価額の10%を超える受益証券の買戻請求を受領する場合、管理会社は、受益証券一口当たり純資産価格の総額が純資産価額の10%（または管理会社が決定する割合）に相当する受益証券のみが取引日に買い戻されるように、かかる買戻請求について比例按分して各買戻しの請求を減額することができる。受益証券の買戻しに関する請求が減額された受益者は、追加の買戻請求を提出することなく、当初の買戻請求に明記される受益証券の残額が、翌取引日に買い戻されるための買戻請求を提出しているものとみなされる。ただし、いかなる場合も、かかるその後の取引日における買戻しは、管理会社が別段に決定しない限り、一口当たり純資産価格の総額が純資産価額の10%（または運用投資会社が決定する割合）に相当する受益証券がいずれかの取引日に買い戻されないことを確保するために、上記の各買戻請求に基づく比例按分ベースで各買戻しの請求を減額する管理会社の裁量に従うものとする。買戻請求が繰り越された場合、ファンドのいずれかの翌取引日における買戻しの優先権は、繰り越された期間の長さに応じて繰り越された買戻請求に与えられるものとする。

買戻代金の支払いは、可能な限り、関連の取引日の翌営業日またはその後実務上可能な限り速やかに行われる。支払いは、管理会社とその単独裁量において別段の合意を行わない限り、買戻しを請求する受益者により当初支払われた当該受益証券の申込金の送金元と同一の口座に対して、受益者のリスクおよび費用負担において、直接送金によりランドで行われるものとする。買戻代金は、関連の受益証券の買戻しを請求する登録受益者に対してのみ支払われるものとし、第三者に対する支払いは認められないものとする。

受益証券の買戻しに関して受益者に支払われる金額（買戻時の未払分配金を含む。）は、現金で支払われるものとする。

管理会社および管理事務代行会社は、そのいずれかが関連の受益者に対する買戻代金の支払いの結果として、いずれかの者が関連の法域において適用あるマネーロンダリング防止またはその他の法律および規制に抵触または違反するとの疑いを抱きまたはその旨の助言を受けた場合、またはかかる拒絶が、受託会社、管理会社および管理事務代行会社による関連の法域のかかる法律または規制の遵守を確保するのに必要または適切であると判断される場合、当該受益者に対する買戻代金の支払いを拒絶する権利を留保する。

強制的買戻し

受託会社が、管理会社と協議の上、受益証券が適格投資家でない者によりもしくはかかる者のために保有されていると、当該保有により関連するファンドが登録を要請されもしくは課税の対象となると、もしくはいずれかの法域の法律に違反する可能性があると判断した場合、または受託会社が、申込みまたは買戻しのために使用された資金の資金源の合法性を疑う理由がある場合、受託会社は、管理会社と協議の上、当該受益証券の保有者に対し、受託会社が決定する期間内に受益証券を売却し、その証拠を受託会社に提出するよう指示することができる。かかる保有者がこれを行わない場合、当該受益証券は買い戻されるものとする。

上記にかかわらず、受託会社は、管理会社と協議の上、受益者に対し、10日前までもしくは管理会社が受託会社と協議の上定めるその他の期間をもって事前に書面通知をなすことにより、受益証券の全部または一部を買い戻すことができる。

本項に基づき強制的に買い戻される受益証券の買戻価格は、当該強制的買戻日にあたる取引日（当該強制的買戻日が取引日でない場合はその直前の取引日）における受益証券一口当たり純資産価格から、当該買戻しのために現金化された当該取引日時点の関連ファンドの投資対象の公表価格とその後それらが実際に現金化された際の実現価格との差額を（管理会社の裁量により）加算もしくは控除し、さらに未償却費用（もしあれば、ただし、受益証券の買戻費用を除く。）を差し引いた額とする。

買戻しの中止

ファンドの受益証券一口当たり純資産価格の計算が中止された場合、受益証券の買戻しおよび当該取引に関する支払は中止される。

（b）日本における買戻し手続等

日本における受益者は、いつでもファンド証券の買戻しを請求することができる。買戻請求は、手数料なし、信託財産留保額なしで各営業日に販売取扱会社を通じ管理会社に対し行うことができる。

受益証券一口当たりの買戻価格は、原則として、管理会社が任命する管理事務代行会社が買戻請求を受領した取引日に適用される受益証券一口当たり純資産価格である。

買戻代金（および発生済・未払いの分配金）は外国証券取引口座約款および累積投資約款の定めるところに従って、販売取扱会社を通じて、買戻請求が受領された取引日の日本における翌営業日またはその後実務上可能な限り速やかに支払われる。買戻代金（および発生済・未払いの分配金）が円貨で支払われる場合、ランドとの換算は約定日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、販売取扱会社が決定するレートによるものとする。また、販売取扱会社が応じ得る場合は当該受益者のランド預金口座への振込み等によりランドで支払われる。ファンド証券の買戻しは、1口以上1口単位とする。ただし、販売会社によって買戻単位が異なる場合がある。

なお、上記「（a）海外における買戻し手続等」中の事項は、日本における買戻し手続等においても適宜準用される。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

純資産価格の計算

純資産価額および受益証券一口当たり純資産価格は、本書に別途定められる場合を除き、各評価日の評価時点において、管理事務代行会社によりランド建てで計算される。分配により、管理事務代行会社は合理的に可能な範囲内で、一定の閾値（受益証券一口当たり0.01ランド）と同額の受益証券一口当たり純資産価格を維持することを追求する。さらに管理会社は、閾値と同額の一定の受益証券一口当たり純資産価格を維持するために適切と判断するすべての必要な行為を行う。

ファンドの受益証券一口当たり純資産価格

管理会社の助言に基づき受託会社が別途計算をする場合を除き、受益証券一口当たり純資産価格は、各評価日の評価時点における純資産価額をファンドの発行済み受益証券数で除することにより計算される。

管理会社の助言に基づき受託会社が別途計算する場合を除き、ファンドの資産の価値は、管理事務代行会社が、とりわけ、以下の規定に従い、各評価日の評価時点において計算するものとする。

- （a）残余満期が365日以下の投資適格債務証券は、償却原価ベースで（即ち、プレミアムおよびディスカウントを調整した取得原価で）評価されるものとする。管理会社が、当該評価が受益者に対して不公正な結果をもたらすと確信する場合、管理会社は、実務上可能な範囲で、かかる希薄化または不公正な結果を除外するまたは減じるのに適切と管理会社が判断する是正措置（必要ならば）を講じるものとする。
- （b）証券市場において上場または値付けされ、上記第（a）項に従って評価されない証券は、関連する評価日における最終取引価格で評価されるか、または当該日に取引が行われなかった場合には、入手可能な最終取引価格で評価されるものとする。特定の証券の価格が複数の証券市場において入手可能な場合、かかる証券の価格は、当該証券の主要市場となる証券市場、または当該証券の価値を定めるにあたって最も公正な基準を提供すると管理会社が判断する証券市場における最終取引価格とする。証券市場が取引を終了している場合、当該証券市場において上場または値付けされている証券は、当該市場の取引終了前の取引日における最終取引価格で評価されるものとする。
- （c）証券取引所において上場または値付けされているが、その証券市場価格が価値を反映していないまたは当該価格を入手することができない証券および非上場証券は、管理会社により、もしくは受託会社が当該目的で承認した適格者により慎重に誠意をもって見積もられる予想換金価値で、またはその他の方法で（ただし、その価値が受託会社により承認されることを条件とする。）評価されるものとする。
- （d）いずれの証券市場においても上場または相場付けされていない証券は、株式仲介業者により、または受託会社が当該目的で承認したその他の適格者により慎重に誠意をもって見積もられる予想換金価値で評価されるものとする。
- （e）取引所または市場で取引されるデリバティブ商品の価値は、適切な取引所または市場における当該決済価格で評価されるものとする。当該価格が入手不可能な場合は、商品の価値は、受託会社に承認を受け管理会社により任命される適格な者により慎重に誠意をもって評価された適切で現実的な価値とする。取引所または市場で取り扱われていないまたは取引されていないデリバティブ商品は、当該取引の相手方当事者から入手した最新評価額に基づき評価されるものとする。
- （f）集団投資スキームの投資対象は、当該集団投資スキームの投資証券または受益証券の最新の入手可能な純資産価額で評価されるものとする。

集団投資スキームの管理事務代行会社によって採用される価格設定の優先順位（降順）は、以

下のとおりである。(1) 関連集団投資スキームの管理事務代行者からの最終価格の採用、(2) 投資先となる関連集団投資スキームの管理者からの最終価格の採用、(3) 投資先となる関連集団投資スキームの管理事務代行者が判断する推定価格の採用、(4) 投資先となる関連集団投資スキームの管理者が判断する推定価格の採用、および(5) 前回の最終価格の採用。推定価格が使用される場合、当該価格は、関連するスキームの純資産価額のその後の変更ににかかわらず、最終的かつ確定的なものであるものとする。

- (g) 外国為替先渡契約は、関連する評価日において同様の規模および満期を有する新規先渡契約が締結される価格を参照して評価されるものとする。
- (h) 現預金は、その額面価額に経過利息を加えた額で評価されるものとする。コマーシャル・ペーパーおよび財務省短期証券は、その額面価額に経過利息を加えた額で評価されるものとする。評価日に決済されるポートフォリオ投資取引にかかる利息は、受託会社の承認を受けた管理会社により、同日の予測市場金利によって見積もられ、保守的に割り引かれる。
- (i) 基準通貨以外の通貨建ての価値(投資対象または現金の価値であるかを問わない。)は、特に、管理会社が関係があると考えるプレミアムまたは割引および交換費用を考慮した上で、関連する評価日の営業終了時において管理会社が適切とみなすレート(公式であるか否かを問わない。)で基準通貨に換算される。
- (j) 以下の額はファンドの資産から控除される。
- (1) 発生したが未払いになっている費用の金額。
 - (2) 借入に関して、当該時点で残存する合計金額。
 - (3) 基本信託証書第9条に従い元本から支払われるべき、または支払われる予定であると推定され、ファンドに属する上記に記載されていない金額。
 - (4) 管理事務代行会社がファンドの勘定で引当てまたは計上を行う必要があると決定した偶発債務。

ファンドの資産の価値またはその一部および純資産価額の計算は、

- () 評価日における受益証券一口当たり純資産価格は、当該評価日における受益証券の発行分または買戻分を計上して計算されるものとする。
- () ファンドの資産またはその一部の評価額が計算される日より前に発生した収益または利益に係る租税に関して支払い、または還付請求されることになる金額については、管理事務代行会社が予想した額を織り込むものとする。

上記第(a)項ないし第(h)項に定める評価方法に従って特定資産の評価を実行することが不可能または非現実的である場合、受託会社により承認された代替方法により提供された当該資産の適正な評価を達成するために、管理事務代行会社は、その他の一般的に公認され管理会社により随時決定される評価方法を利用する権利を有する。

上記にかかわらず、投資対象の価値を計算する際に、管理事務代行会社は、その絶対的裁量において決定する自動価格決定サービスに依拠することができる。かかる自動価格決定サービスから価格を入手することのできない投資対象について、管理事務代行会社は、その絶対的裁量において、その他の適切な独立した情報源、独立したブローカー、マーケット・メーカー、その他の仲介業者または第三者により提供される情報を利用することができる。管理事務代行会社は、いかなる場合においても、かかる自動価格決定サービス、独立した情報源、独立したブローカー、マーケット・メーカー、その他の仲介業者または第三者により提供された情報が不正確であったことから生じる投資対象の価値および受益証券一口当たり純資産価格の計算の誤りにより被るいかなる損失、損害、負債、費用または請求についても責任を負わない。さらに、管理事務代行会社は、特定の自動価格決定サービス、独立した情報源、独立したブローカー、マーケット・メーカー、その他の仲介業者または第三者からの価格情報の入手が遅れるかまたは提供されないことからにより被るいかなる損失、損害、負債、費用または請求についていかなる者に対しても責任を負わない。

管理事務代行会社は、他の評価方法の方が適正な当該投資対象の価値を反映し、かつ適切な会計慣行に準拠しているとみなした場合、その裁量において、他の評価方法の使用を認めることができる。

投資予定者は、適切な評価に関する管理事務代行会社または管理会社の判断が不正確であると証明された場合、ポートフォリオ・ポジションの評価に関する不確実性を伴う状況が、純資産価額に悪影響を及ぼし得ることを認識すべきである。悪意または重大な誤りがない限り、管理事務代行会社または管理会社の評価の決定は、最終的かつすべての受益者を拘束するものである。

ファンドの年次財務諸表は、アイルランドにおいて一般に公正妥当と認められる国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に従って作成される。投資者は、上記の評価方針が必ずしもIFRSを遵守しているものではないことに留意すべきである。上記の評価方針がIFRSから逸脱している限り、受託会社は、年次財務諸表がIFRSに従うようにファンドの年次財務諸表を調整するように要求される場合がある。評価方針の使用がIFRSを遵守しておらず、IFRSに従うために結果として生じる調整が行われることは稀ではなく、そのような調整は通常関連する監査済み財務諸表に公開される。

IFRSを遵守しない場合、監査人は、不遵守の性質および重大性の程度に応じて、年次財務諸表に対する限定付き適正意見または不適正意見を発することができる。

投資者は、年次財務諸表において、IFRSに基づき、投資対象が、長期投資対象には買呼値および短期投資対象には売呼値で決定される公正価値で評価されるべきであることに留意すべきである。ただし、上記の評価基準に基づき、上場される投資対象は、IFRSが要求する買呼値の代わりに最終取引価格で評価されることが予想され、これによりIFRSに従って行われる評価とは異なる評価になる可能性がある。

すべての評価は、あらゆる者を拘束し、またいかなる場合も、受託会社、管理事務代行会社または管理会社は、重大な誤りまたは悪意がない限り、当該会社によるいずれの決定またはその他の作為もしくは是不作為についても、個別の債務または責任を一切負わないものとする。

純資産価額の計算の停止

純資産価額および受益証券一口当たり純資産価格の計算、受益証券の発行ならびにいずれかの者が受益証券の買戻しおよび買戻価格の支払いを申し出る権利は、受託会社により、その裁量においてまたは管理会社との協議の上、以下の場合、停止されることがある。

1. ファンドの投資対象の重大な一部が通常取引されるいずれかの証券市場が閉鎖されまたはかかる証券市場における取引が制限もしくは停止され、または受託会社がファンドの投資対象の価格もしくは純資産価額または受益証券の購入価格もしくは買戻価格を確認するのに通常採用するいずれかの手段に故障があった場合、
2. その他のいずれかの理由により、ファンドの投資対象の価格を合理的に確認することができないと受託会社が管理会社との協議の上で判断する場合、
3. 結果としてファンドのいずれかの投資対象を現金化することが合理的に実行可能ではないと受託会社が管理会社と協議の上で判断する状況が存在する場合、または
4. ファンドの投資対象の現金化もしくは支払いに伴うもしくはその可能性がある資金の送金もしくは回収、または受益証券の発行もしくは買戻しが遅延するか、もしくは通常の為替相場場で速やかに実行されることができないと受託会社が管理会社と協議の上で判断する場合

受益証券一口当たり純資産価格の決定が停止されている場合、受益証券の発行または買戻しは行われない。

かかる場合、受益者は、買戻しの請求を撤回することができる。ただし、撤回の通知は、かかる停止が終了する前に管理事務代行会社によって実際に受領されなければならない。停止の終了後、買戻しの請求は、（撤回されていない限り）管理事務代行会社により処理される。当該請求が撤回されない場合、受益証券の買戻しは、停止の終了時の翌取引日に行われるものとする。

ファンド証券が販売される海外市場においては、ファンド証券または確認書は受益者の責任において保管される。

日本の投資者に販売されるファンド証券またはその確認書は、各販売会社またはその保管者名義で保管され、日本の受益者に対しては、販売取扱会社からファンド証券の取引報告書が交付される。

（３）【信託期間】

ファンドは、後記「（５）その他（ロ）ファンドの解散」に記載する信託証書に定める一定の状況下で早期に終了しない限り、2008年10月17日から150年後に終了する予定である。

（４）【計算期間】

ファンドの決算期は毎年３月31日である。

（５）【その他】

（イ）発行限度額

受益証券の発行限度口数は設けられていない。

（ロ）ファンドの解散

ファンドは以下の場合に終了する。

- （ａ）ファンドが違法となるか、または受託会社が管理会社と協議の上90日以上前の事前の書面通知をなすところの意見によれば、ファンドを継続することが非現実的であるか、不可能であるか、もしくは得策ではなく、または受益者の利益に反している場合。
- （ｂ）ファンドがそれに従い設立された補遺信託証書の日付から開始する150年の期間の満了時。
- （ｃ）ファンドを終了する旨のファンド決議が可決されたかまたは効力を生じた日。
- （ｄ）ファンドのすべての受益証券が買い戻された日。
- （ｅ）受託会社および管理会社の絶対的裁量で、ファンドの終了が決議された日。
- （ｆ）受託会社が基本信託証書の条件に従って退任する意図を書面で通知した場合、または受託会社が強制的もしくは任意に解散した場合で、基本信託証書に定めるとおり管理会社が当該通知もしくは解散から90日以内に当該受託会社の後任に就任する旨を承諾する他の会社を任命できないか、または確保できない場合。
- （ｇ）管理会社が基本信託証書の条件に従って退任する意図を書面で通知した場合、または管理会社が強制的もしくは任意に解散した場合で、基本信託証書に定めるとおり受託会社が当該通知もしくは解散から90日以内に当該管理会社の後任に就任する旨を承諾する他の会社を任命できないか、または確保できない場合。

純資産価額がいずれかの時点で300,000,000ランドを下回る場合、管理会社は、その絶対的裁量において、発行済みの受益証券の全部（一部ではない。）を、評価日（かかる強制買戻しの日付またはその直前の日付に当たる。）に決定される買戻価格に、買戻しのために現金化されるファンドの当該投資対象の関連の評価日における公表された価値とその後それらが実際に現金化された際の実現価値の差額に関する調整額ならびにすべての発行済み受益証券の買戻しおよび関連ある場合はファンドの終了に関してもしくはこれに起因して受託会社が負担し、発生させまたは予期していたすべての税金および料金、費用、その他の経費、偶発債務、請求および要求に関する負債（負債の引当金を含む。）の調整額を加減した金額で買い戻すことを決定することができる。

（ハ）信託証書の変更

基本信託証書の修正

基本信託証書は、受益者に対し10日前の書面通知をなすことにより（かかる通知は受益者決議により放棄することができる。）、受託会社および管理会社は基本信託証書を追補する証書により、受益

者にとって最善の利益となると受託会社および管理会社が考える方法および範囲内で、信託証書の修正、改定、変更または追加を行う権利を付与される旨を規定している。ただし、

- (a) 受託会社が、() 自己の意見によれば、かかる修正、改訂、変更または追加は、当該時点における既存受益者の利益を著しく害するものではなく、かつ受託会社および管理会社を受益者に対する責任から免除するために作用するものでもない旨、または() かかる修正、改訂、変更または追加は、受託会社がかかる修正、改訂、変更または追加を承認する受益者決議の承認を先に取得することなく行われることはないものとする旨を書面で証明する場合はこの限りではない。また、
- (b) いかなる修正、改訂、変更または追加も、受益者に対し、その受益証券に関して追加の支払を行う義務、またはそれに関して責任を負わせることはないものとする。

補遺信託証書の修正

補遺信託証書は、ファンドの受益者に対し10日前の書面通知をなすことにより(かかる通知はファンドの受益者によるファンド決議により放棄することができる。)、受託会社および管理会社は補遺信託証書を追補する証書により、受益者にとって最善の利益となると受託会社および管理会社が考える方法および範囲内で、補遺信託証書の修正、改定、変更もしくは追加を行う権利を付与される旨を規定している。ただし、

- (a) 受託会社が、() 自己の意見によれば、かかる修正、改訂、変更または追加は、当該時点におけるファンドの既存受益者の利益を著しく害するものではなく、かつ受託会社および管理会社をファンドの受益者に対する責任から免除するために作用するものでもない旨、または() かかる修正、改訂、変更または追加は、受託会社がかかる修正、改訂、変更または追加を承認するファンドの受益者によるファンド決議の承認を先に取得することなく行われることはないものとする旨を書面で証明する場合はこの限りではない。また、
- (b) いかなる修正、改訂、変更または追加も、ファンドの受益者に対し、その受益証券に関して追加の支払を行う義務、またはそれに関して責任を負う義務を課すことはないものとする。

(二) 関係法人との契約の更改等に関する手続

管理事務代行契約

管理事務代行契約は、一方当事者から他方当事者に対し、90日前までに書面による通知をすることにより終了することができる。

管理事務代行契約は、アイルランドの法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

保管契約

保管契約は、一方当事者から他方当事者に対し、90日前までに書面による通知をすることにより終了することができる。

保管契約は、英国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

代行協会員契約

代行協会員契約は、一方当事者から他方当事者に対し、3か月以上前までに書面による通知をすることにより終了することができる。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、一方当事者から他方当事者に対し、3か月以上前までに書面による通知をすることにより終了することができる。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

ポートフォリオ・マネジメント契約

投資運用契約は、一方当事者から他方当事者に対し、30日前までに書面による通知をすることにより終了することができる。ただし、ファンドの運用開始日から一年間はこの限りでない。

投資運用契約は、ガーンジーの法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

4【受益者の権利等】

（１）【受益者の権利等】

受益者が受益権を管理会社に対し直接行使するためには、ファンド証券名義人としてファンドに登録されていなければならない。

したがって、販売取扱会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者はファンド証券の登録名義人でないため、自ら管理会社に対し直接受益権を行使することはできない。これらの受益者は外国証券取引口座約款に基づき販売取扱会社をして受益権を自己のために行使させることができる。

受益証券の保管を販売取扱会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行う。

受益者の有する主な権利は次のとおりである。

（１）分配金請求権

受益者は、管理会社の決定した分配金を、持分に応じて管理会社に請求する権利を有する。

（２）買戻・転換請求権

受益者は、本書の記載に従い、随時ファンド証券の買戻しまたは転換を管理会社に請求する権利を有する。

（３）残余財産分配請求権

ファンドが解散された場合、受益者は管理会社に対し、その持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有する。

（４）損害賠償請求権

受益者は、管理会社および受託会社に対し、基本信託証書に定められた義務の不履行に基づく損害賠償を請求する権利を有する。

（５）議決権

受託会社または管理会社は、その適切と考える場所および日時において、シリーズ・トラストに関する受益証券の受益者集会を招集することができ、また、受託会社は、トラストの受益者決議の場合、全シリーズ・トラストの発行済み受益証券の総額の３分の１以上を保有する登録受益者の書面による請求があった場合、またはシリーズ・トラストの受益者決議の場合、当該シリーズ・トラストの発行済み受益証券の総額の３分の１以上を保有する登録受益者の書面による請求があった場合、これを招集するものとする。

受益者集会の15日前までに、集会の場所、日時および提案される決議事項を記載した招集通知が、全受益者を対象とする受益者集会については全受益者、関係するシリーズ・トラストの受益者のみを対象とする受益者集会については当該シリーズ・トラストの受益者に対して付与される。集会の基準日は、当該集会の通知に指定された日時より、少なくとも21日前である。受益者に対する通知が偶然になされなかった場合または受け取られなかった場合でも、これによっていずれの集会の議事も無効とならない。受託会社もしくは管理会社または受託会社もしくは管理会社の委託者の取締役またはその他の授權役員は、集会に出席し発言することができる。

シリーズ・トラストの受益者決議またはトラストの受益者決議に関する純資産価額の計算は、集会の直前の評価日に行われるものとする。定足数は、唯一の受益者しか存在しないときの定足数が受益者１名であることを除いて、２名の受益者である。

いずれの集会においても、集会の投票に付された決議は書面による投票で決定されるものとし、提案されているものがトラストの受益者決議であるときは、受益証券一口当たり純資産価格の総額が、

すべてのシリーズ・トラストの純資産価額の50%以上の受益証券を保有している受益者により承認された場合、または提案されているものがシリーズ・トラストの受益者決議であるときは、純資産価格の総額が少なくとも純資産価額の50%以上を保有する受益者により承認された場合、投票の結果は集会の決議とみなされるものとする。受益者は本人自ら、または代理人のいずれかにより投票することができる。

（２）【為替管理上の取扱い】

本書の日付現在、日本の受益者に対するファンド証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はない。

（３）【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所 東京都千代田区丸の内二丁目６番１号 丸の内パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

（１）管理会社またはファンドに対する、法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、

（２）日本におけるファンド証券の募集、販売、買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限、

を委任されている。なお関東財務局長に対するファンド証券の募集、継続開示等に関する届出代理人は、

弁護士 三浦 健

東京都千代田区丸の内二丁目６番１号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

である。

（４）【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認している。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目１番４号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われる。

第3【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

- a . ファンドの直近2会計年度の日本文の財務書類は、アイルランドにおいて一般に公正妥当と認められる国際財務報告基準に準拠して作成された原文（英文）の財務書類を日本語に翻訳したものである。（ただし、円換算部分を除く。）これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるケーピーエムジー ケイマン諸島から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c . ファンドの原文の財務書類は、ランドで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、2019年7月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ランド=7.64円）で換算されている。なお、円未満の金額は四捨五入されている。

（１）【貸借対照表】

南アフリカ・ランド・マネー・マーケット・ファンド

（ホライズン・トラストのシリーズ・トラスト）

財政状態計算書

2019年３月31日現在

	注記	2019年		2018年	
		（ランド）	（円）	（ランド）	（円）
資産					
現金および現金同等物	10	272,212,449	2,079,703,110	219,377,681	1,676,045,483
損益を通じて公正価値により測定される金融資産	7,8,9	1,380,463,961	10,546,744,662	1,334,236,307	10,193,565,385
債権	11	2,812,820	21,489,945	1,328,561	10,150,206
資産合計		1,655,489,230	12,647,937,717	1,554,942,549	11,879,761,074
資本					
資本受益証券	14	1,645,070,806	12,568,340,958	1,546,916,235	11,818,440,035
利益剰余金	15	582	4,446	1,040	7,946
資本合計		1,645,071,388	12,568,345,404	1,546,917,275	11,818,447,981
負債					
債務	13	10,417,842	79,592,313	8,025,274	61,313,093
負債合計		10,417,842	79,592,313	8,025,274	61,313,093
資本および負債合計		1,655,489,230	12,647,937,717	1,554,942,549	11,879,761,074

添付の注記は、当該財務書類の不可欠な部分である。

受託会社代理署名

〔署名〕

日付：2019年８月22日

〔署名〕

（２）【損益計算書】

南アフリカ・ランド・マネー・マーケット・ファンド

（ホライズン・トラストのシリーズ・トラスト）

包括利益計算書

2019年３月31日に終了した事業年度

	注記	2019年		2018年	
		(ランド)	(円)	(ランド)	(円)
損益を通じて公正価値により測定される金融資産に係る受取利息		119,846,309	915,625,801	118,952,486	908,796,993
現金および現金同等物による受取利息		166,879	1,274,956	318,239	2,431,346
損益を通じて公正価値により測定されない金融資産の支払利息		(4,532,400)	(34,627,536)	(4,061,025)	(31,026,231)
損益を通じて公正価値により測定される金融資産に係る実現純利益		<u>181,338</u>	<u>1,385,422</u>	<u>5,635</u>	<u>43,051</u>
投資純収益		<u>115,662,126</u>	<u>883,658,643</u>	<u>115,215,335</u>	<u>880,245,159</u>
費用					
受託会社報酬	16	(170,000)	(1,298,800)	(170,000)	(1,298,800)
管理事務代行会社報酬および保管報酬	16	(2,191,487)	(16,742,961)	(2,070,100)	(15,815,564)
管理会社報酬	16	(794,150)	(6,067,306)	(763,538)	(5,833,430)
投資運用会社報酬	16	(6,386,663)	(48,794,105)	(6,148,016)	(46,970,842)
販売会社報酬	16	(6,388,964)	(48,811,685)	(6,161,327)	(47,072,538)
代行協会会員報酬	16	(1,607,807)	(12,283,645)	(1,539,318)	(11,760,390)
法務費用および印刷費用		(1,215,758)	(9,288,391)	(523,365)	(3,998,509)
監査報酬		(452,980)	(3,460,767)	(466,220)	(3,561,921)
金融商品の減損損失		-	-	-	-
その他の報酬および費用		<u>(191,967)</u>	<u>(1,466,628)</u>	<u>(166,489)</u>	<u>(1,271,976)</u>
費用合計		<u>(19,399,776)</u>	<u>(148,214,289)</u>	<u>(18,008,373)</u>	<u>(137,583,970)</u>
営業利益		<u>96,262,350</u>	<u>735,444,354</u>	<u>97,206,962</u>	<u>742,661,190</u>
金融費用					
利息費用		-	-	(27,826)	(212,591)
金融費用合計		-	-	<u>(27,826)</u>	<u>(212,591)</u>
税引前利益		96,262,350	735,444,354	97,179,136	742,448,599
税金		-	-	-	-
税引後利益		<u>96,262,350</u>	<u>735,444,354</u>	<u>97,179,136</u>	<u>742,448,599</u>
その他包括利益		-	-	-	-
当期包括利益合計		<u>96,262,350</u>	<u>735,444,354</u>	<u>97,179,136</u>	<u>742,448,599</u>

包括利益計算書に表示されたもの以外に計上された利益および損失はない。

添付の注記は、当該財務書類の不可欠な部分である。

南アフリカ・ランド・マネー・マーケット・ファンド

（ホライズン・トラストのシリーズ・トラスト）

持分変動計算書

2019年3月31日に終了した事業年度

	資本受益証券		利益剰余金		合計	
	(ランド)	(円)	(ランド)	(円)	(ランド)	(円)
2018年4月1日現在	1,546,916,235	11,818,440,035	1,040	7,946	1,546,917,275	11,818,447,981
当期包括利益合計	-	-	96,262,350	735,444,354	96,262,350	735,444,354
発行済資本受益証券	752,367,912	5,748,090,848	-	-	752,367,912	5,748,090,848
買戻資本受益証券	(654,213,341)	(4,998,189,925)	-	-	(654,213,341)	(4,998,189,925)
受益者に対して宣言された分配金（注記18）	-	-	(96,262,808)	(735,447,853)	(96,262,808)	(735,447,853)
2019年3月31日現在	1,645,070,806	12,568,340,958	582	4,446	1,645,071,388	12,568,345,404
2017年4月1日現在	1,390,010,917	10,619,683,406	320	2,445	1,390,011,237	10,619,685,851
当期包括利益合計	-	-	97,179,136	742,448,599	97,179,136	742,448,599
発行済資本受益証券	1,448,738,193	11,068,359,795	-	-	1,448,738,193	11,068,359,795
買戻資本受益証券	(1,291,832,875)	(9,869,603,165)	-	-	(1,291,832,875)	(9,869,603,165)
受益者に対して宣言された分配金（注記18）	-	-	(97,178,416)	(742,443,098)	(97,178,416)	(742,443,098)
2018年3月31日現在	1,546,916,235	11,818,440,035	1,040	7,946	1,546,917,275	11,818,447,981

添付の注記は、当該財務書類の不可欠な部分である。

南アフリカ・ランド・マネー・マーケット・ファンド
（ホライズン・トラストのシリーズ・トラスト）
キャッシュ・フロー計算書
2019年3月31日に終了した事業年度

注記	2019年		2018年	
	（ランド）	（円）	（ランド）	（円）
営業活動によるキャッシュ・フロー				
営業利益	96,262,350	735,444,354	97,206,962	742,661,190
営業資産および負債の変動：				
損益を通じて公正価値により測定される金融資産の増加	(46,227,654)	(353,179,277)	(92,792,541)	(708,935,013)
債権の増加*	(1,297,650)	(9,914,046)	(55,815)	(426,427)
債務の増加*	372,849	2,848,566	820,697	6,270,125
営業活動により得られたキャッシュ純額	49,109,895	375,199,598	5,179,303	39,569,875
財務活動によるキャッシュ・フロー				
受益証券の発行による収入	675,930,655	5,164,110,204	1,373,348,883	10,492,385,466
受益証券の買戻による支出	(652,193,622)	(4,982,759,272)	(1,293,840,193)	(9,884,939,075)
支払利息	-	-	(27,826)	(212,591)
受益者に対して支払われた分配金 18	(20,012,160)	(152,892,902)	(21,222,331)	(162,138,609)
財務活動により得られたキャッシュ純額	3,724,873	28,458,030	58,258,533	445,095,192
現金および現金同等物の純変動額	52,834,768	403,657,628	63,437,836	484,665,067
現金および現金同等物の4月1日現在残高	219,377,681	1,676,045,483	155,939,845	1,191,380,416
現金および現金同等物の3月31日現在残高	272,212,449	2,079,703,110	219,377,681	1,676,045,483
補足情報：				
受取利息	115,722,070	884,116,615	131,430,158	1,004,126,407
支払利息	(4,532,400)	(34,627,536)	(4,088,851)	(31,238,822)

添付の注記は、当該財務書類の不可欠な部分である。

* ファンド受益証券の募集に関する未収入金（注記11）およびファンド受益証券の買戻に関する未払金（注記13）を含まない。

南アフリカ・ランド・マネー・マーケット・ファンド
（ホライズン・トラストのシリーズ・トラスト）
財務書類注記

1．一般的情報

南アフリカ・ランド・マネー・マーケット・ファンド（以下、「当ファンド」という。）は、受託会社とUTIインターナショナル（シンガポール）プライベート・リミテッド（以下、「管理会社」という。）との間で締結された、2008年10月17日付の基本信託証書および補遺信託証書により設定されたホライズン・トラスト（以下、「当トラスト」という。）（ケイマン諸島のオープン・エンド型のアンブレラ型ミューチュアル・ファンド）のシリーズ・トラストである。当ファンドの別個のシリーズの受益証券が適宜発行される予定である。早期償還されなかった場合においては、当ファンドの受益証券のそれぞれのクラスまたはシリーズは、受益証券のそれぞれのクラスまたはシリーズについて、ファンドの補遺信託証書の発行から150年後に強制的に償還される。当ファンドは、2008年12月3日の初回申込日の後、2008年12月8日に運用を開始した。

当ファンドの投資目的は、STeFI 3 か月短期金融市場指標に準拠する利回り（手数料および税金を含み、1年間で測定される。）を目標とすることである。当ファンドは、南アフリカの一連の短期金融市場商品に投資することにより、その投資目的の達成を追求する。当該資産は、銀行引受手形、社債、譲渡可能預金証書、コマーシャル・ペーパー、短期国債、コール預金、定期預金、固定利付譲渡可能預金証書、変動利付譲渡可能預金証書および約束手形を含むが、それらに限定されるものではない。当ファンドの投資目的が達成される保証はない。

当ファンドは、2008年10月17日にケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法第4条第1項（b）に基づき規制されるミューチュアル・ファンドとして登録され、同法の規定に従うことになる。2019年3月31日および2018年3月31日現在、当ファンドには従業員がいない。当ファンドの投資活動は、管理会社が管理している。

2．表示の基礎

当財務書類は、国際会計基準審議会（以下、「IASB」という。）が発効した国際財務報告基準（以下、「IFRS」という。）、およびIASBの国際財務報告解釈指針委員会が発効した解釈指針に準拠して作成されている。

当財務書類は、南アフリカ・ランド（以下、「ランド」という。）により表示されている。当財務書類は、IFRS第9号「金融商品」（以下、「IFRS第9号」という。）が適用されて以降最初の当ファンドの財務書類である。重要な会計方針の変更は注記4に記載されている。

IFRSに準拠した財務書類の作成は、受託会社が、方針の適用ならびに資産および負債、収益および費用の報告金額に影響を及ぼす判断、見積りおよび仮定を行うことを要求している。見積りおよび関連する仮定は、その状況において適切と考えられる過去の経験およびその他様々な要因に基づいている。その結果は、その他の情報源からは容易に入手できない資産および負債の帳簿価額に関する判断を行うための基礎を形成する。実際の結果は当該見積りと異なる可能性がある。見積りおよびその基礎となる仮定は継続的に検討される。会計上の見積りの変更は、見積りが変更された期間に認識される。財務書類に重要な影響を及ぼすIFRSの適用における受託会社が行う判断、および翌期に重要な調整が発生する重要なリスクを伴う見積りについては、注記8および注記9において説明されている。

３．測定の基礎

当財務書類は、以下の重要な項目を除き、取得原価に基づいて作成されている。

項目	測定の基礎
FVTPLにより測定されるデリバティブ以外の金融商品	公正価値

４．重要な会計方針の変更

当ファンドは、IFRS第9号を2018年4月1日より初度適用した。他のいくつかの新基準も2018年4月1日より発効したが、これらは当ファンドの財務書類に重要な影響を及ぼしていない。

IFRS第9号の移行に関する規定で認められているように、比較情報について、一般的に当財務書類全体にわたる当該基準の要件を反映した修正再表示は行われていない。

以下の変更を除き、当ファンドは本注記に記載されている会計方針を、当財務書類で表示されている全ての年度において継続的に適用している。

IFRS第9号「金融商品」

IFRS第9号は、金融資産、金融負債および非金融商品項目を購入または売却する一部の契約の認識および測定の要件を定めている。当該基準は、IAS第39号「金融商品：認識および測定」（以下、「IAS第39号」という。）から置き換えられたものである。

IFRS第9号の適用に伴い、当ファンドは結果的に以下を要求するIAS第1号「財務諸表の表示」の改訂を適用した。

- ・ 金融資産の減損は、包括利益計算書上の独立項目として表示される。IAS第39号においては、減損は損失発生時に認識された。当ファンドは過去、損失発生を報告しなかった。
- ・ 実効金利法を用いて計算された利息収益の包括利益計算書における独立表示。

さらに、当ファンドは、結果的に当該年度の開示に適用され、比較情報には適用されていなかったIFRS第7号「金融商品：開示」の改訂を適用した。

IFRS第9号の適用は、当ファンドの資本の部に重要な影響を及ぼさなかった。

（ ）金融資産および金融負債の分類ならびに測定

IFRS第9号は、金融資産に関する3つの主な区分から構成される。それらは、償却原価区分、その他包括利益を通じて公正価値（FVOCI）により測定される区分、損益を通じて公正価値（FVTPL）により測定される区分である。IFRS第9号においての金融資産の分類は、一般的に金融資産が管理されるビジネスモデルおよびその契約上のキャッシュ・フローの特性に基づく。IFRS第9号は、従来のIAS第39号による満期保有投資、貸付金および債権、売却可能金融資産の3つの区分を削除した。IFRS第9号においては、当該基準の適用範囲である金融資産が主契約である契約に組み込まれたデリバティブは、分離されない。その代わり、複合金融商品は分類にあたり全体として評価される。

IFRS第9号において、金融負債の分類および測定に関してIAS第39号に規定されていた要件につき概ね変更はない。

IFRS第9号の適用は、金融負債に関連する当ファンドの会計方針に重要な影響を及ぼさなかった。

当ファンドによるIFRS第9号における金融商品の分類および測定の方法、ならびに関連する損益の会計処理方法の説明については、注記6を参照のこと。

以下の表および付帯する注記は、2018年4月1日現在の当ファンドの金融資産および金融負債の各区分について、IAS第39号における当初の測定区分およびIFRS第9号における新たな測定区分を説明している。

2018年4月1日現在の金融資産の帳簿価額に対するIFRS第9号適用の影響は、新たな減損要件のみに関連するものであり、重要性はなかった。

金融資産	IAS第39号における 当初の分類	IFRS第9号における 新たな分類	IAS第39号における 当初の帳簿価額 (ランド)	IFRS第9号における 新たな帳簿価額 (ランド)
現金および現金同等物	貸付金および債権	償却原価	219,377,681	219,377,681
譲渡性預金	トレーディング目的 保有	強制的にFVTPLにより 測定	15,000,000	15,000,000
変動利付譲渡性預金証書	トレーディング目的 保有	強制的にFVTPLにより 測定	1,319,236,307	1,319,236,307
ファンド受益証券の募集に関する 未収入金	貸付金および債権	償却原価	194,849	194,849
未収利息	貸付金および債権	償却原価	1,133,712	1,133,712
金融資産合計			1,554,942,549	1,554,942,549
債務	償却原価	償却原価	8,025,274	8,025,274
金融負債合計			8,025,274	8,025,274

（ ）金融資産の減損

IFRS第9号においては、IAS第39号における「発生損失」モデルに代わり、「予想信用損失（ECL）」モデルが適用される。新たな減損モデルは、償却原価により測定された金融資産に適用されるが、資本金商品への投資には適用されない。IFRS第9号においては、IAS第39号よりも早期に信用損失が認識される。

当ファンドは、2018年4月1日現在におけるIFRS第9号の減損要件の適用により、現金および現金同等物純額ならびに債権に対する少額の減損に係る引当金を計上する結果になると結論づけた。

（ ）経過措置

IFRS第9号の適用による会計方針の変更は、以下に説明する事項を除き、遡及的に適用された。

- 比較対象年度は、通常修正再表示されていない。IFRS第9号の適用による金融資産の帳簿価額の差異は、2018年4月1日現在の償還可能資本受益証券として認識された。したがって、2018年3月31日について表示された情報には、IFRS第9号の要件は反映されず、IAS第39号の要件が反映されている。
- 当ファンドは、比較対象年度を修正再表示しない例外規定を適用した。
- 初度適用日に存在した事実および状況に基づき、以下の評価が行われた。
 - 金融資産が保有されているビジネスモデルの決定。

- ・ FVTPLにより測定される特定の金融資産の過去の指定の取り消し。

５．発効済であるが未適用の会計基準

いくつかの新基準が2018年４月１日より後に開始される年次会計期間から発効し、早期適用が認められているが、当ファンドはこれらに新基準または改訂基準を当財務書類の作成に適用していない。

まだ発効していない当該基準のうち、初度適用された期間の当ファンドの財務書類に重要な影響を及ぼすと思込まれるものはない。

６．重要な会計方針

当ファンドが適用している重要な会計方針で、当財務書類において表示されている全ての年度に継続的に適用している会計方針は以下のとおりである。

金融資産および金融負債

（ ）認識および当初測定

当ファンドは、FVTPLにより測定される金融資産および金融負債を、取引日に当初認識する。取引日とは、当ファンドが当該商品の契約条項の当事者となる日である。その他の金融資産および金融負債は、これらが開始された日に認識される。

金融資産または金融負債は、公正価値、および金融資産または金融負債の取得または発行に直接起因する取引費用を加えた金額（FVTPLにより測定されない項目の場合）により当初測定される。

（ ）分類および当初認識後の測定

金融資産の分類 - 2018年４月１日より適用された方針

当初認識時に、当ファンドは金融資産を、償却原価またはFVTPLにより測定として分類する。

金融資産は、以下の両方の条件を満たし、FVTPLにより測定として指定されない場合、償却原価により測定される。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することが目的のビジネスモデルにより保有されている。
- ・ 契約条件が特定の日に、元本および利息のみの支払（SPPI）であるキャッシュ・フローを発生させる。

当ファンドの他の全ての金融資産はFVTPLにより測定される。

ビジネスモデル評価

金融資産が保有されているビジネスモデルの目的を評価する際、事業がどのように管理されているかについて、以下を含む全ての関連する情報を考慮する。

- ・ 文書化された投資戦略および実際に当該戦略の実行。これには、投資戦略について、契約上の利息収益の稼得、特定の利率の側面の維持、金融資産のデュレーションと関連する負債のデュレーションもしくは予想キャッシュ・フローの一致、または資産の売却を通じたキャッシュ・フローの実現を重視しているかが含まれる。
- ・ ポートフォリオのパフォーマンスがどのように評価され、当ファンドの経営者に報告されているか。

- ・ ビジネスモデル（および当該ビジネスモデルにより保有されている金融資産）のパフォーマンスに影響を及ぼすリスク、およびそれらのリスクがどのように管理されているか。
- ・ 投資マネージャーがどのような報酬を得ているか、例えば、報酬について管理下の資産の公正価値または回収した契約上のキャッシュ・フローに基づいているか。
- ・ 過年度における金融資産の売却の頻度、金額およびタイミング、当該売却の理由、ならびに将来の売却活動に関する予測。

認識中止の要件を満たさない取引に係る第三者への金融資産の移転は、この目的上売却とはみなされず、当ファンドが当該資産を引き続き認識することと整合する。

当ファンドは、当ファンドが2つのビジネスモデルを有していると結論付けた。

- ・ 回収目的のビジネスモデル：これには、現金および現金同等物、ならびに債権が含まれる。当該金融資産は、契約上のキャッシュ・フローを回収するために保有されている。
- ・ その他のビジネスモデル：これは、負債証券および利息債権から構成される。これらの金融資産は、公正価値に基づいて管理およびパフォーマンス評価が行われており、売却が頻繁に行われている。

契約上のキャッシュ・フローがSPPIかどうかの評価

当該評価の目的上、「元本」は当該金融資産の当初認識時の公正価値と定義される。「金利」は貨幣の時間的価値、特定の期間に未払残高となっている元本金額に関連した信用リスク、その他の基本的な貸付リスクおよび費用（例えば、流動性リスクおよび管理費用）ならびに利幅の対価と定義される。

契約上のキャッシュ・フローがSPPIであるかどうかを評価する際、当ファンドは当該商品の契約条件を考慮する。これには、当該金融資産がこの条件に適合しない契約上のキャッシュ・フローの時期または金額を変更する可能性のある契約条件を含んでいるかどうかの評価が含まれる。当該評価にあたり、当ファンドは以下を考慮する。

- キャッシュ・フローの金額または時期を変更する偶発事象。
- レバレッジ特性。
- 期限前返済および期限延長の特性。
- 当ファンドの特定の資産からのキャッシュ・フローに対する請求権を制限する条項（例えば、ノンリコース特性）。
- 貨幣の時間的価値の対価を変更する特性（例えば、利率の定期的な再設定）。

財政状態計算書の科目の、IFRS第9号において定義される金融商品の区分との調整については、注記7を参照のこと。

再分類

金融資産は、当ファンドが金融資産を管理するビジネスモデルを変更しない限り、当初認識の後には再分類されない。当ファンドが金融資産を管理するビジネスモデルを変更した場合、全ての影響を受ける金融資産は、ビジネスモデルの変更後の最初の事業年度の初日に再分類される。

金融資産の分類 - 2018年4月1日より前に適用されていた方針

IAS第39号に従い、当ファンドは投資を、損益を通じて公正価値により測定されるトレーディング目的保有の金融資産として分類していた。

以下の場合、金融商品はトレーディング目的保有に分類された。

- 主に近日中に売買するために取得された、あるいは引き受けられた
- 当初認識において、一緒に運用されるポートフォリオの一部であり、短期の利益獲得という最近のパターンの証拠があった
- 指定された有効なヘッジ商品以外のデリバティブであった

損益を通じて公正価値により測定される金融資産の区分は、損益を通じて公正価値により測定されるトレーディング目的保有の金融資産と、公正価値に基づいて管理および測定されることに基づき損益を通じて公正価値により測定される金融資産から構成されていた。これらには、負債証券および利息債権が含まれ、主に短期的に売買されるために取得された。

償却原価により測定される金融資産の区分は受取債権により構成されていた。これらには、現金および現金同等物、ならびに債権が含まれていた。

財政状態計算書の科目の、IAS第39号において定義される金融商品の区分との調整については、注記7を参照のこと。

金融資産の当初認識後の測定

FVTPLにより測定される金融資産

当該資産は、当初認識後、公正価値により測定される。利息または受取配当金および費用ならびに為替換算損益を含む純損益については、包括利益計算書における利益または損失として認識されている。負債証券が当該区分に含まれている。

償却原価により測定される金融資産（2018年：貸付金および債権）

当該資産は、当初認識後、実効金利法を用いて償却原価により測定される。利息収益、為替換算損益および減損については、包括利益計算書において認識される。認識中止に係る利益または損失も、損益として認識される。現金および現金同等物、ファンド受益証券の募集に関する未収入金および未収銀行利息は当該区分に含まれる。

金融負債 - 分類、当初認識後の測定および損益

金融負債は、償却原価またはFVTPLにより測定に分類される。金融負債は、トレーディング目的保有に分類される場合、デリバティブである場合、または当初認識時にFVTPLにより測定に指定された場合、FVTPLにより測定に分類される。FVTPLにより測定される金融負債は、公正価値により測定され、利息費用を含む純損益は、損益として認識される。その他の金融負債は、当初認識後には実効金利法を用いて償却原価により測定される。利息費用および為替換算損益は、損益として認識される。認識中止に係る利益または損失も、損益として認識される。償却原価により測定される金融負債は、債務および当座借越から構成されている。

（ ）公正価値測定

「公正価値」とは、測定日において、市場参加者間での秩序だった取引において、またはそのような取引がない場合は当ファンドが当該日において参照可能な最も有利な市場において、資産を売却するために受取る、または負債を移転するために支払う価格である。負債の公正価値には、債務不履行リスクが反映される。該当する場合は、当ファンドは商品の公正価値を当該商品の活発な市場における相場価格を用いて測定する。市場は、該当する資産または負債に関する取引が十分な頻度と取引量によって行われ、継続的に価格情報を提供する場合、「活発」とみなされる。

当ファンドは、活発な市場における相場価格のある商品を仲値により測定している。これは、当該価格が出口価格の合理的な水準を提供するためである。活発な市場における相場価格が存在しない場合、当ファンドは関連する観察可能なインプットの使用を最大化し、観察不能なインプットの使用を最小化する評価手法を用いる。選択される評価手法には、市場参加者が取引の価格設定を行う際に考慮する全ての要素が組み込まれている。

当ファンドは、公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替を、当該変更が生じた事業年度の期末に認識している。

（ ）償却原価測定

金融資産または金融負債の償却原価は、金融資産または金融負債が当初認識時に測定された金額から元本返済を控除し、当初の金額と満期金額との差額について実効金利法を用いて算定された累積償却金額を控除または加算し、金融資産については貸倒引当金を調整した金額である。

（ ）減損

2018年4月1日より適用された方針

当ファンドは、償却原価により測定される金融資産のECLに対して、貸倒引当金を認識している。

当ファンドは貸倒引当金について、12か月ECLにより測定される以下の項目を除き、残存期間のECLに相当する金額により測定する。

- ・ 報告日現在において、信用リスクが低いと判断された金融資産
- ・ 信用リスク（すなわち、資産の予想残存期間にわたりデフォルトが発生するリスク）が当初認識時から大幅に増加していないその他の金融資産

金融資産の信用リスクが当初認識時から大幅に増加しているかどうかを判断する際、およびECLを見積る際、当ファンドは適切かつ過度の費用または労力なしに利用可能な、合理的かつ裏付のある情報を考慮する。これには、当ファンドの過去の経験および十分な情報に基づいた信用評価に基づき、かつ見込のある情報を含む定量的および定性的両方の情報および分析が含まれる。

当ファンドは、金融資産が30日超遅延となった場合、当該金融資産の信用リスクが大幅に増加したとみなしている。

当ファンドは、以下の場合、金融資産がデフォルト状態にあるとみなしている。

- ・ 担保（保有している場合）の現金化などの措置を講ずることなく、借手が当ファンドに対して信用債務の全額を支払う可能性が低い。
- ・ 当該金融資産が90日超遅延である。

当ファンドは、取引相手の信用格付が、グローバルで認知されている「投資適格」の定義に相当する場合、金融資産の信用リスクが低いとみなしている。

残存期間のECLとは、金融商品の予想残存期間において発生する可能性のある全てのデフォルトから生じるECLである。

12か月ECLとは、報告日後12か月以内（または、当該商品の残存期間が12か月未満の場合はそれよりも短い期間）に発生する可能性があるデフォルトから生じるECLの部分である。

ECLを見積る際に考慮される最長期間は、当ファンドが信用リスクに晒される最長契約期間である。

ECLの測定

ECLは信用損失の発生可能性を加重平均した見積りである。信用損失は、全ての現金不足額（すなわち、契約に従って支払う義務のあるキャッシュ・フローと、当ファンドが受取ると見込まれるキャッシュ・フローとの差額）の現在価値として測定される。

ECLは当該金融資産の実効金利により割引かれる。

信用減損の生じている金融資産

各報告日現在において、当ファンドは償却原価により計上されている金融資産の信用減損が生じているかどうかを評価する。金融資産は、当該金融資産の見積将来キャッシュ・フローに悪影響を及ぼす1つ以上の事象が発生している場合、「信用減損が生じている」。

金融資産に信用減損が生じている証拠として、以下の観察可能なデータが含まれる。

- ・ 借手または発行体の著しい財政的困難
- ・ デフォルトまたは90日超遅延などの契約違反
- ・ 借手が倒産またはその他の財政的再編を行う可能性が高い

財政状態計算書上におけるECL引当金の表示

償却原価により測定される金融資産に対する貸倒引当金は、当該資産の帳簿価額総額から控除される。

貸倒償却

当ファンドが金融資産の全額または一部を回収する合理的な見込がないと判断した場合、金融資産の帳簿価額総額は償却される。

2018年4月1日より前に適用されていた方針

FVTPLにより測定に分類されていない金融資産は、各報告日現在において減損の客観的証拠があるかどうかを判断するために評価されていた。金融資産または金融資産のグループは、当該資産の当初認識後に発生し、信頼性の高い見積りが可能な当該資産の見積将来キャッシュ・フローに影響を及ぼす1つ以上の損失事象の結果としての減損に係る客観的証拠がある場合、「減損が生じている」とされていた。

金融資産に減損が生じている客観的証拠には、借手または発行体の著しい財政的困難、借手によるデフォルトもしくは支払遅延、他の場合においては当ファンドが考慮しないような条件による未払金額の再編、借手または発行体が倒産する兆候、有価証券に対する活発な市場の消滅、または借手の支払状況の悪化が含まれていた。

償却原価により測定される金融資産に係る減損損失は、帳簿価額と、当該資産の当初の実効金利により割引かれた見積将来キャッシュ・フローの現在価値との差額として算出された。損失は損益により認識され、債権に対する引当金勘定に反映された。

減損の生じている資産への利息は、引き続き認識された。減損が認識された後に発生した事象により減損損失金額が減少した場合、当該減損損失の減少額は損益を通じて戻入られた。

当ファンドは、償却原価により計上された金融商品が回収不能と判断された場合、当該金融商品を償却した。

（ ）認識中止

当ファンドは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅する場合、または金融資産の所有に関するリスクおよび報酬の実質的全てが移転される取引において、または当ファンドが所有に関するリスクおよび報酬の実質的全てを移転も留保もせず、当該金融資産の支配を維持しない取引において、契約上のキャッシュ・フローを受取る権利を移転する場合、金融資産の認識を中止する。

金融資産の認識中止において、資産の帳簿価額（または資産の認識中止された部分に配分された帳簿価額）と受取った対価（取得した新たな資産から引き受け新たな負債を控除した額を含む）との差額が損益により認識される。当該移転された金融商品における、当ファンドが生成または留保した持分は、別の資産または負債として認識される。

当ファンドは、契約上の義務が履行された、取り消された、あるいは失効した場合、金融負債の認識を中止する。金融負債の認識中止において、消滅した帳簿価額と支払った対価（移転された非現金および引き受けた負債を含む）との差額が損益により認識される。

（ ）金融商品の相殺

金融資産および金融負債は、認識された金額を相殺するための法的拘束力のある権利が現在存在し、かつ、純額により決済する、または資産の実現および負債の決済を同時に行う意思がある場合に限り相殺され、財政状態計算書上純額で報告される。通常、マスター・ネットティング契約は、これには該当せず、関連する資産および負債が財政状態計算書において総額表示される。2019年3月31日および2018年3月31日現在、当ファンドはマスター・ネットティング契約の対象ではない。

外貨

当ファンドの財務書類に含まれる項目は、当ファンドが事業を行っている主要な経済環境の通貨（以下、「機能通貨」という。）、すなわちランドを用いて測定されている。有価証券取引は、取引の約定日に財務書類に計上され、約定日の営業終了時の実勢為替レートによりランド（機能通貨および表示通貨）に換算される。外貨建の貨幣性資産および負債は期末日現在の実勢為替レートによりランドに換算される。公正価値により測定される外貨建の非貨幣性資産および負債は、公正価値が決定された日の為替レートによりランドに再換算される。

トレーディング業務から発生した為替差額は、当事業年度の包括利益計算書の「損益を通じて公正価値により測定される金融資産に係る実現純利益」に計上されている。

現金および現金同等物

受託会社のG.A.S.（ケイマン）リミテッドは、スミトモ・ミツイ・トラスト（ユーケー）リミテッドを保管銀行に指名した。また、スミトモ・ミツイ・トラスト（ユーケー）リミテッドはブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（以下、「BBH」という。）をその副保管銀行に指名した。現金は最終

的に当ファンドの取引銀行であるBBHにおいて保有されている。現金および現金同等物は、BBHに預けられた満期まで3か月以内の現金および預金から構成されている。

利息収入および費用

受取利息および支払利息は、発生主義により、実効金利法に基づいて会計処理されている。

費用

費用は発生主義により計上される。

税金

ケイマン諸島の現行法においては、当ファンドが支払うべき所得税、遺産税、法人税、キャピタル・ゲイン、または他のケイマン諸島の税金はない。当ファンドは、信託法セクション81（2011年改訂）に従って、信託設立日から50年間、当該税金が制定された場合でも、それらの税金を免除する旨の誓約をケイマン諸島の総督より受取っている。結果として、財務書類において税金費用が計上されていない。当ファンドは、一定の利息、配当およびキャピタル・ゲインに係る外国源泉徴収税の対象となる場合がある。

資本受益証券

当ファンドは、受益者の選択により償還可能な資本受益証券を発行しており、当該受益証券はIAS第32号「金融商品 - 表示」（以下、「IAS第32号」という。）に基づいて資本に分類されている。資本受益証券の契約条件がIAS第32号に規定される厳格な基準を遵守できない内容に変更された場合、資本受益証券は、金融商品が当該基準を満たさなくなった時点で金融負債に振替られる。金融負債は、振替られた日において、金融商品の公正価値により測定される。資本受益証券は、当ファンドの目論見書に準拠して算定される取引用純資産価額（以下、「NAV」という。）の比例割合に相当する現金を対価として、当ファンドによる買戻しが可能である。

当ファンドが現金または別の金融商品により購入または買戻す契約上の義務を含むプッタブル金融商品は、以下の条件を全てを満たす場合は資本に分類される。

- ・ 当ファンドが清算された場合、保有者が当ファンドの純資産の比例配分された持分を受取る権限を有する
- ・ その他全てのクラスの商品に劣後する商品のクラスである
- ・ その他全てのクラスの商品に劣後する商品のクラスの全ての金融商品が同一の特性を持つ
- ・ 当ファンドが現金または別の金融資産により購入または買戻す契約上の義務は別として、当該商品は負債としての分類を必要とする他の特性を含まない
- ・ 存続期間にわたり当該商品に帰属する予想キャッシュ・フロー合計が、本質的に当該商品の存続期間にわたり、損益、認識された純資産の変動、または当ファンドの認識済・未認識純資産の公正価値の変動に基づく

当ファンドが発行する受益証券の1つのクラスがこれらの条件に該当するため、資本として分類されている。2019年3月31日現在、資本に分類されたファンドの純資産は、1,645,071,388ランドであった（2018年：1,546,917,275ランド）。

7. 金融資産および金融負債の分類

2019年	強制的にFVTPLにより 測定 (ランド)	償却原価により測定 される金融資産 (ランド)	償却原価により測定 される金融負債 (ランド)	合計 (ランド)
現金および現金同等物	-	272,212,449	-	272,212,449

FVTPLにより測定される金融資産	1,380,463,961	-	-	1,380,463,961
債権	-	2,812,820	-	2,812,820
	1,380,463,961	275,025,269	-	1,655,489,230
債務	-	-	10,417,842	10,417,842
	-	-	10,417,842	10,417,842
2018年	トレーディング目的 保有 (ランド)	貸付金および債権 (ランド)	償却原価により測定 される金融負債 (ランド)	合計 (ランド)
現金および現金同等物	-	219,377,681	-	219,377,681
FVTPLにより測定される金融資産	1,334,236,307	-	-	1,334,236,307
債権	-	1,328,561	-	1,328,561
	1,334,236,307	220,706,242	-	1,554,942,549
債務	-	-	8,025,274	8,025,274
	-	-	8,025,274	8,025,274

8．金融商品および関連するリスク

当ファンドの金融商品から発生する主要なリスクの概要は、以下の通りである。

市場リスク

市場リスクは、保有する金融商品の将来の価格に関する不確実性から発生する。これは、価格が変動する中で、市況の動向から当ファンドが被る可能性がある潜在的損失を示している。市場リスクは、価格リスク、通貨リスクおよび金利リスクの3つのリスクから構成されている。

価格リスク

価格リスクは、個々の投資資産またはその発行者に固有の要因によって生じたかどうかにかかわらず、市場価格の変動（通貨リスクまたは金利リスクから発生したものを除く。）の結果、関連する商品の価値が変動するリスクである。価格リスクは、管理会社がデュレーション、信用リスクおよび商品を分散したポートフォリオを構築することにより管理されている。

2019年3月31日現在、それぞれの投資価格が5%上昇し、外国為替相場が一定と仮定した場合、資本合計は、69,023,198ランド（4.20%）増加する（2018年：66,711,815ランド（4.31%））。5%下落した場合は、その他変数が全て変わらないとすれば、総資本に対して上記と同額で逆方向の影響が生じる。

通貨リスク

通貨リスクは、非基準通貨のエクスポージャーが不利な方向に変動することにより当ファンドが被る可能性のある潜在的損失を示している。全ての投資ならびに現金および現金同等物は当ファンドの基準通貨建てであるため、財政状態計算書および包括利益計算書が通貨の変動により重要な影響を受けることはない。したがって、感応度分析は行われていない。

金利リスク

金利リスクは、関連する金利が不利な方向に変動することにより当ファンドが被る可能性のある潜在的損失を示している。確定利付証券の価値は金利動向の変化により影響を受ける可能性があり、同時に変動金利証券および銀行預金に係る未収入金も、金利変動の影響を受ける。

2019年3月31日および2018年3月31日現在、契約上の金利更新日または満期日のいずれか早いほうにより分類された当ファンド投資資産の金利の詳細は、以下の通りである。

	2019年					
	1ヶ月未満 （ランド）	1 - 3ヶ月 （ランド）	4 - 12ヶ月 （ランド）	確定利付 （ランド）	無利息 （ランド）	合計 （ランド）
資産						
現金および現金同等物	-	-	-	272,212,449	-	272,212,449
FVTPLにより測定される 金融資産	734,576,038	539,647,137	76,055,281	-	30,185,505	1,380,463,961
債権	-	-	-	-	2,812,820	2,812,820
資産合計	734,576,038	539,647,137	76,055,281	272,212,449	32,998,325	1,655,489,230
負債						
債務	-	-	-	-	10,417,842	10,417,842
負債合計	-	-	-	-	10,417,842	10,417,842
金利感応度ギャップ合計	734,576,038	539,647,137	76,055,281	272,212,449	該当せず	該当せず
	2018年					
	1ヶ月未満 （ランド）	1 - 3ヶ月 （ランド）	4 - 12ヶ月 （ランド）	確定利付 （ランド）	無利息 （ランド）	合計 （ランド）
資産						
現金および現金同等物	3,277,681	-	-	216,100,000	-	219,377,681
FVTPLにより測定される 金融資産	507,066,646	324,194,627	475,782,997	-	27,192,037	1,334,236,307
債権	-	-	-	-	1,328,561	1,328,561
資産合計	510,344,327	324,194,627	475,782,997	216,100,000	28,520,598	1,554,942,549
負債						
債務	-	-	-	-	8,025,274	8,025,274
負債合計	-	-	-	-	8,025,274	8,025,274
金利感応度ギャップ合計	510,344,327	324,194,627	475,782,997	216,100,000	該当せず	該当せず

財政状態計算書日において、保有される変動金利投資に基づき金利が0.5%上昇した場合、利益は6,748,455ランド増加することになる（2018年：6,551,610ランド）。金利が0.5%下落した場合、同額で逆方向の影響が生じる。当ファンドにおいては、変動利付投資に係る受取利息のベンチマーク金利は、ヨハネスブルグ銀行間合意金利（「JiBar」）3か月金利に基づいている。

流動性リスク

流動性リスクは、ボラティリティが高く財政が逼迫している場合、当ファンドが投資ポジションの規模を合理的な価格により迅速に修正することができない可能性を示している。

当ファンドは、容易に換金可能な資産に投資しており、また、持分の純額の約5%の現金持ち越し残高を通常有している。当該残高は、既に把握している資金流出がある場合および市場が混乱している場合増額される。市場が混乱している場合、資産の現金化はより困難になる可能性がある。市場の混乱が観察される場合、それは管理会社によってモニタリングされ、管理会社が必要とみなす場合、管理会社はより満期の短い商品を保有し、現金持ち越し残高を増加させるよう試みる。受益者の償還条件の詳細については、注記14を参照のこと。

管理会社の意見では、2019年3月31日および2018年3月31日に当ファンドが保有していた資産および負債の大部分は、通常的环境下において1か月以内に換金または清算を行うことが可能なものである。当ファンドの全負債、および受益者の選択により全額が償還可能である当ファンドの全資本の契約上の満期は1ヶ月未満である。

信用リスク

信用リスクは、取引相手先が当ファンドに対する契約条件に従った義務の履行をしなかった場合、当ファンドが計上する損失により測定される。当ファンドは、取引を行う当事者の信用リスクに晒されることになり、また、決済が不履行になるリスクを負うことになる。当ファンドは、十分な経験、知識および信用力を有する大手の契約相手先のみを選定している。全ての上場証券の取引は、認可されたブローカーを用いて引渡時の決済および支払が行われる。売却された証券の引渡は、ブローカーが支払を受取った時点においてのみ行われるため、不履行のリスクは最小限であると考えられる。購入時の支払は、ブローカーが証券を受取った時点において行われる。オーバーナイト預金により保有されている現金は全て、一覽から選定された銀行において保有されている。銀行の破綻または支払不能によって、預金として保有している現金に関する当ファンドの権利について遅延または制限される可能性がある。管理会社は、S&Pグローバルおよびムーディーズにより報告された、当該銀行一覽の信用格付を監視している。

受託会社のG.A.S.（ケイマン）リミテッドは、スミトモ・ミツイ・トラスト（ユークー）リミテッドを保管銀行（以下、「保管銀行」という。）に指名した。スミトモ・ミツイ・トラスト（ユークー）リミテッドの最終的な親会社は、三井住友信託銀行株式会社であり、フィッチの長期格付けはA-である。また、スミトモ・ミツイ・トラスト（ユークー）リミテッドはBBHをその副保管銀行（以下、「副保管銀行」という。）に指名した。現金および証券の両方は、最終的に副保管銀行に保管され、現金は銀行として副保管銀行に保管されている。期末の当ファンドの投資および現金は全て、副保管銀行に保管されている。副保管銀行のフィッチの信用格付けはA+である。

副保管銀行の破綻または支払不能によって、銀行に保管されている債券投資に関する当ファンドの権利は、遅延または制限される可能性がある。当ファンドの有価証券は、保管銀行が指名したグローバル副保管銀行において、保管銀行により分別管理方式により保管されている。したがって、保管銀行またはその

副保管銀行が破綻または支払不能となった場合、当ファンド保有の有価証券は分別されている。しかし当ファンドは、当ファンドの現金に関連して、副保管銀行の信用リスク、または保管銀行や副保管銀行が利用する預託先の信用リスクに晒されている。副保管銀行または預託先が支払不能または破綻となった場合、当ファンドの現金保有高に関して、当ファンドは副保管銀行または預託先の一般債権者として扱われることになる。当ファンドが取引した全ての適格有価証券の評価を記録した全ての投資は、保全され、フィッチ社による格付の変更を記録するため、日次で管理会社によって監視される。格付の変更は全て管理会社に報告される。

以下の表は、信用格付別の、定期預金および損益を通じて公正価値により測定される商品の投資比率による分布を示している。信用格付は、フィッチ、S&Pグローバル、ムーディーズおよびGDCの4つの格付機関を順次参照して商品毎に管理会社により決定される。

	2019年			2018年	
	(ランド)	%		(ランド)	%
AAA	414,399,313	25.08%	AAA	211,414,006	13.64%
AA+	1,237,864,648	74.92%	AA+	762,065,245	49.15%
AA-	-	-	AA-	575,744,081	37.13%
A	-	-	A	1,300,000	0.08%
	1,652,263,961	100.00%		1,550,523,332	100.00%

2019年3月31日および2018年3月31日に終了した事業年度における、トレーディングにより達成された全ての投資利益および損失は、包括利益計算書の損益に計上されている。

ECLから発生する金額

現金および現金同等物、利息、配当金およびその他の債権に係る減損は、12か月間の予想損失に基づいて測定されており、エクスポージャーの短期の満期までの期間を反映している。当ファンドは、取引相手先の外部信用格付に基づき、これらのエクスポージャーの信用リスクは低いとみなしている。

当ファンドは、これらのエクスポージャーの信用リスクの変化を、公表されている取引相手先の外部信用格付を監視することによってモニターしている。公表された格付が最新の状態を維持しているかどうかを判断するため、および公表された格付に反映されていない著しい信用リスクの増加が報告日現在において存在したかどうかを評価するために、当ファンドは取引相手先に関する入手可能な報道および規制当局の情報と共に、債券利回りの変化および利用可能な場合、クレジット・デフォルト・スワップ（CDS）価格をレビューすることによってこれを補完している。

12か月間および残存期間のデフォルト確率は、それぞれの信用格付についてムーディーズが提供している過去のデータに基づいている。デフォルト時損失率のパラメータは、通常、想定された50%の回収率を反映している。しかし、資産に信用減損が発生している場合、損失の見積りは予想キャッシュ・フロー不足額の個別評価および当初の実効金利に基づく。

当ファンドは、2018年4月1日現在におけるIFRS第9号の初度適用において、現金および現金同等物ならびに未収利息に対する少額の減損に係る引当金を認識した。当該損失引当金の金額は、2019年3月31日に終了した事業年度において変動しなかった。

9．金融商品の公正価値

以下の表は、公正価値が以下に基づき分析される、公正価値により認識される金融商品を示している。

- ・ レベル１：活発な市場における同一商品の（未調整の）公表相場価格
- ・ レベル２：直接（価格など）または間接的（価格から派生）に観察可能なインプットに基づく評価手法。この区分には、活発な市場における類似商品に関する市場価格、またはあまり活発でないとみなされる市場における市場価格、あるいは全ての重要なインプットが直接または間接的に市場データから観察可能であるその他の評価手法を用いて評価された金融商品が含まれる。
- ・ レベル３：重要な観察不能なインプットを用いた評価手法。この区分には、観察可能なデータに基づかないインプットを含む評価手法を用いた金融商品、および観察不能なインプットが当該商品の評価において重要な影響を持つ金融商品が含まれる。この区分には、類似商品の相場価格に基づき評価されるが、金融商品間の差異を反映させるために重要な観察不能な調整または仮定が必要である金融商品が含まれる。当ファンドはこの区分の商品を保有していない。

	2019年			
	レベル1 (ランド)	レベル2 (ランド)	レベル3 (ランド)	合計 (ランド)
FVTPLにより測定される金融資産 (未収利息を含む)				
譲渡性預金	-	317,281,159	-	317,281,159
変動利付譲渡可能預金証書に係る 利息債権	-	30,185,505	-	30,185,505
変動利付譲渡可能預金証書	-	1,032,997,297	-	1,032,997,297
	-	<u>1,380,463,961</u>	-	<u>1,380,463,961</u>

	2018年			
	レベル1 (ランド)	レベル2 (ランド)	レベル3 (ランド)	合計 (ランド)
FVTPLにより測定される金融資産 (未収利息を含む)				
割引債	-	15,000,000	-	15,000,000
変動利付譲渡可能預金証書に係る 利息債権	-	27,192,037	-	27,192,037
変動利付譲渡可能預金証書	-	1,292,044,270	-	1,292,044,270
	-	<u>1,334,236,307</u>	-	<u>1,334,236,307</u>

公正価値ヒエラルキーの投資レベルは、公正価値測定にとって重要なインプットのうち最も低いレベルに基づいている。年間を通じて、レベル間の振替はなかった。損益を通じて公正価値測定されない金融商品は、短期の金融資産および金融負債であり、その帳簿価額は公正価値に近似している。当ファンドは、公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替を、当該変更が生じた年度の期末に認識している。

10．現金および現金同等物

現金および現金同等物は、BBHに預けられた満期まで3か月以内の現金412,449ランド（2018年：3,277,681ランド）、ならびに預金271,800,000ランド（2018年：216,100,000ランド）から構成されている。

11．債権

	2019年 (ランド)	2018年 (ランド)
未収銀行利息	2,431,362	1,133,712
ファンド受益証券の募集に関する未収入金	<u>381,458</u>	<u>194,849</u>
	<u>2,812,820</u>	<u>1,328,561</u>

12．FVTPLにより測定される金融資産

	2019年 (ランド)	2018年 (ランド)
- 譲渡性預金	317,281,159	15,000,000
- 利息債権	30,185,505	27,192,037
- 変動利付譲渡可能預金証書	1,032,997,297	1,292,044,270
	<u>1,380,463,961</u>	<u>1,334,236,307</u>

13．債務

	注記	2019年 (ランド)	2018年 (ランド)
未払報酬	16	5,846,870	4,990,806
未払分配金	18	840,694	1,323,909
ファンド受益証券の買戻に関する未払金		3,730,278	1,710,559
		<u>10,417,842</u>	<u>8,025,274</u>

14．資本受益証券

	受益証券数	資本受益証券 (ランド)
2018年4月1日現在残高	154,691,623,440	1,546,916,235
発行済資本受益証券	75,236,791,178	752,367,912
買戻資本受益証券	(65,421,334,118)	(654,213,341)
2019年3月31日現在残高	<u>164,507,080,500</u>	<u>1,645,070,806</u>
2017年4月1日現在残高	139,001,091,663	1,390,010,917
発行済資本受益証券	144,873,819,277	1,448,738,193
買戻資本受益証券	(129,183,287,500)	(1,291,832,875)
2018年3月31日現在残高	<u>154,691,623,440</u>	<u>1,546,916,235</u>

受益証券は、ランド建受益証券1クラスのみが発行されている。受益証券は、適用される購入価格により任意の取引日に申込可能である。

当ファンドは、受益者の選択により償還可能な資本受益証券を発行しているが、当該受益証券はIAS第32号に基づいて資本に分類されている。買戻可能受益証券は、当ファンドの純資産価額に応じた現金を対価として、各取引日において、ファンドによる買戻しが可能である。買戻可能な受益証券の帳簿価額は、財政状態計算書日時点において受益者が当ファンドに対して受益証券の買戻を求める権利を行使した場合支払われる買戻価格である。

資本受益証券は、関連する取引日の午前8時（ダブリン時間）までに、または管理会社が設定したその他の期限までに買戻通知を提出することを条件として、毎日償還可能である。買戻通知が遅れた場合、買戻請求は次の取引日まで持ち越され、受益証券は当該取引日に適用される買戻価格により償還される。

当ファンドは、資本受益証券を当ファンドの資本とみなしている。資本運用の目的は、注記 1 に記載された投資目的である。

当ファンドは、外部から課せられる規制資本要件の対象とはなっていない。

15．利益剰余金

	2019年 (ランド)	2018年 (ランド)
4月1日現在残高	1,040	320
当期包括利益合計	96,262,350	97,179,136
受益者に対して宣言された分配金	(96,262,808)	(97,178,416)
3月31日現在残高	582	1,040

16．報酬および費用

受託会社報酬

受託会社は、当ファンドの資産の中から、年間170,000ランドの固定報酬を受取るが、当該報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いにより支払われる。

受託会社は、外部現金口座について、当ファンドの資産から14,000ランドの口座開設報酬も受取る。さらに受託会社は、当ファンドに関連して課されたまたは合理的な理由により発生した、政府または類似機関の手数料、料金、税金および賦課金、ならびに全ての合理的な立替費用を当ファンドの資産から払戻を受ける権利を有する。また、受託会社は、受託会社および管理会社との間で当ファンドの終了の合意がなされた場合の解約手数料を受領する権利を有する。

管理事務代行会社報酬および保管報酬

管理事務代行会社は以下の料率により当ファンドの資産から管理事務代行会社報酬を受取る。

- 1．各評価日の評価時点において計算された純資産価額のうち、1,000,000,000ランド以下の部分については年率0.10%
- 2．各評価日の評価時点において計算された純資産価額のうち、1,000,000,000ランド超2,000,000,000ランド以下の部分については年率0.09%
- 3．各評価日の評価時点において計算された純資産価額のうち、2,000,000,000ランド超の部分については年率0.08%

当該報酬は、当ファンドの管理事務代行サービスの規定に関連して、評価日に基づく日割計算により年間700,000ランドを最低報酬額として四半期毎に後払いで支払われる。保管銀行に対する報酬は管理事務代行会社が負担する。

また管理事務代行会社は、当ファンドに関連する証券決済指図 1 件につき150ランド、当ファンドに関連する資金移動 1 件につき100ランドの手数料を受取る。管理事務代行会社は、募集要項の改訂、当ファンドに対するサービス提供者の変更、当ファンドの構造の変更および当ファンドの終了等（これらを含むが、これらに限定されない）の場合においても、当ファンドの資産から管理事務代行契約に定める追加報酬を随時受領する権利を有する。

管理会社報酬

管理会社は、当ファンドの資産から、当ファンドの純資産価額の年率0.05%を上限とした報酬（毎日発生し、四半期毎に後払いで支払われる。）を受取る。また、管理会社は、管理会社が提供するサービスに関連して合理的に発生する立替費用について、当ファンドの資産から払戻を受ける権利を有する。

投資運用会社報酬

投資運用会社は、当ファンドの資産から、純資産価額の年率0.40%を上限とした報酬（毎日発生し、四半期毎に後払いで支払われる。）を受取る。また、投資運用会社は、投資運用会社が提供するサービスに関連して合理的に発生する立替費用について、当ファンドの資産から払戻を受ける権利を有する。

販売会社報酬

販売会社は、当ファンドの資産から、販売会社が獲得した申込者の受益証券に帰属する純資産価額の年率0.40%を上限とする報酬（毎日発生し、四半期毎に後払いで支払われる。）を受取る。

代行協会員報酬

代行協会員は、当ファンドの資産から、純資産価額の年率0.10%を上限とした報酬（毎日発生し、四半期毎に後払いで支払われる。）を受取る。

その他の報酬および費用

当ファンドに帰属する追加報酬および費用（監査報酬、法務費用、コンサルタント報酬、取引手数料、広告費用、印刷費用およびその他の継続的な立替報酬および費用を含むが、当該報酬および費用に限定されない。）についても、当ファンドの資産から支払われる。また、当ファンドは、該当する税金についても負担する。

未払報酬は以下の通りである。

	2019年 (ランド)	2018年 (ランド)
受託会社報酬	41,915	42,849
管理事務代行会社報酬および保管報酬	497,230	485,080
管理会社報酬	199,596	194,773
投資運用会社報酬	1,605,201	1,565,609
販売会社報酬	1,608,071	1,576,993
代行協会員報酬	401,942	383,607
その他の報酬および費用	1,492,915	741,895
	5,846,870	4,990,806

17. 関連当事者間取引

財務上または業務上の決定を行う際に、ある当事者が他の当事者を支配する能力、または他の当事者に対して重要な影響力を行使する能力を有している場合、これらは関連当事者であるとみなされる。管理会社および関連会社は当ファンドと関連があるとみなされている。当事業年度における関連当事者間で発生した報酬は、包括利益計算書において開示されている。当事業年度末における関連当事者に対する支払債務の金額は、注記16において開示されている。当ファンドが発行する受益証券のうち、楽天証券が22%を所有し、SBI証券が63%を所有する。通常の事業過程において、それ以外の関連当事者との取引はなかった。

18. 分配方針

受託会社は、管理会社の助言に従い、各取引日において当ファンドに関する分配を宣言することができる。分配は、受益証券1口当たり純資産価格が、当該取引日に0.01ランド（基準値）を超えた場合においてのみ宣言されるものとする。分配可能金額は、各取引日において受益証券1口当たり純資産価格を算定することにより、管理事務代行会社が決定するものとする。当ファンドから分配される受益証券1口当たりの金額は、関連する取引日の受益証券1口当たり純資産価格を基準値と同額に減額するために必要な金額とする。分配は、各取引日における最終の関連市場の営業終了直前、または管理会社が受託会社との協議の後随時決定する特定の日時に宣言されたとみなされる。

受益証券1口につき分配される金額が計算され、小数点第8位未満は四捨五入される。受益者に対して支払われる総額は0.01ランド未満について四捨五入される。全ての端数調整金額は、当ファンドに帰属することになる。2019年3月31日に終了した事業年度に受益者に対し宣言された分配金は、96,262,808ランド（2018年：97,178,416ランド）であった。

当ファンドの全ての受益者は、受益者が保有する受益証券口数に比例して、当ファンドが分配可能な分配金を請求する権利を有している。

分配は、投資家から申込金を受領した日から毎日発生する。したがって、受益者は決済日に宣言された分配を受領する権利を有することになる。分配の再投資日において、分配の再投資日当日またはそれ以前に宣言された全ての発生済かつ未払の分配（源泉徴収税および受益者の居住国において支払が要求されるその他の税金（存在する場合）を控除後）が、分配の再投資日に決定される受益証券1口当たり純資産価格による追加の受益証券の発行に対して自動的に再投資される。再投資における申込金の決済は、翌取引

日に行われる。分配の再投資に関して支払われる初期手数料はない。また、端数の受益証券は発行されない。

分配の再投資日以前に受益証券の買戻しを請求する受益者に対しては、買戻しが行われる受益証券に関する分配（受益証券が買戻される取引日当日を含み宣言されたもの）が、買戻代金と共に現金により支払われる。月末の取引日に受益証券の買戻しを請求する受益者は、関連する取引日に、当該受益証券（受益者の請求により買戻しが行われる受益証券に係る分配金により前回の分配の再投資日に発行された受益証券の一部を含む。）が買戻されるものとし、買戻代金が宣言された分配と共に支払われる。2019年3月31日に終了した事業年度に再投資された分配金は、76,250,648ランド（2018年：75,956,085ランド）であった。

19．後発事象

2019年8月22日までに、受益者は当ファンドに対して合計276,817,723ランドの申込を行い、当ファンドから合計209,169,416ランドの償還を受けた。

その他、財務書類上開示が必要な後発事象はない。

（３）【投資有価証券明細表等】

南アフリカ・ランド・マネー・マーケット・ファンド

（ホライズン・トラストのシリーズ・トラスト）

投資明細表（未監査）

2019年３月31日現在

	保有額面	公正価値 （ランド）	純資産比率 （％）
譲渡性預金			
南アフリカ			
Absa Bank 8.300% 14-Aug-19	13,000,000	13,018,868	0.79
Absa Bank 8.385% 23-Aug-19	6,000,000	6,010,717	0.37
Firststrand Bank 7.950% 11-Apr-19	49,000,000	49,002,558	2.98
Firststrand Bank 8.175% 19-Jul-19	41,000,000	41,013,023	2.49
Investec Bank 8.225% 25-Jul-19	5,000,000	5,003,599	0.30
Investec Bank 8.200% 06-Aug-19	9,000,000	9,007,944	0.55
Nedbank 7.850% 18-Apr-19	38,000,000	38,003,925	2.31
Nedbank 8.300% 18-Apr-19	20,000,000	20,000,000	1.22
Nedbank 8.175% 20-Jun-19	49,000,000	49,053,325	2.98
Nedbank 8.125% 26-Jul-19	2,000,000	2,001,130	0.12
Standard Bank of South Africa 8.110% 28-Jun-19	85,000,000	85,166,070	5.18
		317,281,159	19.29
譲渡性預金合計		317,281,159	19.29

変動利付譲渡可能預金証書

南アフリカ			
Absa Bank FRN 05-Apr-19	23,000,000	23,000,000	1.40
Absa Bank FRN 11-Apr-19	18,000,000	18,000,000	1.10
Absa Bank FRN 12-Apr-19	32,000,000	32,000,000	1.95
Absa Bank FRN 20-May-19	1,000,000	1,001,674	0.06
Absa Bank FRN 20-May-19	13,000,000	13,000,000	0.79
Absa Bank FRN 20-May-19	51,000,000	51,000,000	3.10
Absa Bank FRN 18-Jun-19	23,000,000	23,000,000	1.40
Absa Bank FRN 09-Jul-19	66,000,000	66,118,227	4.02
Absa Bank FRN 27-Aug-19	1,000,000	1,002,078	0.06
Absa Bank FRN 20-Sep-19	16,000,000	16,026,602	0.97
Barloworld FRN 30-May-19	6,000,000	6,000,000	0.36
Firststrand Bank FRN 18-Apr-19	48,000,000	48,019,271	2.92
Firststrand Bank FRN 18-Apr-19	6,000,000	6,001,569	0.36
Firststrand Bank FRN 03-May-19	47,000,000	47,020,710	2.86
Firststrand Bank FRN 10-May-19	7,000,000	7,003,604	0.43
Firststrand Bank FRN 10-May-19	3,000,000	3,002,132	0.18
Firststrand Bank FRN 15-May-19	15,000,000	15,007,029	0.91
Firststrand Bank FRN 06-Jun-19	20,000,000	20,032,906	1.22

Firststrand Bank FRN 14-Jun-19	46,000,000	46,118,953	2.80
Firststrand Bank FRN 11-Jul-19	68,000,000	68,130,038	4.14
Firststrand Bank FRN 12-Jul-19	51,000,000	51,112,877	3.11
Investec Bank FRN 20-May-19	4,000,000	4,005,093	0.24
Investec Bank FRN 20-Sep-19	13,000,000	13,018,695	0.79
Nedbank FRN 05-Apr-19	57,000,000	57,005,504	3.47
Nedbank FRN 10-Apr-19	7,000,000	7,001,348	0.43
Nedbank FRN 12-Apr-19	5,000,000	5,000,000	0.30
Nedbank FRN 12-Apr-19	56,000,000	56,000,000	3.40
Nedbank FRN 15-Apr-19	5,000,000	5,000,000	0.30
Nedbank FRN 23-Apr-19	4,000,000	4,000,000	0.24
Nedbank FRN 25-Apr-19	20,000,000	20,000,000	1.22
Nedbank FRN 21-May-19	13,000,000	13,000,000	0.79
Nedbank FRN 22-May-19	12,000,000	12,000,000	0.73
Nedbank FRN 13-Jun-19	1,000,000	1,001,057	0.06
Nedbank FRN 28-Jun-19	52,000,000	52,123,287	3.17
Nedbank FRN 26-Jul-19	40,000,000	40,123,776	2.44
Nedbank FRN 07-Aug-19	16,000,000	16,022,353	0.97
Nedbank FRN 12-Aug-19	2,000,000	2,005,650	0.12
Standard Bank of South Africa FRN 15-Apr-19	121,000,000	121,056,945	7.36
Standard Bank of South Africa FRN 07-May-19	9,000,000	9,004,459	0.55
Standard Bank of South Africa FRN 08-May-19	8,000,000	8,003,743	0.49
Standard Bank of South Africa FRN 09-May-19	13,000,000	13,006,855	0.79
Standard Bank of South Africa FRN 15-Aug-19	13,000,000	13,020,862	0.79
		<u>1,032,997,297</u>	<u>62.79</u>
変動利付譲渡可能預金証書合計		<u>1,032,997,297</u>	<u>62.79</u>
利息債権		<u>30,185,505</u>	<u>1.84</u>
FVTPLにより測定される金融資産		<u>1,380,463,961</u>	<u>83.92</u>
預金 (期間 3 か月以下)			
南アフリカ			
コール勘定 Shinsei Absa Bank	63,200,000	63,200,000	3.84
コール勘定 Shinsei Citibank	500,000	500,000	0.03
コール勘定 Shinsei HSBC Bank	600,000	600,000	0.04
コール勘定 Shinsei Investec Bank	49,500,000	49,500,000	3.01
コール勘定 Shinsei Societe Generale	800,000	800,000	0.05
コール勘定 Shinsei Standard Chartered	157,200,000	157,200,000	9.61
		<u>271,800,000</u>	<u>16.58</u>
預金合計 (期間 3 か月以下)		<u>271,800,000</u>	<u>16.58</u>

南アフリカ・ランド・マネー・マーケット・ファンド

（ホライズン・トラストのシリーズ・トラスト）

投資明細表（未監査）

2018年3月31日現在

	保有額面	公正価値 (ランド)	純資産比率 (%)
譲渡性預金			
南アフリカ			
Barloworld Ltd 8.025% 24-May-18	15,000,000	15,000,000	0.97
		15,000,000	0.97
譲渡性預金合計		15,000,000	0.97

変動利付譲渡可能預金証書

南アフリカ

Absa Bank FRN 05-Apr-18	23,000,000	23,000,000	1.49
Absa Bank FRN 12-Apr-18	32,000,000	32,000,000	2.07
Absa Bank FRN 25-Apr-18	30,000,000	30,000,699	1.94
Absa Bank FRN 16-May-18	4,000,000	4,003,421	0.26
Absa Bank FRN 21-May-18	13,000,000	13,000,000	0.84
Absa Bank FRN 21-May-18	51,000,000	51,000,000	3.30
Absa Bank FRN 15-Jun-18	21,000,000	21,000,000	1.36
Absa Bank FRN 03-Jul-18	52,000,000	52,094,988	3.37
Absa Bank FRN 20-Jul-18	51,000,000	51,074,454	3.30
Absa Bank FRN 14-Aug-18	31,000,000	31,000,000	2.00
Firststrand Bank FRN 18-Apr-18	24,000,000	24,003,599	1.55
Firststrand Bank FRN 19-Apr-18	31,000,000	31,011,482	2.00
Firststrand Bank FRN 20-Apr-18	7,000,000	7,001,351	0.45
Firststrand Bank FRN 25-Apr-18	7,000,000	7,001,723	0.45
Firststrand Bank FRN 26-Apr-18	23,000,000	23,014,524	1.49
Firststrand Bank FRN 03-May-18	23,000,000	23,011,994	1.49
Firststrand Bank FRN 09-May-18	44,000,000	44,018,271	2.85
Firststrand Bank FRN 10-May-18	9,000,000	9,002,972	0.58
Firststrand Bank FRN 15-Jun-18	38,000,000	38,114,185	2.46
Investec Bank FRN 04-May-18	31,000,000	31,000,000	2.00
Investec Bank FRN 24-Jul-18	9,000,000	9,015,568	0.58
Investec Bank FRN 27-Jul-18	9,000,000	9,015,605	0.58
Investec Bank FRN 10-Aug-18	14,000,000	14,003,175	0.91
Nedbank FRN 12-Apr-18	5,000,000	5,000,000	0.32
Nedbank FRN 12-Apr-18	56,000,000	56,000,000	3.62
Nedbank FRN 16-Apr-18	5,000,000	5,000,000	0.32
Nedbank FRN 18-Apr-18	20,000,000	20,000,000	1.29
Nedbank FRN 19-Apr-18	4,000,000	4,000,000	0.26
Nedbank FRN 24-Apr-18	38,000,000	38,000,529	2.46
Nedbank FRN 25-Apr-18	20,000,000	20,000,000	1.29
Nedbank FRN 21-May-18	13,000,000	13,000,000	0.84
Nedbank FRN 22-May-18	12,000,000	12,000,000	0.78

Nedbank FRN 11-Jun-18	12,000,000	12,000,000	0.78
Nedbank FRN 06-Jul-18	71,000,000	71,101,546	4.60
Nedbank FRN 27-Jul-18	9,000,000	9,002,427	0.58
Nedbank FRN 22-Aug-18	59,000,000	59,070,943	3.82
Nedbank FRN 31-Aug-18	59,000,000	59,153,194	3.82
Standard Bank of South Africa FRN 09-Apr-18	83,000,000	83,010,587	5.37
Standard Bank of South Africa FRN 12-Apr-18	34,000,000	34,000,317	2.20
Standard Bank of South Africa FRN 13-Apr-18	60,000,000	60,020,450	3.88
Standard Bank of South Africa FRN 25-Apr-18	5,000,000	5,001,385	0.32
Standard Bank of South Africa FRN 15-May-18	4,000,000	4,002,227	0.26
Standard Bank of South Africa FRN 07-Jun-18	23,000,000	23,041,557	1.49
Standard Bank of South Africa FRN 21-Jun-18	11,000,000	11,000,000	0.71
Standard Bank of South Africa FRN 03-Aug-18	26,000,000	26,062,751	1.68
Standard Bank of South Africa FRN 21-Aug-18	58,000,000	58,150,901	3.76
Toyota Financial Services FRN 03-Sep-18	2,000,000	2,002,803	0.13
ZAR Yield FRN 13-Jul-18	25,000,000	25,034,642	1.62
		<u>1,292,044,270</u>	<u>83.52</u>

変動利付譲渡可能預金証書合計		<u>1,292,044,270</u>	<u>83.52</u>
-----------------------	--	-----------------------------	---------------------

利息債権		<u>27,192,037</u>	<u>1.76</u>
-------------	--	--------------------------	--------------------

FVTPLにより測定される金融資産		<u>1,334,236,307</u>	<u>86.25</u>
--------------------------	--	-----------------------------	---------------------

預金（期間 3 か月以下）

南アフリカ

コール勘定 Shinsei Absa Bank	200,000	200,000	0.01
コール勘定 Shinsei Citibank	500,000	500,000	0.03
コール勘定 Shinsei HSBC Bank	168,200,000	168,200,000	10.87
コール勘定 Shinsei Investec Bank	45,500,000	45,500,000	2.95
コール勘定 Shinsei Societe Generale	800,000	800,000	0.05
コール勘定 Shinsei Standard Chartered	900,000	900,000	0.06
		<u>216,100,000</u>	<u>13.97</u>

預金合計（期間 3 か月以下）		<u>216,100,000</u>	<u>13.97</u>
------------------------	--	---------------------------	---------------------

[次へ](#)

**SOUTH AFRICAN RAND MONEY MARKET FUND, A SERIES TRUST OF
HORIZON TRUST**

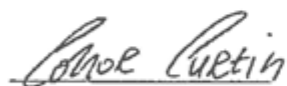
Statement of Financial Position

As at 31st March 2019

	Notes	2019 ZAR	2018 ZAR
Assets			
Cash and cash equivalents	10	272,212,449	219,377,681
Financial assets at fair value through profit or loss	7,8,9	1,380,463,961	1,334,236,307
Debtors	11	2,812,820	1,328,561
Total assets		1,655,489,230	1,554,942,549
Equity			
Unit capital	14	1,645,070,806	1,546,916,235
Retained earnings	15	582	1,040
Total equity		1,645,071,388	1,546,917,275
Liabilities			
Creditors	13	10,417,842	8,025,274
Total liabilities		10,417,842	8,025,274
Total equity and liabilities		1,655,489,230	1,554,942,549

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Signed on behalf of the Trustee





Date: 22nd August 2019

**SOUTH AFRICAN RAND MONEY MARKET FUND, A SERIES TRUST OF
HORIZON TRUST**

Statement of Comprehensive Income

For the year ended 31st March 2019

	Notes	2019 ZAR	2018 ZAR
Interest income from financial assets at fair value through profit or loss		119,846,309	118,952,486
Interest income from cash and cash equivalents		166,879	318,239
Interest expense from financial assets not at fair value through profit or loss		(4,532,400)	(4,061,025)
Net realised gain on financial assets at fair value through profit or loss		<u>181,338</u>	<u>5,635</u>
Net investment income		<u>115,662,126</u>	<u>115,215,335</u>
Expenses			
Trustee fees	16	(170,000)	(170,000)
Administration and custodian fees	16	(2,191,487)	(2,070,100)
Investment management fees	16	(794,150)	(763,538)
Sub-Investment management fees	16	(6,386,663)	(6,148,016)
Distributor fees	16	(6,388,964)	(6,161,327)
Agent company fees	16	(1,607,807)	(1,539,318)
Legal and printing fees		(1,215,758)	(523,365)
Audit fees		(452,980)	(466,220)
Impairment losses on financial instruments		-	-
Other fees and expenses		<u>(191,967)</u>	<u>(166,489)</u>
Total expenses		<u>(19,399,776)</u>	<u>(18,008,373)</u>
Operating profit		<u>96,262,350</u>	<u>97,206,962</u>
Finance costs			
Interest expense		<u>-</u>	<u>(27,826)</u>
Total finance costs		<u>-</u>	<u>(27,826)</u>
Profit before tax		96,262,350	97,179,136
Tax		<u>-</u>	<u>-</u>
Profit after tax		<u>96,262,350</u>	<u>97,179,136</u>
Other comprehensive income		<u>-</u>	<u>-</u>
Total comprehensive income for year		<u>96,262,350</u>	<u>97,179,136</u>

There are no recognised gains and losses other than those shown in the Statement of Comprehensive Income.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

**SOUTH AFRICAN RAND MONEY MARKET FUND, A SERIES TRUST OF
HORIZON TRUST**

Statement of Changes in Equity

For the year ended 31st March 2019

	Unit Capital ZAR	Retained Earnings ZAR	Total ZAR
At 1st April 2018	1,546,916,235	1,040	1,546,917,275
Total comprehensive income for year	-	96,262,350	96,262,350
Equity Units issued	752,367,912	-	752,367,912
Equity Units redeemed	(654,213,341)	-	(654,213,341)
Dividends declared to Unitholders (Note 18)	-	(96,262,808)	(96,262,808)
At 31st March 2019	1,645,070,806	582	1,645,071,388
At 1st April 2017	1,390,010,917	320	1,390,011,237
Total comprehensive income for year	-	97,179,136	97,179,136
Equity Units issued	1,448,738,193	-	1,448,738,193
Equity Units redeemed	(1,291,832,875)	-	(1,291,832,875)
Dividends declared to Unitholders (Note 18)	-	(97,178,416)	(97,178,416)
At 31st March 2018	1,546,916,235	1,040	1,546,917,275

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

**SOUTH AFRICAN RAND MONEY MARKET FUND, A SERIES TRUST OF
HORIZON TRUST**

Statement of Cash Flows
For the year ended 31st March 2019

	Note	2019 ZAR	2018 ZAR
Cash flows from operating activities			
Operating profit		96,262,350	97,206,962
Changes in operating assets and liabilities:			
Increase in financial assets at fair value through profit or loss		(46,227,654)	(92,792,541)
Increase in debtors*		(1,297,650)	(55,815)
Increase in creditors*		<u>372,849</u>	<u>820,697</u>
Net cash provided by operating activities		<u>49,109,895</u>	<u>5,179,303</u>
Cash flows from financing activities			
Proceeds from Equity Units issued		675,930,655	1,373,348,883
Payments for Equity Units redeemed		(652,193,622)	(1,293,840,193)
Interest paid		-	(27,826)
Dividends paid to Unitholders	18	<u>(20,012,160)</u>	<u>(21,222,331)</u>
Net cash provided by financing activities		<u>3,724,873</u>	<u>58,258,533</u>
Net change in cash and cash equivalents		52,834,768	63,437,836
Cash and cash equivalents at 1 st April		<u>219,377,681</u>	<u>155,939,845</u>
Cash and cash equivalents at 31st March		<u>272,212,449</u>	<u>219,377,681</u>
Supplementary information:			
Interest received		115,722,070	131,430,158
Interest paid		(4,532,400)	(4,088,851)

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

*Does not include receivable for fund units subscribed (Note 11) and payable for fund units redeemed (Note 13).

**SOUTH AFRICAN RAND MONEY MARKET FUND, A SERIES TRUST OF
HORIZON TRUST**

Notes to the Financial Statements

1. GENERAL INFORMATION

South African Rand Money Market Fund (the “Series Trust”) is a series trust of Horizon Trust (the “Trust”), a Cayman Islands open-ended umbrella mutual fund, and was constituted pursuant to a Master Trust Deed and a supplemental Trust Deed each dated 17th October 2008 made between the Trustee and UTI International (Singapore) Private Ltd. (the “Investment Manager”). Separate series of Units of the Series Trust will be issued from time to time. Unless redeemed earlier, each class or series of Units of the Series Trust will be compulsorily redeemed 150 years from the issue of the Series Trust’s supplemental Trust Deed for each such class or series of Units. The Series Trust commenced operations on 8th December 2008, following the initial subscription day of 3rd December 2008.

The investment objective of the Series Trust is to target returns with reference to the STeFI 3-month money market index, gross of fees and taxes, measured over one year periods. The Series Trust seeks to achieve its investment objective by investing in a range of South African money market instruments. These assets include, but are not limited to, bankers’ acceptances, debentures, negotiable certificates of deposit, commercial paper, treasury bills, call accounts, fixed deposits, fixed coupon negotiable certificates of deposit, variable coupon negotiable certificates of deposit and promissory notes. There can be no assurances that the Series Trust’s investment objective will be achieved.

The Series Trust registered as a regulated mutual fund under Section 4(1)(b) of the Cayman Islands Mutual Funds Law on 17th October 2008 and will comply with the provisions of that law. As at 31st March 2019 and 2018, the Series Trust had no employees. The Series Trust’s investment activities are managed by the Investment Manager.

2. BASIS OF PREPARATION

The financial statements have been prepared in accordance with International Financial Reporting Standards (“IFRS”) issued by the International Accounting Standards Board (“IASB”), and interpretations issued by the International Financial Reporting Interpretations Committee of the IASB.

The financial statements are presented in South African Rand (“ZAR”). This is the first set of the Series Trust’s annual financial statements in which IFRS 9 *Financial Instruments* (“IFRS 9”) has been applied. Changes to significant accounting policies are described in Note 4.

The preparation of financial statements in accordance with IFRS requires the Trustee to make judgements, estimates and assumptions that affect the application of policies and the reported amounts of assets and liabilities, income and expenses. The estimates and associated assumptions are based on historical experience and various other factors that are believed to be reasonable under the circumstances, the results of which form the basis of making judgements about the carrying value of assets and liabilities that are not readily apparent from other sources. Actual results may differ from these estimates. The estimates and underlying assumptions are reviewed on an ongoing basis. Revisions to accounting estimates are recognised in the period in which the estimate is revised. Judgements made by the Trustee in the application of IFRS that have a significant effect on the financial statements and estimates with a significant risk of material adjustment in the next period are discussed in Notes 8 and 9.

**SOUTH AFRICAN RAND MONEY MARKET FUND, A SERIES TRUST OF
HORIZON TRUST**

Notes to the Financial Statements

(Continued)

3. BASIS OF MEASUREMENT

The financial statements have been prepared on a historical cost basis, except for the following material items:

Items	Measurement basis
Non-derivative financial instruments at FVTPL	Fair value

4. CHANGES IN SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

The Series Trust has initially applied IFRS 9 from 1st April 2018. A number of other new standards are also effective from 1st April 2018 but they do not have a material effect on the Series Trust's financial statements.

As permitted by the transition provisions of IFRS 9, comparative information throughout these financial statements has not generally been restated to reflect the requirements of the standard.

Except for the changes below, the Series Trust has consistently applied the accounting policies as set out in this note to all years presented in these financial statements.

IFRS 9 *Financial Instruments*

IFRS 9 sets out requirements for recognising and measuring financial assets, financial liabilities and some contracts to buy or sell non-financial items. This standard replaces IAS 39 *Financial Instruments: Recognition and Measurement* ("IAS 39").

As a result of the adoption of IFRS 9, the Series Trust has adopted consequential amendments to IAS 1 *Presentation of Financial Statements*, which require:

- impairment of financial assets to be presented in a separate line item in the Statement of Comprehensive Income. Under IAS 39, impairment was recognised when losses were incurred. The Series Trust did not previously report any incurred losses; and
- separate presentation in the Statement of Comprehensive Income of interest revenue calculated using the effective interest method.

Additionally, the Series Trust has adopted consequential amendments to IFRS 7 *Financial Instruments: Disclosures*, which are applied to disclosures about the year but have not generally been applied to comparative information.

The adoption of IFRS 9 had no material impact on the equity of the Series Trust.

(i) *Classification and measurement of financial assets and financial liabilities*

IFRS 9 contains three principal classification categories for financial assets: measured at amortised cost, fair value through other comprehensive income ("FVOCI") and fair value through profit or loss ("FVTPL"). The classification of financial assets under IFRS 9 is generally based on the business model in which a financial asset is managed and its contractual cash flow characteristics. IFRS 9 eliminates the previous IAS 39 categories of held to maturity, loans and receivables and available for sale. Under IFRS 9, derivatives embedded in contracts where the host is a financial asset in the scope of the standard are never separated. Instead, the hybrid financial instrument as a whole is assessed for classification.

**SOUTH AFRICAN RAND MONEY MARKET FUND, A SERIES TRUST OF
HORIZON TRUST**

Notes to the Financial Statements

(Continued)

4. CHANGES IN SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (continued)

IFRS 9 Financial Instruments (continued)

(i) Classification and measurement of financial assets and financial liabilities (continued)

IFRS 9 largely retains the existing requirements in IAS 39 for the classification and measurement of financial liabilities.

The adoption of IFRS 9 has not had a significant effect on the Series Trust's accounting policies related to financial liabilities.

For an explanation of how the Series Trust classifies and measures financial instruments and accounts for related gains and losses under IFRS 9, see Note 6.

The table below and the accompanying notes explain the original measurement categories under IAS 39 and the new measurement categories under IFRS 9 for each class of the Series Trust's financial assets and financial liabilities as at 1st April 2018.

The effect of adopting IFRS 9 on the carrying amounts of financial assets at 1st April 2018 relates solely to the new impairment requirements and was inconsequential.

Financial assets	Original classification under IAS 39	New classification under IFRS 9	Original carrying amount under IAS 39 ZAR	New carrying amount under IFRS 9 ZAR
Cash and cash equivalents	Loans and receivables	Amortised cost	219,377,681	219,377,681
Certificates of deposit	Held for trading	Mandatorily at FVTPL	15,000,000	15,000,000
Variable rate negotiable certificates of deposit	Held for trading	Mandatorily at FVTPL	1,319,236,307	1,319,236,307
Receivable for fund units subscribed	Loans and receivables	Amortised cost	194,849	194,849
Interest receivable	Loans and receivables	Amortised cost	1,133,712	1,133,712
Total financial assets			1,554,942,549	1,554,942,549

**SOUTH AFRICAN RAND MONEY MARKET FUND, A SERIES TRUST OF
HORIZON TRUST**

Notes to the Financial Statements

(Continued)

4. CHANGES IN SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (continued)

IFRS 9 Financial Instruments (continued)

(i) Classification and measurement of financial assets and financial liabilities (continued)

Financial liabilities	Original classification under IAS 39	New classification under IFRS 9	Original carrying amount under IAS 39 ZAR	New carrying amount under IFRS 9 ZAR
Creditors	Amortised cost	Amortised cost	8,025,274	8,025,274
Total financial liabilities			8,025,274	8,025,274

(ii) Impairment of financial assets

IFRS 9 replaces the “incurred loss” model in IAS 39 with an “expected credit loss” (“ECL”) model. The new impairment model applies to financial assets measured at amortised cost, but not to investments in equity instruments. Under IFRS 9, credit losses are recognised earlier than under IAS 39.

The Series Trust has determined that the application of IFRS 9’s impairment requirements at 1st April 2018 results in an impairment allowance of a trivial amount on net cash and cash equivalents and debtors.

(iii) Transition

Changes in accounting policies resulting from the adoption of IFRS 9 have been applied retrospectively, except as described below:

- The comparative year has not generally been restated. Differences in the carrying amounts of financial assets resulting from the adoption of IFRS 9 are recognised in the redeemable unit capital as at 1st April 2018. Accordingly, the information presented for the year ended 31st March 2018 does not reflect the requirements of IFRS 9, but rather those of IAS 39.
- The Series Trust has used the exemption not to restate the comparative year.
- The following assessments have been made on the basis of the facts and circumstances that existed at the date of initial application:
 - The determination of the business model within which a financial asset is held.
 - The revocation of previous designations of certain financial assets as measured at FVTPL.

5. STANDARDS ISSUED BUT NOT YET ADOPTED

A number of new standards are effective for annual periods beginning after 1st April 2018 and earlier application is permitted; however, the Series Trust has not early applied these new or amended standards in preparing these financial statements.

Of those standards that are not yet effective, none is expected to have a material impact on the Series Trust’s financial statements in the period of initial application.

**SOUTH AFRICAN RAND MONEY MARKET FUND, A SERIES TRUST OF
HORIZON TRUST**

Notes to the Financial Statements

(Continued)

6. PRINCIPAL ACCOUNTING POLICIES

The significant accounting policies adopted by the Series Trust and consistently applied to all years presented in these financial statements are as follows:

Financial assets and financial liabilities

(i) Recognition and initial measurement

The Series Trust initially recognises financial assets and financial liabilities at FVTPL on the trade date, which is the date on which the Series Trust becomes a party to the contractual provisions of the instrument. Other financial assets and financial liabilities are recognised on the date on which they are originated.

A financial asset or financial liability is measured initially at fair value plus, for an item not at FVTPL, transaction costs that are directly attributable to its acquisition or issue.

(ii) Classification and subsequent measurement

Classification of financial assets - Policy applicable from 1st April 2018

On initial recognition, the Series Trust classifies financial assets as measured at amortised cost or FVTPL.

A financial asset is measured at amortised cost if it meets both of the following conditions and is not designated as at FVTPL:

- it is held within a business model whose objective is to hold assets to collect contractual cash flows; and
- its contractual terms give rise on specified dates to cash flows that are solely payments of principal and interest ("SPPI").

All other financial assets of the Series Trust are measured at FVTPL.

Business model assessment

In making an assessment of the objective of the business model in which a financial asset is held, the Series Trust considers all of the relevant information about how the business is managed, including:

- the documented investment strategy and the execution of this strategy in practice. This includes whether the investment strategy focuses on earning contractual interest income, maintaining a particular interest rate profile, matching the duration of the financial assets to the duration of any related liabilities or expected cash outflows or realising cash flows through the sale of the assets;
- how the performance of the portfolio is evaluated and reported to the Series Trust's management;
- the risks that affect the performance of the business model (and the financial assets held within that business model) and how those risks are managed;
- how the Investment Manager is compensated: e.g. whether compensation is based on the fair value of the assets managed or the contractual cash flows collected; and
- the frequency, volume and timing of sales of financial assets in the prior year, the reasons for such sales and expectations about future sales activity.

Transfers of financial assets to third parties in transactions that do not qualify for derecognition are not considered sales for this purpose, consistent with the Series Trust's continuing recognition of the assets.

**SOUTH AFRICAN RAND MONEY MARKET FUND, A SERIES TRUST OF
HORIZON TRUST**

Notes to the Financial Statements

(Continued)

6. PRINCIPAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

Financial assets and financial liabilities (continued)

(ii) Classification and subsequent measurement (continued)

Classification of financial assets - Policy applicable from 1st April 2018 (continued)

The Series Trust has determined that it has two business models:

- Held-to-collect business model: this includes cash and cash equivalents and debtors. These financial assets are held to collect contractual cash flow.
- Other business model: this comprises of debt securities and coupon interest receivable. These financial assets are managed and their performance is evaluated, on a fair value basis, with frequent sales taking place.

Assessment whether contractual cash flows are SPPI

For the purposes of this assessment, “principal” is defined as the fair value of the financial asset on initial recognition. “Interest” is defined as consideration for the time value of money and for the credit risk associated with the principal amount outstanding during a particular period of time and for other basic lending risks and costs (e.g. liquidity risk and administrative costs), as well as a profit margin.

In assessing whether the contractual cash flows are SPPI, the Series Trust considers the contractual terms of the instrument. This includes assessing whether the financial asset contains a contractual term that could change the timing or amount of contractual cash flows such that it would not meet this condition. In making this assessment, the Series Trust considers:

- contingent events that would change the amount or timing of cash flows;
- leverage features;
- prepayment and extension features;
- terms that limit the Series Trust’s claim to cash flows from specified assets (e.g. non-recourse features); and
- features that modify consideration of the time value of money (e.g. periodical reset of interest rates).

For a reconciliation of line items in the Statement of Financial Position to the categories of financial instruments, as defined by IFRS 9, see Note 7.

Reclassifications

Financial assets are not reclassified subsequent to their initial recognition unless the Series Trust were to change its business model for managing financial assets, in which case all affected financial assets would be reclassified on the first day of the first reporting period following the change in the business model.

Classification of financial assets - Policy applicable before 1st April 2018

The Series Trust classified its investments as financial assets held for trading at fair value through profit or loss, in accordance with IAS 39.

A financial instrument was classified as held for trading if:

- it was acquired or incurred principally for the purpose of selling or repurchasing it in the near term;
- on initial recognition, it was part of a portfolio that was managed together and for which there was evidence of a recent pattern of short-term profit taking; or
- it was a derivative, other than a designated and effective hedging instrument.

**SOUTH AFRICAN RAND MONEY MARKET FUND, A SERIES TRUST OF
HORIZON TRUST**

Notes to the Financial Statements

(Continued)

6. PRINCIPAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

Financial assets and financial liabilities (continued)

(ii) Classification and subsequent measurement (continued)

Classification of financial assets - Policy applicable before 1st April 2018 (continued)

The category of financial assets at fair value through profit or loss comprised of financial assets held for trading and financial assets designated as at fair value through profit or loss on the basis that they were managed and measured on a fair value basis. These included debt securities and coupon interest receivable, which were acquired principally for the purpose of selling or repurchasing in the short term.

The category of financial assets at amortised cost comprised receivables. These included cash and cash equivalents and debtors.

For a reconciliation of line items in the Statement of Financial Position to the categories of financial instruments as defined by IAS 39, see Note 7.

Subsequent measurement of financial assets

Financial assets at FVTPL

These assets are subsequently measured at fair value. Net gains and losses, including any interest or dividend income and expense and foreign exchange gains and losses, are recognised in profit or loss in the Statement of Comprehensive Income. Debt securities are included in this category.

Financial assets at amortised cost (2018: loans and receivables)

These assets are subsequently measured at amortised cost using the effective interest method. Interest income, foreign exchange gains and losses and impairment are recognised in the Statement of Comprehensive Income. Any gain or loss on derecognition is also recognised in profit or loss. Cash and cash equivalents, receivable for fund units subscribed and bank interest receivable are included in this category.

Financial liabilities - Classification, subsequent measurement and gains and losses

Financial liabilities are classified as measured at amortised cost or FVTPL. A financial liability is classified as at FVTPL if it is classified as held for trading, it is a derivative or it is designated as such on initial recognition. Financial liabilities at FVTPL are measured at fair value and net gains and losses, including any interest expense, are recognised in profit or loss. Other financial liabilities are subsequently measured at amortised cost using the effective interest method. Interest expense and foreign exchange gains and losses are recognised in profit or loss. Any gain or loss on derecognition is also recognised in profit or loss. Financial liabilities at amortised cost comprise of creditors and bank overdraft.

(iii) Fair value measurement

"Fair value" is the price that would be received to sell an asset or paid to transfer a liability in an orderly transaction between market participants at the measurement date in the principal or, in its absence, the most advantageous market to which the Series Trust has access at that date. The fair value of a liability reflects its non-performance risk. When available, the Series Trust measures the fair value of an instrument using the quoted price in an active market for that instrument. A market is regarded as active if transactions for the asset or liability take place with sufficient frequency and volume to provide pricing information on an ongoing basis.

**SOUTH AFRICAN RAND MONEY MARKET FUND, A SERIES TRUST OF
HORIZON TRUST**

Notes to the Financial Statements

(Continued)

6. PRINCIPAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

Financial assets and financial liabilities (continued)

(iii) Fair value measurement (continued)

The Series Trust measures instruments quoted in an active market at a mid-price, because this price provides a reasonable approximation of the exit price. If there is no quoted price in an active market, then the Series Trust uses valuation techniques that maximise the use of relevant observable inputs and minimise the use of unobservable inputs. The chosen valuation technique incorporates all of the factors that market participants would take into account in pricing a transaction.

The Series Trust recognises transfers between levels of the fair value hierarchy as at the end of the reporting year during which the change has occurred.

(iv) Amortised cost measurement

The 'amortised cost' of a financial asset or financial liability is the amount at which the financial asset or financial liability is measured on initial recognition minus the principal repayments, plus or minus the cumulative amortisation using the effective interest method of any difference between that initial amount and the maturity amount and, for financial assets, adjusted for any loss allowance.

(v) Impairment

Policy applicable from 1st April 2018

The Series Trust recognises loss allowances for ECLs on financial assets measured at amortised cost.

The Series Trust measures loss allowances at an amount equal to lifetime ECLs, except for the following, which are measured at 12-month ECLs:

- financial assets that are determined to have low credit risk at the reporting date; and
- other financial assets for which credit risk (i.e. the risk of default occurring over the expected life of the asset) has not increased significantly since initial recognition.

When determining whether the credit risk of a financial asset has increased significantly since initial recognition and when estimating ECLs, the Series Trust considers reasonable and supportable information that is relevant and available without undue cost or effort. This includes both quantitative and qualitative information and analysis, based on the Series Trust's historical experience and informed credit assessment and including forward-looking information.

The Series Trust assumes that the credit risk on a financial asset has increased significantly if it is more than 30 days past due.

The Series Trust considers a financial asset to be in default when:

- the borrower is unlikely to pay its credit obligations to the Series Trust in full, without recourse by the Series Trust to actions such as realising security (if any is held); or
- the financial asset is more than 90 days past due.

The Series Trust considers a financial asset to have low credit risk when the credit rating of the counterparty is equivalent to the globally understood definition of "investment grade".

**SOUTH AFRICAN RAND MONEY MARKET FUND, A SERIES TRUST OF
HORIZON TRUST**

Notes to the Financial Statements

(Continued)

6. PRINCIPAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

Financial assets and financial liabilities (continued)

(v) Impairment (continued)

Policy applicable from 1st April 2018 (continued)

Lifetime ECLs are the ECLs that result from all possible default events over the expected life of a financial instrument.

12-month ECLs are the portion of ECLs that result from default events that are possible within the 12 months after the reporting date (or a shorter period if the expected life of the instrument is less than 12 months).

The maximum period considered when estimating ECLs is the maximum contractual period over which the Series Trust is exposed to credit risk.

Measurement of ECLs

ECLs are a probability-weighted estimate of credit losses. Credit losses are measured as the present value of all cash shortfalls (i.e. the difference between the cash flows due to the entity in accordance with the contract and the cash flows that the Series Trust expects to receive).

ECLs are discounted at the effective interest rate of the financial asset.

Credit-impaired financial assets

At each reporting date, the Series Trust assesses whether financial assets carried at amortised cost are credit-impaired. A financial asset is 'credit-impaired' when one or more events that have a detrimental impact on the estimated future cash flows of the financial asset have occurred.

Evidence that a financial asset is credit-impaired includes the following observable data:

- significant financial difficulty of the borrower or issuer;
- a breach of contract such as a default or being more than 90 days past due; or
- it is probable that the borrower will enter bankruptcy or other financial reorganisation.

Presentation of allowance for ECLs in the Statement of Financial Position

Loss allowances for financial assets measured at amortised cost are deducted from the gross carrying amount of the assets.

Write-off

The gross carrying amount of a financial asset is written off when the Series Trust has no reasonable expectations of recovering a financial asset in its entirety or a portion thereof.

Policy applicable before 1st April 2018

Financial assets not classified at FVTPL were assessed at each reporting date to determine whether there was objective evidence of impairment. A financial asset or a group of financial assets was 'impaired' if there was objective evidence of impairment as a result of one or more events that occurred after the initial recognition of the asset(s) and that loss event(s) had an impact on the estimated future cash flows of that asset(s) that could be estimated reliably.

**SOUTH AFRICAN RAND MONEY MARKET FUND, A SERIES TRUST OF
HORIZON TRUST**

Notes to the Financial Statements

(Continued)

6. PRINCIPAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

Financial assets and financial liabilities (continued)

(v) Impairment (continued)

Policy applicable before 1st April 2018 (continued)

Objective evidence that financial assets were impaired included significant financial difficulty of the borrower or issuer, default or delinquency by a borrower, restructuring of the amount due on terms that the Series Trust would not otherwise consider, indications that a borrower or issuer would enter bankruptcy, disappearance of an active market for a security or adverse changes in the payment status of the borrower.

An impairment loss in respect of a financial asset measured at amortised cost was calculated as the difference between its carrying amount and the present value of the estimated future cash flows discounted at the asset's original effective interest rate. Losses were recognised in profit or loss and reflected in an allowance account against receivables.

Interest on the impaired asset continued to be recognised. If an event occurring after the impairment was recognised caused the amount of impairment loss to decrease, then the decrease in impairment loss was reversed through profit or loss.

The Series Trust wrote off financial assets carried at amortised cost when they were determined to be uncollectible.

(vi) Derecognition

The Series Trust derecognises a financial asset when the contractual rights to the cash flows from the financial asset expire or it transfers the right to receive the contractual cash flows in a transaction in which substantially all of the risks and rewards of ownership of the financial asset are transferred or in which the Series Trust neither transfers nor retains substantially all of the risks and rewards of ownership and does not retain control of the financial asset.

On derecognition of a financial asset, the difference between the carrying amount of the asset (or the carrying amount allocated to the portion of the asset that is derecognised) and the consideration received (including any new asset obtained less any new liability assumed) is recognised in profit or loss. Any interest in such transferred financial assets that is created or retained by the Series Trust is recognised as a separate asset or liability.

The Series Trust derecognises a financial liability when its contractual obligations are discharged or cancelled, or expire. On derecognition of a financial liability, the difference between the carrying amount extinguished and the consideration paid (including any non-cash assets transferred or liabilities assumed) is recognised in profit or loss.

(vii) Offsetting financial instruments

Financial assets and financial liabilities are offset and the net amount reported in the Statement of Financial Position when and only when there is a legally enforceable right to offset the recognised amounts and there is an intention to settle on a net basis, or realise the asset and settle the liability simultaneously. This is generally not the case with master netting agreements and the related assets and liabilities are presented gross in the Statement of Financial Position. As at 31st March 2019 and 2018, the Series Trust was not subject to a master netting agreement.

**SOUTH AFRICAN RAND MONEY MARKET FUND, A SERIES TRUST OF
HORIZON TRUST****Notes to the Financial Statements***(Continued)***6. PRINCIPAL ACCOUNTING POLICIES (continued)****Foreign Currencies**

Items which are included in the Series Trust's financial statements, are measured using the currency of the primary economic environment in which it operates (the "functional currency"), this is ZAR. Securities transactions are recorded in the financial statements on the trade date of the transaction and translated into ZAR (the functional/presentation currency) at the exchange rates prevailing at the close of business on the trade date. Monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated into ZAR at the exchange rates ruling at the year end date. Non-monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies that are measured at fair value are retranslated into ZAR at the exchange rate at the date that the fair value was determined.

Foreign currency differences arising from trading activities are included in "net realised gain on financial assets at fair value through profit or loss" in the Statement of Comprehensive Income for the year.

Cash and cash equivalents

G.A.S. (Cayman) Limited as Trustee have appointed Sumitomo Mitsui Trust (UK) Limited as its Custodian. Sumitomo Mitsui Trust (UK) Limited have, in turn, appointed Brown Brothers Harriman & Co. ("BBH") as their sub-custodian. Cash is ultimately held at BBH as the Series Trust's banker. Cash and cash equivalents comprise cash held with maturities of 3 months or less with BBH and deposits.

Interest income and expense

Interest income and expense are accounted for on an accruals basis using the effective yield method.

Expenses

Expenses are accounted for on an accruals basis.

Taxation

Under the current laws of the Cayman Islands, there is no income, estate, corporation, capital gains or other Cayman Islands taxes payable by the Series Trust. The Series Trust has received an undertaking from the Governor in Cabinet of the Cayman Islands that in accordance with section 81 of the Trusts Law (2011 Revised) it will be exempt from such taxes for a period of fifty years, from the date of creation of the Trust, should they be enacted. As a result, no provision for taxes has been made in the financial statements. The Series Trust may be subject to foreign withholding taxes on certain interest, dividends and capital gains.

**SOUTH AFRICAN RAND MONEY MARKET FUND, A SERIES TRUST OF
HORIZON TRUST**

Notes to the Financial Statements

(Continued)

6. PRINCIPAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

Equity Units

The Series Trust issues Equity Units, which are redeemable at the Unitholder's option and are classified as equity in accordance with IAS 32 Financial Instruments - Presentation ("IAS 32"). Should the Equity Units' terms or conditions change such that they do not comply with the strict criteria contained in IAS 32, the Equity Units would be reclassified to a financial liability from the date the instrument ceases to meet the criteria. The financial liability would be measured at the instrument's fair value at the date of reclassification. Equity Units can be put back to the Series Trust for cash equal to a proportionate share of the Series Trust's trading Net Asset Value ("NAV") calculated in accordance with the Series Trust's Offering Memorandum.

A puttable financial instrument that includes a contractual obligation for the Series Trust to repurchase or redeem that instrument for cash or another financial asset is classified as equity if it meets all of the conditions below:

- it entitles the holder to a pro rata share of the Series Trust's net assets in the event of the Series Trust's liquidation;
- it is in the class of instruments that is subordinate to all other classes of instruments;
- all financial instruments in the class of instruments that is subordinate to all other classes of instruments have identical features;
- apart from the contractual obligation for the Series Trust to repurchase or redeem the instrument for cash or another financial asset, the instrument does not include any other features that would require classification as a liability; and
- the total expected cash flows attributable to the instrument over its life are based substantially on the profit or loss, the change in the recognised net assets or the change in the fair value of the recognised and unrecognised net assets of the Series Trust over the life of the instrument.

The Series Trust's one class of units in issue meet these conditions and are classified as equity. As at 31st March 2019, the Series Trust had ZAR1,645,071,388 (2018: ZAR1,546,917,275) of Net Assets classified as equity.

7. CLASSIFICATION OF FINANCIAL ASSETS AND FINANCIAL LIABILITIES

	Mandatorily at FVTPL ZAR	Financial assets at amortised cost ZAR	Financial liabilities at amortised cost ZAR	Total ZAR
2019				
Cash and cash equivalents	-	272,212,449	-	272,212,449
Financial assets at FVTPL	1,380,463,961	-	-	1,380,463,961
Debtors	-	2,812,820	-	2,812,820
	<u>1,380,463,961</u>	<u>275,025,269</u>	<u>-</u>	<u>1,655,489,230</u>
Creditors	-	-	10,417,842	10,417,842
	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>10,417,842</u>	<u>10,417,842</u>

**SOUTH AFRICAN RAND MONEY MARKET FUND, A SERIES TRUST OF
HORIZON TRUST**

Notes to the Financial Statements

(Continued)

7. CLASSIFICATION OF FINANCIAL ASSETS AND FINANCIAL LIABILITIES (continued)

2018	Held for trading	Loans and Receivables	Financial liabilities at amortised cost	Total
	ZAR	ZAR	ZAR	ZAR
Cash and cash equivalents	-	219,377,681	-	219,377,681
Financial assets at FVTPL	1,334,236,307	-	-	1,334,236,307
Debtors	-	1,328,561	-	1,328,561
	1,334,236,307	220,706,242	-	1,554,942,549
Creditors	-	-	8,025,274	8,025,274
	-	-	8,025,274	8,025,274

8. FINANCIAL INSTRUMENTS AND ASSOCIATED RISKS

The main risks arising from the Series Trust's financial instruments can be summarised as below:

Market Risk

Market risk arises from uncertainty about future prices of financial investments held. It represents the potential loss the Series Trust might suffer through holding market positions in the face of price movements. Market risk comprises three types of risk: price risk, currency risk and interest rate risk.

Price Risk

Price risk is the risk that value of the related instruments will fluctuate as a result of changes in the market prices (other than those arising from currency risk or interest rate risk), whether caused by factors specific to an individual investment, or its issuer. Price risk is managed by the Investment Manager constructing a diversified portfolio of instruments in terms of duration, credit risk and product.

As at 31st March 2019, if the price of each investment had increased by 5% whilst the foreign currency rates held constant, there would have been an increase in total equity of ZAR69,023,198 or 4.20% (2018: ZAR66,711,815 or 4.31%). A decrease by 5%, would result in an equal but opposite effect on total equity to the figures shown above, on the basis that all other variables remain constant.

Currency Risk

Currency risk represents the potential losses that the Series Trust might suffer due to adverse movements in non-base currency exposures. Since all of the investments and cash and cash equivalents are denominated in the base currency of the Series Trust, the Statement of Financial Position and Statement of Comprehensive Income will not be significantly affected by currency movements and as a result, a sensitivity analysis has not been performed.

Interest Rate Risk

Interest rate risk represents the potential losses that the Series Trust might suffer due to adverse movements in relevant interest rates. The value of fixed interest securities may be affected by changes in the interest rate environment and the amount of income receivable from floating rate securities and bank balances will also be affected by fluctuations in interest rates.

**SOUTH AFRICAN RAND MONEY MARKET FUND, A SERIES TRUST OF
HORIZON TRUST**

Notes to the Financial Statements

(Continued)

8. FINANCIAL INSTRUMENTS AND ASSOCIATED RISKS (continued)

Market Risk (continued)

Interest Rate Risk (continued)

The interest rate profile of the Series Trust's investments categorised by the earlier of contractual re-pricing or maturity date as at 31st March 2019 and 2018 was:

	Less than 1 month ZAR	1-3 months ZAR	4-12 months ZAR	Fixed interest rate ZAR	Non- interest bearing ZAR	Total ZAR
2019						
Assets						
Cash and cash equivalents	-	-	-	272,212,449	-	272,212,449
Financial assets at FVTPL	734,576,038	539,647,137	76,055,281	-	30,185,505	1,380,463,961
Debtors	-	-	-	-	2,812,820	2,812,820
Total assets	734,576,038	539,647,137	76,055,281	272,212,449	32,998,325	1,655,489,230
Liabilities						
Creditors	-	-	-	-	10,417,842	10,417,842
Total liabilities	-	-	-	-	10,417,842	10,417,842
Total Interest Sensitivity Gap	734,576,038	539,647,137	76,055,281	272,212,449	N/A	N/A
2018						
Assets						
Cash and cash equivalents	3,277,681	-	-	216,100,000	-	219,377,681
Financial assets at FVTPL	507,066,646	324,194,627	475,782,997	-	27,192,037	1,334,236,307
Debtors	-	-	-	-	1,328,561	1,328,561
Total assets	510,344,327	324,194,627	475,782,997	216,100,000	28,520,598	1,554,942,549
Liabilities						
Creditors	-	-	-	-	8,025,274	8,025,274
Total liabilities	-	-	-	-	8,025,274	8,025,274
Total Interest Sensitivity Gap	510,344,327	324,194,627	475,782,997	216,100,000	N/A	N/A

**SOUTH AFRICAN RAND MONEY MARKET FUND, A SERIES TRUST OF
HORIZON TRUST**

Notes to the Financial Statements

(Continued)

8. FINANCIAL INSTRUMENTS AND ASSOCIATED RISKS (continued)

Market Risk (continued)

Interest Rate Risk (continued)

An increase in interest rates of 0.5% for a full year, based on the variable interest rate investments held at the Statement of Financial Position date would have increased profit by ZAR6,748,455 (2018: ZAR6,551,610). A decrease in interest rates of 0.5% would have had an equal but opposite effect. The Benchmark rate for interest receipts for the floating rate investments is based on the 3 month Johannesburg Interbank Agreed Arte ("JiBar") for the Series Trust.

Liquidity Risk

Liquidity risk represents the possibility that the Series Trust may not be able to rapidly adjust the size of its investment position in times of high volatility and financial stress at a reasonable price.

Funds are invested in assets which are readily realisable and overnight cash balances of around 5% of the net value of equity are normally retained, which are increased for known outflows and during market disruption. In times of market disruption realising assets may become more difficult. When this is observed it is monitored by the Investment Manager, and where deemed necessary by the Investment Manager, the Investment Manager will endeavour to have shorter maturity dates and to increase overnight cash. Please see Note 14 for details of redemption terms and conditions for Unitholders.

In the opinion of the Investment Manger, the majority of assets and liabilities of the Series Trust held at 31st March 2019 and 2018 can be liquidated within one month in normal circumstances. All liabilities of the Series Trust, and the total equity of the Series Trust which is all redeemable at the option of Unitholders, have a contractual maturity of less than one month.

Credit Risk

Credit risk is measured by the loss the Series Trust would record if its counterparties failed to perform pursuant to the terms of their obligations to the Series Trust. The Series Trust will be exposed to credit risk on parties with whom it trades and will also bear the risk of settlement default. The Series Trust aims to select only established counterparties that have sufficient experience, knowledge and creditworthiness. All transactions in listed securities are settled/paid for upon delivery using approved brokers. The risk of default is considered minimal, as delivery of securities sold is only made once the broker has received payment. Payment is made on a purchase once the securities have been received by the broker. All of the cash held on overnight deposit is held with a carefully selected list of banks. Bankruptcy or insolvency by a bank may cause the Series Trust's rights with respect to the cash held on deposit to be delayed or limited. The Investment Manager monitors the credit rating of this list, as reported by S&P Global and Moody's.

G.A.S. (Cayman) Limited as Trustee has appointed Sumitomo Mitsui Trust (UK) Limited as its custodian ("the Custodian"). The ultimate parent of Sumitomo Mitsui Trust (UK) Limited is Sumitomo Mitsui Trust Bank Limited, which has a Fitch long term rating of A-. Sumitomo Mitsui Trust (UK) Limited has, in turn, appointed BBH, as their sub-custodian ("the Sub-Custodian"). Both the cash & securities are ultimately held at its Sub-Custodian, with cash being held at the Sub-Custodian as Banker. All of the investments and cash of the Series Trust are held by the Sub-Custodian at year end. The Sub-Custodian has a Fitch credit rating of A+.

**SOUTH AFRICAN RAND MONEY MARKET FUND, A SERIES TRUST OF
HORIZON TRUST**

Notes to the Financial Statements

(Continued)

8. FINANCIAL INSTRUMENTS AND ASSOCIATED RISKS (continued)

Credit Risk (continued)

Bankruptcy or insolvency of the Sub-Custodian may cause the Series Trust's rights with respect to its investments in debt securities held by the bank to be delayed or limited. The Series Trust's securities are maintained by the Custodian in segregated accounts at its appointed global sub-custodian, thus in the event of insolvency or bankruptcy of the Custodian or its sub-custodian, the Series Trust's securities are segregated. The Series Trust will, however, be exposed to the credit risk of the sub-custodian, or any depository used by the Custodian or sub-custodian, in relation to the Series Trust's cash. In the event of the insolvency or bankruptcy of the sub-custodian or a depository, the Series Trust will be treated as a general creditor of the sub-custodian or depository in relation to cash holdings of the Series Trust. An investment universe which lists all the rating eligible securities that the Series Trust has traded in is maintained, and monitored daily by the Investment Manager to record rating changes by Fitch (national rating scale). Any rating changes are reported to the Investment Manager.

The table below shows the distribution of fixed deposits and instruments at fair value through profit or loss by credit rating as a percentage of the value of investments. The credit rating is determined by the Manager, on an instrument by instrument basis, based on reference to four credit rating agencies, being Fitch, S&P Global, Moody's, and GDC in this sequence.

2019	ZAR	%	2018	ZAR	%
AAA	414,399,313	25.08	AAA	211,414,006	13.64
AA+	1,237,864,648	74.92	AA+	762,065,245	49.15
AA-	-	-	AA-	575,744,081	37.13
A	-	-	A	1,300,000	0.08
	1,652,263,961	100.00		1,550,523,332	100.00

All gains and losses from trading in investments for the years ended 31st March 2019 and 2018 are included in profit or loss in the Statement of Comprehensive Income.

Amounts arising from ECL

Impairment on cash and cash equivalents, interest, dividends and other receivables has been measured on a 12-month expected loss basis and reflects the short maturities of the exposures. The Series Trust considers that these exposures have low credit risk based on the external credit ratings of the counterparties.

The Series Trust monitors changes in credit risk on these exposures by tracking published external credit ratings of the counterparties. To determine whether published ratings remain up to date and to assess whether there has been a significant increase in credit risk at the reporting date that has not been reflected in the published ratings, the Series Trust supplements this by reviewing changes in bond yields, where available, credit default swap (CDS) prices together with available press and regulatory information about counterparties.

**SOUTH AFRICAN RAND MONEY MARKET FUND, A SERIES TRUST OF
HORIZON TRUST**

Notes to the Financial Statements

(Continued)

8. FINANCIAL INSTRUMENTS AND ASSOCIATED RISKS (continued)

Credit Risk (continued)

Amounts arising from ECL (continued)

12-month and lifetime probabilities of default are based on historical data supplied by Moody's for each credit rating. Loss given default parameters generally reflect an assumed recovery rate of 50%. However, if the asset were credit-impaired, then the estimate of loss would be based on a specific assessment of expected cash shortfalls and on the original effective interest rate.

On initial application of IFRS 9 as at 1st April 2018, the Series Trust recognised an impairment allowance of a trivial amount on cash and cash equivalents and interest receivable. The amount of the loss allowance did not change during the year ended 31st March 2019.

9. FAIR VALUE OF FINANCIAL INSTRUMENTS

The table below and overleaf shows financial instruments recognised at fair value analysed between those whose fair value is based on:

- Level 1: Quoted price (Unadjusted) in an active market for an identical instrument;
- Level 2: Valuation techniques based on observable inputs, either directly (i.e. as prices) or indirectly (i.e. derived from prices). This category includes instruments valued using: quoted prices in active markets for similar instruments or quoted prices in markets that are considered less than active; or other valuation techniques for which all significant inputs are directly or indirectly observable from market data; and
- Level 3: Valuation techniques using significant unobservable inputs. This category includes all instruments for which the valuation technique includes inputs not based on observable data and the unobservable inputs have a significant effect on the instrument's valuation. This category includes instruments that are valued based on quoted prices for similar instruments for which significant unobservable adjustments or assumptions are required to reflect differences between the instruments. The Series Trust did not hold any instruments in this category.

	Level 1	Level 2	Level 3	Total
2019	ZAR	ZAR	ZAR	ZAR
Financial assets at FVTPL				
(including interest receivable)				
Certificates of Deposit	-	317,281,159	-	317,281,159
Coupon Interest Receivable on				
Variable Rate NCDs	-	30,185,505	-	30,185,505
Variable Rate NCDs	-	1,032,997,297	-	1,032,997,297
	<u>-</u>	<u>1,380,463,961</u>	<u>-</u>	<u>1,380,463,961</u>

**SOUTH AFRICAN RAND MONEY MARKET FUND, A SERIES TRUST OF
HORIZON TRUST**

Notes to the Financial Statements

(Continued)

9. FAIR VALUE OF FINANCIAL INSTRUMENTS (continued)

2018	Level 1 ZAR	Level 2 ZAR	Level 3 ZAR	Total ZAR
Financial assets at FVTPL (including interest receivable)				
Discounted Debt	-	15,000,000	-	15,000,000
Coupon Interest Receivable on Variable Rate NCDs	-	27,192,037	-	27,192,037
Variable Rate NCDs	-	1,292,044,270	-	1,292,044,270
	<u>-</u>	<u>1,334,236,307</u>	<u>-</u>	<u>1,334,236,307</u>

An investment's level within the fair value hierarchy is based on the lowest level of any input that is significant to its fair value measurement. There have been no transfers between the levels during the year. The financial instruments not measured at fair value through profit or loss are short-term financial assets and financial liabilities whose carrying amounts approximate fair value. The Series Trust recognises transfers between levels of the fair value hierarchy as at the end of the reporting year during which the change has occurred.

10. CASH AND CASH EQUIVALENTS

Cash and cash equivalents comprises cash owed with maturities of 3 months or less to BBH of the amount ZAR412,449 (2018: ZAR3,277,681) and deposits in the amount of ZAR271,800,000 (2018: ZAR216,100,000).

11. DEBTORS

	2019 ZAR	2018 ZAR
Bank interest receivable	2,431,362	1,133,712
Receivable for fund units subscribed	381,458	194,849
	<u>2,812,820</u>	<u>1,328,561</u>

12. FINANCIAL ASSETS AT FVTPL

	2019 ZAR	2018 ZAR
- Certificates of Deposit	317,281,159	15,000,000
- Coupon Interest Receivable	30,185,505	27,192,037
- Variable Rate NCDs	1,032,997,297	1,292,044,270
	<u>1,380,463,961</u>	<u>1,334,236,307</u>

**SOUTH AFRICAN RAND MONEY MARKET FUND, A SERIES TRUST OF
HORIZON TRUST**

Notes to the Financial Statements

(Continued)

13. CREDITORS

	Notes	2019 ZAR	2018 ZAR
Fees payable	16	5,846,870	4,990,806
Distributions payable	18	840,694	1,323,909
Payable for fund units redeemed		<u>3,730,278</u>	<u>1,710,559</u>
		<u>10,417,842</u>	<u>8,025,274</u>

14. EQUITY UNIT CAPITAL

	Number of Units	Unit Capital ZAR
Balance at 1 st April 2018	154,691,623,440	1,546,916,235
Equity units issued	75,236,791,178	752,367,912
Equity units redeemed	<u>(65,421,334,118)</u>	<u>(654,213,341)</u>
Balance at 31st March 2019	<u>164,507,080,500</u>	<u>1,645,070,806</u>
Balance at 1 st April 2017	139,001,091,663	1,390,010,917
Equity units issued	144,873,819,277	1,448,738,193
Equity units redeemed	<u>(129,183,287,500)</u>	<u>(1,291,832,875)</u>
Balance at 31st March 2018	<u>154,691,623,440</u>	<u>1,546,916,235</u>

Only one class of Units, ZAR Units, are in issue. The Units are available for subscription on any dealing day at the applicable purchase price.

The Series Trust issues redeemable units, which are redeemable at the Unitholder's option but are classified as financial equity in accordance with IAS 32. Redeemable units can be put back to the Series Trust at every dealing day for cash equal to a proportionate unit of the Series Trust's NAV. The redeemable unit is carried at the redemption amount that is payable at the Statement of Financial Position date if the Unitholder exercises the right to put the unit back to the Series Trust.

Equity Units are redeemable daily subject to the submission of a repurchase notice by no later than 8am (Dublin time) on the relevant dealing day or such other deadline as the Investment Manager may determine, failing which the repurchase request will be held over until the following dealing day and Units will be redeemed at the repurchase price applicable for that dealing day.

The Series Trust considers Unit Capital to be the capital of the Series Trust. Its objective in managing capital is the investment objective described in Note 1.

The Series Trust is not subject to any imposed external regulatory capital requirements.

**SOUTH AFRICAN RAND MONEY MARKET FUND, A SERIES TRUST OF
HORIZON TRUST**

Notes to the Financial Statements

(Continued)

15. RETAINED EARNINGS

	2019	2018
	ZAR	ZAR
Balance at 1 st April	1,040	320
Total comprehensive income for year	96,262,350	97,179,136
Dividends declared to Unitholders	<u>(96,262,808)</u>	<u>(97,178,416)</u>
Balance at 31st March	<u>582</u>	<u>1,040</u>

16. FEES AND EXPENSES

Trustee fees

The Trustee receives out of the assets of the Series Trust a fixed fee of ZAR170,000 per annum, accruing daily and payable quarterly in arrears.

The Trustee also receives an account opening fee of ZAR14,000 for external cash accounts out of the assets of the Series Trust. In addition, the Trustee is entitled to be reimbursed out of the assets of the Series Trust for all government or similar fees, charges, taxes and duties levied on or in respect of the Series Trust as may be properly incurred, as well as all reasonable out-of-pocket expenses incurred. The Trustee is also entitled to receive a termination fee upon the termination of the Series Trust as agreed between the Trustee and the Investment Manager.

Administration and custodian fees

The Administrator receives out of the assets of the Series Trust an administration fee at the rate of:

1. 0.10% per annum of that part of the NAV calculated on the valuation point on each valuation day which is equal to or less than ZAR1,000,000,000;
2. 0.09% per annum of that part of the NAV calculated on the valuation point on each valuation day which is greater than ZAR1,000,000,000 and equal to or less than ZAR2,000,000,000;
3. 0.08% per annum of that part of the NAV calculated on the valuation point on each valuation day which is greater than ZAR2,000,000,000.

Subject to a minimum fee of ZAR700,000 per annum, prorated on each valuation day, and payable quarterly in arrears in respect of its provision of administrative services to the Series Trust. The fees of the Custodian are borne by the Administrator.

The Administrator also receives a fee of ZAR150 for each security settlement instruction in respect of the Series Trust and ZAR100 for cash movements in and out of the Series Trust. The Administrator is also entitled to receive additional fees out of the assets of the Series Trust from time to time as set out in the Administration Agreement in circumstances including, but not limited to; amendments to the Offering Memorandum, change of service providers to the Series Trust, changes to the structure of the Series Trust and termination of the Series Trust.

**SOUTH AFRICAN RAND MONEY MARKET FUND, A SERIES TRUST OF
HORIZON TRUST**

Notes to the Financial Statements

(Continued)

16. FEES AND EXPENSES (continued)

Investment management fees

The Investment Manager receives out of the assets of the Series Trust a fee of up to 0.05% per annum of the NAV, accruing daily and payable quarterly in arrears. The Investment Manager is also entitled to be reimbursed out of the assets of the Series Trust for out-of-pocket expenses reasonably incurred in connection with the services provided by the Investment Manager.

Sub-Investment management fees

The Sub-Investment Manager receives out of the assets of the Series Trust a fee of up to 0.40% per annum of the NAV, accruing daily and payable quarterly in arrears. The Sub-Investment Manager is also entitled to be reimbursed out of the assets of the Series Trust for out-of-pocket expenses reasonably incurred in connection with the services provided by the Sub-Investment Manager.

Distributor fees

The Distributor receives out of the assets of the Series Trust a fee of up to 0.40% per annum of that part of the NAV attributable to Units for which that Distributor procured subscribers, accruing daily and payable quarterly in arrears.

Agent company fees

The Agent company receives out of the assets of the Series Trust a fee of up to 0.10% per annum of the NAV, accruing daily and payable quarterly in arrears.

Other fees and expenses

Additional fees and expenses attributable to the Series Trust are also payable out of the assets of the Series Trust, including, without limitation, audit fees, legal expenses, consultancy fees, transaction fees, advertising expenses, printing expenses and any other ongoing out of pocket fees and expenses. The Series Trust bears any applicable taxes.

The fees payable are as follows:

	2019 ZAR	2018 ZAR
Trustee fees	41,915	42,849
Administration and custodian fees	497,230	485,080
Investment management fees	199,596	194,773
Sub-Investment management fees	1,605,201	1,565,609
Distributor fees	1,608,071	1,576,993
Agent company fees	401,942	383,607
Other fees and expenses	1,492,915	741,895
	<u>5,846,870</u>	<u>4,990,806</u>

**SOUTH AFRICAN RAND MONEY MARKET FUND, A SERIES TRUST OF
HORIZON TRUST**

Notes to the Financial Statements

(Continued)

17. RELATED PARTY TRANSACTIONS

Parties are considered to be related if one party has the ability to control the other party or exercise significant influence over the other party in making financial or operational decisions. The Investment Manager and related companies are deemed to be related to the Series Trust. Fees incurred with related parties during the year are disclosed in the Statement of Comprehensive Income. Amounts payable to related parties at the year end are disclosed in Note 16. Rakuten Securities, Inc. owns 22% and SBI Securities Co. Ltd owns 63% of the units issued by the Series Trust. There were no transactions with related parties other than those in the normal course of business.

18. DIVIDEND POLICY

The Trustee, on the advice of the Investment Manager, may declare distributions in respect of the Series Trust on each dealing day. Distributions shall only be declared when the NAV per Unit exceeds ZAR 0.01 (the "threshold amount") on such dealing day. The amount available for distribution shall be determined by the Administrator on each dealing day by calculating the NAV per Unit. The amount per Unit to be distributed from the Series Trust shall be such sum as may be required to reduce the NAV per Unit on the relevant dealing day to an amount equal to the threshold amount. The distributions shall be deemed to have been declared immediately prior to the close of business in the last relevant market to close on each dealing day, or such other time on such day or days as the Investment Manager, after consultation with the Trustee, may from time to time determine.

The amount to be distributed per Unit shall be calculated and rounded to 8 decimal places; the aggregate amount paid to Unitholders will be rounded to the nearest ZAR0.01. All rounding adjustments will accrue to the Series Trust. The dividend declared to Unitholders for the year ended 31st March 2019 is ZAR96,262,808 (2018: ZAR97,178,416).

Every Unitholder in the Series Trust shall have the right to participate in such amount of the distribution available to the Series Trust pro rata to the number of Units held by such Unitholder.

Distributions will accrue daily with effect from the date on which subscription monies are received from the investor, therefore Unitholders will be entitled to the distribution declared on the settlement date. On the distribution reinvestment date all distributions declared, accrued and not yet paid up to and including the distribution reinvestment date (after deduction of withholding and other taxes required to be paid (if any) in the country in which the Unitholder resides), are automatically reinvested against the issue of further Units at the NAV per Unit determined on the distribution reinvestment date. Settlement of the subscription monies due on the reinvestment will be effected on the following dealing day. No preliminary charge shall be payable on the re-investment of distributions. No fractional Units will be issued.

**SOUTH AFRICAN RAND MONEY MARKET FUND, A SERIES TRUST OF
HORIZON TRUST**

Notes to the Financial Statements

(Continued)

18. DIVIDEND POLICY (continued)

Unitholders requesting the repurchase of Units on or prior to the distribution reinvestment date will be paid their distributions relating to those Units to be repurchased which have been declared up to and including the dealing day on which the Units are repurchased, in cash together with the repurchase proceeds. Unitholders requesting the repurchase of Units on the last dealing day of a month shall have their Units (including a portion of the Units issued on the preceding distribution reinvestment date out of distributions relating to the Units repurchased at the request of the Unitholder) repurchased and the repurchase proceeds shall be paid together with the distributions declared on the relevant dealing day. Dividends reinvested for the year ended 31st March 2019 amounted to ZAR76,250,648 (2018: ZAR75,956,085).

19. EVENTS SUBSEQUENT TO THE YEAR END

Through to 22nd August 2019, Unitholders have subscribed a total of ZAR276,817,723 into and redeemed a total of ZAR209,169,416 from the Series Trust.

There were no other events subsequent to the year end which require disclosure in the financial statements.

**SOUTH AFRICAN RAND MONEY MARKET FUND, A SERIES TRUST OF
HORIZON TRUST**

Schedule of Investments (Unaudited)

As at 31st March 2019

Certificates of Deposit	Nominal Holding	Fair Value ZAR	% of NAV
South Africa			
Absa Bank 8.300% 14-Aug-19	13,000,000	13,018,868	0.79
Absa Bank 8.385% 23-Aug-19	6,000,000	6,010,717	0.37
Firststrand Bank 7.950% 11-Apr-19	49,000,000	49,002,558	2.98
Firststrand Bank 8.175% 19-Jul-19	41,000,000	41,013,023	2.49
Investec Bank 8.225% 25-Jul-19	5,000,000	5,003,599	0.30
Investec Bank 8.200% 06-Aug-19	9,000,000	9,007,944	0.55
Nedbank 7.850% 18-Apr-19	38,000,000	38,003,925	2.31
Nedbank 8.300% 18-Apr-19	20,000,000	20,000,000	1.22
Nedbank 8.175% 20-Jun-19	49,000,000	49,053,325	2.98
Nedbank 8.125% 26-Jul-19	2,000,000	2,001,130	0.12
Standard Bank of South Africa 8.110% 28-Jun-19	85,000,000	85,166,070	5.18
		<u>317,281,159</u>	<u>19.29</u>
Total Certificates of Deposit		<u>317,281,159</u>	<u>19.29</u>
Variable Rate NCDs			
South Africa			
Absa Bank FRN 05-Apr-19	23,000,000	23,000,000	1.40
Absa Bank FRN 11-Apr-19	18,000,000	18,000,000	1.10
Absa Bank FRN 12-Apr-19	32,000,000	32,000,000	1.95
Absa Bank FRN 20-May-19	1,000,000	1,001,674	0.06
Absa Bank FRN 20-May-19	13,000,000	13,000,000	0.79
Absa Bank FRN 20-May-19	51,000,000	51,000,000	3.10
Absa Bank FRN 18-Jun-19	23,000,000	23,000,000	1.40
Absa Bank FRN 09-Jul-19	66,000,000	66,118,227	4.02
Absa Bank FRN 27-Aug-19	1,000,000	1,002,078	0.06
Absa Bank FRN 20-Sep-19	16,000,000	16,026,602	0.97
Barloworld FRN 30-May-19	6,000,000	6,000,000	0.36
Firststrand Bank FRN 18-Apr-19	48,000,000	48,019,271	2.92
Firststrand Bank FRN 18-Apr-19	6,000,000	6,001,569	0.36
Firststrand Bank FRN 03-May-19	47,000,000	47,020,710	2.86
Firststrand Bank FRN 10-May-19	7,000,000	7,003,604	0.43
Firststrand Bank FRN 10-May-19	3,000,000	3,002,132	0.18
Firststrand Bank FRN 15-May-19	15,000,000	15,007,029	0.91

**SOUTH AFRICAN RAND MONEY MARKET FUND, A SERIES TRUST OF
HORIZON TRUST**

Schedule of Investments (Unaudited)

As at 31st March 2019

(Continued)

	Nominal Holding	Fair Value ZAR	% of NAV
Variable Rate NCDs (continued)			
South Africa (continued)			
Firststrand Bank FRN 06-Jun-19	20,000,000	20,032,906	1.22
Firststrand Bank FRN 14-Jun-19	46,000,000	46,118,953	2.80
Firststrand Bank FRN 11-Jul-19	68,000,000	68,130,038	4.14
Firststrand Bank FRN 12-Jul-19	51,000,000	51,112,877	3.11
Investec Bank FRN 20-May-19	4,000,000	4,005,093	0.24
Investec Bank FRN 20-Sep-19	13,000,000	13,018,695	0.79
Nedbank FRN 05-Apr-19	57,000,000	57,005,504	3.47
Nedbank FRN 10-Apr-19	7,000,000	7,001,348	0.43
Nedbank FRN 12-Apr-19	5,000,000	5,000,000	0.30
Nedbank FRN 12-Apr-19	56,000,000	56,000,000	3.40
Nedbank FRN 15-Apr-19	5,000,000	5,000,000	0.30
Nedbank FRN 23-Apr-19	4,000,000	4,000,000	0.24
Nedbank FRN 25-Apr-19	20,000,000	20,000,000	1.22
Nedbank FRN 21-May-19	13,000,000	13,000,000	0.79
Nedbank FRN 22-May-19	12,000,000	12,000,000	0.73
Nedbank FRN 13-Jun-19	1,000,000	1,001,057	0.06
Nedbank FRN 28-Jun-19	52,000,000	52,123,287	3.17
Nedbank FRN 26-Jul-19	40,000,000	40,123,776	2.44
Nedbank FRN 07-Aug-19	16,000,000	16,022,353	0.97
Nedbank FRN 12-Aug-19	2,000,000	2,005,650	0.12
Standard Bank of South Africa FRN 15-Apr-19	121,000,000	121,056,945	7.36
Standard Bank of South Africa FRN 07-May-19	9,000,000	9,004,459	0.55
Standard Bank of South Africa FRN 08-May-19	8,000,000	8,003,743	0.49
Standard Bank of South Africa FRN 09-May-19	13,000,000	13,006,855	0.79
Standard Bank of South Africa FRN 15-Aug-19	13,000,000	13,020,862	0.79
		<u>1,032,997,297</u>	<u>62.79</u>
Total Variable Rate NCDs		<u>1,032,997,297</u>	<u>62.79</u>
Coupon interest receivable		<u>30,185,505</u>	<u>1.84</u>
Financial assets at FVTPL		<u>1,380,463,961</u>	<u>83.92</u>

**SOUTH AFRICAN RAND MONEY MARKET FUND, A SERIES TRUST OF
HORIZON TRUST**

Schedule of Investments (Unaudited)

As at 31st March 2019

(Continued)

	Nominal Holding	Fair Value ZAR	% of NAV
Deposits (less than 3 months)			
South Africa			
Call Account Shinsei Absa Bank	63,200,000	63,200,000	3.84
Call Account Shinsei Citibank	500,000	500,000	0.03
Call Account Shinsei HSBC Bank	600,000	600,000	0.04
Call Account Shinsei Investec Bank	49,500,000	49,500,000	3.01
Call Account Shinsei Societe Generale	800,000	800,000	0.05
Call Account Shinsei Standard Chartered	157,200,000	157,200,000	9.61
		<u>271,800,000</u>	<u>16.58</u>
Total Deposits (less than 3 months)		<u>271,800,000</u>	<u>16.58</u>

**SOUTH AFRICAN RAND MONEY MARKET FUND, A SERIES TRUST OF
HORIZON TRUST**

Schedule of Investments (Unaudited)

As at 31st March 2018

Certificates of Deposit	Nominal Holding	Fair Value ZAR	% of NAV
South Africa			
Barloworld Ltd 8.025% 24-May-18	15,000,000	<u>15,000,000</u>	<u>0.97</u>
		15,000,000	0.97
Total Certificates of Deposit		<u>15,000,000</u>	<u>0.97</u>
Variable Rate NCDs			
South Africa			
Absa Bank FRN 05-Apr-18	23,000,000	23,000,000	1.49
Absa Bank FRN 12-Apr-18	32,000,000	32,000,000	2.07
Absa Bank FRN 25-Apr-18	30,000,000	30,000,699	1.94
Absa Bank FRN 16-May-18	4,000,000	4,003,421	0.26
Absa Bank FRN 21-May-18	13,000,000	13,000,000	0.84
Absa Bank FRN 21-May-18	51,000,000	51,000,000	3.30
Absa Bank FRN 15-Jun-18	21,000,000	21,000,000	1.36
Absa Bank FRN 03-Jul-18	52,000,000	52,094,988	3.37
Absa Bank FRN 20-Jul-18	51,000,000	51,074,454	3.30
Absa Bank FRN 14-Aug-18	31,000,000	31,000,000	2.00
Firststrand Bank FRN 18-Apr-18	24,000,000	24,003,599	1.55
Firststrand Bank FRN 19-Apr-18	31,000,000	31,011,482	2.00
Firststrand Bank FRN 20-Apr-18	7,000,000	7,001,351	0.45
Firststrand Bank FRN 25-Apr-18	7,000,000	7,001,723	0.45
Firststrand Bank FRN 26-Apr-18	23,000,000	23,014,524	1.49
Firststrand Bank FRN 03-May-18	23,000,000	23,011,994	1.49
Firststrand Bank FRN 09-May-18	44,000,000	44,018,271	2.85
Firststrand Bank FRN 10-May-18	9,000,000	9,002,972	0.58
Firststrand Bank FRN 15-Jun-18	38,000,000	38,114,185	2.46
Investec Bank FRN 04-May-18	31,000,000	31,000,000	2.00
Investec Bank FRN 24-Jul-18	9,000,000	9,015,568	0.58
Investec Bank FRN 27-Jul-18	9,000,000	9,015,605	0.58
Investec Bank FRN 10-Aug-18	14,000,000	14,003,175	0.91
Nedbank FRN 12-Apr-18	5,000,000	5,000,000	0.32
Nedbank FRN 12-Apr-18	56,000,000	56,000,000	3.62
Nedbank FRN 16-Apr-18	5,000,000	5,000,000	0.32
Nedbank FRN 18-Apr-18	20,000,000	20,000,000	1.29

**SOUTH AFRICAN RAND MONEY MARKET FUND, A SERIES TRUST OF
HORIZON TRUST**

Schedule of Investments (Unaudited)

As at 31st March 2018

(Continued)

	Nominal Holding	Fair Value ZAR	% of NAV
Variable Rate NCDs (continued)			
South Africa (continued)			
Nedbank FRN 19-Apr-18	4,000,000	4,000,000	0.26
Nedbank FRN 24-Apr-18	38,000,000	38,000,529	2.46
Nedbank FRN 25-Apr-18	20,000,000	20,000,000	1.29
Nedbank FRN 21-May-18	13,000,000	13,000,000	0.84
Nedbank FRN 22-May-18	12,000,000	12,000,000	0.78
Nedbank FRN 11-Jun-18	12,000,000	12,000,000	0.78
Nedbank FRN 06-Jul-18	71,000,000	71,101,546	4.60
Nedbank FRN 27-Jul-18	9,000,000	9,002,427	0.58
Nedbank FRN 22-Aug-18	59,000,000	59,070,943	3.82
Nedbank FRN 31-Aug-18	59,000,000	59,153,194	3.82
Standard Bank of South Africa FRN 09-Apr-18	83,000,000	83,010,587	5.37
Standard Bank of South Africa FRN 12-Apr-18	34,000,000	34,000,317	2.20
Standard Bank of South Africa FRN 13-Apr-18	60,000,000	60,020,450	3.88
Standard Bank of South Africa FRN 25-Apr-18	5,000,000	5,001,385	0.32
Standard Bank of South Africa FRN 15-May-18	4,000,000	4,002,227	0.26
Standard Bank of South Africa FRN 07-Jun-18	23,000,000	23,041,557	1.49
Standard Bank of South Africa FRN 21-Jun-18	11,000,000	11,000,000	0.71
Standard Bank of South Africa FRN 03-Aug-18	26,000,000	26,062,751	1.68
Standard Bank of South Africa FRN 21-Aug-18	58,000,000	58,150,901	3.76
Toyota Financial Services FRN 03-Sep-18	2,000,000	2,002,803	0.13
ZAR Yield FRN 13-Jul-18	25,000,000	25,034,642	1.62
		<u>1,292,044,270</u>	<u>83.52</u>
Total Variable Rate NCDs		<u>1,292,044,270</u>	<u>83.52</u>
Coupon interest receivable		<u>27,192,037</u>	<u>1.76</u>
Financial assets at FVTPL		<u>1,334,236,307</u>	<u>86.25</u>

**SOUTH AFRICAN RAND MONEY MARKET FUND, A SERIES TRUST OF
HORIZON TRUST**

Schedule of Investments (Unaudited)

As at 31st March 2018

(Continued)

	Nominal Holding	Fair Value ZAR	% of NAV
Deposits (less than 3 months)			
South Africa			
Call Account Shinsei Absa Bank	200,000	200,000	0.01
Call Account Shinsei Citibank	500,000	500,000	0.03
Call Account Shinsei HSBC Bank	168,200,000	168,200,000	10.87
Call Account Shinsei Investec Bank	45,500,000	45,500,000	2.95
Call Account Shinsei Societe Generale	800,000	800,000	0.05
Call Account Shinsei Standard Chartered	900,000	900,000	0.06
		<u>216,100,000</u>	<u>13.97</u>
Total Deposits (less than 3 months)		<u>216,100,000</u>	<u>13.97</u>

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2019年 7 月末日現在)

	ランド	千円 (d . および e . を除く。)
a . 資産総額	1,706,465,569.67	13,037,397
b . 負債総額	3,349,000.03	25,586
c . 純資産総額 (a - b)	1,703,116,569.64	13,011,811
d . 発行済口数	170,311,632,505口	
e . 一口当たり純資産価格 (c / d)	0.01	0.0764円

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

（1）ファンド証券の名義書換

ファンド証券の名義書換機関は次のとおりである。

取扱機関 エスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッド

取扱場所 アイルランド、ダブリン2、ハーコード・ロード、ハーコート・センター、ブ
ロック5

日本の受益者については、ファンド証券の保管を委託されている販売取扱会社の責任で必要な名義書換手続きがとられる。

名義書換の費用は徴収されない。

（2）受益者集会

受益者集会は開催されない。

（3）受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はない。

管理会社は米国人をはじめその他のいかなる者によるファンド証券の取得も制限することができる。

第三部【特別情報】

第 1 【管理会社の概況】

1 【管理会社の概況】

（ 1 ）資本金の額

管理会社の資本金は600万シンガポール・ドル（約 4 億7,556万円）で、2019年 7 月末日現在、全額払込済である。なお、1 株 1 万シンガポール・ドル（約792,600円）で記名株式600株を発行済である。

最近 5 年間における資本金の額の増減はない。

（ 2 ）管理会社の機構

管理会社の年次総会は取締役が決定する時期（ただし、前回の年次総会から15か月以上経過しないものとする。）および場所にて毎年 1 回開催される。管理会社は、シンガポール会社法チャプター50（「シンガポール会社法」）に規定される要件および手続きを遵守することを条件に、定款に異なる条項があったとしても、年次総会を含む総会の開催を省略することができる。

管理会社は、総会において、特別決議により、随時資本の返還、欠損したかもしくは利用可能な資産の裏付けのない資本の消却、株式にかかる負債の削減、または法により容認されている他の方法など、都合のよいと考えられる方法によって減資を行うことができ、特に資本は当該金額の再請求または他の方法の実行後に全額返還となるか消却される。

総会における各決議は、挙手の結果が宣言される前に出席者本人または議決権を有する代理出席者の 2 名以上が投票を要求しない限り、出席者本人または議決権を有する代理出席者の過半数による挙手で決定される。投票が要求されない場合、過半数によって決議が可決もしくは否決がされた旨の当該総会の議長による宣言は最終的なものであり、決議に対する賛成票もしくは反対票の票数の証明なしで、結果が管理会社の議事録に記載されることが最終的な証拠となる。

総会で別途決定されない限り、1 名以上の取締役はシンガポールの居住者でなければならない。

取締役は、多数決によりいかなる者をも取締役に任命することができ、任命された者は、付属定款に従い解任されるまでまたは退任するまで取締役に務める。

取締役は、管理会社の株式を保有することは求められていない。

管理会社の業務は、取締役の指図により、または当該指図に基づき運営される。

取締役は、シンガポール会社法または管理会社の基本定款および付属定款が総会において管理会社に行使するよう求める権限を除き、会社のあらゆる権限を行使することができる。

取締役または取締役の委員会は、業務の処理、審議の持ち越しおよび適切であると思われる総会を統制するために総会を開催し、議事に必要な定足数を決定することができる。別途決定されない限り、2 名の取締役が定足数を構成するが、管理会社の取締役が 1 名の場合は、当該取締役が定足数を満たし、総会が成立する。総会にて提起された議案は、各 1 票を有する出席取締役の過半数の投票によって決定される。定款の規定にもかかわらず、管理会社の取締役が 1 名の場合、取締役は決議を記録し、当該記録に署名することにより、取締役決議を可決することができる。

（３）役員および従業員の状況

（2019年７月末日現在）

氏名	管理会社 役職名	所属・役職名
プラヴィーン・ジャグワニ (Praveen Jagwani)	取締役	UTI インターナショナル（シンガポール）プライ ベート・リミテッド最高経営責任者
マーク・テナント (Mark Tennant)	取締役	T．ロウ・プライス・グローバル・インベス ター・サービシーズの諮問委員会のメンバー
タン・ウーン・ハム (Tan Woon Hum)	取締役	シュック・リン・アンド・ボク・エルエルピー パートナー
イムタイヤズール・ラーマン (Imtaiyazur Rahman)	取締役	UTIアセット・マネジメント最高経営責任者代理
ファティマ・ケラフィ (Fatima Khellafi)	取締役	T．ロウ・プライス・グループの法律顧問

（注）管理会社には20名の従業員がいる。

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社は、投資信託および投資法人の管理、運用、勧誘および販売活動、資産運用業務、ならびにシンガポールで現在効力を有する法律により禁止されていない他の業務を専業とする。

管理会社は、2019年７月末日現在、本ファンドの他、以下のファンドの管理運用を行っている。

国別（設立国）	種類	本数	純資産額の合計
ケイマン諸島	分離ポートフォリオ型投資法人	2	約 9 億7,253万米ドル (約1,056億5,566万円)
アイルランド	UCITS準拠ファンド	3	約 3 億6,959万米ドル (約401億5,226万円)

（注）米ドルの円貨換算は、2019年７月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝108.64円）による。

3【管理会社の経理状況】

- a . 管理会社の直近 2 事業年度の日本文の財務書類は、シンガポールにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文（英文）の財務書類を日本語に翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第 5 項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第 1 条の 3 第 7 項に規定する外国監査法人等をいう。）であるアーンスト・アンド・ヤング・エルエルピーから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c . 管理会社の原文の財務書類は、シンガポール・ドルで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、2019年 7 月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1シンガポール・ドル＝79.26円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

（１）【貸借対照表】

UTIインターナショナル（シンガポール）プライベート・リミテッド

貸借対照表

2019年３月31日現在

	注記	2019年		2018年	
		(シンガポール ・ドル)	(千円)	(シンガポール ・ドル)	(千円)
非流動資産					
有形固定資産	8	20,680	1,639	8,981	712
投資有価証券	9	5,394,757	427,588	1,722,157	136,498
繰延税金資産	19	126,934	10,061	141,060	11,180
		5,542,371	439,288	1,872,198	148,390
流動資産					
営業債権	16	2,127,092	168,593	1,928,703	152,869
その他の債権、前払金および 預け金	10	436,228	34,575	315,068	24,972
現金および現金同等物	11	7,092,027	562,114	11,311,826	896,575
		9,655,347	765,283	13,555,597	1,074,417
流動負債					
未払費用およびその他の負債	12	2,551,643	202,243	2,610,376	206,898
繰延利益	13	-	-	121,844	9,657
持株会社に対する債務	18	251,460	19,931	554,069	43,916
最終持株会社に対する債務	18	118,677	9,406	118,186	9,367
未払税金	7	61,000	4,835	160,000	12,682
		2,982,780	236,415	3,564,475	282,520
正味流動資産		6,672,567	528,868	9,991,122	791,896
純資産		12,214,938	968,156	11,863,320	940,287
資本					
株式資本	14	6,000,000	475,560	6,000,000	475,560
利益剰余金		6,214,938	492,596	5,490,703	435,193
公正価値準備金	17	-	-	372,617	29,534
		12,214,938	968,156	11,863,320	940,287

添付の会計方針および説明情報は当該財務書類の不可欠な部分である。

（２）【損益計算書】

UTIインターナショナル（シンガポール）プライベート・リミテッド

包括利益計算書

2019年３月31日終了事業年度

	注記	2019年		2018年	
		(シンガポール ・ドル)	(千円)	(シンガポール ・ドル)	(千円)
収益	4	9,615,607	762,133	11,967,157	948,517
損益を通じて 公正価値により測定される 金融資産にかかる純利益		192,091	15,225	-	-
純営業利益		9,807,698	777,358	11,967,157	948,517
費用					
給与および その他の関連費用	5	3,831,875	303,714	3,889,536	308,285
減価償却費	8	6,407	508	7,255	575
その他の営業費用	6	5,657,031	448,376	6,961,143	551,740
費用合計		9,495,313	752,599	10,857,934	860,600
税引前当期利益		312,385	24,760	1,109,223	87,917
税金収益 / (費用)	7	4,233	336	(242,816)	(19,246)
当期純利益（税引後）		316,618	25,095	866,407	68,671
その他包括利益					
後に損益に再分類される 可能性のある項目					
売却可能金融資産の 公正価値にかかる純利益		-	-	152,428	12,081
当期包括利益合計		316,618	25,095	1,018,835	80,753

添付の会計方針および説明情報は当該財務書類の不可欠な部分である。

UTIインターナショナル（シンガポール）プライベート・リミテッド

持分変動計算書

2019年3月31日終了事業年度

	注記	2019年		2018年	
		(シンガポール ・ドル)	(千円)	(シンガポール ・ドル)	(千円)
株式資本					
期首および期末残高	14	6,000,000	475,560	6,000,000	475,560
利益剰余金					
2017年 4 月 1 日現在残高		-	-	4,624,296	366,522
当期純利益		-	-	866,407	68,671
2018年 3 月31日現在残高		-	-	5,490,703	435,193
2018年 3 月31日現在残高		5,490,703	435,193	-	-
FRS第109号の適用影響		372,617	29,534	-	-
FRS第109号に基づく 2018年 4 月 1 日現在の 修正再表示後開始残高		5,863,320	464,727	-	-
過年度修正		35,000	2,774	-	-
当期純利益		316,618	25,095	-	-
2019年 3 月31日現在残高		6,214,938	492,596	-	-
公正価値準備金					
期首残高		372,617	29,534	220,189	17,452
投資有価証券の売却可能から 損益を通じた 公正価値評価への再分類		(372,617)	(29,534)	-	-
売却可能金融資産の 公正価値にかかる純利益		-	-	152,428	12,081
期末残高		-	-	372,617	29,534
資本合計		12,214,938	968,156	11,863,320	940,287

添付の会計方針および説明情報は当該財務書類の不可欠な部分である。

UTIインターナショナル（シンガポール）プライベート・リミテッド

キャッシュ・フロー計算書

2019年3月31日終了事業年度

	2019年		2018年	
	(シンガポール ・ドル)	(千円)	(シンガポール ・ドル)	(千円)
営業活動による キャッシュ・フロー				
税引前当期利益	312,385	24,760	1,109,223	87,917
調整：				
減価償却費	6,407	508	7,255	575
定期預金からの受取利息	(10,857)	(861)	(9,412)	(746)
損益を通じて公正価値により 測定される金融資産にかかる純利益	(192,091)	(15,225)	-	-
運転資本変動前の営業活動による キャッシュ・フロー	115,844	9,182	1,107,066	87,746
営業資産および負債の変動：				
営業債権の（増加）／減少	(198,389)	(15,724)	1,278,478	101,332
その他の債権、前払金および預け金の （増加）／減少	(86,160)	(6,829)	(120,455)	(9,547)
未払費用およびその他の負債の（減 少）／増加	(58,733)	(4,655)	(455,737)	(36,122)
関係会社に対する債務の（減少）／増加	(302,118)	(23,946)	(417,329)	(33,077)
繰延利益の（減少）／増加	(121,844)	(9,657)	93,499	7,411
営業活動により得られた キャッシュ・フロー	(651,400)	(51,630)	1,485,522	117,742
法人所得税支払額	(130,114)	(10,313)	(549,394)	(43,545)
法人所得税還付額	49,474	3,921	10,000	793
定期預金からの受取利息	10,857	861	9,412	746
営業活動により（使用された）／ 得られたキャッシュ・フロー純額	(721,183)	(57,161)	955,540	75,736
投資活動による キャッシュ・フロー				
有形固定資産の購入	(18,106)	(1,435)	(5,694)	(451)
投資有価証券の購入	(3,439,250)	(272,595)	-	-
投資有価証券の購入に再投資された 受取配当金	(41,260)	(3,270)	-	-
投資活動により使用された キャッシュ・フロー純額	(3,498,616)	(277,300)	(5,694)	(451)
当期における現金および 現金同等物の純増加	(4,219,799)	(334,461)	949,846	75,285
現金および現金同等物の期首残高	11,311,826	896,575	10,361,980	821,291
現金および現金同等物の期末残高 （注記11）	7,092,027	562,114	11,311,826	896,575

添付の会計方針および説明情報は当該財務書類の不可欠な部分である。

UTIインターナショナル（シンガポール）プライベート・リミテッド**財務書類注記****2019年3月31日終了事業年度**

１．企業情報

UTIインターナショナル（シンガポール）プライベート・リミテッド（以下、「当社」という。）は、2006年11月15日にシンガポールで設立された非公開有限責任会社である。当社の直接の持株会社は、チャネル諸島のガーンジー島の法律に基づき設立されたUTIインターナショナル・リミテッドである。最終的な持株会社は、インドの法律に基づいて設立された公開株式会社であるUTIアセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド（以下、「UTI AMC」という。）である。

当社の主な事業は、ファンド運用サービスの提供である。当事業年度において、当該事業の性質に重要な変更はなかった。

当社の登録事務所および主たる事業所は、シンガポール 048617、#08 - 02 ブハラト・ビルディング、ラッフルズ・プレース 3（3 Raffles Place, #08-02, Bharat Building, Singapore 048617）である。

２．重要な会計方針の要約**2.1 作成の基礎**

当社の財務書類は、シンガポール財務報告基準（以下、「FRS」という。）に準拠して作成されている。

当該財務書類は会計方針において開示されている場合を除き、取得原価主義により作成されている。

当該財務書類は、当社の機能通貨であるシンガポール・ドルにより表示されている。

2.2 会計方針の変更

適用された会計方針は、下記を除き、前事業年度の会計方針と一致している。当事業年度において、当社は2018年1月1日以降に開始する事業年度から適用される全ての新基準および改訂基準を適用している。これらの基準の適用は当社の業績または財政状態に影響を及ぼしていない。

2.3 FRSの初度適用*FRS第109号 金融商品*

FRS第109号は2018年4月1日以降に開始される事業年度から発効し、当社は2018年4月1日付で同FRSを適用した。

分類および測定

FRS第109号は、負債性商品が償却原価、その他包括利益を通じた公正価値（以下、「FVOCI」という。）または損益を通じた公正価値（以下、「FVPL」という。）のいずれかで測定されることを義務付けている。負債証券の分類は、事業体の金融資産を管理するためのビジネスモデル、および、契約上のキャッシュ・フローが元本と利息の支払のみ（以下、「SPPI」という。）かどうかに基づいている。事業体のビジネスモデルは、事業体が、契約上のキャッシュ・フローの回収、金融資産の売却またはその両方からキャッシュ・フローを生み出し、事業体にとっての価値を生み出すために、金融資産をどのように管理するかである。負債性商品が契約上のキャッシュ・フローを回収するために保有されている場合、当該負債性商品がSPPI要件も満たす場合には償却原価により測定される。SPPI要件を満たし、契約上のキャッシュ・フローの回収および資産の売却の両方のために保有されている負債性商品は、FVOCIにより測定される。金融資産がFVOCIと償却原価のいずれの判定基準も満たさない場合、当該金融資産はFVPLにより測定される。

ビジネスモデルの評価および金融資産がSPPI要件を満たすかどうかの評価は2018年4月1日付けで行われ、2018年4月1日より前に認識が中止されなかった金融資産に対して遡及的に適用された。

当社の負債証券の契約上のキャッシュ・フローは、元本と利息の支払いのみである。以前に償却原価により測定されていた負債性商品は契約上のキャッシュ・フローを回収するために保有されているため、FRS第109号において、償却原価により測定されている。FRS第109号においてこれらの商品の測定から発生する重要な影響はない。

FRS第109号は、全ての資本性商品について、当初認識時に事業体が公正価値の変動をその他包括利益で表示することを選択しない限り、FVPLにより計上することを義務付けている。

従来FVOCIにより測定されていた当社の時価のある持分証券の測定のFVPLへの変更の結果、従来公正価値準備金の一として表示されていたこれらの投資に関連する公正価値準備金372,617シンガポール・ドルが、2018年4月1日現在で利益剰余金に振り替えられた。

減損

FRS第109号は、償却原価またはFVOCIにより測定される全ての金融資産について、予想信用損失の計上を当社に義務付けている。当社は簡素化アプローチを適用し、全営業債権について今後12ヶ月間の予想信用損失を計上している。予想信用損失もまた、過去の支払実績の傾向、ならびに当社が幹事運用会社、副幹事運用会社、投資顧問会社またはマーケティング会社を務めるファンドに対して有する支配に基づいて計上される。

当社は、報告日現在の予想信用損失について重要性はないと評価している。

FRS第115号 顧客との契約から生じる収益

当社は、2018年1月1日以降に開始する事業年度から発効するFRS第115号を適用した。

当社は、ファンド運用活動の事業を営んでいる。当社は、（投資家ではなく）ファンドが顧客であると特定した。

当社は、資産運用および投資契約に関連して、FRS第115号の適用による重要な影響はないと評価した。

2.4 公表済であるが、まだ効力が発生していない基準

当社は、公表済であるが、効力が発生していない以下の基準を適用していない。

説明	以降開始する 年度から発効
FRS第116号 リース	2019年1月1日
INT FRS第123号 法人所得税の処理に関する不確実性	2019年1月1日
FRS第109号の修正 負の補償を伴う期限前償還要素	2019年1月1日
FRSの年次改訂（2015 - 2017年サイクル）	2019年1月1日

取締役会は、以下に記載するFRS第116号を除き、上記公表基準の適用が適用初年度の財務書類に重要な影響を及ぼさないと見込んでいる。

FRS第116号 リース

FRS第116号は、貸借対照表上ほぼ全てのリースを認識して、リース資産の使用権およびリース支払いに関する負債ならびに対応する利息費用および減価償却費を反映させることをレシーに義務付けている。当該基準には、レシーに対する2つの認識の例外事項 - 「低価格」資産のリースおよび短期リース - が含まれる。新基準は2019年1月1日以降に開始する事業年度から発効される。当社は、現在利用可能な情報に基づいてFRS第116号適用に係る予備的なインパクトアセスメントを実施しており、この適用による重要な影響はないと見込んでいる。

2.5 為替換算取引

当事業年度中における外貨建取引は、取引日現在の実勢為替レートに近似するレートにより換算される。外貨建の貨幣性資産および負債は、報告期間末現在の実勢為替レートにより機能通貨に換算される。発生した全ての換算差額は損益に含まれる。

2.6 有形固定資産

有形固定資産の全ての項目は、当初、取得原価により計上され、当該項目に関連する将来の経済的便益を当社が享受する可能性が高い場合においてのみ、資産として認識される。当初認識後、有形固定資産は、減価償却累計額および減損損失累計額控除後の取得原価により測定される。

減価償却は、定額法により以下の見積耐用年数にわたり計算される。

事務所用什器および機器	-	3年
器具備品	-	3年
コンピュータ	-	3年

有形固定資産の帳簿価額は、事象または状況の変化により帳簿価額の回収が不可能なことが示唆される場合に減損の検討が行われる。

残存価額、耐用年数および減価償却方法は各事業年度末に見直され、減価償却の金額、方法および期間が以前の見積りおよび当該有形固定資産項目に付随する将来の経済的便益の予想される費消傾向と整合していることを確認する。

有形固定資産の項目は、処分された場合、または使用もしくは処分から将来の経済的便益が見込まれなくなった場合に認識が中止される。当該資産の認識の中止により生じる損益は、当該資産の認識を中止した事業年度の損益に計上される。

2.7 非金融資産の減損

当社は、各報告期間末現在において、資産の減損の兆候の有無を評価している。当該兆候が存在する場合、当社は当該資産の回収可能価額の見積りを行っている。

資産の回収可能価額は、資産または資金生成単位の公正価値から売却費用を控除した額および当該資産または資金生成単位の使用価値のいずれか高い方となり、当該資産による資金流入の大部分が他の資産からの資金流入に依存していない限り、個別の資産について決定される。使用価値を評価する際、当該資産から発生すると予測される見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値および当該資産固有のリスクの現在の市場評価を反映した税引前の割引率を用いて、現在価値に割引かれる。公正価値から売却費用を控除した額を決める際は、適切な評価モデルが使用される。当該計算は、マルチプル法、上場子会社の株価または他の入手可能な公正価値指標により裏付けが行われている。資産の帳簿価額が回収可能価額を超過している場合、当該資産は回収可能価額まで評価減される。

減損損失は、過去に再評価が行われ、再評価による調整額がその他包括利益に計上された資産を除き、損益に計上される。再評価による調整がその他包括利益により認識された場合、減損は、過去に行われた再評価による調整額を上限として、その他包括利益において計上される。

各報告期間末現在において、資産に関して以前計上された減損損失がもはや存在しないか、または減少している兆候の有無について評価が実施される。以前計上された減損損失は、当該資産の回収可能価額を決定する際に用いた見積りに、最後に減損損失を計上して以降、変更が生じた場合のみ戻入が行われる。このようなケースでは、当該資産の帳簿価額は、回収可能額まで増額される。増額される金額は、過年度に減損損失が計上されていなかったと仮定した場合に算定される減価償却控除後の帳簿価額を超えることはできない。減損損失の戻入は、当該資産が再評価後の金額で測定されている場合を除き、損益に計上される。当該資産が再評価後の金額で測定されている場合は、減損損失の戻入は再評価額の増加として取扱われる。

2.8 FRS第39号における金融商品 - 2018年4月1日より前に適用されていた方針

（a）金融資産

当初認識および測定

金融資産は、当社が金融商品の契約条項の当事者となった場合にのみ認識される。

金融資産は、当初認識時に公正価値により測定されるが、当該資産がFVPLにより測定される金融資産ではない場合、直接帰属する取引費用を加算して測定される。

金融資産は、当該資産からキャッシュ・フローを得る契約上の権利が失効した場合、認識が中止される。金融資産が全体として認識中止とされる時点において、帳簿価額と、受取対価およびその他包括利益に計上された累積損益の合計額との差額は、損益に計上される。

金融資産の全ての正規の売買は、取引日に認識または認識中止される。取引日とは、当社が当該資産の売買を約定する日である。正規の売買とは、関連市場の規則または慣例により、通常定められている事業年度における資産の引渡が求められる金融資産の売買を示す。

当初認識後の測定

金融資産の当初認識後の測定は、次のような分類による。

（ ）貸付金および債権

活発な市場における時価が無く、固定的または算定可能な支払額を伴うデリバティブ以外の金融資産は、貸付金および債権として分類される。当初認識後、貸付金および債権は、実効金利法を用い、減損を控除した後の償却原価により測定される。貸付金および債権の認識が中止された場合またはこれらが減損した場合、ならびに償却過程を通じて、利益または損失が損益として計上される。

当社は、現金および現金同等物、営業債権およびその他の債権、ならびに預け金を貸付金および債権として分類している。

（ ）売却可能金融資産

売却可能金融資産には持分証券が含まれる。資本性投資は、トレーディング目的保有またはFVPLの指定のいずれにも分類されない場合、売却可能として分類される。

当初認識後、売却可能金融資産はその後公正価値により測定される。金融資産の公正価値の変動により生じる損益は、その他包括利益に認識される。ただし、減損損失、貨幣性商品の為替差損益および実効金利法により計算された利息は損益に認識される。その他包括利益に以前に認識された累積損益は、金融資産の認識を中止する際に再分類調整として資本から損益に再分類される。

公正価値が容易に測定できない資本性商品への投資は、取得原価（減損損失控除後）により測定される。

認識の中止

金融資産は、当該資産からキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利が失効した場合、認識が中止される。金融資産全体の認識が中止される時点において、帳簿価額と、受取対価およびその他包括利益に計上されていた累積損益の合計額との差額は、損益に計上される。

（b）金融負債

当初認識および測定

金融負債は、当社が当該金融商品の契約条項の当事者になった場合にのみ認識される。当社は、金融負債の分類を当初認識時に決定する。

全ての金融負債は、当初公正価値により認識されるが、デリバティブ以外の金融負債は、直接帰属する取引費用を加算して認識される。

金融負債には、未払費用およびその他の負債（賞与引当金および長期インセンティブ引当金を除く。）、持株会社に対する債務ならびに最終持株会社に対する債務が含まれる。

当初認識後の測定

当初認識後、FVPLにより測定されない金融負債は、実効金利法を用いて償却原価により測定される。当該負債の認識が中止された場合、ならびに償却過程を通じて、利益および損失が損益として計上される。当社は当初認識において、いかなる金融負債もFVPLとして指定していない。

認識の中止

金融負債は、義務が履行もしくは取り消された時点、または失効した時点において認識中止となる。既存の金融負債が、同じ貸手からの条件が実質的に異なる負債と置き換えられる場合、または、既存負債の条件が実質的に変更された場合、当該置き換えまたは変更は、当初負債の認識中止および新規負債の認識として処理され、それぞれの帳簿価額の差額は損益に計上される。

2.9 FRS第109号における金融商品 - 2018年4月1日より適用されている方針

（a）金融資産

当初認識および測定

金融資産は、当社が金融商品の契約条項の当事者となった場合にのみ認識される。

営業債権は、営業債権の当初認識時に重要な金融要素が含まれていない場合、第三者に代わり回収される金額を除き、当社が約定した商品またはサービスの顧客への提供と引き換えに権利を得ると見込まれる対価の金額により測定される。

当初認識後の測定

（ ）償却原価

当社は、次の両方の条件を満たした場合に、金融資産を償却原価により測定する。当該金融資産は、契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的としたビジネスモデルにおいて保有されていること、および、金融資産の契約条件により、特定の日における元本および元本残高に対する利息のみの支払いであるキャッシュ・フローが発生すること。

償却原価により測定された金融資産は、当初認識後、実効金利（EIR）法を用いて測定され、減損の対象となる。資産の認識が中止された場合、条件が変更された場合、または減損が生じた場合に、利益および損失が損益として計上される。減損から発生した損失は、貸付金については金融費用、営業債権については売上原価またはその他の営業費用として損益計算書上認識される。

当社は、現金および現金同等物、営業債権およびその他の債権、ならびに預け金を償却原価により測定される金融資産として分類している。

（ ）損益を通じて公正価値により測定される金融資産

償却原価とFVOCIのいずれの判定基準も満たさない資産は、FVPLにより測定される。当初測定後にFVPLにより測定され、ヘッジ関係の一部ではない負債性商品に係る利益および損失は、発生した期間に損益として認識される。

認識の中止

金融資産は、当該資産からキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利が失効した場合、認識が中止される。金融資産全体の認識が中止される時点において、帳簿価額と、受取対価および負債性商品についてその他包括利益に計上されていた累積損益の合計額との差額は、損益に計上される。

（ b ）金融負債

当初認識および測定

金融負債は、当社が当該金融商品の契約条項の当事者になった場合にのみ認識される。当社は、金融負債の分類を当初認識時に決定する。

全ての金融負債は、当初公正価値により認識されるが、FVPL以外で計上される金融負債は、直接帰属する取引費用を加算して認識される。

金融負債には、未払費用およびその他の負債（賞与引当金および長期インセンティブ引当金を除く。）、持株会社に対する債務ならびに最終持株会社に対する債務が含まれる。

当初認識後の測定

当初認識後、FVPLにより測定されない金融負債は、実効金利法を用いて償却原価により測定される。当該負債の認識が中止された場合、ならびに償却過程を通じて、利益および損失が損益として計上される。

認識の中止

金融負債は、義務が履行もしくは取り消された時点、または失効した時点において認識中止となる。認識中止の時点で、帳簿価額と支払った対価との差額は、損益に計上される。

2.10 金融商品の相殺

金融資産および金融負債は、認識された金額を相殺する法的拘束力のある権利が存在し、かつ純額で決済するか、または資産の実現と負債の決済を同時に行う意図がある場合に限り、相殺され、純額が貸借対照表に計上される。

2.11 金融資産の減損

FRS第39号において2018年4月1日より前に適用されていた方針

当社は、各報告期間末現在において、金融資産の減損に関する客観的な証拠の有無を評価している。

（ a ）償却原価により計上される金融資産

償却原価により計上されている金融資産に減損損失が発生しているという客観的な証拠が存在する場合、損失金額は当該資産の帳簿価額と当該金融資産の当初の実効金利により割引いた見積将来キャッシュ・フローの現在価値との差額として測定される。当該資産の帳簿価額は、引当金勘定の使用を通じて減額される。当該減損損失は損益に計上される。

当該資産が回収不可能となった場合、減損された金融資産の帳簿価額は、直接減額される。引当金が計上されていた場合は、引当金計上額は取り崩され、当該金融資産の帳簿価額が減額される。

金融資産の減損損失が発生しているという客観的な証拠の有無を決定するため、当社は、債務者の破産または厳しい財政上の困難の可能性、および債務不履行または支払の大幅な遅延といった要因を検討する。

その後の期間において減損損失金額が減少し、減損が計上された後に発生した事象が当該減少に関連していることが明白な場合、過去に計上された減損損失は、当該資産の帳簿価額が戻入日現在の償却原価を上回らない範囲において戻入れられる。当該戻入金額は、損益として計上される。

（ b ）売却可能金融資産

売却可能証券に分類される資本性投資の場合、減損の客観的な証拠として以下が含まれる。（ ）発行体または債務者の著しい財政難、（ ）発行体が活動する技術的、市場、経済または法的環境において発生する著しくかつ不利な変動についての情報、および資本性商品への投資原価が回収されない可能性が示唆される場合、（ ）大幅に、もしくは長期にわたって投資の公正価値が取得原価を下回っていること。「大幅に」は、投資の取得原価に対して評価され、「長期にわたり」は、公正価値がその取得原価を下回る期間に対して評価される。

売却可能金融資産に減損が発生した場合、（元本返済額および償却額控除後の）取得原価および現在の公正価値間の差額から過年度に損益として認識された減損損失を差引いた金額は、その他包括利益から振り替えられ、損益として認識される。資本性商品に関する減損損失の戻入は、損益として認識されずに、減損後の公正価値の増加分がその他包括利益に直接認識される。

FRS第109号において2018年4月1日以降に適用される方針

当社はFVPLにより計上されていない全ての負債性商品について、予想信用損失（以下、「ECL」という。）引当金を認識している。ECLは、契約に従って支払期限が到来する契約上のキャッシュ・フローと、当初の実効金利の概算を用いて割引かれた当社の全ての予想受取キャッシュ・フローとの差額に基づいている。予想キャッシュ・フローには、保有している担保の売却または契約条件の必要不可欠な一部であるその他の信用補完からのキャッシュ・フローが含まれる。

ECLは2段階で認識される。当初認識以降に信用リスクが著しく増加していない信用エクスポージャーについては、今後12ヶ月間に発生可能性のあるデフォルト事象の結果発生する信用損失（12ヶ月ECL）についてECLに対する引当金が計上される。当初認識以降に信用リスクが著しく増加している信用エクスポージャーについては、デフォルトの時期とは無関係に、当該エクスポージャーの残存期間にわたり見込まれる信用損失（全期間ECL）について損失引当金が計上される。

営業債権について、当社はECLの計算において簡素化アプローチを適用している。従って、当社は信用リスクの変化を追跡していないが、その代わりに各報告日時点で、全期間ECLに基づいて損失引当金を認識している。当社は、過去の信用損失の実績に基づき、当該債務者および経済環境特有の将来におけるファクターを調整した引当マトリクスを確立している。

当社は、契約上の支払いが90日遅延となった際に金融資産がデフォルト状態であるとみなしている。しかし、社内または社外の情報が、当社が保有する信用補完を考慮する前で、契約上の残高の金額全額を受け取る可能性が低い旨を示している場合、当社は金融資産をデフォルト状態にあるとみなすことがある。契約上のキャッシュ・フローの回収が合理的に見込まれない場合、金融資産は全額償却される。

2.12 現金および現金同等物

現金および現金同等物は、当座預金および手許現金ならびに信用力のある銀行に対する預金により構成されている。

2.13 引当金

引当金は、過去の事象の結果、当社が現在債務（法的またはみなし債務）を負い、当該債務を清算するために経済的資源が流出する可能性が高く、債務額を確実に見積もることが可能な場合に認識される。

引当金は、各報告期間末において見直しが行われ、現在の最善の見積りを反映させるための調整を行う。債務を清算するために経済的資源が流出する可能性が無くなると、引当金は戻入れられる。貨幣の時間的価値の影響が重要である場合は、必要に応じて当該負債に固有のリスクを反映した現在の税引前割引率を用いて引当金を割引く。割引が用いられる場合、時の経過に伴う引当金の増加は金融費用として計上される。

2.14 従業員給付

（a）確定拠出型制度

当社は、事業を行う国の法律により定義されているように、国民年金制度に加入している。中でも、当社はシンガポールの確定拠出型年金制度である中央プロビデント基金（CPF）に対して拠出を行っている。確定拠出型制度に対する拠出は、関連サービスが提供された事業年度において費用として計上される。

（b）長期インセンティブ

長期インセンティブに対する負債純額は、報告期間末現在における（無リスク金利に基づく割引率を用いた）確定給付制度債務の現在価値の合計である。

2.15 オペレーティング・リース

オペレーティング・リース料の支払は、当該リース期間にわたり定額法により費用として損益に計上されている。賃貸人が提供するインセンティブの利益合計は、当該リース期間にわたり定額の賃借料の減少として計上される。

2.16 収益の計上

収益は、第三者に代わって回収される金額は除き、当社が約定した商品またはサービスの顧客への提供と引き換えに権利を得ると見込まれる対価により測定される。収益は、当社が約定した商品またはサービスを顧客に提供することによって履行義務を充足し、顧客が当該商品またはサービスの支配を獲得した時点で認識される。履行義務は、一時点で充足される場合も、一定期間にわたり充足される場合もある。認識される収益の金額は、充足された履行義務に配分された金額である。

収益は主に、運用報酬、マーケティング報酬、顧問報酬、およびビジネス支援サービス報酬で構成される。運用報酬、マーケティング報酬、顧問報酬およびビジネス支援サービス報酬は、サービスが提供された事業年度に認識される。

受取利息は実効金利法を用いて認識されている。

2.17 税金

（ a ）当期法人所得税

当事業年度および過年度に関する当期税金資産および負債は、税務当局からの還付または税務当局に対する支払が見込まれる金額により測定される。当該金額の計算に用いられる税率および税法は、報告期間末までに、当社が事業を営み、課税所得を得ている国において施行されている、または実質的に施行されているものである。

当期法人所得税は、その他包括利益または資本に直接計上される等、損益以外により認識される項目に関連する税金を除き、損益に計上される。経営者は、適用される税法に解釈の余地がある場合は、税務申告書の税務ポジションを定期的に評価し、必要に応じて引当金を計上する。

（ b ）繰延税金

繰延税金は、報告期間末現在の資産および負債の税務上の金額と財務報告目的上の帳簿価額との一時差異に関して、負債法を用いて計上されている。

繰延税金資産は、以下の場合を除き、全ての一時差異に関して認識される。

- 繰延税金が、企業結合以外の取引における資産の当初認識から生じる場合で、かつ取引時点において会計上の利益にも課税所得にも影響しない場合。
- 将来減算一時差異、ならびに未使用の税額控除および未使用の欠損金の繰越に関して、課税所得が、将来減算一時差異、ならびに未使用の税額控除および未使用の欠損金の繰越に対して利用できる可能性が低い場合。

繰延税金資産の帳簿価額は、各報告期間末現在において再検討され、全てまたは一部の繰延税金資産に対して、使用するために十分な課税所得が発生する可能性が高くなった範囲で減額される。未認識の繰延税金資産は各報告期間末現在において再評価され、将来の課税所得により繰延税金資産を回収できる可能性が高い範囲において認識される。

繰延税金資産および負債は、各報告期間末現在において施行（または実質的に施行）されている税率（および税法）に基づき、資産が実現または負債が決済される事業年度に適用されると見込まれる税率により測定される。

損益以外により認識される項目に関連する繰延税金は、損益以外により認識される。繰延税金の各項目は、原取引との相関関係により、その他包括利益または資本に直接計上される。

繰延税金資産および繰延税金負債は、当期税金資産を当期税金負債と相殺させる法的拘束力のある権利が存在し、かつ、繰延税金が同一の納税主体および同一の税務当局に関連する場合に、相殺される。

（c）売上税

収益、費用および資産は、以下の場合を除き売上税控除後の金額により認識される。

- 資産またはサービスの購入により発生した売上税を税務当局から回収不可能な場合。この場合、売上税は適宜、当該資産の取得費用の一部または費用項目の一部として計上される。
- 税込の金額により表示されている債権および債務

税務当局から回収可能な、または、税務当局に対して支払う必要がある売上税の純額は、債権または債務の一部として貸借対照表に計上される。

2.18 株式資本

普通株式発行による受取金額は、株式資本として資本の部に認識される。普通株式の発行に起因して直接かつ追加的に発生する費用は、株式資本から控除される。

2.19 重要な会計上の見積りおよび判断

当社の財務書類作成にあたり、経営者は、各報告期間末の収益、費用、資産および負債の報告金額ならびに偶発債務の開示に影響を及ぼす判断、見積りおよび仮定を行うことを要求されている。当該仮定および見積りに関する不確実性のため、結果的に将来の期間に影響する資産または負債の帳簿価額に対して重要な調整が必要となる場合がある。

会計方針適用の際に行う判断

当社の会計方針適用の過程において、見積りが関係するものとは別に、経営者は財務書類上認識された金額に対して重要な影響を及ぼす以下の判断を行っている。

税金

当社の税金費用の決定において、重要な判断が行われる。通常の業務の過程において、最終的な税金の決定にあたり不確実性のある取引および計算過程が存在する。発生が見込まれる税金に関する検討事項について、当社は、追加の税金が必要かどうかの見積りに基づいて負債を認識する。当該検討事項に係る税務上の結論が、当初認識していた金額と異なる場合、当該差異は、結論が下された期間における当期法人所得税および繰延税金に影響を及ぼす。2019年3月31日現在、当社の未払税金の帳簿価額は、61,000シンガポール・ドルである（2018年：160,000シンガポール・ドル）。2019年3月31日現在、当社の繰延税金資産の帳簿価額は、126,934シンガポール・ドルである（2018年：141,060シンガポール・ドル）。

３．移行時開示項目

2018年４月１日現在のFRS第39号における帳簿価額とFRS第109号における報告された残高との調整計算は次のとおりである。

FRS第39号における測定			再評価		FRS第109号	
カテゴリー	金額	再分類	ECL	金額	カテゴリー	
(単位：シンガポール・ドル)						
金融資産						
投資有価証券	AFS	1,722,157	1,722,157	-	1,722,157	FVPL
営業債権	L&R	1,928,703	-	-	1,928,703	AC
その他の債権および預け金						
現金および現金同等物	L&R	198,373	-	-	198,373	AC
金融資産合計		11,311,826	-	-	11,311,826	AC
金融負債		15,161,059	1,722,157	-	15,161,059	
金融負債						
未払費用およびその他の負債	AC	820,621	-	-	820,621	AC
持株会社に対する債務	AC	554,069	-	-	554,069	AC
最終持株会社に対する債務	AC	118,186	-	-	118,186	AC
金融負債合計		1,492,876	-	-	1,492,876	

FRS第109号への移行による利益剰余金および公正価値準備金への影響は次のとおりである。

	利益剰余金 および準備金 (シンガポール・ ドル)
利益剰余金	
FRS第39号による期末残高（2018年3月31日現在）	5,490,703
投資有価証券のAFSからFVPLへの再分類	372,617
FRS第109号による期首残高（2018年4月1日現在）	5,863,320
公正価値準備金	
FRS第39号による期末残高（2018年3月31日現在）	372,617
投資有価証券のAFSからFVPLへの再分類	(372,617)
FRS第109号による期首残高（2018年4月1日現在）	-
FRS第109号適用による純資産の変動合計	-

4．収益

（単位：シンガポール・ドル）

	2019年	2018年
マーケティング報酬	484,287	2,345,718
運用報酬	7,044,112	7,809,036
顧問報酬	912,235	1,793,329
ビジネス支援サービス報酬	1,121,565	-
定期預金からの受取利息	10,857	9,412
その他収益	42,551	9,662
	9,615,607	11,967,157

５．給与およびその他の関連費用

（単位：シンガポール・ドル）

	2019年	2018年
給与および賞与	3,077,697	3,207,852
中央プロビデント基金に対する拠出	165,422	120,404
その他の従業員関連費用	588,756	561,280
	<u>3,831,875</u>	<u>3,889,536</u>

給与およびその他の関連費用は、当社の取締役に対する支払額で構成され、以下のとおりである。

（単位：シンガポール・ドル）

	2019年	2018年
給与および賞与	1,263,430	1,267,105
中央プロビデント基金に対する拠出	27,505	34,703
	<u>1,290,935</u>	<u>1,301,808</u>

６．その他の営業費用

（単位：シンガポール・ドル）

	2019年	2018年
運用報酬	4,024,128	4,592,640
旅費および交際費	261,050	321,284
オペレーティング・リース費用	176,584	188,051
法務および専門家報酬	579,922	469,613
通信費	67,210	77,717
保険料	101,232	98,507
業務費用	264,385	232,525
修繕維持費	53,949	54,028
サービス管理報酬	131,564	30,598
事業促進費	119,767	73,288
取締役関連費用	70,869	67,300
為替（差益）／差損	(363,905)	594,254
その他	170,276	161,338
	<u>5,657,031</u>	<u>6,961,143</u>

7. 税金（収益）／費用

（単位：シンガポール・ドル）

2019年 2018年

利益に起因する税金（収益）／費用は、以下から構成される：

- 当期法人所得税	61,000	160,000
- 過年度の（過大）／過小引当	(79,359)	118,329
- 一時差異による繰延税金	14,126	(25,513)
- 税額控除	-	(10,000)
	(4,233)	242,816

税金（収益）／費用と、会計上の利益に対して3月31日終了事業年度の適用税率を乗じた額との調整は以下のとおりである。

（単位：シンガポール・ドル）

2019年 2018年

税引前当期利益	312,385	1,109,223
税率17%（2018年：17%）に基づく税金調整：	53,105	188,568
税務上控除できない費用	20,699	4,261
課税されない利益	(32,655)	-
部分免税、税額控除、および税金還付の影響	26,399	(29,132)
一時差異に係る繰延税金	14,126	(25,513)
過去未認識の税務上の欠損金および資本控除に係る便益	(2,040)	(914)
過年度の（過大）／過小引当	(79,359)	118,329
税額控除	-	(10,000)
その他	(4,508)	(2,783)
損益として認識された税金（収益）／費用	(4,233)	242,816

2016年4月29日から2021年4月28日まで、当社は金融セクターインセンティブ報酬（ファンド・マネジメントまたは投資アドバイザー・サービス）（「FSI」）を付与された。FSIにより、当社は、法人所得税法（第134章）セクション43Qの金融セクターインセンティブ会社に対する譲許税率の条項に基づき、基準を満たした取引について10%の譲許税率を適用する権利を有する。

８．有形固定資産

（単位：シンガポール・ドル）

	事務所用什器 および機器	器具備品	コンピュータ	合計
取得原価				
2017年４月１日現在	30,090	119,043	165,462	314,595
増加	<u>297</u>	<u>-</u>	<u>5,397</u>	<u>5,694</u>
2018年３月31日現在および 2018年４月１日現在	30,387	119,043	170,859	320,289
増加	<u>447</u>	<u>-</u>	<u>17,659</u>	<u>18,106</u>
2019年３月31日現在	<u>30,834</u>	<u>119,043</u>	<u>188,518</u>	<u>338,395</u>
減価償却累計額				
2017年４月１日現在	29,262	119,043	155,748	304,053
2018年減価償却費	<u>672</u>	<u>-</u>	<u>6,583</u>	<u>7,255</u>
2018年３月31日現在および 2018年４月１日現在	29,934	119,043	162,331	311,308
2019年減価償却費	<u>424</u>	<u>-</u>	<u>5,983</u>	<u>6,407</u>
2019年３月31日現在	<u>30,358</u>	<u>119,043</u>	<u>168,314</u>	<u>317,715</u>
帳簿価額（純額）				
2018年３月31日現在	<u>453</u>	<u>-</u>	<u>8,528</u>	<u>8,981</u>
2019年３月31日現在	<u>476</u>	<u>-</u>	<u>20,204</u>	<u>20,680</u>

9．投資有価証券

（ a ）

	2019年 (シンガポール・ドル)
損益を通じて公正価値により測定 - 時価のある投資有価証券	5,394,757

（ b ）

	2018年 (シンガポール・ドル)
売却可能投資（公正価値） - 時価のある持分証券	1,722,157

10．その他の債権、前払金および預け金

（単位：シンガポール・ドル）

	2019年	2018年
その他の債権	-	964
前払金	170,298	116,695
預け金	69,138	36,738
回収可能費用	177,454	144,602
未収GST（純額）	19,044	15,784
未収利息	295	285
	436,229	315,068

11．現金および現金同等物

現金および現金同等物は、現金および銀行残高ならびに定期預金から構成される。キャッシュ・フロー計算書に含まれる現金および現金同等物は、以下の貸借対照表金額から構成される：

	（単位：シンガポール・ドル）	
	2019年	2018年
定期預金	1,088,352	1,075,911
現金および銀行残高	6,003,675	10,235,915
	7,092,027	11,311,826

定期預金の金利は0.90%（2018年：0.90%）である。

12．未払費用およびその他の負債

	（単位：シンガポール・ドル）	
	2019年	2018年
長期インセンティブ引当金	881,557	829,755
賞与引当金	840,000	960,000
未払人件費	23,789	34,436
未払運用報酬	569,916	472,188
その他	236,381	313,997
	2,551,643	2,610,376

未払費用およびその他の未払金は、無担保かつ無利息で、通常30日以内に支払われる。

13．繰延利益

	（単位：シンガポール・ドル）	
	2019年	2018年
繰延利益	-	121,844

繰延利益は、第三者により前もって支払われる運用報酬の未経過部分である。

14．株式資本

	2019年		2018年	
	株式数	シンガポール ・ドル	株式数	シンガポール ・ドル
発行済および全額払込済：				
期首および期末現在	600	6,000,000	600	6,000,000

普通株式の保有者は、当社によって宣言された場合に、配当を受取る権利を有する。全ての普通株式には、1株当たり1個の制約を受けない議決権が付与されている。普通株式は無額面株式である。

15．契約債務

報告期間末現在、当社は1事業年度以内に解約不能なオペレーティング・リースに基づく、事務所および事務機器のリース契約債務を有している。期限が到来する最低支払リース料は以下のとおりである：

	(単位：シンガポール・ドル)	
	2019年	2018年
1年以内	43,588	176,229

16．営業債権

	(単位：シンガポール・ドル)	
	2019年	2018年
関係会社に対する債権（注記18）	1,938,861	1,658,662
第三者に対する債権	188,231	270,041
	2,127,092	1,928,703

営業債権は、営業に関係した無担保かつ無利子の要求払いであり、現金により決済される。

17．公正価値準備金

2018年3月31日現在の公正価値準備金は、売却可能金融資産が処分または減損されるまでの公正価値の累積変動（税引後）を表す。

18．関連当事者との取引

2019年3月31日に終了した事業年度における関連当事者取引は、以下のとおりである。

(単位：シンガポール・ドル)		
	2019年	2018年
収益		
管理下にあるファンドからの受取報酬	5,991,269	6,959,076
持株会社からの顧問報酬	912,235	1,793,329
最終的な持株会社からのビジネス支援サービス報酬	1,121,565	-
マーケティング報酬		
持株会社	-	1,879,880
その他の関係会社	484,287	465,838
関係金融機関に対する定期預金に係る受取利息	10,857	9,412
費用		
運用報酬		
持株会社	928,106	1,774,041
最終的な持株会社	520,918	411,764

3月31日現在、関連当事者との取引による残高は、以下のとおりである。

(単位：シンガポール・ドル)		
	2019年	2018年
資産		
営業債権：		
持株会社	42,468	67,921
最終的な持株会社	270,861	-
管理下にあるファンド	1,586,645	1,555,069
その他の関係会社	38,887	35,672
負債		
債務：		
持株会社	251,460	554,069
最終的な持株会社	118,677	118,186

関係会社に対する営業債権および債務は、営業に関係した無担保かつ無利子の要求払いであり、現金により決済される。

当社は現在、関連当事者との残高を相殺しておらず、関係会社との債権債務は総額で貸借対照表に表示されている。

19．繰延税金資産

（単位：シンガポール・ドル）

	2019年	2018年
長期インセンティブ引当金	126,934	141,060

20．金融商品の公正価値

当社の主要な金融商品は現金および短期預金、営業債権およびその他の債権、関係会社に対する債務ならびに未払費用およびその他の負債である。

当該金融商品の帳簿価額は、その短期的性質から公正価値の合理的な近似値である。

公正価値ヒエラルキー

当社は、以下のとおり、使用する評価インプットに応じた公正価値ヒエラルキーを用いて、公正価値測定を分類している。

レベル１ - 当社が測定日にアクセスできる活発な市場における同一の資産または負債の相場価格（未調整）

レベル２ - レベル１に含まれる相場価格以外のインプットで、資産または負債に関して直接または間接的に観察可能なインプット

レベル３ - 資産または負債に関する観察不能なインプット

異なるヒエラルキー・レベルのインプットを使用する公正価値測定は、全体の測定にとって重要な最も低いレベルのインプットと同じレベルの公正価値ヒエラルキーでその全体を分類する。

投資有価証券

公正価値は、取引費用を考慮せずに、報告期間末現在の公表市場価格またはブローカー相場価格を参照して直接決定される（レベル１）。

21．金融リスク管理の目的および方針

主要なリスク管理目的は、信用リスク、流動性リスク、金利リスクおよび為替リスクを含む、重要なリスクを管理および軽減することであると取締役会は考えている。重要なリスクを十分に管理するため、いくつかの手續が規定されている。当該規定には、年間予測および月次経営管理報告書の作成ならびに検討を含んでいる。

以下に重要なリスクが要約されている。

（a）信用リスク

信用リスクは、取引先がその義務を履行しない場合に、未決済金融商品に関して損失が発生するリスクである。当社の信用リスクに対するエクスポージャーは、主に営業債権およびその他の債権から発生する。その他の金融資産（現金および現金同等物を含む）に関して、当社は信用格付の高い取引相手先のみと取引することにより信用リスクを最小化している。報告期間末現在、営業債権の91.15%（2018年：91.73%）は関連会社に対する債権である。

（ ）信用リスクに対するエクスポージャー

報告期間末現在、当社の信用リスクに対する最大損失エクスポージャーは、貸借対照表に認識されている各区分の金融資産の帳簿価額により示されている。

（ ）期日経過も減損もしていない金融資産

期日経過も減損もしていない営業債権およびその他の債権は、当社に対する良好な支払履歴を持つ信用のある債務者に対するものである。当社は、関係会社に対するファンド運用サービスの提供を主な収益源としている。当該関係会社は良好な信用区分であり、関連当事者との取引から生じる信用リスクに対するエクスポージャーは、僅少である。現金は主要な国際銀行に対してのみ預けられている。

（ ）期日経過または減損している金融資産

2019年3月31日現在、期日経過または減損している金融資産、または、期日経過しているが減損していない金融資産は存在しない。

（b）流動性リスク

流動性リスクは、当社が資金不足に伴い金融負債を支払う際に困難に直面するリスクである。当社の流動性リスクに対するエクスポージャーは、主に金融資産と金融負債の満期の不一致から生じる。

流動性リスク管理に関する当社の方針は、十分な現金および資金調達の利用可能性を維持することである。当社が十分な運転資本を確実に維持するために、現金残高および予想される現金の変動が定期的に検討され、銀行勘定調整表が毎日作成および検討され、経営管理報告書が毎月作成および検討されている。当社の金融資産および負債はその性質が短期であり、金融債務に係る債務不履行リスクを緩和している。報告期間末現在、当社の全ての金融負債は、財務書類に反映された帳簿価額に基づき1年未満で満期が到来する。

（c）金利リスク

金利リスクは、市場金利の変動に伴い、当社の金融商品の公正価値または将来キャッシュ・フローが変動するリスクである。

当社の収益および営業活動によるキャッシュ・フローは、市場金利の変動と実質的に相関関係はない。当社の利付資産は、銀行に預けられた預金1,088,352シンガポール・ドル（2018年：1,075,911シンガポール・ドル）である。当社の方針は、当該利付資産に係る収益を最大化することである。当社は借入金を有していない。

（d）為替リスク

当社は、主にシンガポール・ドル建以外の関係会社間債権および支払販売報酬から発生する取引通貨に対するエクスポージャーを有する。当該外貨建債権は、主に米ドル建である。

報告期間末現在、米ドル建ての残高は8,700,259米ドル（2018年：7,204,083米ドル）であった。他の全ての変数が一定と仮定した場合、米ドルのシンガポール・ドルに対する1%の上昇は、約117,964シンガポール・ドル（2018年：94,496シンガポール・ドル）の税引前当期利益／（損失）の増加をもたらす。

（e）市場価格リスク

市場価格リスクは、市場価格の変動に伴い、当社の金融商品の公正価値または将来キャッシュ・フローが変動するリスクである。当社は、投資有価証券により生じる株式価格リスクにさらされている。

当社の目的は、安定した利回りの投資適格株式とボラティリティの高い投資不適格グレードの株式を組み合わせ、投資リターンと価格リスクを管理することである。

価格リスクの感応度分析

報告期間末現在、他の全ての変数を一定として、投資有価証券の価格が2%（2018年：2%）上下すると、FVPLに分類された投資有価証券の公正価値の2019年における増減により、2019年の当社の税引前当期利益は107,895シンガポール・ドル増減し、2018年のその他包括利益は売却可能に分類された投資有価証券の公正価値の2018年の増減により34,443シンガポール・ドル増減する。

22．資本管理

当社の資本管理の主な目的は、関係会社に対して投資アドバイザリー・サービスを継続的に提供できるよう、継続企業としての当社の能力を保持することである。当社の経営者は、資本構成を管理し、必要に応じて調整している。資本構成を維持または調整するため、経営者は低経費／コストを維持し、新規事業機会に注目している。

23．財務書類の承認

2019年3月31日終了事業年度における当社の財務書類は、2019年4月15日付の取締役会決議に基づいて発行が承認された。

[次へ](#)

UTI International (Singapore) Private Limited

Balance sheet
As at 31 March 2019

	Note	2019 S\$	2018 S\$
Non-current assets			
Property, plant and equipment	8	20,680	8,981
Investment securities	9	5,394,757	1,722,157
Deferred tax asset	19	126,934	141,060
		<u>5,542,371</u>	<u>1,872,198</u>
Current assets			
Trade debtors	16	2,127,092	1,928,703
Sundry debtors, prepayments and deposits	10	436,228	315,068
Cash and cash equivalents	11	7,092,027	11,311,826
		<u>9,655,347</u>	<u>13,555,597</u>
Current liabilities			
Accruals and other liabilities	12	2,551,643	2,610,376
Deferred income	13	—	121,844
Amounts owing to holding company	18	251,460	554,069
Amounts owing to ultimate holding company	18	118,677	118,186
Income tax payable	7	61,000	160,000
		<u>2,982,780</u>	<u>3,564,475</u>
Net current assets		<u>6,672,567</u>	<u>9,991,122</u>
Net assets		<u>12,214,938</u>	<u>11,863,320</u>
Equity			
Share capital	14	6,000,000	6,000,000
Retained earnings		6,214,938	5,490,703
Fair value reserves	17	—	372,617
		<u>12,214,938</u>	<u>11,863,320</u>

The accompanying accounting policies and explanatory information form an integral part of the financial statements.

UTI International (Singapore) Private Limited

Statement of comprehensive income
For the financial year ended 31 March 2019

	Note	2019 S\$	2018 S\$
Revenue	4	9,615,607	11,967,157
Net gains on financial assets at fair value through profit or loss		192,091	—
Net operating income		9,807,698	11,967,157
Expenses			
Salaries and other related expenses	5	3,831,875	3,889,536
Depreciation	8	6,407	7,255
Other operating expenses	6	5,657,031	6,961,143
Total expenses		9,495,313	10,857,934
Profit before taxation		312,385	1,109,223
Tax credit/(expense)	7	4,233	(242,816)
Profit for the year, net of tax		316,618	866,407
Other comprehensive income			
Items that may be reclassified subsequently to profit or loss			
Net fair value gains on available-for-sale financial assets		—	152,428
Total comprehensive income for the year		316,618	1,018,835

The accompanying accounting policies and explanatory information form an integral part of the financial statements.

UTI International (Singapore) Private Limited

Statement of changes in equity

For the financial year ended 31 March 2019

	Note	2019 S\$	2018 S\$
Share capital			
Balance at beginning and end of year	14	6,000,000	6,000,000
Retained earnings			
Balance as at 1 April 2017		—	4,624,296
Profit for the year		—	866,407
Balance as at 31 March 2018		—	5,490,703
Balance as at 31 March 2018		5,490,703	—
Impact of adopting FRS 109		372,617	—
Restated opening balance under FRS 109 as at 1 April 2018		5,863,320	—
Prior year adjustment		35,000	—
Profit for the year		316,618	—
Balance as at 31 March 2019		6,214,938	—
Fair value reserves			
Balance at beginning of year		372,617	220,189
Reclassification of investment securities from available-for-sale to fair value through profit or loss		(372,617)	—
Net fair value gains on available-for-sale financial assets		—	152,428
Balance at end of year		—	372,617
Total equity		12,214,938	11,863,320

The accompanying accounting policies and explanatory information form an integral part of the financial statements.

UTI International (Singapore) Private Limited

Cash flow statement

For the financial year ended 31 March 2019

	2019 S\$	2018 S\$
Cash flows from operating activities		
Profit before taxation	312,385	1,109,223
Adjustments for:		
Depreciation	6,407	7,255
Interest income on fixed deposits	(10,857)	(9,412)
Net gains on financial assets at fair value through profit or loss	(192,091)	—
Operating cash flows before working capital changes	115,844	1,107,066
Changes in operating assets and liabilities:		
(Increase)/decrease in:		
Trade debtors	(198,389)	1,278,478
Sundry debtors, prepayments and deposits	(86,160)	(120,455)
(Decrease)/increase in:		
Accruals and other liabilities	(58,733)	(455,737)
Amounts owing to related companies	(302,118)	(417,329)
Deferred income	(121,844)	93,499
Cash flows generated from operating activities	(651,400)	1,485,522
Income tax paid	(130,114)	(549,394)
Tax refund received	49,474	10,000
Interest income on fixed deposits	10,857	9,412
Net cash flows (used in)/generated from operating activities	(721,183)	955,540
Cash flows from investing activities		
Purchase of property, plant and equipment	(18,106)	(5,694)
Purchase of investment security	(3,439,250)	—
Dividend income reinvested for purchase of investment security	(41,260)	—
Net cash flows used in investing activities	(3,498,616)	(5,694)
Net increase in cash and cash equivalents for the year	(4,219,799)	949,846
Cash and cash equivalents at beginning of year	11,311,826	10,361,980
Cash and cash equivalents at end of year (Note 11)	7,092,027	11,311,826

The accompanying accounting policies and explanatory information form an integral part of the financial statements.

UTI International (Singapore) Private Limited**Notes to the financial statements****For the financial year ended 31 March 2019**

1. Corporate information

UTI International (Singapore) Private Limited (the "Company") is a private limited company incorporated in Singapore on 15 November 2006. Its immediate holding company is UTI International Limited, incorporated under the laws of Guernsey, Channel Islands. The ultimate holding company is UTI Asset Management Company Ltd ("UTI AMC"), a public limited company incorporated under the laws of India.

The principal activity of the Company is the provision of fund management services. There has been no significant change in the nature of this activity during the financial year.

The registered office and principal place of business is 3 Raffles Place, #08-02 Bharat Building, Singapore 048617.

2. Summary of significant accounting policies**2.1 Basis of preparation**

The financial statements of the Company are prepared in accordance with Singapore Financial Reporting Standards ("FRS").

The financial statements have been prepared on a historical cost basis, except as disclosed in the policies.

The financial statements are presented in Singapore dollars ("SGD" or "S\$"), the Company's functional currency.

2.2 Changes in accounting policies

The accounting policies adopted are consistent with those of the previous financial year except in the current financial year the Company has adopted all the new and revised standards that are effective for annual periods beginning on or after 1 January 2018. The adoption of these standards did not have any effect on the financial performance or position of the Company.

UTI International (Singapore) Private Limited

Notes to the financial statements

For the financial year ended 31 March 2019

2. Summary of significant accounting policies (cont'd)**2.3 First-time adoption of FRS***FRS 109 Financial Instruments*

On 1 April 2018, the Company adopted FRS 109 *Financial Instruments*, which is effective for annual periods beginning on or after 1 April 2018.

Classification and measurement

FRS 109 requires debt instruments to be measured either at amortised cost, fair value through other comprehensive income ("FVOCI") or fair value through profit or loss ("FVPL"). Classification of debt instruments depends on the entity's business model for managing the financial assets and whether the contractual cash flows represent solely payments of principal and interest ("SPPI"). An entity's business model is how an entity manages its financial assets in order to generate cash flows and create value for the entity either from collecting contractual cash flows, selling financial assets or both. If a debt instrument is held to collect contractual cash flows, it is measured at amortised cost if it also meets the SPPI requirement. Debt instruments that meet the SPPI requirement that are held both to collect the assets' contractual cash flows and to sell the assets are measured at FVOCI. Financial assets are measured at FVPL if they do not meet the criteria of FVOCI or amortised cost.

The assessment of the business model and whether the financial assets meet the SPPI requirements was made as of 1 April 2018, and then applied retrospectively to those financial assets that were not derecognised before 1 April 2018.

The Company's debt instruments have contractual cash flows that are solely payments of principal and interest. Debt instruments that were measured at amortised cost previously are held to collect contractual cash flows, and accordingly measured at amortised cost under FRS 109. There is no significant impact arising from measurement of these instruments under FRS 109.

FRS 109 requires all equity instruments to be carried at FVPL, unless an entity chooses on initial recognition, to present fair value changes in other comprehensive income.

As a result of the change in measurement of the Company's quoted investment securities previously measured at FVOCI to FVPL, the fair value adjustment reserve of S\$372,617 related to those investments that were previously presented under the fair value adjustment reserve were transferred to retained earnings as at 1 April 2018.

Impairment

FRS 109 requires the Company to record expected credit losses on all its financial assets measured at amortised cost or FVOCI. The Company applied the simplified approach and record 12-month expected credit losses on all trade receivables. The expected credit loss is also determined based on the historical payment trend and the control that the Company holds on the funds managed, sub-manage, advised and marketed.

The Company has assessed that the expected credit loss as at the reporting date was insignificant.

UTI International (Singapore) Private Limited

Notes to the financial statements

For the financial year ended 31 March 2019

2. Summary of significant accounting policies (cont'd)**2.3 First-time adoption of FRS (cont'd)***FRS 115 Revenue from Contracts with Customers*

The Company adopted FRS 115 which is effective for annual periods beginning on or after 1 January 2018.

The Company is in the business of fund management activities. The Company has identified that a fund (rather than its investors) is the customer.

The Company has assessed there is no significant impact arising from the adoption of FRS 115 with respect to the asset management/investment contracts.

2.4 Standards issued but not yet effective

The Company has not adopted the following standards that have been issued but not yet effective:

Descriptions	Effective for annual periods beginning on or after
FRS 116 <i>Leases</i>	1 January 2019
INT FRS 123 <i>Uncertainty Over Income Tax Treatments</i>	1 January 2019
Amendments to FRS 109 <i>Prepayment Features with Negative Compensation</i>	1 January 2019
Annual Improvements to FRS 2015-2017 Cycle	1 January 2019

The directors expect that the adoption of the above pronouncements will have no material impact to the financial statements in the period of initial application, except for FRS 116 as indicated below.

FRS 116 Leases

FRS 116 requires lessees to recognise most leases on balance sheets to reflect the rights to use the leased assets and the associated obligations for lease payments as well as the corresponding interest expense and depreciation charges. The standard includes two recognition exemption for lessees - leases of 'low value' assets and short-term leases. The new standard is effective for annual periods beginning on or after 1 January 2019. The Company has performed a preliminary impact assessment of adopting FRS 116 based on currently available information and is expecting there is no material impact on this application.

2.5 Foreign currency transactions

Transactions in foreign currencies during the financial year are translated at rates closely approximating those ruling on the transaction dates. Foreign currency monetary assets and liabilities are translated into its functional currency at exchange rates ruling at the end of the reporting period. All exchange differences arising are included in profit or loss.

UTI International (Singapore) Private Limited**Notes to the financial statements****For the financial year ended 31 March 2019**

2. Summary of significant accounting policies (cont'd)**2.6 Property, plant and equipment**

All items of property, plant and equipment are initially recorded at cost and are recognised as an asset if, and only, it is probable that future economic benefits associated with the items will flow to the Company. Subsequent to recognition, property, plant and equipment are measured at cost less accumulated depreciation and accumulated impairment loss.

Depreciation is computed on a straight-line basis over the estimated useful lives of asset as follows:

Office furniture and equipment	-	3 years
Fixtures and fittings	-	3 years
Computers	-	3 years

The carrying values of property, plant and equipment are reviewed for impairment when events or changes in circumstances indicate that the carrying values may not be recoverable.

The residual values, useful life and depreciation method are reviewed at each financial year end to ensure the amounts, method and period of depreciation are consistent with previous estimates and the expected pattern of consumption of the future economic benefits embodies in the items of property, plant and equipment.

An item of property, plant and equipment is derecognised upon disposal or when no future economic benefits are expected from its use or disposal. Any gains or losses arising on derecognition of the asset is included in profit or loss in the financial year the asset is derecognised.

2.7 Impairment of non-financial assets

The Company assesses at the end of each reporting period whether there is an indication that an asset may be impaired. If any such indication exists, the Company makes an estimate of the asset's recoverable amount.

An asset's recoverable amount is the higher of an asset's or cash-generating unit's fair value less costs to sell and its value in use and is determined for an individual asset, unless the asset does not generate cash inflows that are largely independent of those from other assets. In assessing value in use, the estimated future cash flows expected to be generated by the asset are discounted to their present values using a pre-tax discount rate that reflects current market assessments of the time value of money and the risks specific to the asset. In determining fair value less costs to sell, an appropriate valuation model is used. These calculations are corroborated by valuation multiples, quoted share prices for publicly traded subsidiaries or other available fair value indicators. Where the carrying amounts of an asset exceeds its recoverable amounts, the asset is written-down to its recoverable amounts.

Impairment losses are recognised in profit or loss except for assets that are previously re-valued where the revaluation was taken to other comprehensive income. In this case the impairment is also recognised in other comprehensive income up to the amounts of any previous revaluation.

UTI International (Singapore) Private Limited**Notes to the financial statements****For the financial year ended 31 March 2019**

2. Summary of significant accounting policies (cont'd)**2.7 Impairment of non-financial assets (cont'd)**

An assessment is made at the end of each reporting period as to whether there is any indication that previously recognised impairment losses may no longer exist or may have decreased. A previously recognised impairment loss is reversed only if there has been a change in the estimates used to determine the asset's recoverable amounts since the last impairment loss was recognised. If that is the case, the carrying amount of the assets is increased to its recoverable amount. That increase cannot exceed the carrying amounts that would have been determined, net of depreciation, had no impairment loss been recognised previously. Such reversal is recognised in profit or loss unless the asset is measured at revalued amount, in which case the reversal is treated as a revaluation increase.

2.8 Financial instruments under FRS 39 - Policy applicable prior to 1 April 2018**(a) Financial assets**Initial recognition and measurement

Financial assets are recognised when, and only when, the Company becomes a party to the contractual provisions of the financial instrument.

When financial assets are recognised initially, they are measured at fair value, plus, in the case of financial assets not at FVPL, directly attributable transaction costs.

A financial asset is derecognised where the contractual right to receive cash flows from the asset has expired. On de-recognition of a financial asset in its entirety, the differences between the carrying amount and the sum of the consideration received and any cumulative gain or loss that have been recognised in other comprehensive income is recognised in profit or loss.

All regular way purchases and sales of financial assets are recognised or derecognised on the trade date i.e. the date that the Company commits to purchase or sell the asset. Regular way purchases or sales are purchases or sales of financial assets that require delivery of assets within the financial period generally established by regulation or convention in the marketplace concerned.

Subsequent measurement

The subsequent measurement of financial assets depends on their classification as follows:

(i) Loans and receivables

Non-derivative financial assets with fixed or determinable payments that are not quoted in an active market are classified as loans and receivables. Subsequent to initial recognition, loans and receivables are measured at amortised cost using the effective interest method, less impairment. Gains or losses are recognised in profit or loss when the loans and receivables are derecognised or impaired, and through the amortisation process.

The Company classifies cash and cash equivalents, trade debtors and sundry debtors, and deposits as loans and receivables.

UTI International (Singapore) Private Limited

Notes to the financial statements

For the financial year ended 31 March 2019

2. Summary of significant accounting policies (cont'd)**2.8 Financial instruments under FRS 39 - Policy applicable prior to 1 April 2018 (cont'd)****(a) Financial assets (cont'd)**Subsequent measurement (cont'd)**(ii) Available-for-sale financial assets**

Available-for-sale financial asset includes equity security. Equity investments classified as available-for-sale are those, which are neither classified as held for trading nor designated at FVPL.

After initial recognition, available-for-sale financial assets are subsequently measured at fair value. Any gains or losses from changes in fair value of the financial assets are recognised in other comprehensive income, except that impairment losses, foreign exchange gains and losses on monetary instruments and interest calculated using the effective interest method are recognised in profit or loss. The cumulative gain or loss previously recognised in other comprehensive income is reclassified from equity to profit or loss as a reclassification adjustment when the financial asset is derecognised.

Investments in equity instruments whose fair value cannot be reliably measured are measured at cost less impairment loss.

Derecognition

A financial asset is derecognised where the contractual right to receive cash flows from the asset has expired. On derecognition of a financial asset in its entirety, the difference between the carrying amount and the sum of the consideration received and any cumulative gain or loss that had been recognised in other comprehensive income is recognised in profit or loss.

(b) Financial liabilitiesInitial recognition and measurement

Financial liabilities are recognised when, and only when, the Company becomes a party to the contractual provisions of the financial instrument. The Company determines the classification of its financial liabilities at initial recognition.

All financial liabilities are recognised initially at fair value plus in the case of financial liabilities other than derivatives, directly attributable transaction costs.

Financial liabilities include accruals and other liabilities (except provision for bonus and long-term incentives), amounts owing to holding company and amounts owing to ultimate holding company.

UTI International (Singapore) Private Limited**Notes to the financial statements****For the financial year ended 31 March 2019**

2. Summary of significant accounting policies (cont'd)**2.8 Financial instruments under FRS 39 - Policy applicable prior to 1 April 2018 (cont'd)****(b) Financial liabilities (cont'd)**Subsequent measurement

After initial recognition, financial liabilities that are not carried at FVPL are subsequently measured at amortised cost using the effective interest method. Gains and losses are recognised in profit or loss when the liabilities are derecognised, and through the amortisation process. The Company has not designated any financial liabilities upon initial recognition at FVPL.

Derecognition

A financial liability is de-recognised when the obligation under the liability is discharged or cancelled or expires. When an existing financial liability is replaced by another from the same lender on substantially different terms, or the terms of an existing liability are substantially modified, such an exchange or modification is treated as a de-recognition of the original liability and the recognition of a new liability, and the difference in the respective carrying amounts is recognised in profit or loss.

2.9 Financial instruments under FRS 109 - Policy applicable from 1 April 2018**(a) Financial assets**Initial recognition and measurement

Financial assets are recognised when, and only when, the Company becomes a party to the contractual provisions of the financial instrument.

Trade receivables are measured at the amount of consideration to which the Company expects to be entitled in exchange for transferring promised goods or services to a customer, excluding amounts collected on behalf of third party, if the trade receivables do not contain a significant financing component at initial recognition.

UTI International (Singapore) Private Limited

Notes to the financial statements

For the financial year ended 31 March 2019

2. Summary of significant accounting policies (cont'd)

2.9 Financial instruments under FRS 109 - Policy applicable from 1 April 2018 (cont'd)

(a) Financial assets (cont'd)

Subsequent measurement

(i) Amortised cost

The Company measures financial assets at amortised cost if both the conditions are met; the financial asset is held within a business model with the objective to hold financial assets in order to collect contractual cash flows; and the contractual terms of the financial asset give rise on specified dates to cash flow that are solely payments of principal and interest on the principal amount outstanding.

Financial assets at amortised cost are subsequently measured using the effective interest (EIR) method and are subject to impairment. Gains and losses are recognised in profit or loss when the asset is derecognised, modified or impaired. The losses arising from impairment are recognised in the statement of profit or loss in finance costs for loans and in cost of sales or other operating expenses for receivables.

The Company classifies cash and cash equivalents, trade debtors and sundry debtors, and deposits as financial assets at amortised cost.

(ii) Financial assets through profit or loss

Assets that do not meet the criteria for amortised cost or FVOCI are measured at FVPL. A gain or loss on a debt instruments that is subsequently measured at FVPL and is not part of a hedging relationship is recognised in profit or loss in the period in which it arises.

Derecognition

A financial asset is derecognised where the contractual right to receive cash flows from the asset has expired. On derecognition of a financial asset in its entirety, the difference between the carrying amount and the sum of the consideration received and any cumulative gain or loss that had been recognised in other comprehensive income for debt instruments is recognised in profit or loss.

UTI International (Singapore) Private Limited**Notes to the financial statements****For the financial year ended 31 March 2019**

2. Summary of significant accounting policies (cont'd)**2.9 Financial instruments under FRS 109 - Policy applicable from 1 April 2018 (cont'd)****(b) Financial liabilities**Initial recognition and measurement

Financial liabilities are recognised when, and only when, the Company becomes a party to the contractual provisions of the financial instrument. The Company determines the classification of its financial liabilities at initial recognition.

All financial liabilities are recognised initially at fair value plus in the case of financial liabilities not at FVPL, directly attributable transaction costs.

Financial liabilities include accruals and other liabilities (except provision for bonus and long-term incentives), amounts owing to holding company and amounts owing to ultimate holding company.

Subsequent measurement

After initial recognition, financial liabilities that are not carried at FVPL are subsequently measured at amortised cost using the effective interest method. Gains and losses are recognised in profit or loss when the liabilities are derecognised, and through the amortisation process.

Derecognition

A financial liability is de-recognised when the obligation under the liability is discharged or cancelled or expires. On derecognition, the difference between the carrying amounts and the consideration paid is recognised in profit or loss.

2.10 Offsetting of financial instruments

Financial assets and financial liabilities are offset and the net amount is presented in the balance sheets, when and only when, there is a currently enforceable legal right to set-off the recognised amounts and there is an intention to settle on a net basis, or to realise the assets and settle the liabilities simultaneously.

UTI International (Singapore) Private Limited

Notes to the financial statements

For the financial year ended 31 March 2019

2. Summary of significant accounting policies (cont'd)**2.11 Impairment of financial assets***Policy applicable prior to 1 April 2018, under FRS 39*

The Company assesses at the end of each reporting period whether there are any objective evidence that a financial asset is impaired:

(a) Financial assets carried at amortised cost

If there is objective evidence that an impairment loss on financial assets carried at amortised cost has been incurred, the amount of the loss is measured as the differences between the asset's carrying amount and the present values of estimated future cash flows discounted at the financial asset's original effective interest rate. The carrying amount of the asset is reduced through the use of an allowance account. The impairment loss is recognised in profit or loss.

When the asset becomes uncollectible, the carrying amount of impaired financial asset is reduced directly or if an amount was charged to the allowance account, the amounts charged to the allowance account are written-off against the carrying values of the financial assets.

To determine whether there is objective evidence that an impairment loss on financial assets has been incurred, the Company considers factors such as the probability of insolvency or significant financial difficulties of the debtor and default or significant delay in payments.

If in a subsequent period, the amounts of the impairment loss decreases and the decrease can be related objectively to an event occurring after the impairment was recognised, the previously recognised impairment loss is reversed to the extent that the carrying amounts of the asset does not exceed its amortised cost at the reversal date. The amounts of reversal are recognised in profit or loss.

(b) Available-for-sale financial assets

In the case of equity investments classified as available-for-sale, objective evidence of impairment include (i) significant financial difficulty of the issuer or obligor, (ii) information about significant changes with an adverse effect that have taken place in the technological, market, economic or legal environment in which the issuer operates, and indicates that the cost of the investment in equity instrument may not be recovered; and (iii) a significant or prolonged decline in the fair value of the investment below its costs. 'Significant' is to be evaluated against the original cost of the investment and 'prolonged' against the period in which the fair value has been below its original cost.

If an available-for-sale financial asset is impaired, an amount comprising the difference between its acquisition cost (net of any principal repayment and amortisation) and its current fair value, less any impairment loss previously recognised in profit or loss, is transferred from other comprehensive income and recognised in profit or loss. Reversals of impairment losses in respect of equity instruments are not recognised in profit or loss; increase in their fair value after impairment are recognised directly in other comprehensive income.

UTI International (Singapore) Private Limited**Notes to the financial statements****For the financial year ended 31 March 2019**

2. Summary of significant accounting policies (cont'd)**2.11 Impairment of financial assets (cont'd)***Policy applicable after 1 April 2018, under FRS 109*

The Company recognises an allowance for expected credit losses ("ECLs") for all debt instruments not held at FVPL. ECLs are based on the difference between the contractual cash flows due in accordance with the contract and all the cash flows that the Company expects to receive, discounted at an approximation of the original effective interest rate. The expected cash flows will include cash flows from the sale of collateral held or other credit enhancements that are integral to the contractual terms.

ECLs are recognised in two stages. For credit exposures for which there has not been a significant increase in credit risk since initial recognition, ECLs are provided for credit losses that result from default events that are possible within the next 12-months (a 12-month ECL). For those credit exposures for which there has been a significant increase in credit risk since initial recognition, a loss allowance is recognised for credit losses expected over the remaining life of the exposure, irrespective of timing of the default (a lifetime ECL).

For trade receivables, the Company applies a simplified approach in calculating ECLs. Therefore, the Company does not track changes in credit risk, but instead recognises a loss allowance based on lifetime ECLs at each reporting date. The Company has established a provision matrix that is based on its historical credit loss experience, adjusted for forward-looking factors specific to the debtors and the economic environment.

The Company considers a financial asset in default when contractual payments are 90 days past due. However, in certain cases, the Company may also consider a financial asset to be in default when internal or external information indicates that the Company is unlikely to receive the outstanding contractual amounts in full before taking into account any credit enhancements held by the Company. A financial asset is written off when there is no reasonable expectation of recovering the contractual cash flows.

2.12 Cash and cash equivalents

Cash and cash equivalents comprise of cash at bank and on hand and deposits held with reputable banks.

2.13 Provisions

Provisions are recognised when the Company has a present obligation (legal or constructive) as a result of a past event, it is probable that an outflow of economic resources will be required to settle the obligation and the amount of the obligation can be estimated reliably.

Provisions are reviewed at the end of each reporting period and adjusted to reflect the current best estimate. If it is no longer probable that an outflow of economic resources will be required to settle the obligation, the provision is reversed. If the effect of the time value of money is material, provisions are discounted using a current pre-tax rate that reflects, where appropriate, the risks specific to the liability. When discounting is used, the increase in the provision due to the passage of time is recognised as a finance cost.

UTI International (Singapore) Private Limited**Notes to the financial statements****For the financial year ended 31 March 2019**

2. Summary of significant accounting policies (cont'd)**2.14 Employee benefits****(a) Defined contributions plans**

The Company participates in the national pension schemes as defined by the laws of the countries in which it has operations. In particular, the Company makes contributions to the Central Provident Fund (CPF) scheme in Singapore, a defined contribution pension scheme. Contributions to defined contribution pension schemes are recognised as an expense in the financial period in which the related service is performed.

(b) Long-term incentives

The net liability for the long-term incentives is the aggregate of the present value of the defined benefit obligation (derived using a discount rate based on risk free rate) at the end of the reporting period.

2.15 Operating leases

Operating lease payments are recognised as an expense in profit or loss on a straight-line basis over the lease term. The aggregate benefit of incentives provided by the lessor is recognised as a reduction of rental expense over the lease term on a straight-line basis.

2.16 Revenue recognition

Revenue is measured based on the consideration to which the Company expects to be entitled in exchange for transferring promised goods or services to a customer, excluding amounts collected on behalf of third parties. Revenue is recognised when the Company satisfies a performance obligation by transferring a promised good or service to the customer, which is when the customer obtains control of the good or service. A performance obligation may be satisfied at a point in time or over time. The amount of revenue recognised is the amount allocated to the satisfied performance obligation.

Revenue comprises primarily of management fee, marketing fee, advisory fee and business service support fee. Management fee, marketing fee, advisory fee and business service support fee income are recognised in the financial year in which the services are rendered.

Interest income is recognised using the effective interest method.

2.17 Taxes**(a) Current income tax**

Current income tax assets and liabilities for the current and prior periods are measured at the amount expected to be recovered from or paid to the taxation authorities. The tax rates and tax laws used to compute the amount are those that are enacted or substantively enacted by the end of the reporting period, in the countries where the Company operates and generates taxable income.

Current income taxes are recognised in profit or loss except to the extent that the tax relates to items recognised outside profit or loss, either in other comprehensive income or directly in equity. Management periodically evaluates positions taken in the tax returns with respect to situations in which applicable tax regulations are subject to interpretation and establishes provisions where appropriate.

UTI International (Singapore) Private Limited

Notes to the financial statements

For the financial year ended 31 March 2019

2. Summary of significant accounting policies (cont'd)

2.17 Taxes (cont'd)

(b) *Deferred tax*

Deferred tax is provided using the liability method on temporary differences at the end of the reporting period between the tax bases of assets and liabilities and their carrying amounts for financial reporting purposes.

Deferred tax assets are recognised for all temporary differences, except:

- Where the deferred tax arises from the initial recognition of an asset in a transaction that is not a business combination and, at the time of the transaction affects neither the accounting profit nor taxable profit or loss; and
- In respect of deductible temporary differences and carry-forward of unused tax credits and unused tax losses, if it is not probable that taxable profit will be available against which the deductible temporary differences and carry-forward of unused tax credits and unused tax losses can be utilised.

The carrying amount of deferred tax asset is reviewed at the end of each reporting period and reduced to the extent that it is no longer probable that sufficient taxable profit will be available to allow all or part of the deferred tax asset to be utilised. Unrecognised deferred tax assets are reassessed at the end of each reporting period and are recognised to the extent that it has become probable that future taxable profit will allow the deferred tax asset to be recovered.

Deferred tax assets and liabilities are measured at the tax rates that are expected to apply in the financial year when the asset is realised or the liability is settled, based on tax rates (and tax laws) that have been enacted or substantively enacted at the end of each reporting period.

Deferred tax relating to items recognised outside profit or loss is recognised outside profit or loss. Deferred tax items are recognised in correlation to the underlying transaction either in other comprehensive income or directly in equity.

Deferred tax assets and deferred tax liabilities are offset, if a legally enforceable right exists to set-off current income tax assets against current income tax liabilities and the deferred taxes relate to the same taxable entity and the same taxation authority.

(c) *Sales tax*

Revenues, expenses and assets are recognised net of the amount of sales tax except:

- Where the sales tax incurred on a purchase of assets or services is not recoverable from the taxation authority, in which case the sales tax is recognised as part of the cost of acquisition of the asset or as part of the expense item as applicable; and
- Receivables and payables that are stated with the amount of sales tax included.

The net amount of sales tax recoverable from, or payable to, the taxation authority is included as part of receivables or payables in the balance sheet.

UTI International (Singapore) Private Limited**Notes to the financial statements****For the financial year ended 31 March 2019**

2. Summary of significant accounting policies (cont'd)**2.18. Share capital**

Proceeds from issuance of ordinary shares are recognised as share capital in equity. Incremental costs directly attributable to the issuance of ordinary shares are deducted against share capital.

2.19. Significant accounting estimates and judgements

The preparation of the Company's financial statements requires management to make judgements, estimates and assumptions that affect the reported amounts of revenues, expenses, assets and liabilities, and the disclosures of contingent liabilities at the end of each reporting period. Uncertainty about these assumptions and estimates could result in outcomes that require a material adjustment to the carrying amount of the asset or liability affected in the future periods.

Judgement made in applying accounting policies

In the process of applying the Company's accounting policies, management has made the following judgement, apart from those involving estimations, which has a significant effect on the amounts recognised in the financial statements:

Taxation

Significant judgement is involved in determining the Company's provision for taxation. There are certain transactions and computations for which the ultimate tax determination is uncertain during the ordinary course of business. The Company recognises liabilities for expected tax issues based on estimates of whether additional taxes will be due. Where the final tax outcome of these matters is different from the amounts that were initially recognised, such differences will impact the current income tax and deferred tax provisions in the period in which determination is made. The carrying amount of the Company's income tax payable as at 31 March 2019 was S\$61,000 (2018: S\$160,000). The carrying amount of the Company's deferred tax asset at 31 March 2019 was S\$126,934 (2018: S\$141,060).

UTI International (Singapore) Private Limited

Notes to the financial statements

For the financial year ended 31 March 2019

3. Transition disclosures

A reconciliation between the carrying amounts under FRS 39 to the balances reported under FRS 109 as of 1 April 2018 is as follows:

FRS 39 measurement		Re- classification S\$	Re- measurement	FRS 109		
Category	Amount S\$		ECL S\$	Amount S\$	Category	
Financial assets						
Investment securities	AFS	1,722,157	1,722,157	—	1,722,157	FVPL
Trade debtors	L&R	1,928,703	—	—	1,928,703	AC
Sundry debtors, and deposits	L&R	198,373	—	—	198,373	AC
Cash and cash equivalents	L&R	11,311,826	—	—	11,311,826	AC
Total financial assets		15,161,059	1,722,157	—	15,161,059	
Financial liabilities						
Accrual and other liabilities	AC	820,621	—	—	820,621	AC
Amounts owing to holding company	AC	554,069	—	—	554,069	AC
Amounts owing to ultimate holding company	AC	118,186	—	—	118,186	AC
Total financial liabilities		1,492,876	—	—	1,492,876	

UTI International (Singapore) Private Limited

Notes to the financial statements

For the financial year ended 31 March 2019

3. Transition disclosures (cont'd)

The impact of transition to FRS 109 on retained earnings and fair value reserves is, as follows:

	Retained earnings and reserves S\$
Retained earnings	
Closing balance under FRS 39 (31 March 2018)	5,490,703
Reclassification of investment securities from AFS to FVPL	372,617
	<u>5,863,320</u>
Opening balance under FRS 109 (1 April 2018)	<u>5,863,320</u>
Fair value reserves	
Closing balance under FRS 39 (31 March 2018)	372,617
Reclassification of investment securities from AFS to FVPL	(372,617)
	<u>-</u>
Opening balance under FRS 109 (1 April 2018)	<u>-</u>
Total change in equity due to adopting FRS 109	<u>-</u>

4. Revenue

	2019 S\$	2018 S\$
Marketing fees	484,287	2,345,718
Management fees	7,044,112	7,809,036
Advisory fees	912,235	1,793,329
Business support service fees	1,121,565	-
Interest income on fixed deposits	10,857	9,412
Other income	42,551	9,662
	<u>9,615,607</u>	<u>11,967,157</u>

UTI International (Singapore) Private Limited

Notes to the financial statements

For the financial year ended 31 March 2019

5. Salaries and other related expenses

	2019 S\$	2018 S\$
Salaries and bonuses	3,077,697	3,207,852
CPF contributions	165,422	120,404
Other staff related costs	588,756	561,280
	<u>3,831,875</u>	<u>3,889,536</u>

Salaries and other related expenses comprise of amounts paid to directors of the Company are as follows:

	2019 S\$	2018 S\$
Salaries and bonuses	1,263,430	1,267,105
CPF contributions	27,505	34,703
	<u>1,290,935</u>	<u>1,301,808</u>

6. Other operating expenses

	2019 S\$	2018 S\$
Management fee expenses	4,024,128	4,592,640
Travel and entertainment	261,050	321,284
Operating lease expenses	176,584	188,051
Legal and professional fees	579,922	469,613
Communication expense	67,210	77,717
Insurance expense	101,232	98,507
Operational expenses	264,385	232,525
Repair and maintenance	53,949	54,028
Service administration fees	131,564	30,598
Business promotion expenses	119,767	73,288
Directors' fees	70,869	67,300
Foreign exchange (gain)/loss	(363,905)	594,254
Others	170,276	161,338
	<u>5,657,031</u>	<u>6,961,143</u>

UTI International (Singapore) Private Limited

Notes to the financial statements

For the financial year ended 31 March 2019

7. Tax (credit)/expense

	2019 S\$	2018 S\$
Tax (credit)/expense attributable to profit is made up of:		
- Current income tax	61,000	160,000
- (Over)/underprovision in respect of previous year	(79,359)	118,329
- Deferred income tax from temporary differences	14,126	(25,513)
- Tax credit	-	(10,000)
	(4,233)	242,816

A reconciliation between tax (credit)/expense and the product of accounting profit multiplied by the applicable tax rate for the financial years ended 31 March were as follow:

	2019 S\$	2018 S\$
Profit before taxation	312,385	1,109,223
Tax calculated at tax rate of 17% (2018: 17%)	53,105	188,568
Adjustments:		
Expenses not deductible for tax purposes	20,699	4,261
Income not subject to taxation	(32,655)	-
Effect of partial tax exemption, tax relief and tax rebate	26,399	(29,132)
Deferred tax on temporary differences	14,126	(25,513)
Benefits from previously unrecognised tax losses and capital allowances	(2,040)	(914)
(Over)/underprovision in respect of previous year	(79,359)	118,329
Tax credit	-	(10,000)
Others	(4,508)	(2,783)
Tax (credit)/expense recognised in profit or loss	(4,233)	242,816

The Company was granted the Financial Sector Incentive Award (Fund Management or Investment Advisory Services) ("FSI"), effective from 29 April 2016 to 28 April 2021. Under the FSI, the Company is entitled to a concessionary rate of tax of 10% on qualifying transactions under the provision of Concessionary Rate of Tax for Financial Sector Incentive Companies in section 43Q of the Income Tax Act (Chapter 134).

UTI International (Singapore) Private Limited

Notes to the financial statements

For the financial year ended 31 March 2019

8. Property, plant and equipment

	Office furniture and equipment S\$	Fixtures and fittings S\$	Computers S\$	Total S\$
Cost				
At 1 April 2017	30,090	119,043	165,462	314,595
Additions	297	—	5,397	5,694
At 31 March 2018 and at 1 April 2018	30,387	119,043	170,859	320,289
Additions	447	—	17,659	18,106
At 31 March 2019	30,834	119,043	188,518	338,395
Accumulated depreciation				
At 1 April 2017	29,262	119,043	155,748	304,053
Charge for 2018	672	—	6,583	7,255
At 31 March 2018 and at 1 April 2018	29,934	119,043	162,331	311,308
Charge for 2019	424	—	5,983	6,407
At 31 March 2019	30,358	119,043	168,314	317,715
Net book value				
At 31 March 2018	453	—	8,528	8,981
At 31 March 2019	476	—	20,204	20,680

UTI International (Singapore) Private Limited

Notes to the financial statements

For the financial year ended 31 March 2019

9. Investment securities

(a)

2019

S\$

At fair value through profit or loss

- Quoted investment securities

5,394,757

(b)

2018

S\$

Available-for-sale investments, at fair value

- Quoted equity securities

1,722,157

10. Sundry debtors, prepayments and deposits

2019

S\$

2018

S\$

Sundry debtors

-

964

Prepayments

170,298

116,695

Deposits

69,138

36,738

Recoverable expense

177,454

144,602

Net GST receivable

19,044

15,784

Accrued interest receivable

295

285

436,229

315,068

11. Cash and cash equivalents

Cash and cash equivalents consist of cash and bank balances and fixed deposits. Cash and cash equivalents included in the cash flow statement comprise the following balance sheet amounts:

2019

S\$

2018

S\$

Fixed deposits

1,088,352

1,075,911

Cash and bank balances

6,003,675

10,235,915

7,092,027

11,311,826

Fixed deposits earn interest at 0.90% (2018: 0.90%).

UTI International (Singapore) Private Limited

Notes to the financial statements

For the financial year ended 31 March 2019

12. Accruals and other liabilities

	2019 S\$	2018 S\$
Provision for long-term incentives	881,557	829,755
Provision for bonus	840,000	960,000
Accrued staff costs	23,789	34,436
Accrued management fee expenses	569,916	472,188
Others	236,381	313,997
	<u>2,551,643</u>	<u>2,610,376</u>

Accruals and other payables are unsecured, interest-free and typically payable within 30 days.

13. Deferred income

	2019 S\$	2018 S\$
Deferred income	—	121,844

Deferred income refers to the unearned portion of the management fees which are paid in advance by a third party.

14. Share capital

	2019		2018	
	No. of shares	S\$	No. of shares	S\$
<i>Issued and fully paid:</i>				
At beginning and end of year	600	6,000,000	600	6,000,000

The holders of ordinary shares are entitled to receive dividends as and when declared by the Company. All ordinary shares carry one vote per share without restrictions. The ordinary shares have no par value.

15. Commitments

At the end of the reporting period, the Company has office rental and office equipment commitments under non-cancellable operating leases with a term within one financial year. The minimum lease payments that will become due are as follows:

	2019 S\$	2018 S\$
Within one year	<u>43,588</u>	<u>176,229</u>

UTI International (Singapore) Private Limited

Notes to the financial statements

For the financial year ended 31 March 2019

16. Trade debtors

	2019 S\$	2018 S\$
Receivable from related companies (Note 18)	1,938,861	1,658,662
Receivable from third parties	188,231	270,041
	<u>2,127,092</u>	<u>1,928,703</u>

Trade debtors are trade-related, unsecured, non-interest bearing, repayable on demand and are to be settled in cash.

17. Fair value reserves

The fair value reserves as at 31 March 2018 represent the cumulative fair value changes, net of tax, of available-for-sale financial assets until they are disposed of or impaired.

18. Related party transactions

For the financial year ended 31 March 2019, the related party transactions were as follows:

	2019 S\$	2018 S\$
Revenue		
Fee from funds under management	5,991,269	6,959,076
Advisory fee from holding company	912,235	1,793,329
Business support service fee from ultimate holding company	<u>1,121,565</u>	<u>—</u>
Marketing fees		
Holding company	—	1,879,880
Other related companies	<u>484,287</u>	<u>465,838</u>
Interest income on fixed deposit with related financial institution	<u>10,857</u>	<u>9,412</u>
Expenses		
Management fee expenses		
Holding company	928,106	1,774,041
Ultimate holding company	<u>520,918</u>	<u>411,764</u>

UTI International (Singapore) Private Limited

Notes to the financial statements

For the financial year ended 31 March 2019

18. Related party transactions (cont'd)

At 31 March, balances resulting from related party transactions were as follows:

	2019 S\$	2018 S\$
Assets		
Trade debtors owing from:		
Holding company	42,468	67,921
Ultimate holding company	270,861	—
Funds under management	1,586,645	1,555,069
Other related companies	38,887	35,672
Liabilities		
Amounts owing to:		
Holding company	251,460	554,069
Ultimate holding company	118,677	118,186

Trade debtors owing from and amounts owing to related companies are trade-related, unsecured, non-interest bearing, repayable on demand and are to be settled in cash.

The Company currently does not offset balances with related parties and trade debtors owing from and amounts owing to related companies are presented at gross in the statement of financial position.

19. Deferred tax asset

	2019 S\$	2018 S\$
Provision for long-term incentives	126,934	141,060

UTI International (Singapore) Private Limited**Notes to the financial statements****For the financial year ended 31 March 2019**

20. Fair value of financial instruments

The Company's principal financial instruments are cash and short-term deposits, trade and sundry debtors, amounts owing to related companies, and accruals and other liabilities.

The carrying amounts of these financial instruments are reasonable approximation of fair values due to their short-term nature.

Fair value hierarchy

The Company categorises fair value measurements using a fair value hierarchy that is dependent on the valuation inputs used as follows:

- Level 1 - Quoted prices (unadjusted) in active market for identical assets or liabilities that the Company can access at the measurement date;
- Level 2 - Inputs other than quoted prices included within Level 1 that are observable for the asset or liability, either directly; and
- Level 3 - Unobservable inputs for the asset or liability.

Fair value measurements that use inputs of different hierarchy levels are categorised in its entirety in the same level of the fair value hierarchy as the lowest level input that is significant to the entire measurement.

Investment securities

Fair value is determined directly by reference to their published market price or broker quotes at the end of the reporting period without factoring in transaction costs (Level 1).

21. Financial risk management objectives and policies

The directors consider that their main risk management objectives is to monitor and mitigate material risks, which they consider to include credit risk, liquidity risk, interest rate risk and foreign currency risk. Several procedures are in place to enable material risks to be adequately managed. These include preparation and review of annual forecasts and monthly management accounts.

The key risks are summarised below:

(a) Credit risk

Credit risk is the risk of loss that may arise on outstanding financial instruments should a counterparty default on its obligations. The Company's exposure to credit risk arises primarily from trade and other debtors. For other financial assets (including cash and cash equivalents), the Company minimise credit risk by dealing exclusively with high credit rating counterparties. At the end of the reporting period, 91.15% (2018: 91.73%) of the trade debtors were due from related parties.

(i) Exposure to credit risk

At the end of the reporting period, the Company's maximum exposure to credit risk is represented by the carrying amount of each class of financial assets recognised in the balance sheet.

UTI International (Singapore) Private Limited

Notes to the financial statements

For the financial year ended 31 March 2019

21. Financial risk management objectives and policies (cont'd)

(a) **Credit risk (cont'd)**(ii) *Financial assets that are neither past due nor impaired*

Trade and other debtors that are neither past due nor impaired are with credit worthy debtors with good payment record with the Company. The Company derives its main source of revenue from providing fund management services to its affiliates. Exposure to credit risk arising from related party transactions is minimal as these affiliates are of good credit standing. Cash is placed only with major international bank.

(iii) *Financial assets that are either past due or impaired*

There is no financial asset that is either past due or impaired, or would be otherwise past due and not impaired as at 31 March 2019.

(b) **Liquidity risk**

Liquidity risk is the risk that the Company will encounter difficulty in meeting financial obligations due to shortage of funds. The Company's exposure to liquidity risk arises primarily from mismatches of the maturities of financial assets and liabilities.

The Company's policy on liquidity risk management is to maintain sufficient cash and the availability of funding. Cash balances and forecast cash movements are reviewed on a regular basis, bank reconciliations are prepared and reviewed daily and management accounts are prepared and reviewed monthly to ensure that the Company maintains adequate working capital. The Company's financial assets and liabilities are short-term in nature which mitigates the risk of default on financial obligations. At the end of the reporting period, all of the Company's financial liabilities will mature in less than one year based on the carrying amount reflected in the financial statements.

(c) **Interest rate risk**

Interest rate risk is the risk that the fair value or future cash flows of the Company's financial instruments will fluctuate because of changes in market interest rates.

The Company's income and operating cash flows are substantially independent of changes in market interest rates. The Company's interest-bearing assets are cash deposits placed with banks of S\$1,088,352 (2018: S\$1,075,911). The Company's policy is to maximise the returns on these interest-bearing assets. The Company does not have any borrowings.

UTI International (Singapore) Private Limited**Notes to the financial statements****For the financial year ended 31 March 2019**

21. Financial risk management objectives and policies (cont'd)**(d) Foreign currency risk**

The Company has transactional currency exposures arising mainly from intercompany receivables and distribution fees payable, which are denominated in currency other than SGD. The foreign currency in which these receivables are denominated is mainly United States dollars ("USD" or "US\$").

As at end of the reporting period, the balance denominated in USD amounted to US\$8,700,259 (2018: US\$7,204,083). With all other variables held constant, a 1% strengthening of USD against SGD would result in an increase in profit/(loss) before taxation of approximately S\$117,964 (2018: S\$94,496).

(e) Market price risk

Market price risk is the risk that the fair value or future cash flows of the Company's financial instruments will fluctuate because of changes in market prices. The Company is exposed to equity price risk arising from its investment securities.

The Company's objective is to manage investment returns and price risk using a mix of investment grade shares with steady dividend yield and non-investment grade shares with higher volatility.

Sensitivity analysis for price risk

At the end of the reporting period, if the prices of the investment securities had been 2% (2018: 2%) higher/lower with all other variables held constant, the Company's profit before tax for 2019 would have been S\$107,895 higher/lower, arising as a result of an increase/decrease in the fair value of investment securities classified as FVPL in 2019 and the Company's other comprehensive income for 2018 would have been S\$34,443 higher/lower, arising as a result of an increase/decrease in the fair value of investment securities classified as available-for-sale in 2018.

22. Capital management

The primary objective of the Company's capital management is to safeguard the Company's ability to continue as a going concern so that it can continue to provide investment advisory services to affiliates. The Company's management monitor the capital structure and make adjustments to it as needed. In order to maintain or adjust the capital structure, management would maintain low expenses/costs and focus on new business opportunities.

23. Authorisation of financial statements

The financial statements of the Company for the financial year ended 31 March 2019 were authorised for issue in accordance with a resolution of the directors on 15 April 2019.

4【利害関係人との取引制限】

管理会社、受託会社、受託会社の持株会社、持株会社の株主、持株会社の子会社およびこれらの取締役、役員、従業員、代理人および関係者（以下「関係当事者」という。）は、ファンドと利益の相反を生じ得る他の財務上、投資上またはその他の専門業務に関わることがある。かかる業務には、その他のファンドの受託者、管理事務代行者、管理会社、保管銀行または販売会社としての行為、およびその他のファンドまたは会社の取締役、役員、アドバイザーもしくは代理人としての業務を含む。特に、管理会社はファンドと同様または重複する投資目的を有する他の投資ファンドに対して管理および／または顧問業務を提供する場合が想定される。管理会社および受託会社は、ファンドに対して提供されるのと類似の業務を第三者に対して提供することがあり、かかる業務から得た利益につき説明責任を負わないものとする。利益相反が生じた場合、管理会社または受託会社（適切な場合）は、これが公平に解決されることを確実にするよう努力する。ファンドを含む他のクライアントに対する投資機会の配分について、管理会社は当該義務に関して利益相反に直面する場合があるが、いずれの立場においても、当該状況において投資機会が長期的視点に立って公平に配分されることを確実にする。

各シリーズ・トラストは、関係当事者またはこれにより助言されるかもしくは運用される投資信託または口座から証券を取得し、またはこれらに対し証券を処分することができる。いずれの関係当事者（受託会社を除く。）も、受益証券を保有し、かつ自らが適切であると考えるように取引することができる。関係当事者は、ファンドにより保有される類似の投資対象にかかわりなく、自己勘定で投資対象の購入、保有および取引を行うことができる。

関係当事者は、受益者との間で、またはその証券がファンドによるかもしくはファンドの勘定で保有されている法人もしくは当該契約もしくは取引に利害関係を有する法人との間で、契約を締結するかまたは金融その他の取引を実行することができる。また、関係当事者は、ファンドの勘定で当該関係当事者が実行したファンドの投資対象の売買に関連して取り決められ、かつ当該ファンドの利益となる場合もならない場合もある手数料および手当を受領することができる。

5【その他】

（１）取締役の変更

取締役は、多数決によりいかなる者をも取締役に任命することができ、任命された者は、付属定款に従い解任されるまでまたは退任するまで取締役に務める。

（２）定款の変更等

管理会社の定款の変更または解散に関しては、シンガポール会社法の定める条件に従った株主総会の決議が必要である。

（３）事業譲渡または事業譲受

管理会社は、取締役全員一致の承認を得ることによって、その事業の全部または一部を譲渡し、また管理会社の事業と同種の事業を譲り受けることができる。ただし、シンガポール金融庁の事前承認が必要とされる場合がある。

（４）訴訟事件その他の重要事項

訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えまたは与えると予想される事実はない。

管理会社の会計年度は３月末日に終了する１年である。

管理会社の存続期間は無制限である。ただし、その株主総会の決議によりいつでも解散することができる。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

1 G.A.S.（ケイマン）リミテッド（「受託会社」）

（G.A.S.（Cayman）Limited）

（1）資本金の額

2019年7月末日現在、48万米ドル（約5,215万円）

（2）事業の内容

受託会社は、2001年10月、ケイマン諸島で通常会社として設立された。受託会社は、ケイマン諸島総督により、ファンドのような集团的投資スキームの受託会社、保管銀行および投資信託管理者として行為することを認可されている。受託会社は、最終的に三井住友信託銀行株式会社の全額出資子会社である。

2 インベストック・アセット・マネジメント・ガーンジー・リミテッド（「投資運用会社」）

（Investec Asset Management Guernsey Limited）

（1）資本金の額

2019年7月末日現在、20万英ポンド（約2,639万円）

（注）英ポンドの円貨換算は、2019年7月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1英ポンド＝131.97円）による。

（2）事業の内容

ガーンジーにおいて設立された会社（会社番号8509）であるインベストック・アセット・マネジメント・ガーンジー・リミテッド（投資運用会社）は、管理会社（UTIインターナショナル（シンガポール）プライベート・リミテッド）により、ファンドの投資運用会社として任命されている。その職務の遂行において、投資運用会社は、管理会社および投資運用会社の間の2008年11月17日付のポートフォリオ・マネジメント契約（以下「ポートフォリオ・マネジメント契約」という。）の条項に従って継続的にファンドのポートフォリオを運用する裁量権を有する。ポートフォリオ・マネジメント契約の条項において、投資運用会社は、運用再委託契約に従い一定の投資機能をインベストック・アセット・マネジメント（プロプライエタリ）リミテッドに再委託する権限を有している。

3 エスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッド（「管理事務代行会社」）

（SMT Fund Services（Ireland）Limited）

（1）資本金の額

2019年7月末日現在、40万英ポンド（約5,279万円）および6,250万ユーロ（約75億7,438万円）

（注）ユーロの円貨換算は、2019年7月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝121.19円）による。

（2）事業の内容

管理事務代行会社は、アイルランドにおいて、1995年に設立された。同社の最終的な親会社は、三井住友トラスト・ホールディングス株式会社である。同社は、多数の国・地域において設立された集团的投資スキームについて、業務を提供している。

4 スミトモ・ミツイ・トラスト（ユーケー）リミテッド（「保管銀行」）

（Sumitomo Mitsui Trust (UK) Limited）

（１）資本金の額

2019年7月末日現在、1,784,806英ポンド（約2億3,554万円）

（２）事業の内容

保管銀行は、1986年に英国において設立され、同社の最終的な親会社は三井住友トラスト・ホールディングス株式会社である。保管銀行は英国において保管業務を行うことを英国金融行為監督機構から認められている。

5 株式会社新生銀行（「代行協会員」）

（１）資本金の額

2019年3月末日現在、5,122億円

（２）事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を行い、日本において金融商品取引業を営んでいる。なお、新生銀行は証券投資信託受益証券を取扱っており、複数の外国投資信託証券について、日本における代行協会員業務および販売等の業務を行っている。

2【関係業務の概要】

1 G.A.S.（ケイマン）リミテッド（「受託会社」）

（G.A.S.（Cayman）Limited）

信託証書に基づき、ファンド資産の受託会社としての業務を行う。

2 インベステック・アセット・マネジメント・ガーンジー・リミテッド（「投資運用会社」）

（Investec Asset Management Guernsey Limited）

管理会社とのポートフォリオ・マネジメント契約に基づき、ファンド資産の投資運用業務を行う。

3 エスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッド（「管理事務代行会社」）

（SMT Fund Services (Ireland) Limited）

管理会社および受託会社との管理事務代行契約に基づき、ファンドの管理事務代行業務、登録事務代行業務および名義書換事務代行業務を行う。

4 スミトモ・ミツイ・トラスト（ユーケー）リミテッド（「保管銀行」）

（Sumitomo Mitsui Trust (UK) Limited）

受託会社との保管契約に基づき、ファンド資産の保管業務を行う。

5 株式会社新生銀行（「代行協会員」）

日本におけるファンド証券の販売に関し、代行協会員業務を行う。

3【資本関係】

管理会社と他の関係法人の間に資本関係はない。

第3【投資信託制度の概要】

1. ケイマン諸島におけるミューチュアル・ファンド法の概要

ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改正済）（「ミューチュアル・ファンド法」）が制定された1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を規制する単独法は存在しなかった。それ以前は、投資信託は特別な規制には服していなかったが、ケイマン諸島内においてあるいはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者は銀行・信託会社法（改正済）の下で規制されており、ケイマン諸島内においてあるいはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、会社管理法（改正済）または地域会社（管理）法（改正済）の下で規制されていた。

ケイマン諸島はかつて連合王国の属領（現在は連合王国の海外領）であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープンエンド型の投資信託が1960年代の終わり頃から設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー（「設立計画推進者」）として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社、およびリミテッドパートナーシップのファンドを設定した。

2018年12月31日現在、規制を受けているオープンエンド型投資信託の数は約10,992であった。かかる投資信託の総資産あるいは純資産の総計の正確な数字は入手できない。

ケイマン諸島は、カリブ金融行動課題実行部隊（マネーロンダリング）およびオフショアバンキング監督者グループ（銀行規制）のメンバーである。

2. ケイマン諸島の投資信託制度の記述

A. 投資信託規制

- 1993年に最初に制定されたミューチュアル・ファンド法は、オープンエンド型の投資信託に対する規則および投資信託管理者に対する規則を制定している。クローズドエンド型ファンドは、ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制の対象ではない。銀行、信託会社および保険会社をも監督しており金融庁法（改正済）（「金融庁法」）により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁（「CIMA」）が、ミューチュアル・ファンド法のもとでの規制の責任を課せられている。ミューチュアル・ファンド法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。
- 投資信託とは、会社、ユニット・トラストまたはパートナーシップで、投資者の選択により買い戻しができる受益権を発行し、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。
- ミューチュアル・ファンド法の第4（4）条のもとで規制を免除されている投資信託は、（a）その受益権に関する投資者が15名以内であり、その過半数によって投資信託の取締役、受託会社もしくはゼネラルパートナーを選任および解任することができる投資信託、または（b）ケイマン諸島外で設立され、ケイマン諸島において、当該区分においてCIMAが規制している受益権の公募を、証券投資業法（改正済）に基づく免許の保有者によってまたはその者を介して実施するファンドで、かつ（ ）受益権がCIMAがケイマン諸島の官報に掲載する通達で指定する証券取引所（店頭市場を含む。）に上場されている、または（ ）当該区分において規制される、および公募の目的でCIMAが承認する海外規制当局により規制されるファンドである。
- ミューチュアル・ファンド法のもとにおいて規制を受ける投資信託には次の三つの型が存在する。

4.1 免許投資信託

この場合、ファンドによってCIMAに対して、CIMAのレギュラトリー・エンハンスド・エレクトロニック・フォーム・サブミッション（「REEFS」）システムを通じて、目論見書をそのオンライン登録手続に必要なファンドの主要事項を詳述した関連様式とともに提出し、登録時および毎年

4,268.29米ドルの手数料を納入する。また、登録時に課される365.85米ドルの事務手数料も支払う。設立計画推進者が健全な評判を有し、ファンドを運営するための十分な専門性を有する健全な評判の者が存在しており、かつファンドの業務および受益権を募ることが適切な方法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。それぞれの場合に応じて、ファンドの取締役、受託会社およびゼネラルパートナーに関する詳細な情報が要求される。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島の免許を受けた者が選任されない投資信託に適している。（下記4.2項参照）

4.2 管理投資信託

この場合、投資信託は、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する。同管理者およびファンドにより作成され、ファンドおよび業務提供者の詳細を要約した目論見書が、オンライン登録手続に必要なファンドの主要事項を詳述した関連様式とともにCIMAに対して提出されなければならない。投資信託管理者が設立計画推進者が健全な評判の者であること、投資信託管理の十分な専門性を有する者が存在すること、受益権を募る方法が適切に行われていること、および投資信託がケイマン諸島において設立または設定されていない場合、投資信託がCIMAにより承認または他に規制された国もしくは領土において設立または設定されていることを満たしていることが要求される。当初手数料および年間手数料は4,268.29米ドルである。また、登録時に課される365.85米ドルの事務手数料も支払う。投資信託管理者は主たる事務所を提供している投資信託（もしくはいずれかの設立計画推進者、その取締役、受託会社、もしくはゼネラルパートナー）がミューチュアル・ファンド法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

4.3 登録投資信託（第4条3項投資信託）

規制投資信託の第三の類型はさらに三つの類型に分けられる。

- （ ）一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドル超であるもの
- （ ）受益権が承認された証券取引所に上場されているもの
- （ ）マスター・ファンド（ミューチュアル・ファンド法において定義される）でかつ一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドル超であるかまたはマスター・ファンドの受益権が承認された証券取引所に上場されているもの

上記（ ）および（ ）の場合には、投資信託は、その販売書類を、オンライン登録手続に必要なファンドの主要事項を詳述した関連様式とともにCIMAに対して届け出て、かつ4,268.29米ドルの当初手数料および年間手数料を登録時に課される365.85米ドルの事務手数料とともに支払う。

上記（ ）の場合で販売書類が存在しない場合、投資信託は、オンライン登録手続に必要なマスター・ファンドの主要事項を詳述した関連様式をCIMAに対して届け出て、かつ3,048.78米ドルの当初手数料および年間手数料を支払う。また、登録時に課される365.85米ドルの事務手数料も支払う。ミューチュアル・ファンド法は、ケイマン諸島において設立または設定され、一または複数の投資者に受益権を発行し、規制フィーダー・ファンドのすべての投資方針を遂行するという主たる目的のために投資対象を保有し、取引活動を行っており、一または複数の規制フィーダー・ファンドを直接もしくはマスター・ファンドに投資するために設立した媒介法人を通じて保有し、銀行・信託会社法（改正済）もしくは保険法（改正済）に基づく免許を有しておらず、または住宅金融組合法（改正済）もしくは共済会法（改正済）に基づく登録を有しない投資信託について、マスター・ファンドとして定義している。

B . 投資信託の現行要件

- 1．いずれの規制投資信託（規制マスター・ファンド以外）も、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が投資するか否かの判断を十分情報を得た上でなし得るようにするために必要なその他の情報を記載した目論見書を発行しなければならない。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモンロー上の義務が適用される。継続的に募集している場合には、重要な変更、例えば、取締役、受託会社、投資信託管理者、監査人等の変更の場合には改訂目論見書を提出する義務を負っている。
- 2．すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならない。決算終了から6か月以内に監査済み会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程でファンドが以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると考えるときはCIMAに対し迅速に書面により通知を送付する法的義務を負っている。
 - 2.1 ファンドが、その義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合。
 - 2.2 ファンドの投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行っているかもしくは行おうとしている場合、または任意にその事業を解散する場合。
 - 2.3 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのようにもくろんでいる場合。
 - 2.4 詐欺または犯罪行為により事業を行っているかまたは行おうとしている場合。
 - 2.5 ミューチュアル・ファンド法（改正済）もしくはミューチュアル・ファンド法に基づくその他の規則、金融庁法（改正済）、マネー・ロンダリング防止規則（改正済）または投資信託業免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのようにもくろんでいる場合。
- 3．すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。

C．投資信託管理者

- 1．免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。ケイマン諸島においてあるいはケイマン諸島から投資信託の管理を行おうとする場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、（会社型であると契約型であるとを問わず）投資信託の資産のすべてあるいは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、もしくは受託会社またはファンドの取締役を提供することを含むものとし、管理と定義される。
- 2．いずれの類型の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、評判がよく、かつ適切な方法で規制投資信託を管理するという法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつその所有権と財務構造およびその取締役と役員を詳細に記載した申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低487,804.87米ドルなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者（ただし制限的投資信託管理者ではない。）は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する主たる事務所をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行為することができる。制限的投資信託管理者の免許を有する事業体は、ケイマン諸島に登録上の事務所を有さなければならない。
- 3．投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託にのみ主たる事務所を提供し、かかる投資信託のすべてにつきCIMAに通知し、第二に上記A第4.2項に定めた事態をCIMAに対して知らせる法的義務を遵守することである。
- 4．制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する数の免許投資信託に関し管理者として行為することができる。この類型は、ケイマンにファンドマネジャーの会社を創設したファンド設立推進者がファンドに関連した一連のファミリーファンドを管理することを認める。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。このため、制限的投資信託

託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、ミューチュアル・ファンド法第4（3）条（上記A4.3参照）または第4（4）条（上記A4.3参照）に規制されていない場合は、別個に免許を受けなければならない。

5．投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた現地の監査人を選任しなければならない。決算期末から6か月以内にCIMAに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託管理者に以下のいずれかに該当する事由があることを知るに至りまたはかかる事由があると信ずる理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。

5.1 投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できないおそれがある場合。

5.2 投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようともくろんでいる場合。

5.3 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのようにもくろんでいる場合。

5.4 詐欺または犯罪行為により事業を行っているかまたはそのようにもくろんでいる場合。

5.5 ミューチュアル・ファンド法、投資信託管理者免許の条件またはケイマン諸島のその他の法律を遵守せずに事業を行いまたはそのようにもくろんでいる場合。

6．CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。

7．投資信託管理者の株主、取締役、または上級役員の変更についてはCIMAの承認が必要である。

8．非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う当初および年間の手数料は、24,390.24米ドル（当初）／36,585.37米ドル（年間）（50ファンド以下の場合）または30,487.80米ドル（当初）／42,682.93米ドル（年間）（50ファンド超の場合）であり、制限的投資信託管理者の支払う当初および年間手数料は8,536.59米ドルである。

3．ケイマン諸島におけるタイプ別の投資信託の仕組みの概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている法的類型は以下のとおりである。

A．免税会社

最も一般的な投資信託の手段は、会社法（改正済）に従って通常額面株式を発行する（無額面株式も認められる）伝統的有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免税会社は、投資信託に最もよく用いられており、以下の特性を有する。

1．設立手続きには、会社の基本憲章の制定（会社の目的、登記上の事務所、授權資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款）、基本定款の記名者による署名を行い、これを取締役として提案されている者の簡略な法的宣誓文書とともに、授權資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。

2．存続期限のある／存続期間限定会社 - 存続期間が限定される会社型のファンドで外国の税法上（例えば米国）非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。

3．投資信託がいったん登録された場合、会社法の下での主な要件は、以下のとおり要約される。

3.1 各会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。

3.2 取締役と役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない、その写しを会社登記官に提出しなければならない。

3.3 会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。

3.4 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。

3.5 会社の手続きの議事録は、利便性のある場所において維持する。

3.6 会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。

4 ．会社は、存続期間の限られた会社でありかつ株主により管理されていない限り、取締役会を持たなければならない。取締役は、コモンロー上の忠実義務に服すものとし、とりわけ、注意を払ってかつ会社の最善の利益のために行為しなければならない。

5 ．会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。

6 ．額面株式の発行は認められない。

7 ．いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。

8 ．株式の買戻しも認められる。

9 ．株式の償還または買戻しの支払いに加えて、収益または払込剰余金から、会社は株式の買戻しをすることができるが、会社は、資本の支払いの後においても、通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち会社が支払能力を有しなければならない。

10 ．会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合は取締役はその支払後、会社が通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち会社が支払能力を有することを確認しなければならない。

11 ．免税会社は、今後20年間（さらに10年間の延長が可能）税金が賦課されない旨の約定を取得することができる。

12 ．会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、会社登記官に報告しなければならない。

13 ．免税会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

B ．免税ユニット・トラスト

1 ．ユニット・トラストは、（税金または規制の理由により）ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。

2 ．ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者により形成される。また、投資運用会社がトラストを設立する信託証書の当事者となり、信託証書に基づく権利、義務および債務を有することが一般的になりつつある。

3 ．ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、この問題に関する英国判例法のほとんどを採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法（改正済）は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託会社に対して資金を払い込み、投資者の利益のために（受益者と称する。）投資運用会社が運用する間、受託会社は、一般的に保管者としてこれを保持する。ユニット・トラストの信託証書の特別条項に従い、各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。

4 ．受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。

5 ．大部分のユニット・トラストは、信託法（改正済）に基づく「免税信託」として信託登記官に登録申請される。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とし、ない旨宣言した受託会社の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に提出される。

6 ．免税信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間ケイマン諸島における課税に服しないと約定を取得することができる。

7 ．信託は、150年まで存続することができるが、財産永久所有法（Perpetuities Law）（改正済）に規定されている一定の制限的例外に従う。

8 ．免税信託は、信託証書の変更を信託登記官に提出しなければならない。

9．免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

C．免税リミテッドパートナーシップ

- 1．免税リミテッドパートナーシップは、幅広い種類の投資ストラクチャーにおいて用いられる。
- 2．リミテッドパートナーシップの概念は、基本的に米国において採用されている概念に類似している。それは法によって創設されたものであり、当該法は、英国の1907年リミテッドパートナーシップ法に基礎を置く。ケイマン諸島の免税リミテッドパートナーシップ法（改正済）は、他の法域のリミテッドパートナーシップ法の諸側面を組み込んでいる。
- 3．免税リミテッドパートナーシップは、免税リミテッドパートナーシップ契約を締結するゼネラルパートナー（その一人はケイマン諸島の居住者であるか、同島において登録されているかあるいは同島で設立されたものでなければならない。）およびリミテッドパートナーにより、免税リミテッドパートナーシップ法（改正済）により登録されることによって形成される。登録はゼネラルパートナーが、免税リミテッドパートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。
- 4．登録にかかわらず、免税リミテッドパートナーシップはそのパートナーから独立した個別の法人ではない。ケイマン諸島法の下では、免税リミテッドパートナーシップのすべての種類の権利または財産（無形資産ならびにキャピタル・コールを行う権利およびもしくは複数のゼネラルパートナーに譲渡されるか帰属するか、その代理で保有されるか、または免税リミテッドパートナーシップの名義で譲渡されるか帰属する当該資産の手取金を受領する権利を含む。）は、ゼネラルパートナーにより保有されるか保有されるとみなされるものとし、ゼネラルパートナーが複数いる場合には、パートナーシップ契約の条件に従い免税リミテッドパートナーシップの資産として信託することによりゼネラルパートナーにより共同名義で保有されるか保有されるとみなされるものとする。同様に、免税リミテッドパートナーシップの業務の遂行においてゼネラルパートナーにより発生する債務または義務は、免税リミテッドパートナーシップの債務または義務であるとみなされるものとする。
- 5．ゼネラルパートナーは、リミテッドパートナーを除外して免税リミテッドパートナーシップの業務の運営を行う。またリミテッドパートナーが積極的に免税リミテッドパートナーシップの業務の遂行に参加するなどの例外的な状況がなければ、リミテッドパートナーは有限責任を享受する。ゼネラルパートナーの機能、義務および責任の詳細は、免税リミテッドパートナーシップ契約に記載される。
- 6．ゼネラルパートナーは、誠意をもって、かつ、免税リミテッドパートナーシップ契約とは異なる明確な条項に従いパートナーシップの利益のために行為する法的義務を負っている。また、たとえばコモンローの下での、あるいはパートナーシップ法（改正済）の下での、ゼネラルパートナーシップの法理が適用される。
- 7．免税リミテッドパートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。
 - 7.1 ケイマン諸島に登録事務所を維持する。
 - 7.2 名称、住所、リミテッドパートナーとなった日付の詳細を含むリミテッドパートナーの登録簿を維持する。
 - 7.3 各リミテッド・パートナーの出資額および出資日ならびにリミテッド・パートナーへの出資額の全部または一部の返還としての支払金額および支払日の記録を維持する。
 - 7.4 リミテッドパートナーによるリミテッドパートナーシップ権益に対する担保設定の詳細を示す担保記録簿を維持する。
- 8．パートナーシップ契約に従い、各リミテッドパートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。
- 9．パートナーシップ契約に従い、リミテッドパートナーシップ権益は、パートナーシップを解散せずにパートナーシップの出資から何時でも買い戻すことができる。ただし、パートナーシップが支払不能にならないことを条件とする。リミテッドパートナーが自己の出資額のいずれかの部分の返還としての支払金額に相当する支払を受領し、かつ支払が行われる時点でリミテッドパートナーシップが支

払不能でありリミテッドパートナーがかかる支払不能を実際に認識している場合は、かかる支払日から6か月間、リミテッドパートナーは、出資がパートナーシップの資産となる期間内に発生した免税リミテッドパートナーシップの債務または義務を履行するために返済が必要な範囲内で、当該支払金額をパートナーシップに支払う義務を負う。

10. 免税リミテッドパートナーシップは、50年間の期間について将来のケイマン諸島における税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。
11. 免税リミテッドパートナーシップは、登録内容の変更およびその解散についてリミテッドパートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。
12. 免税リミテッドパートナーシップは、リミテッドパートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

4. ケイマン諸島の投資信託に関する準拠法令

A. ミューチュアル・ファンド法および金融庁法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁（CIMA）による規制と監督

1. CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までにCIMAにそれを提出するように指示できる。
2. 規制投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはゼネラルパートナー）は、上記1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ12,195.12米ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき609.75米ドルの罰金刑に処せられる。
 - 3.1 ある者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法による義務を実行できるようにするために合理的に要求する情報または説明をCIMAに対して提供するように指示することができる。
 - 3.2 何人でも第3.1項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ121,951.21米ドルの罰金に処せられる。
 - 3.3 第3.1項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、あるいは知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ121,951.21米ドルの罰金に処せられる。
4. 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるか行おうとしているとCIMAが判断したる場合は、CIMAは、グランドコートに投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有している。
 - 5.1 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、5.3項に定めるいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。
 - 5.1.1 規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合。
 - 5.1.2 規制投資信託がその投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行っているかもしくは行おうとしている場合、または任意にその事業を解散する場合。
 - 5.1.3 免許投資信託である規制投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合。
 - 5.1.4 規制投資信託の指示および管理が適正かつ正当な方法で実行されていない場合。
 - 5.1.5 規制投資信託の取締役、マネージャーまたは役員を務める者が、各々の地位を占めるに適正かつ正当な者ではない場合。

- 5.2 第5.1項に言及した事由が発生したか、あるいは発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。
- 5.2.1 CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること。
- 5.2.2 会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること。
- 5.2.3 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと。
- 5.2.4 CIMAに指示されたときに、会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに対して提出すること。
- 5.3 第5.1項の目的のため、規制投資信託に関しCIMAがとりうる行為は以下のとおりとする。
- 5.3.1 投資信託に関するミューチュアル・ファンド法に基づく投資信託の免許または登録を撤回すること。
- 5.3.2 投資信託が保有するいずれかの投資信託の免許に対して条件を付し、あるいは条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること。
- 5.3.3 投資信託の推進者または運用者の入替えを求めること。
- 5.3.4 事務を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること。
- 5.3.5 投資信託の事務を支配する者を選任すること。
- 5.4 CIMAが5.3.3項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。
- 5.5 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが実際的である場合は、CIMAは投資信託に関し第5.3項および第5.4項によりみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。
- 5.6 第5.3.4項または第5.3.5項により選任された者は、当該ファンドの費用負担において選任される。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。
- 5.7 第5.3.5項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために運営者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 5.8 第5.7項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。
- 5.9 第5.3.4項または第5.3.5項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- 5.9.1 CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供する。
- 5.9.2 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、投資信託の業務についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告をCIMAに対して行う。
- 5.9.3 第5.9.2項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定するその他の情報、報告書および勧告をCIMAに対して提供する。
- 5.10 第5.3.4項もしくは第5.3.5項により選任された者が第5.9項の義務を遵守しない場合、またはCIMAの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。
- 5.11 投資信託に関する第5.9項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- 5.11.1 CIMAが特定する方法で投資信託に関する事柄を再編するよう投資信託に要求すること。
- 5.11.2 投資信託が会社の場合、会社法（改正済）の第94（4）条によりグランドコートに対して同会社が同法の規定に従い解散されるように申し立てること。
- 5.11.3 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドの解散を受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること。
- 5.11.4 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること。

またCIMAは、第5.3.4項.または第5.3.5項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為を実行することができる。

5.12 CIMAが第5.11項の措置を執った場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第5.3項に定めたその他の措置を執るように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。

5.13 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが第5.3.1項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。

5.14 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、投資信託管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを停止したことまたは任意清算もしくは解散に付されるものと確信したときは、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。

5.15 グランドコートが第5.11.3項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、裁判所は受託会社に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払いを認めることができる。

5.16 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、投資信託が事業を行うこともしくは行おうとすることを停止しまたは任意清算もしくは解散に付されるものと確信したときは、いつでも投資信託の免許または登録を取り消すことができる。

6 . CIMAは、あらゆる合理的な時期に、（ a ）規制法（金融庁法に定義されている。）に基づき規制される者、（ b ）関係者または（ c ）問い合わせに関係する情報を有するとCIMAが合理的に信じる者に対し書面で通知を交付することにより、ミューチュアル・ファンド法、金融庁法、その他の規制法またはその他の法律によるかこれらに基づき付与された職務のCIMAによる実行に関連しCIMAが合理的に請求するところにより、上記の者に対し（ ）指定情報もしくは指定された種類の情報の提供または（ ）指定文書もしくは指定された種類の文書の提出を請求し、かつケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止規則に対する遵守の監視を請求することができる。

7 . 金融庁法に従い、海外規制当局による請求に応じ援助を提供すべきことにつきCIMAが納得する場合、CIMAは書面により、（ a ）規制法に基づき規制される者、（ b ）関係者、（ c ）規制法に基づき規制に従うべき業務に従事している者または（ d ）請求が関連する問い合わせに関係する情報を有すると合理的に信じる者に対し、所定の時間内に、（ ）請求が関連する問合わせに関係する事項に係る指定情報もしくは指定された種類の情報をCIMAに提供すること、（ ）上記の問い合わせに関係する指定文書もしくは指定された種類の文書を提出すること、または（ ）上記の問い合わせに関係しCIMAが書面で特定する援助をCIMAに対して与えることを書面で指示することができる。

8 . ある者が請求もしくは指示の行われた日から3日以内またはCIMAが認めるこれより長い期間内に、第6項に基づく請求または第7項に基づき付与される指示に従わない場合、CIMAは請求または指示の遵守をその者に要求する命令を裁判所に申し立てることができる。

9 . 第6項に基づく請求または第7項に基づき付与される指示に関連し、ある者の宣誓による審問が必要であるとCIMAが考える場合、CIMAは裁判所がその者を審問し、審問の結果をCIMAに送付させるよう即決裁判所に申請することができる。

10 . 裁判所は第9項に基づく申請をその受領から7日以内に処理し、審問から14日以内に審問結果をCIMAに送付する。

11 . 第6項または第7項に基づき文書が提出される場合、CIMAはこれらの謄本または抄本を作成することができる。

12 . 弁護士がその依頼人または本人の住所および氏名の提供を請求される場合を除き、いかなる者も、法的手続において法律上の専門家特権に基づき開示または提供を拒絶する権利を有する情報の開示または文書の提供を本項により要求されない。

13 . 合理的な理由なく（ a ）第6項によるCIMAの請求もしくは第7項によるCIMAの指示に従わない者、（ b ）第6項もしくは第7項の規定を無効とする意図を持って、文書の破棄、汚損、毀損、隠蔽もしくは除去を行う者、または（ c ）第6項もしくは第7項に従って実行されるCIMAによる問い合わせを

故意に妨害する者は、罪に問われ、12,195.21米ドルの罰金の略式処分および121,951.21米ドルの罰金の起訴処分を課され、同人が有罪と決せられる違犯が処分後も継続する場合、同人はさらに違犯を犯していることになり、かかる違犯が継続する一日につき12,195.21米ドルの罰金を課せられる。

- 14.（a）法人の犯した第6項および第7項に基づく違犯が、法人の取締役、マネージャー、秘書役もしくはその他の類似役員またはかかる資格で行為するとされるあらゆる者の同意もしくは黙認を得て実行されたか、またはこれらの側の過失に帰せられると証明された場合、法人の他、これらの者はかかる違犯について罪を問われ、これに従い法的手続に処せられかつ処罰される。

（b）法人の業務がその社員により管理される場合、当該社員の管理職務に関連する同人の行為および不履行について、同人が法人の取締役であるものとして第14条（a）項が適用される。

15. ある者が第6項に基づく請求、第7項に基づく指示もしくは第8項に基づく命令に従う場合または第9項に基づく証拠を提供する場合、かかる遵守は、法律によるかまたはこれに基づく情報の開示制限の違犯とはみなされず、民法上の責任を生じるものではない。

16. CIMAは、一定の状況下において、かつ、海外規制当局による求めに応じ援助を提供すべきことにつきCIMAが納得する場合、（a）適格者に対し、CIMAの協力権能の一部の行使を授權しかつ、（b）その協力権能の行使において警察庁長官の支援を求めることができる。

17. 海外の規制当局またはその代理人により実行される問い合わせの対象となる者またはかかる対象の主題である（a）CIMAにより指定された者の業務もしくは業務の側面または（b）CIMAにより指定された主題の調査を目的とする場合を除き、第16項に基づく支援を求めてはならずまたは職権は授与されるものではない。

18. いかなる者も、要求された場合に自己の権限の証拠を提出しない限り、第16項により授与される職権により権限を行使する者が課した要求に従う義務を負うものではない。

19. CIMAが第16項に基づき支援を求めるかまたは権限を授与する場合、支援または権限は、CIMAが決定する方法で提供されるかまたは実行される。またCIMAがかかる権限のある者に授与する場合、同人は当該権限の行使およびその行使結果についてCIMAが要求する方法でCIMAに報告を行う。

B. ミューチュアル・ファンドの取締役の登録および免許

1. 取締役登録及び免許法（改正済）（以下「DRLL」という。）に従い、ミューチュアル・ファンド法に基づき規制されるミューチュアル・ファンドおよび証券投資事業法に基づく「適用除外者」としてまたは同法第5（4）条に基づき登録される大半の会社（以下、併せて「対象会社」という。）の全取締役は、（ ）CIMAに登録するかまたは（ ）かかる取締役が（a）20社以上の対象会社の取締役を務める場合または（b）一定の例外に基づく法人取締役である場合は、CIMAによる免許を受けなければならない、いずれの場合も、適切な登録料または免許料を支払わなければならない。

2. DRLLは現時点において、パートナーシップまたはユニット・トラストに該当する対象会社には適用されない。

3. 登録取締役は、専門取締役のカテゴリーに該当しない自然人である。登録取締役は、DRLLに基づき登録を受ける必要がある。

4. 専門取締役は、20社以上の対象会社の取締役として任命されている自然人である。専門取締役は、DRLLに基づき免許を受ける必要がある。ただし、専門取締役が、

（a）会社管理法に基づき発行される会社管理の免許またはミューチュアル・ファンド法に従い発行されるミューチュアル・ファンド管理会社の免許を保有する会社、または

（b）「ファンド管理者」（すなわち、投資運用サービス、投資顧問サービスを提供するかまたはプロモーター（ミューチュアル・ファンド法に定義される。）を務める。）であり、特定の海外規制当局により登録され、または免許を受けている会社（かかる取締役の任命がファンド管理者との関係により発生する場合）

の取締役、従業員、構成員、役員、パートナーまたは株主である場合を除く。

（ a ）または（ b ）の場合、専門取締役は、認可の申請ではなく、DRLLに基づく登録を行う必要がある。

5 . 法人取締役は、対象会社の取締役に任命された法人である。法人取締役は、会社管理の免許またはミューチュアル・ファンド管理会社の免許（専門取締役にに関して上記に概説されている。）を保有していない限り、免許を受ける必要がある。さらに、一定のその他の登録要件が適用される場合がある。

6 . 登録に際し、取締役は、CIMAのオンライン登録システムによりCIMAに対して以下を提出しなければならない。

（ a ）以下を含む申請書

- （ ）申請者の氏名、生年月日、国籍および出生国
- （ ）申請者の主たる居住地の住所および郵送先の住所（居住地の住所と異なる場合）
- （ ）詐欺行為または不正行為等の刑事上の有罪判決の内容
- （ ）規制当局、自主規制団体または専門規制機関による不利な指摘、罰金、制裁措置または懲戒処分の内容
- （ ）申請者が取締役を務めるまたは務める予定の対象会社の商号および登録番号

（ b ）返金不可の申請料および登録料：853.69米ドル

上記に加え、上記第4項に記載される理由のうちいずれかに基づき免許要件を免除される専門取締役は、個人情報に記載した質問書のすべての項目に記入し、免除の根拠を裏付ける追加の内容および確認書類を提供する必要がある。CIMAは、登録の処理を行うために追加の情報を要求することができ、申請者が（ ）詐欺または不正行為等の犯罪行為を犯している場合または（ ）規制当局、自主規制団体または専門懲戒機関による不利な指摘、罰金、制裁措置または懲戒処分を受けている場合、通常、申請者の申請を却下することができる。

7 . 免許申請に際し、取締役は、CIMAのオンライン登録システムによりCIMAに対して以下を提出しなければならない。

（ a ）以下を含む申請書および補足書類

- （ ）申請者の氏名、生年月日、国籍および出生国
- （ ）申請者の主たる居住地の住所および郵送先の住所（居住地の住所と異なる場合）
- （ ）個人情報を記載した質問書
- （ ）3通以上の照会状。うち1通は申請者の人柄に関するもの、1通は申請者の財務状態が健全であることを証するもの、1通は犯罪経歴証明書（またはこれに相当するもの）
- （ ）申請者が取締役を務めるまたは務める予定の対象会社の商号および登録番号
- （ ）保険加入を証するもの

（ b ）返金不可の申請料および認可料：3,658.54米ドル

CIMAは、認可申請の処理を行うために必要なその他の情報を要求することができるが、通常、申請者の（ ）誠実さ、高潔さおよび評判、（ ）適正および能力、（ ）財務の健全性を考慮し、申請者が適格であるかを判断する。

8 . 会社取締役の免許申請に際し、取締役は、CIMAのオンライン登録システムによりCIMAに対して以下を提出しなければならない。

a . 以下を含む申請書および補足書類

- （ ）外国会社の場合は申請者を代理して送達または通知を受ける権限を有する1名以上の者の氏名および住所
- （ ）申請者の設立証明書
- （ ）申請者が取締役を務めるまたは務める予定の対象会社の商号および登録番号
- （ ）申請者のすべての取締役、管理職および役員の氏名、住所および国籍

- () 申請者の発行済株式資本または議決権総数の10%を超えて保有する各株主の氏名、住所および国籍
- () () 取締役、管理職および役員、() 申請者の発行済株式資本または議決権総数の10%を超えて保有する株主および実質株主それぞれの個人情報を記載した質問書
- () () 取締役、管理職および役員、() 申請者の発行済株式資本または議決権総数の10%を超えて保有する株主および実質株主それぞれに関し、3通以上の照会状。うち1通は人柄に関するもの、1通は財務状態が健全であることを証するもの、1通は犯罪経歴証明書（またはこれに相当するもの）
- () 申請者の基本定款および通常定款（またはこれに相当する設立文書）の写しならびに取締役1名による宣誓書
- () すべての親会社および子会社の商号、主たる事務所および登録事務所の住所
- () 海外規制当局で認可または登録されている申請者のすべての親会社および子会社の存続証明書
- () 申請者を規制しているすべての海外規制当局が発行した存続証明書
- () 保険加入を証するもの

(b) 返金不可の申請料および認可料：9,756.10米ドル

CIMAは、認可申請の処理を行うために必要なその他の情報を要求することができるが、通常、申請者の() 誠実さ、高潔さおよび評判、() 適正および能力、() 財務の健全性を考慮し、申請者が適格であるかを判断する。

認可を受けた場合、法人取締役は、新たな取締役会構成員を任命する前にCIMAの書面による承認を得なければならない。

9. 専門取締役および法人取締役は、公認保険会社（すなわち、2010年保険法上認可を受けている保険会社またはCIMAが認めるその他の保険会社）の最小の付保を維持しなければならない。

C. 投資信託管理者に対するCIMAの規制および監督

1. CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を受け、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができる。
2. 免許投資信託管理者は、第1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ24,390.24米ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき609.75米ドルの罰金刑に処せられる。
3. ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して投資信託管理者として行為し、あるいは事業を営んでいると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対し、ミューチュアル・ファンド法のもとでCIMAの義務を実行できるようにするためにCIMAが合理的に要求する情報および説明をCIMAに対して提出するように指示することができる。
4. 第3項により付与された指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ121,951.21米ドルの罰金に課せられる。
5. 第3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、あるいは知るべきであるのかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ121,951.21米ドルの罰金に処せられる。
6. CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めてグランドコートに申立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。
 - 6.1 ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
 - 6.2 同人がミューチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合。
7. CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第9項に定める行為を行うことができる。

- 7.1 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないときまたは履行できないおそれがある場合。
- 7.2 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行っているかもしくは行おうとしている場合、または任意にその事業を解散する場合。または、
- 7.3 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行いまたはそのようにもくろんでいる場合。
- 7.4 免許投資信託管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合。
- 7.5 免許投資信託管理業務について取締役、マネージャーまたは役員の地位にある者が、各々の地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合。
- 7.6 免許投資信託管理業務を支配しまたは所有する者が、当該支配または所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合。
- 8．第7項に言及した事由が発生したか、あるいは発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。
- 8.1 免許投資信託管理者の以下の不履行
- 8.1.1 CIMAに対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うことまたは所定の手数料を支払うこと。
- 8.1.2 CIMAの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること。
- 8.1.3 投資信託、またはファンドの設立計画推進者もしくは運用者に関し、条件が満たされていること。
- 8.1.4 規制投資信託の事柄に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと。
- 8.1.5 CIMAによる指示に従い、名称を変更すること。
- 8.1.6 会計監査を受け、CIMAに対して監査済会計書類を送ること。
- 8.1.7 少なくとも2人の取締役をおくこと。
- 8.1.8 CIMAから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をCIMAに対し提出すること。
- 8.2 CIMAの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること。
- 8.3 CIMAの書面による承認なく管理者の取締役、類似の上級役員またはゼネラルパートナーを選任すること。
- 8.4 CIMAの承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること。
- 9．第7項の目的のために免許投資信託管理者についてCIMAがとりうる行為は以下の通りとする。
- 9.1 その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更しまたは撤廃すること。
- 9.2 管理者の取締役、類似の上級役員またはゼネラルパートナーの交代を請求すること。
- 9.3 管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること。
- 9.4 投資信託管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること。
- 9.5 投資信託管理者が保有している投資信託管理者免許を取り消すこと。
- 10．CIMAが第9項による措置を執った場合、CIMAは、グランドコートに対して、CIMAが当該管理者によって管理されているファンドの投資者とその債権者および当該ファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。
- 11．第9.3項または第9.4項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任される。その選任によりCIMAに発生した費用は、管理者がCIMAに支払うべき金額となる。

12. 第9.4項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために（清算人または管財人を除く）他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を管理するために必要な一切の権限を有する。
13. 第12項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。
14. 第9.3項または第9.4項により免許投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- 14.1 CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をCIMAに対して提供する。
- 14.2 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、投資信託の管理者の管理についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理者に関する勧告をCIMAに対して行う。
- 14.3 第14.2項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定するその他の情報、報告書および勧告をCIMAに対して提供する。
15. 第9.3項または第9.4項により選任された者が、以下の事由に当たる場合、CIMAは、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。
- 15.1 第14項の義務に従わない場合、または
- 15.2 満足できる形で投資信託管理者に関する義務を実行していないとCIMAが判断する場合。
16. 免許投資信託管理者に関する第14項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- 16.1 投資信託管理者に対し、CIMAが特定する方法でその業務を再編するように要求すること
- 16.2 投資信託管理者が会社の場合、会社法（改正済）の第94条によりグランドコートに対して同会社が同法の規定に従い解散されるように申し立てること。
- またCIMAは、第9.3項または第9.4項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。
17. CIMAが第16項の措置を執った場合、CIMAは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置を執るように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
18. CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。
- 18.1 CIMAが、免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うことあるいは行おうとすることを停止したことを納得した場合。
- 18.2 免許保有者が、解散、または清算に付された場合。
19. 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、CIMAが第9項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。
20. 投資信託管理者が信託会社の場合、たとえば、投資信託の受託者である場合、投資信託管理者は、銀行・信託会社法に基づきCIMAにより規制され監督される。かかる規制と監督の程度はミューチュアル・ファンド法の下でのそれにおよそ近いものである。

D. ミューチュアル・ファンド法のもとでの一般的法の執行

1. 執行官が、CIMAまたは検査官と同じレベル以上の警察官がミューチュアル・ファンド法の下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていると疑う合理的な根拠があるとしてなした申請に納得できた場合、執行官はCIMAまたは警察官およびCIMAまたは警察官が支援を受けるため合理的に必要とするその他の者に以下のことを授權する令状を発行することができる。

- () 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること。
- () それらの場所またはその場所にいる他の者を搜索すること。
- () 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して搜索をすること。
- () ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること。
- () ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録を点検し写しをとること。これが実行できない場合は、かかる記録を持ち去ってCIMAに対して引き渡すこと。

2. CIMAが記録を持ち去ったか、またはCIMAに記録が引き渡された場合、CIMAはこれを点検し、写しを取り、抜粋することができるために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。

3. 何人もCIMAがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ243,902.43米ドルの罰金に処せられる。

E. CIMAによる金融庁法上の開示

金融庁法により、CIMAの取締役、役員、従業員、代理人または顧問は、下記のいずれかに関係する情報を開示することができる。

- 1. CIMAに関する事柄。
- 2. 規制法に基づきCIMAまたは政府に対してなされた申請。
- 3. 規制法に基づき免許を保有する者（住宅金融組合または信用組合を含む。）に関する事柄。
- 4. 免許保有者により管理されている会社または投資信託の顧客、構成員、依頼人または保険契約者に関する事柄。
- 5. 海外の規制当局によって共有されている情報またはこれに関する通信情報。

ただし、これらの情報は、CIMAが金融庁法またはその他の法律により職務を行い、その任務を実行する過程で取得したもので次のいずれかの場合に限られる。

- 1. 例えば秘密情報公開法にもとづき、ケイマン諸島内の管轄裁判所によりこれを行うことが合法的に要求されあるいは許可された場合。
- 2. 金融庁法、その他の法律またはこれらに基づき制定された規則により付与された職務の実行においてCIMAを補助することを目的とする場合。
- 3. 免許所有者の業務に関する場合、または免許所有者によるか、その同意が任意に付与されている免許所有者、顧客、依頼人、保険契約者、会社もしくは投資信託（場合による。）の権限をもって管理・運用される会社もしくは投資信託の顧客、依頼人、保険契約者の業務に関する場合、またはかかる会社もしくは投資信託に関する場合。
- 4. CIMAが金融庁法またはその他の法律に基づきその職務を実行する際に金融庁法もしくはこれに基づき制定された規則によるかまたは長官とCIMAの間の取引に関連し長官に付与された職務を長官が実行することを可能とするかまたはこれを助ける目的の場合。
- 5. 開示された情報が他の源泉から公衆に提供されるかまたは提供された場合。
- 6. 開示された情報が、免許所有者の身元、または当該情報の関連する免許所有者により管理される会社もしくは投資信託の顧客、依頼人もしくは保険契約者の身元、またはかかる会社もしくは投資信託の身元の確認を可能としない方法で表明された要約または統計に含まれている場合。
- 7. () 刑事手続のためにケイマン諸島の法務長官または法執行機関に対して適法に行われる場合、() いずれかの者に対する金融庁法に基づき適法に行われる場合、または() 第9項に基づき海外規制当局に適法に行われる場合。
- 8. () 免許所有者の解散もしくは清算または() 免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合。

9．ケイマン諸島外の投資信託規制当局により管理される法令および規則を執行するための民事または行政調査および手続の実行を含む規制上の職務を当該当局が実行することを可能とするために必要な情報を、かかる当局に提供する場合。

上述に規定された認められた状況におけるもの以外の情報を開示するCIMAの取締役、役員、従業員、代理人または顧問は、12,195.12米ドルの罰金および1年間の懲役の略式処分または起訴処分の場合は60,975.60米ドルの罰金および3年間の懲役の処分を課せられる。

F．ケイマン諸島投資信託の受益権の募集／販売に関する一般的な民法上の債務

1．過失による誤った事実表明

投資信託に係る販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込む者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば（場合に応じ）ファンド、取締役、受託会社、運用者、ゼネラルパートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、かかる者に対し、販売書類中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている部分における不実表示による損失の請求を招く可能性がある。

2．欺罔的不実表明

事実の欺罔的不実表明（約束、予想、または意見の表明でなくとも）に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。この分脈においては「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながら、または表明が事実であるとは思わずに、または表明が真実であるか虚偽であるかについて信じることなく注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解されている。

3．契約法（改正済）

契約法の第14（1）条では、当該表明が欺罔的に（意図的に）行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。契約法の第14（2）条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。

一般的事柄としては、当該契約はファンドそのもの（または受託会社）と結ぶので、ファンド（または受託会社）は運用者、ゼネラルパートナー、取締役、設立計画推進者または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者はファンドである。

4．欺罔に対する訴訟提起

損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し（契約上でなく不法行為上の民事請求権）、以下のことを示すならば、欺罔による損害賠償を得ることができる。

（ ）重要な不実の表明が欺罔的になされた。

（ ）そのような不実の表明の結果、受益権を申し込むように仕向けられた。

「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながら、または表明が真実であるとは思わずに、または表明が真実であるか虚偽であるかについて信じることなく注意を払わずに行ったことを意味する。だます意図があったことまたは不実の表明が投資者が受益権を購入するようにさせられた唯一の原因であったことを証明する必要はない。

情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。

表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該表明を明確に訂正せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。

事実の表明に対し、意見または期待の表明は、本項の債務を発生せしめないであろうが、その誤りがあれば不実の表明となるような形で、現存の事実の表明となる方法で文言を作成することができる。

5．契約上の債務

販売書類はファンド（または受託会社）と受益権分の成約申込者との間の契約の基礎も形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除し、および／または損害賠償を求めてファンド（または受託会社）ならびに／または運用者、設立計画推進者、ゼネラルパートナーおよび／もしくは取締役に対し訴えを提起することができる。

一般的事柄としては、当該契約はファンド（または受託会社）そのものと結ぶので、ファンドは取締役、運用者、ゼネラルパートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド（または受託会社）である。

6．隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ゼネラルパートナー、取締役、役員または代行会社は、ファンドと第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

G．ケイマン諸島投資信託の受益権の募集／販売に関する一般的な刑法上の債務

1．刑法（改正済）第257条

会社の役員（あるいはかかる者として行為しようとする者）が株主または債権者（申込者を含む。）を会社の事項について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるかまたは欺罔的であるような声明または計算書を書面にて発行しまたは発行に同調する場合、同人は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

2．刑法（改正済）第247条および第248条

欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、あるいは他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。

この目的上、同人が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」とは、他の者のための取得または他の者をして取得もしくは保有させることを含む。両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、一切の欺罔（未必の故意または故意によるものかを問わない）をいい、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

5．解散

会社の解散は、会社法（改正済）（および会社法に基づく解散規則）、会社の基本定款および定款に準拠する。解散は、自発的なもの（すなわち、株主の議決に従うもの）、または債権者もしくは会社の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理者が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する（参照：上記第4．A．5.11.2項および第4．B．16項）。剰余資産は、もしあれば、基本定款および定款の規定に従い、株主に分配される。

ユニット・トラストの解散は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託であるトラストを解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている。（参照：第4．A．5.11.3項）剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配される。

免税リミテッドパートナーシップの解散および清算は、免税リミテッドパートナーシップ法（改正済）およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、投資信託であるパートナーシップを解散および清算させるべしとの命令を求めて裁判所に申立をする権限を有している（参照：第4．A．5.11.4項）。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。

ゼネラルパートナーは解散後、パートナーシップを清算する法的責任を負っている。

6. 税金

1. ユニット・トラスト

現在ケイマン諸島には、トラストの収益に適用される法人税、所得税、キャピタル・ゲイン税、利益税その他の税は存在しない。ケイマン諸島には、贈与税、遺産税または相続税も存在しない。受託者は、信託法（改正済）81条にもとづく保証をケイマン諸島政府から受領しており、トラスト設定日から50年間、所得、資本資産、利益または評価益に対する税、その他遺産税または相続税の性質を有する税を課税する、その後に制定されたケイマンの法律が、ファンドを構成する資産またはトラストに発生する収益に適用されない旨、またはかかる資産または収益についてファンドの受託者または受益者に適用されない旨が保証されている。

2. パートナーシップ

ケイマン諸島の現行法のもとでは、パートナーシップの利益に適用される法人税、所得税、キャピタル・ゲイン税、利益税その他の税は、ケイマン諸島に存在しない。ケイマン諸島においては、贈与税、遺産税または相続税も存在しない。ゼネラル・パートナーは、総督の決定する期間（ただしかかる保証の日から50年を超えない）、所得、収益、利益または評価益に対する税を課税する制定されたケイマン諸島の法律が、パートナーシップまたはリミテッド・パートナーのリミテッド・パートナーシップ権益に適用されない旨、また所得、収益、利益または評価益に課される税、または遺産税または相続税の性質を有する税が、かかるパートナーシップまたはリミテッド・パートナーのリミテッド・パートナーシップ権益について課されない旨の保証をケイマン諸島政府に対し申請し、当該保証をケイマン諸島政府から受領することができる。

3. 会社

現在、ケイマン諸島には直接税は存在せず、免税会社に支払われる利息、配当および利益は、いずれのケイマン諸島の税も課されることなく受領することができる。ケイマン諸島において設立された免税会社は、課税特例法（改正済）6条にもとづく免税について保証をケイマン諸島政府に申請することができ、かかる保証をケイマン諸島政府から受領する予定である。課税特例法第6条は、保証の発行された日から30年以下の期間において、所得、収益、利益または評価益に課税する、ケイマン諸島においてその後に制定された法律が、当該会社の収益または資産に適用されない旨規定する。

（注）投資信託制度の概要において、ケイマン諸島ドルの金額は、便宜上、1ケイマン諸島ドル＝0.82米ドルのレートで換算されている。

第4【その他】

- (1) 目論見書の表紙および裏表紙に、管理会社、販売会社および／またはファンドのロゴ・マークを表示し、図案を使用することがある。また、ロゴ・マークの意味に関する説明を記載する場合がある。
- (2) 交付目論見書には次の文章が記載される。
- 「交付目論見書は、金融商品取引法（昭和23年法第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。」
- 「ファンドに関するより詳細な情報を含む投資信託説明書（請求目論見書）が必要な場合は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付されます。なお、請求を行った場合には、投資者の皆様がその旨を記録しておくこととされております。」
- 「投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、ファンドの受益証券の価格の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。」
- 「投資者によるファンドの買付にクーリングオフの適用はありません。」
- (3) 交付目論見書に次の事項を記載する場合がある。
- ・ファンドは特化型運用を行う旨
- (4) 請求目論見書の裏表紙には次の文章が記載される。
- 「請求目論見書は、金融商品取引法第15条第3項の規定により、投資者の皆様から請求された場合に交付されるものであり、請求を行った場合には、投資者の皆様がその旨の記録をしておくこととなっております。」
- 「投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、ファンドの受益証券の価格の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。」
- (5) ファンド証券の券面は発行されない。

【別紙】

文脈上別意を要求されない限り、本書において、下記の用語は以下の意味を有する。

定義

「管理事務代行会社」	エスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッド、または受託会社および管理会社がファンドの管理事務代行者として任命し、関連する補遺目論見書に定めるその他の者をいう。
「管理事務代行契約」	2008年10月17日受託会社、管理会社および管理事務代行会社の間で締結された管理事務代行契約（随時修正、差替えまたは補足される。）をいう。
「AE01」	文脈に応じて、以下の一または複数をいう。 1．1986年米国内国歳入法の第1471条から第1474条および米国外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）として一般に称される関連法規、経済協力開発機構が公表した共通報告基準（CRS）もしくは指針または類似の税務報告および／または源泉徴収税制度を実施することを追求するその他の法域で制定された類似の法律、規則もしくは指針 2．段落（1）に記載される法律、規則または指針の促進、実施、遵守または補足のため、ケイマン諸島と米国またはその他の法域（当該法域の政府機関を含む。）との間で締結された政府間の契約、条約またはその他の協定および 3．上記の段落に概略が記載された事項を実施するためにケイマン諸島で施行される法律、規則または指針
「代行協会員」	株式会社新生銀行をいう。
「代行協会員契約」	2008年11月7日管理会社と代行協会員の間で締結された代行協会員契約（随時修正、差替えまたは補足される。）をいう。
「監査人」	ファンドおよび各シリーズ・トラストの監査人として行為するKPMG、または管理会社の同意を得た上で受託会社が任命するその他の者をいう。
「基準通貨」	ファンドの通貨であるランドをいう。
「営業日」	ファンドに関して、ニューヨーク、南アフリカ、アイルランド、英国および日本において銀行が営業を行っている日（土曜日および日曜日を除く。）および／または管理会社が受託会社と協議の上で随時決定するその他の日をいう。
「ケイマン」または 「ケイマン諸島」	英国の海外領土であるケイマン諸島をいう。
「ケイマンドル」	ケイマン諸島の法定通貨をいう。
「クラス」	信託証書および関連する補遺信託証書に基づき受託会社によって随時発行されるシリーズ・トラストの受益証券のクラスをいう。
「回収口座」	（ ）投資者からファンドに支払われる申込金の受領、ならびに（ ）受益者への買戻代金および／または分配金の払戻しのために使用される、管理事務代行会社が運用する勘定をいう。

「保管銀行」	スミトモ・ミツイ・トラスト（ユーケー）リミテッド、または受託会社が基本信託証書の条項に従い随時保管銀行として任命するその他の者、またはファンドに関して受託会社が基本信託証書の条項に従い随時保管銀行または主要ブローカーとして任命し、関連する補遺目論見書に定める者をいう。
「保管契約」	2008年10月17日受託会社および保管銀行の間で締結された保管契約（随時修正、差替えまたは補足される。）をいう。
「データ保護制度」	一般データ保護規則（規則2016 / 679）により導入されたEUのデータ保護制度をいう。
「取引日」	ファンドに関して、各営業日および / または管理会社が受託会社と協議の上で随時決定するその他の日をいう。
「販売会社」	管理会社がファンドに関する販売者として随時任命する者をいう。
「分配」	「分配方針」の項に記載される受益者に対して支払われる金額をいう。
「分配再投資日」	宣言された分配が各受益者の利益のために再投資される各月の最終取引日の直前の取引日をいう。
「適格投資家」	基本信託証書に記載され、「適格投資家」の項に詳述される適格要件を満たす者をいう。
「報酬および費用」	「手数料等及び税金」の項に詳述される報酬ならびにすべての継続的な運営費用（登録、法律および監査サービスに関する費用を含む。）
「会計年度末」	ファンドに関して、3月31日または管理会社が受託会社と協議の上で随時決定する各年のその他の日をいう。
「トラスト」	ホライズン・トラストをいう。
「国際財務報告基準」	国際財務報告基準または管理会社と協議の上随時受託会社により決定される一般に公正妥当と認められている会計原則をいう。
「管理会社」	UTI インターナショナル（シンガポール）プライベート・リミテッド、または基本信託証書の条項に従い随時管理会社として任命されるその他の者をいう。
「基本信託証書」	トラストを構成するケイマン諸島の法律に準拠する2008年10月17日付基本信託証書（随時修正、差替えまたは補足される。）をいう。
「最低保有額」	受益証券一口をいう。
「最低投資額」	受益証券一口または管理会社が随時決定するその他の金額をいう。
「最低買戻額」	受益証券一口または管理会社が随時決定するその他の金額をいう。
「月」	各暦月をいう。
「純資産価額」	ファンドのすべての資産からファンドのすべての負債を控除した金額をいい、補遺目論見書に記載される方法で計算される。
「受益証券一口当たり純資産価格」	評価日にファンドの発行済み受益証券口数で純資産価額を除した金額をいう。
「受益証券の募集」	管理会社が本書に基づき適格投資家に対して行うファンドの純資産のみに対する非分割的利益を表章する受益証券の募集をいう。受益証券は、いずれかの取引日に適用ある購入価格で募集される。管理会社は、その絶対的裁量において、理由にかかわらずまたその理由を提示することなくいずれかの申込みを拒絶する権利を有する。
「目論見書」	ホライズン・トラストの英文目論見書（随時修正、差替えまたは補足される。）をいう。

「者」	企業、パートナーシップ、ジョイント・ベンチャー、会社、法人、非会社組織または機関および連邦、州（または下位機関）の政府を含む。
「購入価格」	関連の取引日における受益証券一口当たり純資産価格をいう。
「四半期」	各暦四半期をいう。
「ランド」	南アフリカ共和国の法定通貨をいう。
「買戻価格」	関連する取引日における受益証券一口当たり純資産価格から、ファンドの計算により、資産を現金化する際またはファンドが買戻請求に応じられるようにするため、またはポジションを手じまいする際に発生する財務・販売手数料を反映するために受託会社が適切な引当金とみなす総額を控除した額をいう。
「買戻請求」	管理会社または管理事務代行会社より入手可能な書式による受益証券の買戻しに関する通知をいう。
「ファンド」	基本信託証書および補遺信託証書に基づき構成されるトラストのシリーズ・トラストである南アフリカ・ランド・マネー・マーケット・ファンドをいう。
「シリーズ・トラスト」	基本信託証書および補遺信託証書に基づき随時構成されるトラストのシリーズ・トラストをいう。
「ファンド決議」	ファンドの発行済受益証券の4分の3以上の保有者が書面により承認した決議、または当該集会にかかる基準日時点における受益者本人もしくは代理人が出席するファンドの受益者集会において可決された決議をいう。
「投資運用会社」	インベストック・アセット・マネジメント・ガーンジー・リミテッド、または管理会社により任命されファンドの投資運用会社として行為するその他の者をいう。
「申込書」	管理会社または管理事務代行会社より入手可能な合意された書式による受益証券の購入に関する申込書をいう。
「補遺目論見書」	英文補遺目論見書（その後の修正、差替えまたは補足を含む。）をいう。
「補遺信託証書」	ファンドの設立が基づく補遺信託証書（随時修正、差替えまたは補足される。）をいう。
「閾値」	受益証券一口当たり0.01ランドをいう。
「受益証券の譲渡」	受益証券は、受託会社および管理会社の事前の書面による同意を得た場合を除き、譲渡することができない。
「受託会社」	G.A.S.（ケイマン）リミテッド、または基本信託証書の条項に従い随時受託者として任命されるその他の者をいう。
「ファンド証券」	ファンドの受益証券の当該クラスに帰属するファンドの利益が随時分割される、現金ならびにファンドのその他の財産および資産における均一的な非分割持分権をいい、受益証券の端数を含む。文脈上別意に要求される場合を除き、ファンドの受益証券に関して用いられる場合は、「受益証券」の表現は発行済みファンドの受益証券のすべてのクラスを含む。
「受益者」	その時々に登録されている受益証券の保有者をいい、共同保有者として登録された者を含む。

「受益者決議」	発行済受益証券の4分の3以上の保有者が書面により承認した決議、または基本信託証書に基づき当該集会にかかる基準日時点における受益者本人もしくは代理人が出席する受益者集会において可決された決議をいう。
「米国」	アメリカ合衆国をいう。
「米ドル」	アメリカ合衆国のドルをいう。
「評価日」	ファンドに関して、各営業日および／または管理会社が受託会社と協議の上で随時決定するその他の日をいう。
「評価時点」	ファンドに関して、各評価日に関連するマーケットの終了における営業終了時点および／または管理会社が受託会社と協議の上で随時決定するその他の時点、日または期間をいう。

受託会社に対する独立監査人の監査報告書

意見

私どもは、ホライズン・トラストのシリーズ・トラストである南アフリカ・ランド・マネー・マーケット・ファンド（以下、「ファンド」という。）の財務書類、すなわち、2019年3月31日現在の財政状態計算書、および同日をもって終了した事業年度の包括利益計算書、持分変動計算書およびキャッシュ・フロー計算書、ならびに重要な会計方針およびその他の補足情報から構成される注記について、監査を行った。

私どもは、添付の財務書類が全ての重要な点において、国際財務報告基準（以下、「IFRS」という。）に準拠して、2019年3月31日現在のファンドの財政状態、ならびに同日をもって終了した事業年度の経営成績およびキャッシュ・フローを適正に表示しているものと認める。

意見の基礎

私どもは、国際監査基準（以下、「ISA」という。）に準拠して監査を実施した。当該基準に基づく私どもの責任は、私どもの報告書の「財務書類監査に関する監査人の責任」に記載されている。国際会計倫理基準審議会が制定する職業会計士の倫理規定（以下、「IESBA規定」という。）ならびにケイマン諸島における財務書類の監査に関連する倫理要件に準拠して、私どもはファンドからは独立しており、また当該要件およびIESBA規定に準拠して他の倫理責任を果たしている。私どもは、私どもが入手した監査証拠が、監査意見表明のための合理的な基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

利用制限

本報告書は、私どものエンゲージメントの契約条件に従った受託会社のみに対する報告書である。私どもの監査作業は、監査人の報告書で受託会社に対して表明する必要がある事項について、受託会社に対して表明する目的のためのみに実施される。私どもの監査作業、本報告書、または私どもの意見について、受託会社以外に対して、私どもは責任を負わない。

その他の情報

経営者は、投資明細表から構成されるその他の情報（財務書類およびそれに対する私どもの監査報告書は含まない。）について責任を負う。

財務書類に対する私どもの意見は、その他の情報を対象としておらず、私どもは、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

財務書類の監査に関する私どもの責任は、その他の情報を読み、当該情報が、財務書類もしくは監査に関連する私どもの知識と大幅な不整合がないか、または重要な虚偽表示がないかについて検討することである。私どもが実施した作業に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があると判断した場合、私どもは当該事実を報告することを義務付けられている。この点に関して、報告すべき事項はない。

経営者および財務書類のガバナンス責任者の責任

経営者は、IFRSに準拠して当財務書類を作成し、公正に表示する責任を有し、また不正または誤謬による重要な虚偽表示のない財務書類の作成を可能にするために必要な内部統制についても責任を有している。

当財務書類の作成において、経営者は、継続企業として存続するファンドの能力の評価、該当する場合における継続企業に関する事項の開示、また継続企業を前提とした会計基準を利用することについて責任を有する。但し、経営者がファンドを清算するか、業務を終了することを意図しているか、もしくはそうする以外に現実的な代替案がない場合を除く。

ガバナンス責任者は、ファンドの財務報告プロセスの監視に関する責任を有する。

財務書類監査に関する監査人の責任

私どもの目的は、財務書類全体に不正または誤謬による重要な虚偽表示がないことについて合理的な保証を得ること、および私どもの意見を含む監査人の報告書を発行することである。合理的な保証は高水準の保証であるが、ISAに準拠して実施された監査が常に、存在する重要な虚偽表示を発見することを保証しない。虚偽表示は、不正または誤謬から生じることがあるが、それらが個別または全体として、当財務書類を基礎として行われる利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合、それらは重要とみなされる。

ISAに準拠した監査の一環として、私どもは専門的な判断を行い、監査期間中、職業的専門家としての懐疑心を保持している。また私どもは以下のことを実施した。

- ・ 不正または誤謬による財務書類の重要な虚偽表示のリスクの特定および評価、当該リスクに対処する監査手続の設計および実施、私どもの意見の基礎を形成するための十分かつ適切な監査証拠の入手。不正により生じた重要な虚偽表示を発見できないリスクは、不正においては共謀、偽造、故意の脱漏、虚偽表示、または内部統制の無効化が関係しているため、誤謬による重要な虚偽表示を発見できないリスクよりも高い。
- ・ その状況に応じて適切な監査手続を立案するための監査に関連する内部統制の理解。但し、これはファンドの内部統制の有効性に対する意見を表明するためのものではない。
- ・ 経営者が採用した会計方針の適切性および経営者による会計上の見積りの合理性、ならびに関連開示事項の評価。
- ・ 経営者が利用する継続企業を前提とした会計基準の適切性、および継続企業としてのファンドの能力に重要な疑義を生じさせる事象または状況に関して、重要な不確実性が存在するかどうかについて、入手した監査証拠に基づく判断。私どもが重要な不確実性が存在すると判断した場合、当財務書類での関連開示について私どもの監査報告書上注意喚起することが義務付けられており、もし当該開示が不適切である場合、私どもの監査意見を限定することが義務付けられている。私どもの結論は、私どもの監査報告書の日付までに入手した監査証拠に基づいている。しかし、将来の事象または状況により、ファンドの継続企業の前提が成立しなくなることがある。
- ・ 財務書類全体としての表示、構成および内容の評価。これには、開示および財務書類が公正な表示の基礎となる取引および事象を示しているかどうかについての評価が含まれる。

私どもは、特に計画された監査の範囲および時期、ならびに監査期間中に私どもが認識した内部統制の重要な不備の有無など、重要な監査発見事項についてガバナンス責任者と協議した。

KPMG

2019年8月22日

Independent Auditors' Report to the Trustee

Opinion

We have audited the financial statements of South African Rand Money Market Fund (the “Series Trust”), a Series Trust of Horizon Trust which comprise the statement of financial position as at 31st March 2019, the statements of comprehensive income, changes in equity and cash flows for the year then ended, and notes, comprising significant accounting policies and other explanatory information.

In our opinion, the accompanying financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Series Trust as at 31st March 2019, and its financial performance and its cash flows for the year then ended in accordance with International Financial Reporting Standards (“IFRS”).

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (“ISAs”). Our responsibilities under those standards are further described in the “*Auditors’ Responsibilities for the Audit of the Financial Statements*” section of our report. We are independent of the Series Trust in accordance with International Ethics Standards Board for Accountants Code of Ethics for Professional Accountants (“IESBA Code”) together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements in the Cayman Islands, and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with these requirements and the IESBA Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Restriction on Use

This report is made solely to the Trustee in accordance with the terms of our engagement. Our audit work has been undertaken so that we might state to the Trustee those matters we are required to state to the Trustee in an auditor’s report and for no other purpose. We do not accept or assume responsibility to anyone other than the Trustee, for our audit work, for this report, or for the opinion we have formed.

Other information

Management is responsible for the other information. The other information comprises the information included in the Schedule of Investments on pages 35 to 40, but does not include the financial statements and our auditors’ report thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge contained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of Management and Those Charged with Governance for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with IFRS, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is responsible for assessing the Series Trust’s ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Series Trust or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Those charged with governance are responsible for overseeing the Series Trust's financial reporting process.

Auditors' Responsibilities for the Audit of the Financial Statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditors' report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Series Trust's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.
- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Series Trust's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditors' report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditors' report. However, future events or conditions may cause the Series Trust to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

KPMG

22nd August 2019

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しています。

[次へ](#)

UTIインターナショナル（シンガポール）プライベート・リミテッド**独立監査人の監査報告書****2019年3月31日終了事業年度**

UTIインターナショナル（シンガポール）プライベート・リミテッドの構成員各位**財務書類監査に関する報告****意見**

私どもは、UTIインターナショナル（シンガポール）プライベート・リミテッド（以下、「会社」という。）の添付の財務書類、すなわち、2019年3月31日現在の貸借対照表、同日をもって終了した事業年度の包括利益計算書、持分変動計算書およびキャッシュ・フロー計算書、ならびに重要な会計方針の要約およびその他の補足情報について監査を行った。

私どもは、添付の財務書類がシンガポール会社法 第50章（以下、「会社法」という。）およびシンガポール財務報告基準（以下、「FRS」という。）に準拠して、2019年3月31日現在の会社の財政状態、ならびに同日をもって終了した事業年度の経営成績、持分の変動およびキャッシュ・フローを、真実かつ公正な概観を与えるよう適正に表示しているものと認める。

意見の基礎

私どもは、シンガポール監査基準（以下、「SSA」という。）に準拠して、監査を実施した。当該基準に基づく私どもの責任は、私どもの報告書の財務書類監査に関する監査人の責任に記載されている。会計企業規制庁（以下、「ACRA」という。）の規定である公認会計士および会計事務所のための専門家行動基準および倫理規定（以下、「ACRA規定」という。）ならびにシンガポールにおける財務書類の監査に関連する倫理要件に準拠して、私どもは会社から独立しており、また当該要件およびACRA規定に準拠して他の倫理責任を果たしている。私どもは、私どもが入手した監査証拠が、意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

その他の情報

経営者は、一般的情報および取締役会の宣誓書で構成されるその他の情報についての責任を有する。

当財務書類に関する私どもの意見はその他の情報を対象とせず、いかなる形式でもそれについての保証を表明しない。

当財務書類の私どもの監査に関連して、私どもの責任はその他の情報を読み、それにより、その他の情報が当財務書類もしくは監査で入手した私どもの知識と大幅な不整合がないか、あるいはその他の方法により重要な虚偽表示がないか検討することである。私どもが実施した作業に基づき、その他の情報に重要な虚偽表示があると判断した場合、私どもはその旨を報告することを義務付けられている。この点に関して、報告すべき事項はない。

財務書類に関する経営者および取締役会の責任

経営者は、会社法およびFRSの規定に基づいて真実かつ公正な外観を示す財務書類を作成する責任を有し、また、内部統制システム（すなわち、資産が未承認の使用または処分による損失から保全され、取引が適切に承認され、真実かつ公正な財務書類を作成できるよう、また、資産の説明責任を維持するために、取引が適宜記録されることに対する合理的な保証を提供するために十分なシステム）を策定および維持する責任を有している。

当財務書類の作成において、経営者は、継続企業として存続する会社の能力の評価、該当する場合における継続企業に関する事項の開示、また継続企業を前提とした会計基準を利用することについて責任を有する。但し、経営者が会社を清算するか、業務を終了することを意図しているか、もしくはそうする以外に現実的な代替案がない場合を除く。

取締役会の責任には、会社の財務報告プロセスの監視が含まれる。

財務書類監査に関する監査人の責任

私どもの目的は、財務書類全体に不正または誤謬による重要な虚偽表示がないことについて合理的な保証を得ること、および私どもの意見を含む監査人の報告書を発行することである。合理的な保証は高水準の保証であるが、SSAに準拠して実施された監査が常に、存在する重要な虚偽表示を発見することを保証しない。虚偽表示は、不正または誤謬から生じることがあるが、それらが個別または全体として、当財務書類を基礎として行われる利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合、それらは重要とみなされる。

SSAに準拠した監査の一環として、私どもは専門的な判断を行い、監査期間中、職業的専門家としての懐疑心を保持している。また私どもは以下のことを実施した。

- ・ 不正または誤謬による財務書類の重要な虚偽表示リスクの特定および評価、当該リスクに対処する監査手続の設計および実施、私どもの意見の基礎を形成するための十分かつ適切な監査証拠の入手。不正により生じた重要な虚偽表示を発見できないリスクは、不正においては共謀、偽造、故意の脱漏、虚偽表示、または内部統制の無効化が関係しているため、誤謬による重要な虚偽表示を発見できないリスクよりも高い。
- ・ その状況に応じて適切な監査手続を立案するための監査に関連する内部統制の理解。但し、これは会社の内部統制の有効性に対する意見を表明するためのものではない。
- ・ 経営者が採用した会計方針の適切性および経営者による会計上の見積りの合理性、ならびに関連開示事項の評価。

- ・ 経営者が利用する継続企業を前提とした会計基準の適切性、および継続企業としての会社の能力に重要な疑義を生じさせる事象または状況に関して、重要な不確実性が存在するかどうかについて、入手した監査証拠に基づく判断。私どもが重要な不確実性が存在すると判断した場合、当財務書類での関連開示について私どもの監査報告書上注意喚起することが義務付けられており、もし当該開示が不適切である場合、私どもの監査意見を限定することが義務付けられている。私どもの結論は、私どもの監査報告書の日付までに入手した監査証拠に基づいている。しかし、将来の事象または状況により、会社の継続企業の前提が成立しなくなることがある。
- ・ 財務書類全体としての表示、構成および内容の評価。これには、開示および財務書類が公正な表示の基礎となる取引および事象を示しているかどうかについての評価が含まれる。

私どもは、特に計画された監査の範囲および時期、ならびに監査期間中に私どもが認識した内部統制の重要な不備の有無など、重要な監査発見事項について取締役会と協議した。

その他の法令および規制の要求に対する報告

私どもは、会社法により会社に対して保持することを義務付けている会計記録およびその他の記録は、会社法の規定に従って、適切に保持されているものと認める。

アーンスト・アンド・ヤング・エルエルピー

公認会計士および勅許会計士

シンガポール

2019年4月15日

UTI International (Singapore) Private Limited**Independent auditor's report****For the financial year ended 31 March 2019****Independent auditor's report to the member of UTI International (Singapore) Private Limited**

Report on the audit of the financial statements**Opinion**

We have audited the accompanying financial statements of UTI International (Singapore) Private Limited (the “Company”), which comprise the balance sheet as at 31 March 2019, and the statement of comprehensive income, statement of changes in equity and cash flow statement for the financial year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

In our opinion, the accompanying financial statements are properly drawn up in accordance with the provisions of the Companies Act, Chapter 50 (the Act) and Financial Reporting Standards in Singapore (FRSs) so as to give a true and fair view of the financial position of the Company as at 31 March 2019 and of the financial performance, changes in equity and cash flows of the Company for the year ended on that date.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with Singapore Standards on Auditing (SSAs). Our responsibilities under those standards are further described in the Auditor's Responsibilities for the Audit of the Financial Statements section of our report. We are independent of the Company in accordance with the Accounting and Corporate Regulatory Authority (ACRA) Code of Professional Conduct and Ethics for Public Accountants and Accounting Entities (ACRA Code) together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements in Singapore, and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with these requirements and the ACRA Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Other information

Management is responsible for other information which comprises the general information and directors' statement.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of management and directors for the financial statements

Management is responsible for the preparation of financial statements that give a true and fair view in accordance with the provisions of the Act and FRSs, and for devising and maintaining a system of internal accounting controls sufficient to provide a reasonable assurance that assets are safeguarded against loss from unauthorised use or disposition; and transactions are properly authorised and that they are recorded as necessary to permit the preparation of true and fair financial statements and to maintain accountability of assets.

In preparing the financial statements, management is responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

The directors' responsibilities include overseeing the Company's financial reporting process.

Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with SSAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with SSAs, we exercise professional judgement and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.

- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with the directors regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Report on other legal and regulatory requirements

In our opinion, the accounting and other records required by the Act to be kept by the Company have been properly kept in accordance with the provisions of the Act.

Ernst & Young LLP
Public Accountants and
Chartered Accountants
Singapore
15 April 2019

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しています。